



Title	中国古代における「謡」の思想史的研究
Author(s)	串田, 久治
Citation	大阪大学, 1998, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.11501/3144182
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中国古代における
「謠」の思想史的研究

串田久治

目次

第一章 「謠」とは何か

第一節 「謠」の研究史	一
第二節 「謠」の起源とその定義	七
第三節 「謠」の政治的・社会的意味	一三
第四節 「謠」と「予言」	二一

第二章 前漢初期の「歌」とその予言性

第一節 呂后をめぐる	二五
第二節 「淮南民歌」について	三三
第三節 「潁川兒歌」について	三九
第四節 「淮南民歌」と「潁川兒歌」の深層 ——淮南王安と田蚡、王太后、そして武帝	四六
第五節 前漢初期の「歌」の「予言」——『漢書』の解釈	五三

第三章 前漢の「謠」と「予言」

第一節 睦弘と夏侯勝の「予言」について	五九
第二節 元帝の時の「謠」	七〇
第三節 成帝の時の「謠」	七七
第四節 前漢末の「謠」——王莽をめぐる	八六

第四章 後漢の「謠」と「予言」

第一節 順帝の時の「謠」	一一
第二節 桓帝の時の「謠」	一七
第三節 黨錮の禍をめぐる「謠」	二七
第四節 後漢末の「謠」	三七

第五章 「童謠」と災惑

第一節 災惑	四九
第二節 「童謠」と災惑	五九

第六章 古代中国の予言

第一節 祥瑞と災異	六七
第二節 予言「亡秦者胡也」について	七二
第三節 予言「始皇帝死而地分」と予言「今年祖龍死」について	七七
第四節 「亡秦」の顛末	八〇
第五節 「予言」の政治性と「謠」	八五

注

第一章	一八九
第二章	一九五
第三章	二〇二
第四章	二二二
第五章	二三三
第六章	二三九

第一章 「謠」とは何か

第一節 「謠」の研究史

古代中国の「謠」の特異性はかなり前から注目されていた。しかしながら、これまでは文学研究の側から論ぜられることがほとんどで、社会思想史研究からのアプローチはあまりなかったのが実情である。もちろん文学と思想史がクロスする点は少なくないから、文学研究の成果が思想史研究に有益であることは言うまでもない。ところが、近年の文学研究は古代の「謠」を文学史上にどう位置付けるかということに主たる関心があったようで、「謠」に託された意味を歴史事実にも照らして分析することには積極的ではなかった。しかも、その多くは、「謠」の内の「童謠」だけを取り上げてその「予言」するところに信憑性があるか否かを詮索するか、あるいは封建社会における「謠」の特徴を指摘しながら支配・被支配の構図で解説するなど、近代的価値観で論ずるものである。そこで、まず先人の研究成果を踏まえながら問題点を整理し、「謠」の思想史的研究の意義を検討したい。

* * * * *

中国では比較的早くから、歴史書に記録された「謠」には独特の世界があると認識されている。宋・郭茂倩撰『雜歌謠辭』（『樂府詩集』卷八十三、八十九）をはじめ、元・左克明撰『古樂府』、劉履撰『風雅翼』、明・馮惟訥撰『古詩紀』、臧懋循撰『詩所』等、部分的ではあるが「謠」が集められている。また、明代には堯から嘉靖年間までの「謠」を集めた『古今風謠』（楊慎纂）が生まれている。しかし、これは典拠を明らかにしないものも多く、先駆的価値はあるが完備した工具書とはいえない。『四庫全書總目提要』は、「以て書を著すと言ふに足らず」と手厳しい。

その後、清に杜文瀾が『古謠諺』を著し、八百六十余種の書から先秦より明代に至る三千三百余首の謠や諺を集めた。この『古謠諺』はひとつひとつの典拠を明らかにし、更に類書等に引用されたものをも比較しながら校勘を加えている。しかし、『古謠諺』編纂の目的は、「謠」の生まれた原因を歴史的事実に照らして究明したり、それぞれの「謠」の意味を分析することにあつたのではない。杜文瀾自身が、「凡そ古注有る者は亟かに之れを採り、互注有る者は兼ねて之れを收む。原注の完ならざれば則ち補注の例を援きて以て之れを釋し、本書に注無ければ則ち他書の注を引きて以て之れを解す。遇々詞意奧衍なる

者有れば、更に名儒の論説を採り、據りて以て折衷し、疏通證明、人をして曉らかにし易からしめんことを期す」(凡例)と言うように、『古謠諺』は「謠」の背景・内容すべて歴史書並びに注釈家の解説をそのまま掲載することを旨としており、基本的に歴代の諸書中に「謠」と冠せられたものをすべて集めることを目的としたものであった。とは言え、劉毓崧がその序に、「蓋し謠諺の興り、興誦に由るならん。爲政者、民の言を酌みて其の好惡を同じくすれば、則ち芻蕘葑菲も、均しく備さに詢い、輶軒に訪う可し。故に昔の民風を觀る者は、既に詩を陳べ、亦た謠諺を陳ぶ」と、単に「興誦」でしかない「謠」も爲政者にとっては決して無視できない存在であったことを指摘しているように、杜文瀾が中国社会における「謠」の持つ社会的・政治的意味を高く評価していたことは間違いないだろう。このことは、『古謠諺』を重印するにあたって、「謠諺の多くは民間より生まれためので、当時の人々の社会に対する認識、特に当時の政治に対する見方を反映している」(中華書局、一九八三年重印説明)と説明し、「謠」は中国固有の社会的・政治的「現象」であり、そこには中国特有の精神文化が内在する、それゆえ中国の歴史・社会・政治・思想の研究上で「謠」は貴重な資料であるとして積極的に「謠」を評価しようとするところにも受け継がれていると言えよう。

さて、歴史的な「謠」を中国政治社会の深層を知る上での貴重な資料であるとし、中国社会思想史の研究テーマとしてその歴史的意義を認めて、いち早く「謠」に言及した中国人研究者は周作人である。

周作人は「兒歌之研究」(民国三年)において、中国の童謠には子供が自然発生的に作り出したものと大人が作って子供に歌わせたものの二種類があつて、古代の童謠は後者に属するという。そして、普通の童謠(子供が作ったもの)が歴史から消えてしまったのに対し古代の童謠が今日にまで伝えられたのは、いずれの童謠も単なる作りものではなく歴史的事実に即して生まれたからであると、その歴史的意義を積極的に認めている。しかしながら、中国古代の童謠を考える場合、後に焚惑屋をその主催者とするようになったことから童謠は鬼神に託した占言であるとする見方を、「望文生義(字面だけで意味を憶測して実際の意味からはずれること——筆者注)」、「論理学者の言うところの「巧詞(預期理由：論点先取の虚偽のこと。証明しようとする根拠を前以て用意して説く論法を言う——筆者注)」にほかならないと戒めることも忘れない(注1)。イデオロギーに翻弄された後の「童謠」と、それ以前の「兒歌」とを同一視することの非を、周はそのタイトル「兒歌之研究」に示していたのである。

その後、周作人は「讀『童謠大觀』」（民国十二年）を著し（注2）、前年に出版された『童謠大觀』が古代の童謠と現代の童謠とを混同していることを批判しつつ、古代の童謠を「五行志派」と名づけて普通の童謠と明確に区別した。周はここでも先の「兒歌之研究」の論を引用し、「古代の予言的童謠も一種の兒歌であるが、手法や内容はいずれも当時の事実の上に生まれたものであって、自然な感情の発露でも広く物情を詠んだものでもない。学者が『歴史的兒歌』と称しているものである」と言って、古代の「兒歌」は大人が作って子供が歌ったもの、史実と関係があるからこそ今日まで伝えられたのであって、生まれては消えていく普通の歌とは全く違うものであることを繰り返して述べている。

ところで、この「兒歌之研究」は周作人自らが言うように、実は中根淑（注3）の『歌謠字數考』（明治四十一年）に依って生まれたものである。恐らく日本留学中に読んだのであろうが、かれは『歌謠字數考』『童謠十九』の一節、「何れの歌も、其の時代に生じたる事實を、他の事に寓せたるものにて、其の詞を暗ませて述ぶるがゆゑに、當時の人に非ざるよりは、解し難きことも多し、……されど童謠とはいへど、初めは心あるもの之を作りて、世に廣め、やがて童子などの謠ひものとなれるべし」を、「其歌皆咏當時事實、寄興他物、隱晦其詞、後當世有心人之作、流行於世、馴至爲童子之所謠云耳」と翻訳し、「中國の童謠もこれと同じである」と断ずる。

先述したように周作人が「讀『童謠大觀』」の中で、古代の「兒歌」は「大人が作って子供が歌ったもの」と言い、「史実と関係があるから今日まで伝えられたのであって、普通の歌と一緒に滅びるようなことはなかった」と言うのも、中根淑が「童謠は、唯唯事を諷する歌にて、本より絲竹に合するにも非ず、猶今の世、女兒手を引き合ひて、盆歌を謠ふが如きものなり、他の流行歌は、大概其の時々新なる節もて謠ふものにて、歌は必ずしも時事を諷するものに非ず、左の數首の童謠（『日本紀』に見える童謠——筆者注）を見て、普通の流行歌と異なる所を曉るべし」というのに基づいている（注4）。

周作人の後、胡懷琛は『中國民歌研究』（上海商務印書館、民國十四年）を著して古代の童謠を取り上げ、「童謠はまたそれとなく未來の事に言及するものが多く、それ故、識語に似たものが多い」が、童謠の「預言」というのは実はかなりの時間をかけて醸し出されたものが言語となって現れたもので、確かにその段階ですでにある程度の予見はあったろうが、結果的にはそれが事件となった時に「預言」とされたものであり、いずれも神秘的な事などない（注5）との考えに立ち、「童謠の預言が『しるし』あるものとは承認できない」という。

その後、「謠」の存在は中国では文学概論などで紹介される程度で、比較的古いものとして鄭振鐸著『中國俗文學史』上冊（長沙商務印書館、民国二十七年）が挙げられるが、ここでは「最早的五言詩都是童謠民歌一類的東西」と、漢代の童謠を五言詩の起源として位置付けるだけである。この見解は中国文学史では支持されたようで、童謠には七言のものも少なくないことから、『中国文学史』（北京大学中文系 一九五五年）や『兩漢文學史參考資料』（北京大学中国文学史教研室選注 一九六二年）などは古代の「童謠」を五言詩並びに七言詩の先駆として位置づけるに至る。

楊蔭深著『中國俗文學概論』（上海世界書局、民国三十五年）は、「謠」を「元來即興の作であり、どれも創作を意図したものではないので、簡単に短いものが多い」として、字句数によってその体例を説明するが、結論は「『謠』の内容は概ね時事に関するもので、先に述べた『即興にして造る』とはこのことを指している」というのみである。その後、次々に出版される文学概説・文学史でも「謠」についての解説はあるが、『中国文学史』（北京大学中文系 一九五五年）は「謠」は五言詩の基礎を築いたとして、『中国民間文学史』（北京師範大学中文系 一九五九年）は「人民が暗黒腐敗政治を暴露し諷刺するもの」として簡単に述べるに終わっている。『中国文学史稿』（吉林大学中文系 一九六一年）は兩漢の「謠」を具体的に解説しながらその「戦闘性」を論ずるが、その結論は「謠」は人民の統治階級に対する不満や醜い統治階級の暴露であるとお座なりである。また、『民間戯曲歌謠散論』（李岳南著 一九五四年）は「古代の歴史書に見える兒歌・童謠は往々にして真のものではなく、搾取統治階級の作った偽物である」と断じている。

「謠」の専論としては、天鷹著『論歌謠的手法及其體例』（上海文化出版社、一九五六年）、同「中国古代民謠」（一九五六年）、劉開揚著「略談中古時期的民謠」（一九五九年）が挙げられる（注6）。

「中国古代民謠」は先秦から明までの童謠・民謠を通史的に論じたもので、その価値は高い。ここでは古代の民謠（童謠を含む）をその発生状況から、

- ・元歌があり、後世その意味が不明になって、それを歴史上の事件と関連させたりでっちあげたりしたもの。
- ・元歌がなく、後世の人間が偽造した（あるいは事件の後に流伝した）もの。
- ・ひどい災難があつて、それが現実生活に大きな支障を来したために生まれたもの。
- ・「讖言」、すなわち天の意志を肩代わりして予言するもの。
- ・その他、風俗・人情・遊戯などを謳う本来の童謠。

などに分類し、時局の変動と関連させた神秘的な占いの語となり、時代が下がるにつれて荒唐無稽な神託の様相を呈し、ついには政治的目的のために偽造されるに至った中国古代民謡の歴史を具体的に説いている。そして、民謡は基本的に封建社会の腐敗や混乱を鋭く諷刺し、封建統治階級のある特定人物に大きな打撃を与えるものであったこと、そのため封建統治階級には恐るべきものであったことを明らかにし、中国の民謡は「七首のよう」に鋭く、「最も現実主義的で戦闘性に富む」文学芸術であると結論している。

「略談中古時期的民謡」は漢から唐に至る民謡のいくつかを取り上げ、「歴史書に現存する民謡も歪曲して解説されているものが多い」、「いずれにせよ、『五行志』のような解釈は当てにならない」と言いながら、その解説は「五行志」及びその注釈が解説したことのダイジェストの域を出ず、それぞれの民謡に対して異口同音の型通りのコメントをするだけに終わっている。そして、古代の民謡の「暴露的方法」は「封建社会にあっては進歩的である」が、そこから学びとるものは「みだりに古代の民謡の暴露的な方法（封建社会にあっては進歩的ではあったが）を用いて我々の新しい社会を歪曲することではない」と、新中国のためにはふさわしくないとする。また、「封建社会の圧迫に対する人民の大胆な反抗精神」を強力に現している中国古代の民謡は、支配され抑圧された「人民」のものであって「腐り切った貴族文学など及びもつかない」文学的価値があるという。

朱自清（注7）著『中国歌謡』（作家出版社、一九五七年）は、中国の歌謡をその起源から説き起こして様々な歌謡を歴史的に解説し、「謡」と「歌」と「語」を「徒歌」に位置付け（『古謡諺』に則る）、その政治的・占驗的童謡は「民の怨みの表現」であるとしながら、「以後に現れた『しるし』はすべて偶然であり、かつまたそこには何ら一定の因果関係もない」と言い、この種の童謡の「予言」性が歴史家をして歴史書（五行志）に記載させたとする。しかし、これも基本的に周作人の『兒歌之研究』を襲うものである。

一九九四年に出版された『中国謡諺文化——謡諺与古代社会』（注8）は、謡諺を「忠君愛国を主張する」「主流文化」に対立する「群衆に流行した一種の潜流文化」であると位置付け、古代から明・清に至る膨大な量の謡諺を政治・農耕・飲食・風俗・医学・気象・教育などテーマ別に分類している。ただ、その研究対象が「農耕・牧業・植樹・養花・氣象等の専門知識や様々な人生経験を伝授する」謡諺にも広がっており、また目的が「謡諺を通じて古代社会の歴史状態の特色を窺うこと」（同上、前言）、すなわち「潜流文化」はいかに「上流社会」と激突して来たか、「下層階級」の知恵がいかに優秀であったかを明らかにすることが中心となっているために、「謡」そのものの社会思想史的論及、すな

わち「予言」と「謠」の関係、熒惑と結合することの意味、災異説・讖緯説との関係などの論及がなく、中国社会における「謠」の特徴が明確にされない。

一方、日本での研究を見るに、中根淑・小柳司氣太・七理重恵を除けば、中国人の研究を踏襲するものが殆どである。中根淑『歌謠字數考』についてはすでに見たが、小柳司氣太は「童謠・圖讖・教匪」（『東洋思想の研究』昭和十八年、森北書店）で、「一寸風が吹けば、直ちにちりちりばらばらになって、風の方向に従ひ飛んでしまふ」中国人の群集心理を歴史的に説明しようと、周から清朝に至るまで童謠によって予言が行われていたことを例を挙げて解説する。そして、童謠は「好事家の類ありて、此種の事を捏造し、又は野心家乃至奸雄亂を作すの輩は、之れを利用して『自己がかなす事は、恰も天命である、聴け、童謠にもかく歌ふて居るではないか、古人の歌でも、かく述べてをるではないか』といふ風に民心を煽動して、自己の勢力を隠々の中に張らんとする」もの、「群集心理の指導者となり、暗示者となって、史上に見はれたもの」として捉え、圖讖・讖緯と同類であると結論している。

小柳に先立つこと四年、二万余篇に及ぶ中国の民謠を自ら採集した七里重恵は中国民謠に「政治的民謠」が極めて多いことに驚き、民謠から中国人の国民性を見ようと『支那民謠とその國民性』（昭和十三年、明治書院）を著した。かれは悪政が人心を不安にし「その不安が恐怖、愚痴、怨嗟、憤怒、絶望、反抗と成長する」、それが重なると、「示唆に飛んだ諷刺となり、忍びえざる謠言となり、竟には大衆の口を藉りて政治に對する誹謗の民謠にまで發展する」と考え、日本の「落首」はそれに類するとも言う（注9）。そして、歴史上の童謠が「虐政殘賊」が起こった王朝交替期に多く存した事実を指摘し、「あらわに大聲疾呼せば、己れの身柄と首ツ玉は二分されるから、謠を藉って風したのであろう」との見解を示し、中華民国に至るまで「政治的民謠の多く存するは、當然の徑路」であると断言する。多くの点で示唆に富むが、歴史上の民謠・童謠が本旨でなく、その論及が少ないのが惜しまれる。

その後、狩野直喜「歌謠としての五言詩の發達」（『西漢學術考』昭和三十九年、筑摩書房）は標題の通りの内容であり、志村良治「災異の歌謠」（『東洋文化』復刊六、昭和三十八年）・「古歌謠考」（『東北大学教養部紀要 人文科学篇』、昭和四十一年）、増田清秀「前秦苻堅の施政批判の歌謠」・「（併記）正史に見える施政批判の歌謠」（『樂府の歴史的研究』昭和五十六年、創文社）なども、「謠」に関する見解は概ね中国の研究に依拠したもので新しい観点はない。ただ、「歌謠不毛の時期を零細な資料により跡づけ

つつ、いわゆる空白の時期における歌謡の様相をさぐり、それがいかに前代の歌謡を承け、漢の樂府時代に引きつがれるかを問う」ことを目的とした「古歌謡考」は、「民間の歌謡はのち文学としての五・七言詩を生み出すが、その先駆の時代としてこの時期は五・七言詩成立に関する重要な資料を提供する」と、「謠」を五言詩・七言詩の先駆とする先人の定義を踏襲するものであるが、「謠」の三字句に触れて「三言の歌謡形式はいままでという快板のリズムに乗るものである」との卓見が見える(注10)。

以上のように中国では比較的早くから「謠」、ことに「童謠」に注目していたが、これまでの研究は「謠」の存在を指摘した総論ばかりで、ひとつひとつの童謠の内容を追及することも少なく、念入りに事実関係を調べて「童謠」に隠された意味を探ろうとすることもなかった。ましてや、それらを記録した歴史家の真意を読み取ろうとすることもなかった。また、日本では周作人の指摘するように、中根淑が「童謠」について論じたのがその最初ではないかと思われ、七里重恵の後は概ね中国人学者の焼き直しの域を出ない。

第二節 「謠」の起源とその定義

「謠」の起源を知る資料としては、『列子』・『國語』・『左傳』・『戰國策』などを挙げるができる。『列子』は堯の時の「兒童の謠」、『國語』は周の宣王(前八二七〜前七八二在位)の時の「童謠」、『左傳』は魯の僖公(前六六〇〜前六二八在位)や昭公(前五四二〜前五一一在位)の時の「童謠」、『戰國策』は齊の將軍安平君田單(前三世紀)の時の「嬰兒の謠」を載せる。

堯、天下を治めること五十年、天下治まりたるか治まらざるかを知らず。億兆の己を戴くを願えるか、己を戴くを願わざるかを知らず。顧みて左右に問うに、左右 知らず。外朝に問うに、外朝 知らず。在野に問うに、在野 知らず。堯、乃ち微服して康衢に遊び、兒童の謠を聞く。曰く、「我が蒸民を立つるは、爾が極に匪ざる莫し。識らず知らず、帝の則に順う」と。堯、喜びて問いて曰く、「誰か爾に教えて此の言を爲さしむ」と。童兒曰く、「我れ之れを大夫に聞けり」と。大夫に問う。大夫曰く、「古詩なり」と。堯、宮に還りて舜を召し、因りて禪るに天下を以てす。舜、辭せずして之れを受く。(『列子』仲尼篇)

宣王の時、童謠有りて曰く、「^{えんこ}壓弧箕服、實に周國を亡ぼさん」と。是に於て宣王
之れを聞く。夫婦の是の器を鬻ぐ者有り、王、執えて之れを戮さしむ。府の小妾、女
を生み、而して王子に非ざるや、懼れて之れを棄つ。此の人や、收めて以て褒に奔る。
褒人 獄^{うた}え有りて以て入るを爲す。天の此れを命ずること久し。其れ又た何をか爲す
可けん。訓語に之れ有り、曰く、「夏の衰えたるや、褒人の神、化して二龍と爲り、
以て王庭に同^{ひと}い、而して言いて曰く、『余れ褒の二君なり』と。夏后、之れを殺すと
之れを去ると之れを止むとを卜するも、吉なること莫し。其の瘞^{おき}を請いて之れを藏む
るを卜するに、吉なり。乃ち幣^{へい}を布ね、而して策もて之れに告ぐ。龍亡^{おろ}げて瘞^{おき}在り、
積して之れを藏め、傳えて之れを郊す。殷・周に及ぶまで、之れを發^{ひら}くこと莫きなり。
厲王の末に及び、發きて之れを觀るに、瘞^{おき}、庭に流れ、除く可からざるなり。王、婦
人をして幃^{ふし}せずして之れに諱^{かた}がしむ。化して玄龜と爲り、以て王府に入る。府の童妾、
未だ既^{ことごと}くは讎^{ことごと}せずして之れに遭い、既に笄^{かみ}して孕み、宣王の時に當たりて生む。夫不
くして育む。故に懼れて之れを棄つ。弧服を爲る者、方に戮せられんとして路に在り、
夫婦、其の夜號するを哀れみ、之れを取りて以て逸^にげ、褒に逃る。褒人褒姒^{うた} 獄^{うた}え有
りて、以て王に入ること爲す。王、遂に之れを置き、而して是の女を嬖^ひして、后と
爲すに至らしめ、伯服を生む。天の此れを生ずること久し。其の毒を爲すこと大なり。
將に淫德^まを候^まちて之れを加^おらしめんとす。毒の酋^お膳^くなる者は、其の殺すや滋々速かな
り。申繪西戎 方に彊く、王室 方に騒^{みだ}るるに、將に以て欲を縦にせんとするは、亦
た難からずや。王、太子を殺して以て伯服を成さんと欲すれば、必ず之れを申に求め、
申人 界^{あた}えざれば、必ず之れを伐たん。若し申を伐ちて、繪、西戎と會して以て周を
伐たば、周 守らざらん。繪、西戎と方に將に申を德せんとす。申呂 方に彊く、其
の太子を隕愛するも、亦た必ず知る可きなり。王師 若し在らば、其の之れを救うも、
亦た必ず然り。王 心に怒り、虢公 従わん。凡そ周の存亡、三稔^{さんねん}ならざらん。君
若し其の難を避けんと欲すれば、其れ速かに所^{はか}を規^{はか}れ。時至りて用^{もち}えを求むるも、恐
らくは及ぶ無からん」と。……幽王八年にして桓公、司徒と爲り、九年にして王室始
めて騒ぎ、十一年にして斃^はれたり。平王の末に及びて、秦・晉・齊・楚、代々^{たいたい}興る。

（『國語』卷第十六「鄭語」）

八月甲午、晉侯、上陽を圍む。卜偃に問いて曰く、「吾れ其れ濟^ならんか」と。對えて

曰く、「之れに克たん」と。公曰く、「何れの時ぞ」と。對えて曰く、「童謠に云う、『丙子の晨、龍尾、辰に伏す。均服振振として、虢の旂を取る。鶉の責責たる、天策、焯焯たり。火の中するとき軍を成し、虢公 其れ奔らん』と。」と。其れ九月十月の交か。丙子の旦、日は尾に在り、月は策に在り。鶉火 中するときとは、必ず是の時ならん」と。冬、十二月丙子朔、晉、虢を滅し、虢公醜、京師に奔る。（『春秋左氏傳』僖公五年）

「鸛鵒 來りて巢くう有り」とは、無き所を書すなり。師己曰く、「異なるかな。吾れ聞く、文・成の世に、童謠之れ有り。曰く、『鸛や鵒や、公 出でて辱めらる。鸛鵒の羽、公、外野に在り、往きて之れに馬を饋る。鸛鵒 跼跼たり、公、乾侯に在り。

もと

褰と襦とを徴む。鸛鵒の巢くい、遠きかな遙遙たり。稠父は喪勞し、宋父は以て驕る。鸛鵒鸛鵒、往くに歌い來るに哭す』と。童謠、是れ有り。今、鸛鵒來りて巢くう。其れ將に及ばんとするか」と。（同、昭公二十五年）

田單、將に狄を攻めんとし、往きて魯仲子に見う。仲子曰く、「將軍、狄を攻むるも、下すこと能わざるなり」と。田單曰く、「臣、五里の城、七里の郭、破亡の餘卒を以て、萬乗の燕を破り、齊の墟を復す。狄を攻むるも下らずとは何ぞや」と。車に上り謝せずして去る。遂に狄を攻め、三月にして之れに克たざるなり。齊の嬰兒謠いて曰く、「大冠、箕の若く、脩劍、頤を咲う。狄を攻むるも下すこと能わず、枯丘に壘す」と。田單、乃ち懼れ、魯仲子に問いて曰く、「先生、單、狄を下すこと能わざるを謂う。請う、其の説を聞かん」と。魯仲子曰く、「將軍の卽墨に在りしとき、坐して簣を織り、立てば則ち插を杖つき、士卒の爲に倡えて曰く、『往く可し。宗廟 亡びん。亡びるに日 尙し。何れの黨にか歸らん』と。此の時に當たりて、將軍、死するの心有りて、士卒、生くるの氣無し。若の言を聞きて、泣を揮い臂を奮って戦わんと欲せざる莫し。此れ燕を破る所以なり。今に當たりて、將軍東のかた夜邑の奉有り、西のかた菑上の虞み有り、黄金、帶に横たわりて、淄・澠の間に馳す。生の樂しみ有りて、死の心無し。勝たざる所以の者なり」と。田單曰く、「單、心有り。先生、之れを志せ」と。明日、乃ち氣を厲まし城を循り、矢石の所に立ちて、乃ち枹を援りて之れを鼓す。狄人、乃ち下る。（『戰國策』卷第十三「齊 田單將攻狄」）

『列子』は、堯が天下を治めて五十年、民の声を聞こうと「微服して康衢に游」んだ堯が自ら耳にした「兒童の謠」を載せている。「我ら人民の生活はすべてあなた（堯）の極（規範）に基づくもの。我らは知らず知らずのうちに天（自然）の法則に従っている」という内容で、堯の政治に満たされた民意を謳ったというものである（注11）。

『國語』では、「周は滅びるだろうか」との鄭の桓公の問いに対する周の太史伯の話を載せ、ここに記録される「童謠」が「緜弧箕服（桑の弓と箕の簍）が周を滅ぼす」と周の滅亡——宣王の子幽王が褒姒を得て犬戎に殺され（紀元前七七二）、後を継いだ平王は犬戎の難を避けて鎬京（陝西省長安県）から維きひ（洛陽）に遷都したこと（少なくとも精神的にはここに周が滅びた）を「予言」していたということになっている。すなわち、宣王の時に「緜弧箕服」を売っている夫婦の拾った捨て子が後に周の後宮に献上されて褒姒と名づけられ、これを寵愛した幽王は諸侯の信頼を失って犬戎に殺され、周王朝を滅ぼしたという事実と一致する。褒姒に骨抜きにされた幽王は、皇后（申侯）と太子（宜臼）を廃して褒姒を皇后に伯服を太子に立て、本来は外寇の侵入があった時に急を知らせる爲に挙げる烽火を褒姒を笑わせるために烽火を挙げ、ついに諸侯の信用を失い、後に犬戎に攻められた時には諸侯はひとりも参集せず、幽王は殺された。そして、その後を継いだ本来の太子宜臼は犬戎を避けるために東遷を余儀なくされたのである（注12）。

『左傳』の前者は、僖公五年（前六五四）に晉の獻公が上陽（虢の都）を包囲した時、卜偃がその勝利を占い、その時期を当時の「童謠」によって知り得たというものである。すなわち、卜偃は「童謠」が「丙子の曉方に日は龍尾星の方角（東）に、月は天策星の方角（西）にあり、鶉火の星が南中する、その時に虢公は逃亡する」と謳っていることを根拠に、九月と十月（夏曆）の境目の丙子の曉方と断定した。果たせるかな、十二月（夏曆の十月）丙子朔に晉は虢を滅し、虢公醜は京師に逃亡した。

『左傳』の後者は、昭公二十五年（前五二七）に北方の鳥、すなわち「中國の禽に非ざる」（『公羊傳』）はつちよう 鸛はつちようが魯に飛来して巢を作ったという、およそ魯には希有なことであるが故の記録で、鸛はつちようの出現は昭公の悲劇を予告するものと理解される。それは昭公が生まれる百年も前、文公（前六二六〜六〇九）から成公（前五九〇〜五七三）の世に謳われた「童謠」に予言されているというのである。まず、「童謠」に謳われた「稠父」とは昭公の名、「宋父」とは定公の名である。そして、「童謠」の一句「公出でて辱めらる」は、「（二十五）年九月戊戌、季子を伐ち、（季）公子を門に殺し、遂に之れい入」った

ものの、結局、魯の国における季氏の存在を認めた人々が昭公を囲んで「遂に公の徒を伐ち」、「己亥、公、齊に孫^{の孫}」（昭公二十五年）れた事実と、「公、外野に在り往きて之れに馬を饋^{おく}る」、「公、乾侯（晉の地）に在り。褰と襦とを徴^{もと}む」は、「平子、毎歳 馬を買い、從者の衣履を具えて、之れを乾侯に歸^{かへ}」（昭公二十九年）った事実と対応している。そして、その後八年の間、魯からも齊からも晉からも見放された昭公は、乾侯で病みここに薨じたのである。翌年（定公元年）、「（夏）六月癸亥、公の喪、乾侯自り至る。戊辰、公（定公）即位す」、昭公の弟、名は宋、定公が即位した。

『戰國策』の「童謠」は、齊の安平君田單が三月も狄を攻略できないでいた時、たまたま「齊の嬰兒の謠」を聞いて驚愕し、それより先に魯仲連に「將軍は狄を降せない」と言われたことの意味を悟ったというものである。魯仲連はこの「謠」が將軍としての銳氣をなくして驕慢奢侈になった田單を誘っていたことから、かつて燕を破った時の戦意が失せてしまった田單には狄を破ることは無理だとわかったと言うのである。ここでも「謠」は暗に田單の戦況を「予言」したものとされている（注13）。

また、『孔子家語』にも孔子自ら耳にしたとして二つの「童謠」が記録される。

楚の昭王、江を渡りしとき、江中に物有り、大いさ斗の如く、圓にして赤し。直ちに王の舟に觸る。舟人、之れを取る。王、大いに之れを怪しみ、遍く羣臣に問うも、之れを能く識るもの莫し。王、使いをして魯に聘し、孔子に問わしむ。子曰く、「此れ所謂萍實なる者なり。剖きて之れを食らう可し。吉祥なり。唯だ霸者のみ能く焉れを獲るを爲す」と。使者、返る。王、遂に之れを食らうに、大いに美なり。之れを久しくして使い來り、以て魯の大夫に告ぐ。大夫、子游に因りて問いて曰く、「夫子、何を以て其の然るを知る」と。曰く、「吾れ昔し鄭に之きしとき、陳の野を過^よぎり、童謠を聞く。曰く、『楚王、江を渡り、萍實を得ん。大いさ斗の如く、赤きこと日の如し。剖きて之れを食らえば、甜きこと蜜の如し』と。此れ是れ楚王の應なり。吾れ是こを以て之れを知る」と。（卷第二「致思」）

齊に一足の鳥有り、飛びて公朝に集まり、下りて殿前に止まり、翅を舒べて跳る。齊侯、大いに之れを怪しみ、使いをして魯に聘し、孔子に問わしむ。孔子曰く、「此の鳥、名づけて商羊と曰う。水祥なり。昔し童兒の其の一腳を屈し、兩肩を振訊して跳る有り。且つ謠いて曰く、『天、將に大いに雨ふらんとし、商羊 鼓舞す』と。今、

齊に之れ有り。其の應、至らん。急に民に告げ、趨やかに溝渠を治め、隄防を修めよ。將に大水有りて災を爲さんとす」と。之れを頃くして大いに霖雨あり。水、諸國に溢泛し、民人を傷害す。唯だ齊のみ備え有りて敗れず。景公曰く、「聖人の言、信にして徵有り」と。(卷第三「辯政」)

前者は楚の昭王が覇者となることを「童謠」から前以て知り得たというものであり、後者は「童謠」が洪水の予告をしていることを知った齊がそれに備えたため、諸國が水害に見舞われたにもかかわらず齊だけが被害を免れたというものである。ともに孔子に「童謠」の予言性を語らせることによって、その神秘性を付加しながら「予言」の信憑性に權威付をしている。(注14)

これらの資料が当時の社会をどれほど正確に伝えているかは定かではないが、近い将来を予言する「童謠」は周にはすでにあったと考えられる(注15)。

ところで、『列子』では「兒童謠」とあり、『國語』及び『左傳』では「童謠」、『孔子家語』では「童謠」あるいは「(童兒)謠いて曰く」、『戰國策』では「嬰兒謠」とあるが、『國語』の「童謠」が『史記』(周本紀)や『漢書』(五行志)では「童女謠」となっていることからわかるように、必ずしも「童謠」は固定した名称ではない。「童謠」以外にも、「民謠」・「百姓謠」・「嬰兒謠」・「兒謠」のほか、「女謠」(『魏書』高車國傳)・「小兒謠」(『舊唐書』五行志)などもあり、いずれも作者あるいは謠い手を冠しているが、言うまでもなく「謠」に冠した童・民・百姓・嬰兒・兒・女に重きがあるのではない。また、「堯の時の謠」・「漢末の謠」などのように時代で示すもの、「長安の謠」・「京師の謠」など場所で示すものもある。あるいは単に「謠曰」とのみ記録するものも少なくない。『列子』の例からもわかるように、いずれにせよ子供に作れるものではなく、何らかのかたちで知識人が関与していることは明らかである。「謠」は誰が作ったものか特定できないことが重要であった。換言すれば、童・兒・百姓・民などを冠するのは責任の所在をカモフラージュするための一手段であり、当時の知識人が兒童や庶民に託して政治・社会への不平不満を爆発させ、それを流布させることによって特定の権力者や権力機構に何らかの影響力を発揮せんと期待したものが「謠」なのである。

そもそも「謠」とは、「徒だ歌う、之れを謠と謂う」(『爾雅』釋樂第七)、「晝は徒だ歌うなり」(『說文解字』三篇上)、「曲ありて樂に合するを歌と曰い、徒だ歌うを謠と曰う」(『詩經』魏風「園有桃」の毛傳)、「絲竹の類無くして獨だ之れを歌うを謂う」

（『初學記』卷十五樂部上「歌第四」）、「章曲有るを歌と曰い、章曲無きを謠と曰う」（同上『初學記』所引『韓詩』）などあるように（注16）、伴奏のない歌を意味し、伴奏のある「歌」とは区別された。しかし、鄭玄が『詩經』「園有梅」の一句「心の憂うる、我れ歌い且つ謠う」に、「我が心 君の行い此くの如きを憂う。故に歌謠して以て我が憂いを寫す」と解説しているように、「謠」も人々の心の憂さを晴らす一助として存在していた。しかし、「謠」は単に憂さを晴らしの道具ではない。人々は権力者に対する恨みつまり、政治や社会に対する不満など、多くの「憂い」を実に巧みに織り込み、時にユーモアたっぷりに「憂い」を共有するものに向かって語りかける。しかも、「謠」が楽器の伴奏を必要としないということは、伴奏を要する「歌」よりも比較的自由に謳うことができたことを意味し、肉声で謳うことでよしとすることが「謠」の流行を大いに促進したと考えられる。

第三節 「謠」の政治的・社会的意味

孔子は、「小道と雖も、必ず觀る可き者有り。遠きを致すには泥まんことを恐る。是を以て君子は爲さざるなり」（『論語』子張篇）と、「小道」に拘泥することを戒めながらも、その「小道」も決して侮ることがあってはならないと説く。孔子の言う「小道」とは、鄭玄によれば「異端」、すなわち正統な學問によって得たのではない知識や技術を意味するものであって、必ずしも「謠」を意味する訳ではない。しかしながら、これは『詩經』に言う「先民、言える有り、芻蕘に詢う」（大雅「板」）と同様、人間には経験的に修得する知恵や、状況を適確に判断する直感力などがあり、それらは時に正道で得た知識によらないからこそ、かえって物事の本質を見抜いていることが少なくないと言うものである。「疑事有れば、當に薪采者と之れを謀るべし」（「板」鄭箋）ともあるように、ともすれば一人よがりになりがちな學問・政治の世界に市井の声を反映させることもあった。そして、この民意重視は決して後世に美化された理想論ではなく、現実的に実施された政治学であった。

古代中国において民意を尊重したことは、『春秋左氏傳』の所謂「輿人の誦」にも伺うことができる。晉の文公は曹を包囲した時、「墓に舍せ」と謳う「輿人の誦」に耳を傾けて成功を収め、同年四月の楚攻撃の時には、「原田、毎毎たり、其の舊を捨てて新を是れ謀れ」と謳う「輿人の誦」を聴いて勝利を収めたことが記されている（注17）。また、鄭

の子産の政務を評する歌として有名な二首の「輿人の誦」（注18）、政務を執って一年目に「我が衣冠を取りて之れを褚せしめよ。我が田疇を取りて之れを伍にす。孰か子産を殺す、吾れ其れ之れを與けん」と子産を恨み、三年目には「我れに子弟有り、子産、之れを誨う。我れに田疇有り、子産、之れを殖せり。子産にして死さば、誰か其れ之れを嗣がん」と子産を慕って謳われたという。「輿人の誦」とはその時々々の政治を敏感に察知して生まれた毀誉褒貶の歌謠である。杜預の注「輿人は役卒なり。戦争に與らず。其の言、或いは中る。故に之れに聽く」に従えば、「輿人の誦」に耳を傾けるとは、まさに「芻蕘に詢う」と同様の思想である。そして、そこに読み取れる「予言」性に注目すれば、これらの「輿人の誦」も僖公五年及び昭公二十五年の「童謠」と同列に扱うことができるだろう。

孔子の「小道」と言い、『詩經』の「芻蕘に詢う」と言い、はたまた『春秋左氏傳』の「輿人の誦」と言い、直接政治に關与しない知者の見識も、王者は正視せざるを得ない存在であった。世相を知り風俗を知り民意を知る、これによって現実政治の戒めとし安泰を期そうとしたのである。

最も民意が反映されていると考えられたのが「歌謠」であった。『禮記』に「天子は五年に一たび巡守す。歳の二月、東のかた巡守し、岱宗に至る。柴して山川を望祀し、諸侯を觀、百年の者を問ひ、就きて之れを見る。大師に命じて詩を陳せしめ、以て民風を觀、市に命じて賈を納れしめ、以て民の好惡する所、志淫好辟を觀る」（王制）とあるのは、「歌謠」を調査することが単に風俗を知るためというだけでなく、その内容がそのまま政治に直結するのであるから、「歌謠」は当時の政治には不可欠の存在であったことを意味するにほかならない。また、『春秋左氏傳』（襄公十四年）所引の『夏書』（注19）に、「適人、木鐸を以て路に詢う」とあるが、適人（宣令の官）が木鐸をたたいて「路に詢う」たのは、まさしく「歌謠の言を求むる」（鄭注）ためであった。班固が「古え采詩の官有り。王者、風俗を觀て得失を知り、自ら考正する所以なり」（『漢書』藝文志「詩序」）と言うのは故なきことではない。

さて、前節で見たように、『列子』では堯が「兒童の謠」から民の真意を伺い政治の動向を知ろうとし、『春秋左氏傳』（僖公五年及び昭公二十五年）、『戰國策』、『孔子家語』では戦争や水害という特殊な場合ではあるけれども、「童謠」が時の政治に大きな影響を及ぼしていた。また、『春秋左氏傳』（僖公五年）の「童謠」は勝利を占う「予言」とされたものであったが、ここに杜預は「童鼈の子、未だ念慮の感有らずして、會々嬉戲の言を成し、馮ること有るが若き者に似たり。其の言、或いは中り或いは否ず。博覽の士、

能く懼思するの人、兼ねて之れを志して、以て鑒戒と爲し、以て將來の驗と爲し、世教に益有り」と注し、真摯に「童謠」に耳を傾けて現実政治に反映させることの益を説いている（注20）。このように、為政者が民間に謳われている「歌」や「謠」の類を有効的に治理に役立てようとしたことは決して特殊なことではなかった。そしてそれが後世も形骸化することなく行われていたことは、「童謠」を効果的に民心を知る手だてと考え、反省材料として治理に役立てた例が以後も様々な文献に散見することからも明らかである。

范文子曰く、「今以て戒しむ可し。夫れ賢者は寵至りて益々戒め、足らざる者は寵の爲に驕る。故に興王は諫臣を賞し、逸王は之れを罰す。吾れ聞く、古えの王者は、政徳既に成りて、又た民に聴く。是に於てか工をして諫を朝に誦せしめ、列に在る者は詩を獻じて兜^{おほ}うこと勿らしめ、臚言を市に風聴し、祿祥を謠（注21）に辨ち、百事を朝に考し、謗譽を路に問い、邪有れば之れを正すは、戒を盡すの術なり。先王は是の驕りを疾むなり」と。（『國語』卷十二「晉語六」）

陰姬、江姬と后と爲るを争う。……司馬喜曰く、「臣、願わくは趙に之き、其の地形の險阻、人民の貧富、君臣の賢不肖を觀、敵を商りて資と爲さん。未だ豫め陳ぶ可からざるなり」と。中山王、之れを遣わす。趙王に見えて曰く、「臣聞く、趙は天下の善く音を爲す佳麗人の出づる所なりと。今者、臣來り、境に至りて都邑に入り、人民の謠俗を觀るに、容貌顔色、殊に佳麗好美なる者無し。以えらく臣の行く所多く、周流して至らざる所無し。……」（『戰國策』卷三十三「中山」）

『國語』では、趙文子（晉の趙武。父趙朔が屠岸賈に殺されたが、程嬰・公孫杵臼に助けられて晉の趙氏を存続させた）が成人の挨拶回りをして范文子にまみえた時、范文子が趙文子に贈った言葉に、「先王は民の声を聞くために朝廷で工（目の見えない音楽官）に諫言を口誦させ、公卿大夫の位にあるものには詩を作って批判させ、市場では伝聞を聴取し、謠を聞いて何が吉で何が凶かを弁別するなど、自らの戒めを徹底した。驕慢を戒めよ」とあり、「謠」を通して民の声を聞くことの重要性を説いている。

『戰國策』では中山の宰相司馬喜が陰姬を中山王の皇后にするために趙の赴いた時、趙王にお目どおりして挨拶した中で、司馬喜は國を視察するとはその國の「謠俗」を子細に觀察することだと語っている。

このように、古人は「謠」を政道の「鑒戒」として大いに受け入れようとしたと言っているのであり、その政治的・社会的効用はつとに説かれることである。いみじくも劉知幾が言うように、歴史に記録された戦国以前の「童豎の謠」は多少の潤色があるとは言え、決して的外なものではない（注22）。それは漢代も例外ではなかった。

延壽、之れを更改せんと欲し、教うるに禮讓を以てするも、百姓の従わざらんことを恐れ、乃ち郡中の長老、郷里の信向する所と爲る者數十人を歴召し、酒を設け食を具え、親ら與に相い對し、接するに禮意を以てし、人人に問うに謠俗（注23）、民の疾苦する所を以てし、爲に和睦親愛して怨咎を銷除するの路を陳ぶ。（『漢書』韓延壽傳）

（元始四年）四月丁未、莽の女、立ちて皇后と爲り、天下に大赦あり。大司徒司直陳崇等八人を遣わして天下に分行し、風俗を覽觀せしむ。……（元始五年、秋）、風俗使者八人還り、天下の風俗の齊同なるを言う。詐りて郡國の造りし歌謠と爲し、功德を頌えるもの、凡そ三萬言。（『漢書』王莽傳上）

是の時、災異 多く、根、輔政し、數々己を虚にして尋に問う。尋、漢家を見るに、中ごろ衰え、阨、會するの象有り。其の意に以爲えらく、且に洪水有りて災を爲さんとすと。乃ち根に説きて曰く、「書に『日月星辰を曆象す』と曰えるは、此れ言うところは、仰ぎて天文を視、俯して地理を察し、日月の消息を觀、星辰の行伍を候い、山川の變動を揆り、人民の繇俗を參べ、以て法度を制し、禍福を考す。擧錯 詩逆すれば、咎敗、將に至らんとし、徵兆、之れが爲に先に見わる。……」と。（『漢書』李尋傳）

子有りて固と曰う。弱冠にして孤なり。幽通の賦（注24）を作りて、以て命を致し志を遂ぐ。其の辭に曰く、「高項の玄胃を系ぎ、中葉の炳靈を氏とす。凱風に繇りて蟬蛻し、朔野に雄として以て聲を颺ぐ。皇十紀にして鴻のごとく漸み、上京に羽儀有り。巨、天を浴りて夏を泯ぼし、考、愍に違いて以て謠を行る。終に己を保ちて則を貽し、上仁の廬する所に里る。……」と。（『漢書』敘傳）

「韓延壽傳」では、昭帝の時、豪彊がはびこって民の怨恨が積もり、相互不審に陥って罪をあばきあうことが人々の習性となっていた潁川郡に赴任した韓延壽が、民間に謳われている「歌謠」から人々の困苦するところを察知して民の怨恨を解消し、かねてより治めるのが困難と定評があった潁川は大いに治まったという。

「王莽傳」は、平帝の末年、実質的に政權を掌握していた王莽が使者を派遣して天下の「歌謠」を調査させた記録である。王莽については第三章で改めて論ずるが、この「風俗を覽觀せし」めたことは、王莽が「眞皇帝」に即位して名実ともに天下を治めるための準備の一環であった。

『漢書』李尋傳の一文は、成帝の時、災異に詳しい李尋が、洪水が発生して漢室が衰亡すると予測し、曲陽侯王根に政治の刷新を説いたものである。李尋は数々の災異現象の効驗を説くが、まず「人民の繇俗を参べ」て朝廷内の反省を促している。この「繇俗」も顔師古が「繇、讀みて謠と同じ。繇俗とは、童謠及び輿人の誦の若きを謂う」と注するように、巷に謳われる「謠」を調べて政治改革に益あらしめんとしたのである。顔師古は「韓延壽傳」に「謠俗」は政治の善し悪しが如実に現れている注しており（注25）、この「人民の繇俗を参べる」というのも、巷に謳われる「謠」を調べて政治改革に益あらしめよというにはかならない。

『漢書』敘傳の引用文は班固の「幽通賦」の冒頭である。班固は、漢皇十世成帝の世に班況・班婕妤父娘が朝臣となり、「巨」、すなわち王莽が諸夏を滅ぼさんとする前漢末期に、「考、愍に違いて以て謠を行」ったと言う。この「考、愍に違いて以て謠を行つ」の一句は、「更始の時、班彪、難を涼州に避け、長安を發して安定に至り、北征賦を作」ったことを言うとして理解される（注26）が、「余れ世の顛覆するに遭い、填塞の阨災に罹る。舊室 滅びて以て丘墟なり。曾て少くも留まるを得ず。……」（『文選』卷第九「紀行」上）で始まる「北征賦」が、「前漢の滅亡という歴史的事件を機として作られたもの」で、班彪は「光武帝を風刺する」のみならず、「当時の乱世に苦しむ人の怒りというものを言外にいうとしている」との中島千秋氏の高説からも、班固がこれを「謠」と言い換えても違和感がなかったほど、漢代の「謠」がいかに現実政治を直視した所産であるかを伺い知ることができる（注27）。

「謠」を政治的に有効利用した事実の後漢以降もしばしば見える。

蔡邕、封事を上りて曰く、……臣、憤滿に勝えず、謹みて宜しく施行する所の七事を

條し左に表す。……四事、夫れ司隸校尉・諸州の刺史は、姦枉を督察して白黑を分別する所以の者なり。……五年に制書して議して八使を遣わす。又た三公に令して謠言して事を奏せしむ。是の時、奉公の者、欣然として志を得、邪枉の者、憂悸して色を失う。未だ斯の議の因りて寢息する所を詳かにせず。昔し劉向 奏して曰く、「夫れ狐疑の計を執る者は、羣枉の門を開く。不斷の慮を養う者は、讒邪の口を來す」と。

（『後漢書』蔡邕傳）

續を拜して南陽の太守と爲す。郡界に入るに當たり、乃ち羸服間行し、童子一人を侍し、縣邑を觀歴し、風謠を採問し、然る後乃ち進む。其の令長の貪絜、吏民の良猾、悉く其の狀を逆知し、郡内驚竦し、震懼せざるもの莫し。（『後漢書』羊續傳）

和帝の卽位するや、使者を分遣し、皆な微服單行し、各々州縣に至りて、風謠を觀採せしむ。（『後漢書』方術傳上、李郃傳）（注28）

壽、字は伯考、文章を善くし、廉能を以て稱せられ、孝廉に擧げらる。……復た徴されて尙書僕射と爲る。……是の時、憲、匈奴を征し、海内、其の役費に供す。而して憲及び其の弟篤・景、並びに第宅を起こし、驕奢非法なり。百姓、之れに苦しむ。壽、府臧の空虚にして、軍旅の未だ休まざるを以て、遂に朝會に因りて憲等を譏刺す。厲音正色、辭旨甚切なり。憲、怒り、壽を陷るるに公田を買いて誹謗するを以てし、吏に下して誅に當す。侍御史何敞、上疏して之れを理めて曰く、「臣聞く、聖王、四門を開き、四聰を開き、直言の路を延き、不諱の詔を下し、敢諫の旗を立て、歌謠を路に聽く、と。……」（『後漢書』鄧壽傳）

時に司徒東海の陳耽、亦た非罪を以て陶と俱に死たり。耽、忠正を以て稱せられ、位を三司に歴たり。光和五年、公卿に詔して謠言（注29）を以て刺史二千石の民の蠹害を爲す者を擧げしむ。時に太尉許緘・司空張濟、内宮を承望し、貨賂を受取し、其の宦者の子弟賓客、貪汙穢濁なりと雖も、皆な敢えて問わず。而るに虚しく邊遠小郡の清脩して惠化有る者二十六人を糺す。吏人、闕に詣りて陳訴す。耽、議郎曹操と上言すらく、「公卿、擧げし所、率ね其の私に黨す。所謂、鴟梟を放ちて鸞鳳を囚うるものなり」と。其の言、忠切にして、帝、以て緘・濟を讓む。是れに由りて諸々の謠言

に坐して徴せられし者、悉く議郎に拜せらる。宦官、之れを怨み、遂に誣して耽を陥れ獄中に死す。（『後漢書』劉陶傳）

（范滂）復た太尉黄瓊の辟する所と爲る。後、三府掾屬に詔して謠言を擧げしむ。滂、刺史・二千石權豪の黨二十餘人を奏す。尚書、滂の劾する所、猥多なるを責め、疑うらくは私故有らんと。滂、對えて曰く、「臣の擧げし所、叨穢姦暴にして、深く民の害を爲すに非ざるよりは、豈に以て簡札を汙さんや。間ごろ會日の迫促なるを以て、故に先に急する所を擧げ、其の未だ審らかならざる者は、方に更に參實せん。臣聞く、『農夫、草を去れば、嘉穀、必ず茂らん。忠臣、姦を除けば、王道、以て清し』と。若し臣の言に貳有らば、顯戮を甘受せん」と。（『後漢書』黨錮傳・范滂傳）

三公（太尉・司空・司徒）は、長吏の臧否、人の疾苦する所を聽採して、還た之れを條奏す。是れを謠言を擧ぐと爲すなり。頃者、謠言を擧ぐるに、掾屬令史、都殿殿上に會す。主者、大いに言う、州郡の行狀は云何と。^{いかん}善者は聲を同じくして之れを稱し、不善者は默爾して銜枚す。（同上注所引『漢官儀』）

是の後、（靈帝）詔書して三府に勅すらく、州縣の政理に效無く、民、爲に謠言を作る者を擧奏して之れを免罷せしむ。三公は傾邪、皆な世に用いられんことを希い、貨賂、並びに行われ、彊者は怨を爲すも擧奏せられず、弱者は道を守るも多く陷毀せらる。（『三國志』魏武帝紀注引『魏書』）

世祖崩じて前廢帝即位し、法興、越騎校尉に遷る。……（廢帝）愛幸する所の闍人華願兒、盛寵有り、金帛を賜與すること算無し。法興、常に裁減を加え、願兒、甚だ之れを恨む。帝、常に願兒をして市里に出入し、風謠を察聽せしむ。而して道路の言に謂えらく、「法興は眞天子爲り、帝は贗天子爲り」と。願兒、此れに因りて帝に告げて曰く、「外間に云う、『宮中に兩天子有り、官、是れ一人、戴法興、是れ一人』と。……」（『宋書』戴法興傳）

また、班固「西都賦」でも「休佑の用いる所を究め、遊童の歡謠を采り、從臣の嘉頌を第す」と咏われているように、「童謠」は市井の声を代弁するものとし王室には非常に氣

になる存在であったことがわかる。更に、『說苑』『道應訓』に周の武王の徳治が万民に行き届いた結果、「此ここに於て天下は歌謠して之れを樂し」んだとあり、更に時代は下がるが、『抱朴子』にも、「狂夫・童謠も、聖人の擇ぶ所。芻蕘の言も、或いは遺つ可からず」（内篇「論仙」）、「夫れ童謠も猶お聖人の耳目を助く」（篇「勗學」）、「古人は芻蕘に詢い、博く童謠を採り、狂夫の言も、猶お焉れを擇ぶに在り」（外篇「省煩」）などであるのも、「歌謠」が政治のバロメーターとして機能していることを物語っており、「謠」の内容を吟味すればその政治の程が判明すると言うに等しい。

それだけに政治に携わる人間にとって、時に「謠」はその政治生命をも奪いかねない脅威ともなった。事実、先述の「劉陶傳」では、太尉許儼と司空張濟が「謠」で非難された官吏から賄賂を受けて身代わりを差し出し、それが発覚して靈帝は二人を問責している。また、「范滂傳」でも、范滂は「農夫、草を去れば、嘉穀、必ず茂らん。忠臣、姦を除けば、王道、以て清し」（注30）との使命感から、「謠」をより所に役人や権力者の不正を弾劾し、その厳しさが宦官を恐れさせ、後に鉤黨に坐して獄に下されることにもなったのであろう。

ことほどさように、「謠」は政治に携わる人間には時に脅威となった。そのような「謠」の政治的・社会的効果について、『隋書』經籍志「小説家」（注31）では次のように集約して解説している。

小説とは、街説巷語の説なり。傳（『春秋左氏傳』）、興人の誦を載せ、詩、芻蕘に詢るを美とす。古者、聖人、上に在りしとき、史は書を爲り、瞽は詩を爲り、工は箴諫を誦し、大夫は規誨し、士は傳言し、而して庶人は謗る。孟春、木鐸を徇して、以て歌謠を求め、巡省して人詩を觀、以て風俗を知る。過あれば則ち之れを正し、失あれば則ち之れを改め、道聽塗説は、畢く紀せざる靡し。周官、誦訓に「方に志す道を掌りて、以て詔げて事を觀、方の慝むを道いて以て詔げて忌を辟け、以て地俗を知らしむ」（『周禮』地官）と。而して訓方氏に「四方の政事と其の上下の志を道うを掌りて、四方の傳道を誦して新物（注32）を觀る」（『周禮』夏官）と、是れなり。孔子曰く、「小道と雖も、必ず觀る可き者有り。遠きを致すには泥まんことを恐る」と。

このように、為政者が「謠」を無視できなかったことは、最も古いとされる『列子』の

「童謠」——堯は「童謠」から「天下治まりたるか治まらざるか」、「億兆の己を戴くを願えるか、己を戴くを願わざるか」を知り得た——と全く同じ政治的・社会的影響力を、漢代の「謠」も、そしてその後の「謠」も担っていたことを意味している。為政者がそのように意識していたということは、「謠」を作り謳うものはそれが時の統治者及び権力機構に与える衝撃、あるいは社会にもたらす影響が決して小さくないことを知悉していたことを意味している。「芻蕘狂夫」ができたことを博識多聞の知識人が利用しないはずはないだろう。

第四節 「謠」と「予言」

ところで、多くの「謠」には共通する点が少なくない。まず、「謠」が作られ謳われるのは王朝交替期などの政治情勢が不穏な時、自然の異常現象や地震・火災・虫害などの災害が頻発して社会が極めて不安定になる時期であることが挙げられる。したがって、ひとつひとつの「謠」はそれぞれの時代の政治や社会に対する不平不満の表明であり、ある時には暗君の無能を罵倒し、ある時には権力の亡者を呪い、ある時には権力に反逆し、またある時には権力機構そのものを嘲笑するなど、同調者に様々なメッセージを送る役割をも担いつつ強い毒気を含んだ鋭いメスとなって為政者に切りつける。

また、現実社会の政治を批判し権力者を非難する「謠」は、同時に将来に向けて何らかの希望や期待を語る——暗に天子や皇后の死を、あるいは外戚の潰滅を望み、新たな真の為政者の出現を期待するものともなっている。そして、その希望や期待が実現した時、その「謠」は未来を「予言」していたとして歴史の記録に残る。そのため、「謠」には特定の人物を謠い込んでいることが多い。否、むしろ必ずと言えるほど、時に一見して誰とわかるように、時に巧みに隠して恨みの対象を謠い込み、残酷なまでに非難中傷し揶揄罵倒したりする。この点は古代中国の「予言」の本質でもあるだろう。また、必ずしも特定の予言者を設定しない点も、「謠」の作者が明らかにされないことに受け継がれていると考えられる。

「謠」の作者を詮索することは無意味である。「謠」はその内容に強い毒気を含むこと、直喩であれ暗喩であれ現実の政治・社会を痛烈に批判し、時には個人攻撃を旨とすることから、最初から童・兒・民・百姓などを隠れ蓑にした「詠み人知らず」を期したものだからである。「謠」を替え歌であると考えられることもできる。しかし、今それを証明する手立

ではない。人々の口から口へと伝えられるものである以上、「謠」の「替え歌」的要素は宿命である。歴史書に記録された「謠」は、時間的・空間的推移のうちに修正を繰り返した結果でしかない。重要なことは、現に残された「謠」が何を意図して何を託したものであるのか、ひとつひとつの「謠」の社会的意味を明らかにすることである。あえて作者を言うなら、周作人も言うように、古代の童謠は子供が作ったものでなく大人の作であること、また、堯が童謠を謳う子供に問うて「誰に教えてもらったのか」との答え、「我れ之れを大夫に聞けり」とあることからわかるように、知識人が深く関与したことは間違いない。ここには中国人の合理性が息づいている。すなわち、権力に真っ向から対決したのではなく殺されるだけであるが、かと言って現実の不平・不満を爆発させずにはおれないため、不満のはけ口として匿名の「謠」を流布させて溜飲を下げ、生きていることを最大の武器に抵抗・反逆を続けるのである。これは権力機構から身を守る知恵であり、自らの批判精神を発揮する優れて効果的な方法である。しかも、かれら知識人は民間の歌謠を現実政治の資とする伝統的政治学を心得ていた。実際ひとつひとつの「謠」を分析すれば、およそ子供に作れる代物でなく（内容も子供のものではない）、その時々政治に批判的な知識人が抵抗や反逆の意を込めて作ったと考える方が自然である。

このような「謠」をひとつひとつ緻密に解読し、謳われた社会の背景や人物関係（あるいは権力関係）を整理して行くと、「謠」は単に人々の不満のはけ口としての存在意義があっただけでなく、また、その「予言」するところも単純ではないことが判明する。すなわち、「謠」を作り流行させることで溜飲を下げて終わるものではなく、「謠」を流行させることによってそこに謳われた人物に対して政治的・社会的・精神的打撃を与えること、そしてそこに謠い込んだ毀誉褒貶によって社会や政治に何らかの影響をもたらす「予言」を実現しようするものである。「謠」にこのような存在意義がある以上、「謠」を単に古代社会の影響下に生まれた歴史的産物として思想史の片すみに追いやることは間違っている。一見たわいない「謠」、今日的価値観からすれば単純で現実性に乏しい荒唐無稽な「予言」は、実は現実政治社会に少なからず効力を発揮することを意図した政治的・社会的行為であり、権力者を権力の座から引きずり降ろして政治の流れを変える可能性秘めた力となり、古代中国知識人に隠然たる勢力を持つ独特の政治学であることを意味している。「謠」の現実政治や社会に及ぼす影響力に注目し、「謠」の「予言」するところを通して当時の社会の深層に触れ、そこに生きた知識人の心性にまで踏み込むこんだ社会思想史研究が必要だと考える次第である。

しかしながら、「謠」あるいは「童謠」と言っても十把ひとからげにして論ずることはできない。いずれの「謠」も「予言」的内容を持つが、その「予言」の意味合いも災異説のや讖緯説の定着する前と後では大いに異なるからである。それは次の資料から明らかにしよう。

童魘の子、未だ念慮の感有らず、會々嬉戲の言を成し、馮ること有るが若き者に似たり。其の言、或いは中り或いは否ず。博覽の士、能く懼思するの人、兼ねて之れを志して、以て鑒戒と爲し、以て將來の驗と爲し、世教に益有り。（『春秋左氏傳』僖公五年の杜預注）

傳に曰く、「言の從わず、是れ不文と謂う。厥の咎は僭、厥の罰は恆陽、厥の極は憂。時に則ち詩妖有り、時に則ち介蟲の孽有り、時に則ち犬貳有り、時に則ち口舌の痾有り、時に則ち白眚・白祥有り。惟れ木 金を沝やぶる」と。……言うところは、上の號令、民心に順わず、虚譁憤亂すれば、則ち海内を治めること能わず、失、過差に在り。故に其の咎は僭、僭は差うなり。刑罰 妄りに加わり、羣陰 附かざれば、則ち陽氣勝る。故に其の罰は常陽なり。早、百穀を傷えば、則ち寇難有り、上下俱に憂う。故に其の極は憂なり。君、炕陽にして暴虐なれば、臣、刑を畏れて口を柑み、則ち怨謗の氣、謠謠に發す。故に詩妖有り。（『漢書』五行志中之上）

五行傳に曰く、「攻戰を好み、百姓を輕んじ、城郭を飾り、邊境を侵しせば、則ち金は從革せず。謂うところは金 其の性を失いて災を爲すなり」と。又た曰く、「言の從わず、是れ不文と謂う。厥の咎は僭、厥の罰は恆に陽、厥の極は憂。時に詩妖有り、時に介蟲の孽有り、時に犬禍有り、……」と。（『續漢書』五行志一）

凡そ五星盈縮、位を失えば、其の精、地に降りて人と爲る。歲星は降りて貴臣と爲り、熒惑は降りて童兒と爲り、歌謠游戲す。填星は降りて老人婦女と爲り、太白は降りて壯士と爲り、林麓に處る。辰星は降りて婦人と爲る。吉凶の應、其の象に隨いて告ぐ。

（『晉書』天文志中）

初め、姚興死するの前歲や、太史奏すらく、「熒惑、匏瓜星の中に在り、一夜にして

忽然と亡失して、在る所を知らず」と。或るひと謂えらく、「下りて危亡の國に入り、將に童謠妖言を爲し、而る後、其の災禍を行わんとす」と。……後八十餘日、熒惑、果して東井に出で、留守盤遊し、秦中大旱して赤地（旱魃などで地上の草木がなくなり丸裸になること）たり、昆明池の水竭き、童謠訛言ありて、國內誼擾す。明年、姚興死し、二子、兵を交え、三年にして國滅ぶ。（『魏書』崔浩傳）

そこで、私は古代の「謠」を次のように分類することができると考える。

- （1）災異説以前の「謠」——災異説以前の原始天人相關思想の「謠」
- （2）災異説の影響下の「謠」——原始的な「予言」と災異説とが結合した「謠」
- （3）讖緯説隆盛期の「謠」——「謠」の最盛期
- （4）熒惑と結合した「謠」——神託としての「謠」

時代で言えば、（1）は前漢武帝まで、（2）は昭帝から元帝、（3）は前漢成帝から後漢、（4）は魏晉以降ということになるだろう。

第二章 前漢初期の「歌」とその予言性

第一節 呂后をめぐる

前漢の「謠」が災異應徵的内容で体制批判を始めるのは、昭帝（前八七～七四在位）の時、眭弘・夏侯勝が柳の木の異常現象から昭帝の死後の廢帝・宣帝の即位を予言したところから顕在化し、元帝（前四九～三三在位）のころに災異説の予占化が始まったのとはほぼ時を同じくしている（注1）。しかしながら、それは突如として発生したものではなく（注2）、前漢半ばころまでは「謠」に代わる「歌」が存在した。

高祖劉邦の皇后呂氏は、劉邦が漢王となった年に「高祖、天下を定むるを佐け」という理由で、父親を臨泗侯に封じ、その後、二人の兄呂澤と呂釋之をそれぞれ周呂侯・建成侯に封じて、皇后の時にすでに三人の呂氏の諸侯を誕生させた。そして高祖の死後、すなわち太后となつてからは、周呂侯呂澤の子呂臺を呂王、臺の弟産を梁王、臺の子通を燕王、建成侯呂釋之の子祿を趙王と四人を王として、都合六人の身内を列侯とし、劉氏以外の呂氏の諸侯王を輩出した。

「人と爲り剛毅」な呂太后は、劉邦が漢王となつて後に寵愛した戚夫人とその子趙王如意をことのほか憎んだ。その原因はいくつかある。高祖は呂后の生んだ子供が「人と爲り仁弱」で「己に類せず」、そのために氣にいらず、それを廃嫡して自分に似た趙王如意を太子に立てようと考えていたこと、また、戚夫人親子も「日夜啼泣して、其の子を立てんことを欲し」、如意自身も「太子に代わらんことを幾うこと數々」で、高祖にそれを訴えていたこと、更には年とった呂后は高祖に「見えること希に、益々疏んぜられ」ていたことなどがある（『史記』呂太后本紀、『漢書』外戚傳上）。

しかし、呂后はかろうじて我が子を太子に立てることに成功する。そして、高祖が崩御し、十七才の若さで皇帝の位についた「仁弱」な惠帝の皇太后として君臨した呂太后は、ここに復讐を開始する。恨みの矛先は、自分の子供から太子の地位を奪おうとした戚夫人とその子如意に向けられる。

高祖崩じ、惠帝立ち、呂后、皇太后と爲る。乃ち永巷に令して戚夫人を囚えしめ、髡鉗赭衣して、舂かしむ。戚夫人、舂きて且つ歌いて曰く、

子は王爲り、母は虜爲り。

終日春きて薄暮なり。

常に死と伍爲り。

相い離ること三千里。

當に誰に使いして女に告げしむべし。

と。太后、之れを聞きて大いに怒りて曰く、乃、女が子に倚らんと欲するか」と。乃ち趙王を召して之れを誅す。（『漢書』外戚傳上）

剃髮され鉄の首枷をはめられて幽閉された戚夫人が泣きながら歌ったことを耳にした呂太后は、戚夫人がこの歌（注3）で趙王如意に助けを求めようとしていると怒りを露にし、まずは趙王如意を殺害することを決意する。それとなく察知した「慈仁」なる惠帝は「起居飲食を與にし」て如意を守ろうとしたが、たまたま朝寝坊した如意はついに鳩毒を盛られて殺された。そして次に呂太后は「戚夫人の手足を斷ち、眼を去りて耳を熏べ、瘡藥を飲ませて、鞠域中に居らしめ、名づけて人毚と曰う」と、殘逆の限りをつくした。その上、数カ月も放置した生ける屍「人毚」を惠帝に示し、それが戚夫人であることを告げた。これはお前のためにしたことだ、呂太后は我が子にそう言おうとしたのかもしれないが、もともと「仁弱」かつ「慈仁」なる惠帝は衝撃のあまり「大いに哭き、因りて病み、歳餘も起つこと能わず」、とうとう人を介して自分の母親に、「此れ人の爲す所に非ず。臣、太后の子爲れば、終に復た天下を治むること能わず」と宣告した。それからというもの、惠帝は連日酒に浸り、淫樂の日々を送って七年にして崩じた（同上）。

酒に溺れ廢人同様になった惠帝に代わって政を執った呂太后は、子供のできなかった惠帝の皇后に後宮の子を引き取らせ、その実母を殺害して惠帝の太子とし、惠帝の死後、これを立てて帝（少帝恭）とした。ところが、この少帝も天子となって四年目、自らの出生の真相を知るや、「后、安んぞ能く吾が母を殺して我れを名づけん。我れ未だ壯ならざるも、壯たりて即ち變を爲さん」、いずれ必ずや生みの母親を殺した報復をしてやると口走ったために、「其の亂を爲さんことを恐れ」た呂太后によって幽閉された。呂太后は、帝は重病と偽って側近の者にも謁見させず、ついに少帝を幽死させた。そして、次に恆山王弘を帝（少帝弘）に立て、太后の甥にあたる呂祿の娘を皇后とし、呂氏一族の安泰を図ろうとしたのである（『史記』呂太后本紀）。

趙王如意的死後、呂太后は幽王友（淮陽王）を趙に移して呂氏の娘を妃にあてがった。

しかし、幽王友は他の女性を愛して妃を相手にしない。嫉妬し怒った妃は呂太后に讒言した。趙王友が呂氏を恨んで「呂氏、安んぞ王たるを得ん。太后、百歳の後、吾れ必ず之れを撃たん」と豪語していると。これを信じた太后は趙王友を呼び付けて幽閉し、見張りを付けて食事も与えず放置した。囚われの身で飢えた趙王は辞世の歌（注4）を遺し、呂太后を恨んで死んで行った。時に太后稱制七年（前一八一）、呂太后の亡くなる前年のことであつた。

諸呂、事を用いて、劉氏 危うし。

王侯を迫脅し、彊いて我れに妃を授く。

我が妃 既に妒み、我れを誣うるに惡を以てす。

讒女、國を亂すも、上、曾て寤らず。

我に忠臣無きも、何故に國を弃てん。

中野に自決すれば、蒼天も直きを擧げん。

干嗟、悔いる可からず、寧ろ蚤く自ら財^たたん。

王と爲りて餓死するも、誰か之れを憐れまん。

呂氏、理を絶つ。天に託して仇に報いん。（『史記』呂太后本紀）

「劉氏を凌いで猛威を奮い、ついには劉氏に取って代わろうとする呂氏一族、劉氏であるがために無実の人間を囚えて餓死させる、この理不尽は許されるはずがない、天よ、この恨みを晴らしたまえ」と、太后への報復を誓いそれを天に託す歌を遺して餓死した趙王を、太后は「民の禮を以て之れを長安の民の冢次に葬る」（同上）と、平民の葬礼で葬って徹底的に趙王を貶めたのである。

ところで、呂太后は同じく死の前年に宴会を催し、太后が我が子のようにかわいがった朱虛侯劉章（高祖と曹夫人との間に生まれた長男・齊悼惠王の子で、太后はその子を朱虛侯に封じ、呂祿の娘を妻寄せた）を同席させた。

朱虛侯、年二十、氣力有り、劉氏、職を得ざるを忿る。嘗て入りて高后に侍して燕飲す。高后、朱虛侯劉章をして酒吏爲らしむ。章、自ら請いて曰く、「臣は將種^{たけなわ}なり。請う、軍法を以て酒を行うを得ん」と。高后曰く、「可なり」と。酒酣^{たけなわ}にして、章、飲を進めて歌舞す。已にして曰く、「請う、太后の爲に耕田の歌を言わん」と。高后、

兒子として之れを畜^{やしな}う。笑いて曰く、「顧^{おも}うに而^{なんじ}が父は田を知るのみ。若^{なんじ}は生まれながらにして王子爲り。安くんぞ田を知らんや」と。章曰く、「臣、之れを知る」と。

太后曰く、「試みに我が爲に田を言え」と。章曰く、

深く耕^うやして概^{しげ}く種まき、

苗立てるには疏ならんと欲す。

其の種に非ざる者は、

鋤^すきて之れを去れ。

と。呂后、默然たり。之れを頃くして、諸呂、一人酔いて酒を亡ぐるもの有り。章、追いて劍を抜き之れを斬る。而して還りて報じて曰く、「酒を亡ぐもの一人有り。臣、謹みて法を行^すい之れを斬る」と。太后の左右、皆な大いに驚く。業^す已に其の軍法を許したれば、以て罪すること無きなり。因りて罷む。是れよりの後、諸呂、朱虚侯を憚り、大臣と雖も皆な朱虚侯に依る。劉氏、爲に彊を益す。（『史記』齊悼惠王世家）

朱虚侯劉章の謳った「耕田の歌」を聞いても黙り込むほかなかった呂太后、宴席から逃げ出したという理由だけで一族の者が殺されたのになす術のない呂氏一族、それは「耕田の歌」が居並ぶ呂氏一族に与えた衝撃の強さを物語っている。そこに謳い込まれた意味深長な、しかし鋭く激しい呂氏批判の刃に誰もが圧倒されている。なぜなら、「深く耕して概く種まき」とは「多く子孫を生む」こと、「苗を立てるには疏ならんと欲す」とは

「之れ（劉氏の子孫）を四散して置き、令して藩輔と爲す」ことであり、「其の種に非ざる者は、鋤きて之れを去れ」とは、「以て諸呂を斥ける」（以上『漢書』高五王傳、顔師古注）こと、すなわち劉氏以外の者（呂氏一族）を抹殺せよと言うにほかならないからである。呂太后自ら自分の子供のようにして育て（注5）、呂祿の娘をあてがって呂氏一族の仲間入りを許したつもりの劉章に、ところもあらうに宴席で罵倒されたのである。この歌が呂太后に与えた精神的ショックはことのほか大きかった。

実は、朱虚侯の父親齊悼惠王肥は、宴席で惠帝から兄と貴ばれて上座につけられたことから、呂太后に恨まれて鳩殺されそうになったことがある。

（孝惠）二年、楚の元王・齊の悼惠王、皆な來朝す。十月、孝惠、齊王と與に太后の前に燕飲す。孝惠以爲えらく、齊王は兄なり、と。上坐に置くこと家人の禮の如し。

この歌が呂氏一族を非難するものであることを公衆の面前で認めることになるからである。しかし、この「歌」が呂太后や呂氏一族を恨むものであることを誰よりも敏感に察知していた。だからこそ「默然」とするほかなかったのである。戚夫人を「人疑」にし趙王如意を焼殺したころの呂太后の勢いを思えば、ただただ押し黙っている太后に権勢の翳りが伺える。

だが、呂太后をして「默然」とさせるほかなかった「耕田の歌」も、現実には太后の権力を脅かし呂氏一族に直接的な打撃を与えることなどできはしない。それが「歌」の限界でもある。ところがこの歌の怨恨があたかも呂太后に天罰を加えようといっているかのような不吉な出来事ことが立て続けに起こる。

己丑、日 食し、晝も晦し。太后、之れを惡み、心 樂まず、乃ち左右に謂いて曰く、「此れ我が爲なり」と。（『史記』呂太后本紀）

まず、高后七年正月己丑、趙王友を幽死させた十二日目に日食が現れ、不安を感じた太后は「此れ我が爲なり」と心の動揺をもらしている。確かにこれだと言えない微かな不安、じわじわと襲ってくるある種の予感があってか、翌高后八年三月、呂太后は霸上でお祓いを敢行した。

三月中、呂后、祓して還り、軹道^{よき}を過りしとき、物、蒼犬の如きものを見る。高后の掖^{よか}を據み、忽にして復た見えず。之れを卜するに、趙王如意、祟を爲すと云う。高后、遂に掖傷を病む。……七月中、高后、病甚だし。……辛巳、高后、崩ず。（同上）

ところが、お祓いを終えて帰る呂太后の前に突如「蒼犬」が現れ、太后の腋を抱え持ったかと思うとあっと言う間に消え去ったというのである。そして、その時の腋の傷がもとで、ついにその年（前一八〇）の七月辛巳の日に呂太后は崩じた。

『史記』呂太后本紀も『漢書』五行志中之上も、「趙王如意、祟りを爲す」と、呂太后は趙王如意ひとりに呪い殺されたかのように記す。しかしそれはその本意ではない。呂太后の毒牙にかかった犠牲者は戚夫人・趙王友、そして恵帝・少帝恭も、いずれも趙王如意に劣らず悲惨な死を遂げているのであるから、もし誰かが「祟りを爲し」たというのであれば、むしろ呂太后に殺されたり廃人にされたりした者すべての怨念が結集して果し得た

ことと理解するべきだろう。

以上、「戚夫人の歌」、趙王友の「報復の歌」、朱虚侯の「耕田の歌」、いずれも呂太后を怨嗟し呂氏一族の専横を恨む「歌」であるが、呂太后及び呂氏一族の末路を「予言」しようとしたものではない。しかしながら、少帝恭が幽閉される前に豪語した「太后、安んぞ能く吾が母を殺して我れを名づけん。我れ未だ壯ならざるも、壯たりて即ち變を爲さん」との反逆宣言、やはり妃にあてがわれた呂氏の女の讒言にあって幽閉された趙王友の歌に見える「天に託して仇に報いん」との復讐の誓い、朱虚侯が「耕田の歌」で「其の種に非ざる者は、鋤きて之れを去れ」と、呂氏一族抹殺を公言したことは、「根を連ね本を固めて牢ならしめんと欲すること甚だしく」（『漢書』外戚傳上）、何としてでも呂氏の血を引く後継者を作らんとする呂太后の意に真っ向から対立し、呂氏と対決する決意を宣言したにはかならない。しかも朱虚侯自ら呂氏誅滅の先頭に立ったの事実を知れば、この朱虚侯の「耕田の歌」の持つ意味に注目せざるを得ない。

朱虚侯劉章、氣力有り。東牟侯興居は其の弟なり。皆な齊の哀王の弟にして、長安に居る。是の時に當たりて、諸呂、事を用い權を擅まます。亂を爲さんと欲するも、高帝の故の大臣絳・灌等を畏れ、未だ敢えて發せず。朱虚侯の婦は呂祿の女なり。陰かに其の謀を知る。誅されんことを恐れ、迺ち陰かに人をして其の兄齊王に告げしめ、兵を發して西し、諸呂を誅して立たしめんと欲す。朱虚侯、中より大臣と應を爲さんと欲す。……（朱虚侯）未央宮の門に入り、遂に産を廷中に見る。日、舖時、遂に産を撃つ。産、走ぐ。天、風 大いに起こり、故を以て其の從官、亂れ、敢えて鬪うもの莫し。産を逐い、之れを郎中府の吏の廁中に殺す。朱虚侯、已に産を殺す。帝、謁者に命じて節を持し朱虚侯を勞う。……太尉（絳侯周勃）起ちて拜し、朱虚侯を賀して曰く、「患うる所は獨り呂産のみ。今、已に誅せり。天下、定まれり」と。遂に人を遣りて部を分かち、悉く諸呂の男女を捕え、少長と無く皆な之れを斬る。（『史記』

呂太后本紀）

朱虚侯が率先して呂氏一族誅滅を謀り、「少長と無く」諸呂を抹殺した事実は、結果的に「耕田の歌」が呂氏一族の殲滅を「予言」していたことになり、その「予言」を現実にして呂太后の毒牙にかかった犠牲者たちに代わって報復を果したことになる。歴史に記録された事実に即して論ずれば、呂氏一族が全滅したことで人々は呂太后への恨みを晴らし、

その希望が叶った時点でこの「耕田の歌」は歴史の意味を担い、『史記』並びに『漢書』に記録されたのであろう。

「戚夫人の歌」と「趙王友の歌」が呂太后に恨みを抱きながら自らの不幸を嘆き、悲壯感の先行する歌であるのに比して、この朱虛侯劉章の「耕田の歌」は実に気が利いている。戚夫人も趙王友もその歌によって呂太后の逆鱗に触れ、ついに悲惨な最期を遂げたように、権力者とストリートに対峙するのは無謀であるばかりか、かえって権力者の怒りをもって殺されるのがおちである。高祖に「太子に代わらんことを幾うこと」を隠さず呂后に対立した趙王如意は鳩殺、「日夜啼泣して、其の子を立てんことを欲し」た戚夫人は「人彘」、「此れ人の爲す所に非ず。臣、太后の子爲れば、終に復た天下を治むこと能わず」と造反を宣告した恵帝は廃人、「壯たりて即ち變を爲さん」と口走った少帝恭は幽死、「諸呂、事を用いて、劉氏、危うし。王侯を迫脅し、彊いて我れに妃を授く。云々」と正義を振りかざして呂氏を名指しで非難した趙王友は幽死した。

それに対して、朱虛侯劉章の「耕田の歌」は、呂太后の面前で謳ったにもかかわらず誰も手出しがでなかった。それはこの「歌」が直接的な誹謗中傷ではなく暗喩・諷刺で固めたものであるため、もし呂太后が即座にそれに反応すればその真に意味するところを認めたことになり、呂太后も「默然」とするほかなかったのである。これこそ「謠」の真骨頂である。命を賭けて相手をやり込めることは自慰行為に等しい。死んでしまつては元もこうもないからである。それでも黙ってはいられない。何とかしてやり込めたい。可能な限り大きな影響力を期待して。

第二節 「淮南民歌」について

孝文十二年（前一六八）、高祖の少子淮南厲王長を謳う「民歌」が流行した（注7）。司馬遷は『史記』淮南衡山列傳（注8）において、それを聞いた文帝が深く歎いたと、次のように記す。

孝文十二年、民、歌（注9）を作る有り、淮南厲王を歌いて曰く、

一尺の布も、尙お縫う可し。

一斗の粟も、尙お舂く可し。

兄弟二人、相い容ること能わずとは。

と。上、之れを聞き、乃ち歎きて曰く、「堯・舜、骨肉を放逐し、周公、管蔡を殺せしも、天下、聖と稱す。何となれば、私を以て公を害せざればなり。天下、豈に我れを以て淮南王の地を食ると爲さんや」と。

孟康は「尺帛斗粟も猶お尙お棄てず。況んや兄弟にして更々相い逐うに於ておや」、臣瓚は「一尺の帛も縫いて共に衣とす可く、一斗の粟も舂きて共に食う可し。況んや天下の廣きを以てして相い容れざるをや」と注し、ともにこの「民歌」を血を分けた兄弟が互いに反目していることを諷するものと解釈する(注10)。孟康・臣瓚、いずれもこの「兄弟」が文帝と淮南厲王の二人であると特定しないが、文帝の「天下、豈に我れを以て淮南王の地を食ると爲さんや」との慨嘆から判断すれば、少なくとも文帝はこの歌を自分と厲王の対立を皮肉ったものだとして理解したことは間違いない。しかしながら、この「民歌」を単純に文帝と淮南厲王の二人の不仲を諷したものだとするにはいくつかの問題がある。

そもそも厲王は高祖の末子として生まれたが、その出生の時点からすでにただならぬ人生を予測させる。

淮南厲王長は、高祖の少子なり。其の母、故の趙王張敖の美人なり。……厲王の母、幸せらるるを得、身ごもること有り。趙王敖、敢えて宮に内れず、爲に外宮を築きて之れを舍く。貫高等、柏人に謀反せし事發覺するに及び、并せて王を逮治し、盡く王の母・兄弟・美人を收捕し、之れを河内に繋ぐ。厲王の母も亦た繋がる。吏に告げて曰く、「上に幸せらるるを得て、身ごもる有り」と。吏、以て上に聞す。上、方に趙王を怒り、未だ厲王の母を理さず。厲王の母の弟趙兼、辟陽侯に因りて呂后に言う。呂后、妒みて白すを肯んぜず、辟陽侯も強いて争わず。厲王の母、已に厲王を生むに及び、恚みて即ち自殺す。吏、厲王を奉じて上に詣る。上、悔い、呂后をして之れに母たらしめ、而して厲王の母を眞定に葬る。

厲王は生まれ落ちてすぐに母親を失い、呂后を母として育てられた。呂后に引き取られたことは厲王にとって幸いであつたと言わねばならないだろう。なぜなら、呂后が呂氏以外の者を次々と虐殺していった時にも、厲王は恙無きを得たのであるから。ただ、文帝即位後の厲王の言動から察するところ、これが厲王の性格形成に大きく左右し、その人生観にも少なからず影響を与えたことであろうから、必ずしも幸いしたとは言えない面がある

のも事実である。

前節でも触れたように、高祖の八男子のうち、文帝はその第四子（薄夫人の子）、淮南厲王長は「少子」、すなわち末子（趙姫の子）であり、呂太后の時代を生き抜いた高祖の子は今や八人のうちこの二人だけである。順序から言えば恵帝・少帝恭・少帝弘の後継者としては淮南王ではなく文帝が即位するのは不自然ではない。朱虚侯劉章が呂氏一族を滅ぼした後、淮南王を推す声もあったが、あまりにも年若いこともあり、また何よりも「代王（文帝）は方に今、高帝の^{げんし}見子にして、最も長じ、仁孝寛厚なり。太后の家薄氏は勤良なり。且つ長を立てるは故に^{まこと}順なり。仁孝を以て天下に聞こえるは便なり」（呂太后本紀）という理由で文帝が即位したのである。しかしながら、幼少より恵帝とともに呂太后に育てられた淮南王は、実母の死に対する呂太后の責任を考えても、恵帝亡き後に呂太后が自分を選ぶだろうと考えていたからであろうか、「孝文帝、初めて即位するに及び、淮南王自ら以て最も親と爲し、驕蹇にして數々法を奉ぜず」、「（孝文）三年、（淮南王）入朝す。甚だ横なり。上に従いて苑囿に入りて獵し、上と車を共にすれば、常に上を大兄と謂う」と、公の場でも文帝に対してあえて尊大な態度で接した。自分が文帝の後を継ぐのは当然であるということを衆人に知らしめんとする狙いがあったのであろうが、厲王の不遜極まりない言動は周囲の輦蹕をかつていた。しかし、「上、親故なるを以て、常に之れを寛赦す」、文帝は厲王の僭越な言動をすべて寛大にも許した。ところが厲王の方はいよいよ横柄になり、孝文三年には入朝した時に母親のことで以前から恨みに思っていた辟陽侯審食其を殺害した。この時も文帝は、「孝文、其の志を傷み、親故なるが爲に治すことなく、厲王を許す」と、厲王の気持ちを汲んで、また、血を分けた兄弟であることから、その罪を問うこともなく赦したのである。しかし、この時にはすでに大臣も太子も、そして薄太后（文帝の生母）ですら恐れ憚ったほど厲王は驕慢になっており、「國に歸りて益々驕恣、漢の法を用いず、出入に警蹕を稱し、制を稱して自ら法令を爲り、天子に擬う」というありさまであった。

孝文六年（前一七四）、ついに厲王は谷口で反乱を謀った。が、反乱は事前に発覺して長安に召喚され、淮南厲王長は「先帝の法を廢し、天子の詔を聽かず、居處度無く、黄屋蓋の乗輿を爲し、出入天子に擬い、擅まに法令を爲り、漢法を用いず」、「擅まに人を罪し、人を罪して告劾する無く」、また、勝手気ままに爵位を与え、陛下の度々の好意を無視したなど、罪状が次々と上奏され、「長、當に弃市すべし」、法の定めるところに従って死刑の上さらしものにすべしとの裁断が要請されたのである。文帝はそれに対

して制(詔)を出し、「朕、法を王に致すに忍びず。其れ列侯・二千石と議せ」と答え、何とか死刑の判決を翻して厲王を救おうとした。

果たして、張倉・夏侯嬰ら四十三人の列侯・二千石が出した結論は「法の如くす」、法の定め通りとすべしというものであった。そのため、文帝はまたもや制を出した。「朕、法を王に致すに忍びず。其れ長の死罪を赦し、廢して王たること勿れ」と。結局、張倉らは文帝に押し切られるかたちで厲王を「蜀郡嚴道の邛の郵(宿場)」に追放流謫することに決めたが、文帝はここでも、「給肉は日に五斤、酒は二斗を給し、故の美人・才人の幸せらるるを得る者十人をして従い居らしめよ」との制を出し、厲王への特別待遇を約束させた。「盡く與に謀りし所の者を誅す」、謀反に加わったすべてのものを死刑に処したにもかかわらずである。

このように、厲王は徹底して文帝に反発し、驕慢で不遜な態度を取り続ける。文帝とはいえば、厲王の不運・不遇を思いやり、法を曲げてまで厲王の罪をかばおうとする。その文帝が「兄弟二人、相い容ること能わずとは」と皮肉られ誇られる道理はない。「天下、豈に我れを以て淮南王の地を食ると爲さんや」と、文帝が嘆くのも当然である。この「民歌」はでっちあげだとも言うかのようなものである。

生まれ落ちてすぐに母親が自殺し、呂后の元に引き取られたものの、いつ殺されるかもしれない恐怖に脅えながら成長した厲王に対する同情、天子になりたくてもなれない者への思いやりが、文帝をしてかくも寛大な処置を求めさせたのかも知れない。あるいは八人兄弟で生き延びただだ二人の兄弟愛から、血を分けた弟を罰することが忍びなかったのかも知れない。しかし、厲王を「蜀郡嚴道の邛の郵(宿場)」に追放流謫すると決めた時、袁盎が「上、素より淮南王を驕にし、爲に嚴なる傳相を置くこと弗く、故を以て此ここに至る」と言ったように、見方を変えれば文帝に責任なしとは言えないだろう。たとえ「德惠を天下に施し、諸侯・四夷を填撫し、皆な治く驩ぶ」(孝文本紀)、^{あまね}「功は高皇帝より大なるは莫く、德は孝文皇帝より盛んなるは莫し」(同上)と頌せられる文帝であったとしても、天子になれない厲王に厳格な守役も付けないまま、天子をも侮る厲王の驕慢を放任した責任は文帝にあるとも言えよう。しかし、だからと言って文帝を厲王と共に誇るのとは筋違いというものである。袁盎が文帝に、「もし道中万一のことがあれば、陛下は弟殺しと不名誉な評判を立てられるのではないかと心配です」と諫め、文帝は「ただちょっと懲らしめるだけで、すぐに呼び戻すつもりだ」(注11)と答えた記録する司馬遷は、あたかも「文帝は厲王の死に対して責めを負うものでない」と表明しているかのように受け取

れる。否、司馬遷はここに伏線を張って、実はこの「民歌」は文帝ではない人物、名指しするのは憚られる別の人物を誘うものだ示唆していると考えられるのである。

ともあれ、袁盎の不安は的中した。厲王は流刑地へ護送中、「誰か乃公を勇者と謂わん。吾れ安くんぞ能く勇ならん。吾れ驕なるを以ての故に吾が過を聞かずして此に至る。人生まれて一世の間、安くんぞ能く邑邑として此くの如くならん」との言を遺し、絶食して果てた。この厲王自身の辞世の言が語るように、厲王は文帝を恨んで死んだのではない。あえて言えば自らの非を悔いて絶食したのである。厲王の死の報告を受けるといたく悲しんで号泣した文帝は、袁盎に「吾れ公の言を聴かず、卒に淮南王を亡う」と慨嘆した。そして厲王を葬って後、孝文八年、「淮南王を憐れみ」、厲王の幼い四人の子をそれぞれ安を阜陵侯、勃を安陽侯、賜を陽周侯、良を東成侯に封じた。

ところが、それから四年も経った孝文十二年に、淮南厲王を歌う「民歌」が流行したと言うのである。すでに明らかにしたように、そもそも文帝の淮南厲王に対する処遇は誰の目から見ても寛大すぎるほどであった。厲王の母親が無念のうちに自殺したことで厲王を不憫に思う文帝であったこと、また、厲王自身が文帝を恨みながら死んで行ったのではなく自分の傲慢さを後悔していたこと、更には文帝が厲王の四人の遺児をそれぞれ侯に封じたことなどを考えれば、この「民歌」が文帝と淮南厲王の二人が天下を奪い合ったと誇るものとするのは不可解である。よしんばこの「民歌」が文帝と厲王とを謳うものであったとしても、厲王の死後四年、そろそろ二人のことも人々の記憶から消え去ろうという矢先に生まれるのは奇妙である。この「民歌」を聞いた文帝が「堯・舜、骨肉を放逐し、周公、管蔡を殺せしも、天下、聖と稱す。何となれば、私を以て公を害せざればなり。天下、豈に我れを以て淮南王の地を食ると爲さんや」と嘆くのは当然である。司馬光がこの「民歌」を孝文七年のこととして改編して記録した(注12)のは、孝文十二年ではあまりにも不自然だと考えたからであろうが、そもそも「孝文十二年、民、歌を作る有り、淮南厲王を歌いて曰く」の「孝文十二年」に問題があるのではなく、「厲王」に問題があると考えられるのである。そして、同時にそこに司馬遷の大義が密かに込められていると考えられる。

ところで、文帝はこの「民歌」が流行した後に淮南王長を追尊して厲王とし、孝文十六年(一六四)には、「淮南厲王、法を廢てて軌わず、自ら國を失い蚤く死せしむるを憐れみ、乃ち其の三子を立つ。阜陵侯安を淮南王と爲し、安陽侯勃を衡山王と爲し、陽周侯賜を廬江王と爲す。皆な復た厲王の時の地を得、之れを參分す」と、厲王が國を失い若死にしたことを哀れみ、安を淮南王、勃を衡山王、賜を廬江王とし(注13)、元の厲王の領地

を三分した。実は、文帝のこの寛大過ぎる処置を危ぶむ声は当時すでにあった。賈誼は文帝が厲王の四子を侯に封ぜんとした時、「患いの興るは此れ自り起こらん」と考え、「數々上疏して、諸侯の或いは數郡を連ぬるは古えの制に非ず、稍く之れを削る可きを言」ったが、文帝は聞き入れなかった（『史記』屈原賈生列傳）。また、賈誼は其中で、厲王の悖逆無道、文帝の厲王に対する思いやりは天下のもの皆が知っていること、厲王の死に關して文帝を責める者は誰もいないとも言っている（注14）。

このように、厲王と文帝との不仲を誘うというこの「民歌」は、司馬遷もそれとなく暗示するように、その意味するところは別にあると考えるべきである。

さて、武帝の元狩元年（一二）、厲王の子淮南王安とその弟衡山王とが謀反に失敗して誅され、その領地は没収されて中央政府直轄となった。「淮南衡山列傳」を綿密に見れば、淮南王の一族は厲王を含めて厲王の子・孫に亘って「兄弟」で反目しあっていたことがわかる。それを整理すれば次のようになる。

①淮南王厲王（劉長）と文帝

すでに見たように、劉長は文帝よりも天子になる可能性が高かった。共に高祖の子供ではあるが、劉長が呂太后の子供として育てられたことを考えれば、劉長が自分こそ天子の位に即くはずの者と考えたのにもそれなりの道理がある。にもかかわらず天子になれなかった劉長の文帝への反逆。文帝が厲王の犯した罪にことのほか寛大であったのはここにその一因がある。

②淮南王劉安と衡山王劉賜

共に厲王劉長の子供であるが、互いに誹謗しあって、極めて陰險な間柄であった。

③劉遷（淮南王劉安の嫡子で太子）と劉不害（劉安の庶長子）

不害は太子遷より年長であるにもかかわらず、王・王后・太子から無視されて恨んでいた。厲王と文帝の關係に類似している。

④劉爽と劉孝（共に衡山王賜の子供）

⑤劉爽と無采（劉爽の妹）

また、「兄弟」を伯父（叔父）・甥の關係にまで拡大解釈すれば、

⑥淮南王安と武帝

劉安は高祖の孫にあたるが、武帝は高祖の曾孫。したがって、劉安にしてみれば、武帝より先に天子になるべき立場にある。

⑦劉建（不害の子）と劉遷

劉建は太子遷が自分の父不害に冷淡であるために恨んでいた。

このように、厲王と文帝、淮南王安と衡山王賜との対立、更には淮南王安の子供たち、衡山王賜の子供たちの兄弟争いが絶えず、その結果、厲王劉長・劉安・劉賜は自殺し、劉安の子遷・劉賜の子爽と孝はみな死刑に処された（注15）。要するに、兄弟の骨肉の争いの結果は自殺か死刑、そしていずれも国を滅ぼしたのである。このことから、この「民歌」は権力争いに終始する淮南王劉長一族を嘲笑するものと見ることもできよう。この事実は確かに「民歌」で嘲笑される内容と一致する。しかしながら、実はこの「民歌」は以上のような漠然とした内容を謳うものではない。具体的な人物を暗に諷るところに「民歌」の「民歌」たる意味がある（注16）。それは、司馬遷が「淮南衡山列傳」の最後を次のように結ぶことから知られる。

淮南・衡山、親しく骨肉爲り。疆土千里、列して諸侯爲るに、蕃臣の職に遵いて以て天子を承輔するを務めず、而して専ら邪僻の計を挟み、謀りて畔逆を爲し、仍りに父子再び國を亡い、各々其の身を終えず、天下の笑いと爲る。此れ獨り王の過に非ざるなり。亦た其の俗薄く、臣下漸靡して然らしむるなり。夫れ荆楚は僇勇輕悍、好んで亂を作すこと、乃ち古えより之れを記す。

司馬遷は「父子再び國を亡い、各々其の身を終えず、天下の笑いと爲る」と、愚行は父子二代にわたるものと言いながらも、骨肉の争いから淮南・衡山両国の領地没収という結末を導いた淮南王安と衡山王賜を世の笑いと総括している（注17）。もし、この「民歌」が「淮南王」の領地争いを諷るものであるとすれば、それは厲王の二人の子、淮南王安と衡山王賜の骨肉の争いを（「予言」して）謳うものと見るべきであろう。事実、司馬遷は「淮南衡山列傳」を書いた意図・目的を、「黥布叛逆し、子長、之れに國し、以て江淮の南を填め、安、楚の庶民を剽す。淮南衡山列傳第五十八を作る」（太史公自序）と述べているが、厲王長は淮水・揚子江の南地方を鎮めたと言うのに対して、その子劉安は楚の人々を虐げたと酷評している。ここにもその主眼が淮南王劉長よりもむしろ淮南王劉安にあったかのである。

しかしながら、司馬遷はこの歌に淮南王安と衡山王賜との醜い争いを言うだけでなく、

更に別の意味を託していると考えられる。それは灌夫を誘ふとされる「潁川の兒歌」を分析することによって明らかになる。

第三節 「潁川兒歌」について

武帝の建元（前一四〇）～前三五）末から元光（前三四）～前一二九）初め（注18）、河南省潁川郡でひとつの「兒歌」が流行したいきさつを、司馬遷は次のように記す。

夫、文學を喜まず、任俠を好み、已^{かなら}ず然諾す。諸々の與に交通する所、豪桀大猾に非ざる無し。家、數千萬を累み、食客、日に數十百人あり。陂池田園、宗族賓客、權利を爲し、潁川に横^{はし}まます。潁川の兒、乃ち之れを歌いて曰く、

潁水 清ければ、灌氏は寧^{やす}し。

潁水 濁れば、灌氏は族せらる。

と。

この一文から、この「兒歌」が灌夫を誘ふものであることは容易に判断できる。しかしながら、「魏其武安侯列傳」（注19）を子細に読めば、前節でみた「淮南民歌」と同様、この「兒歌」も単純に灌夫非難の歌としてしまうには、どうしても理に合わない点が多々あることがわかる。

灌夫は、景帝の三年（前一五四）に起きた呉楚七国の反乱で一躍有名になった武人である。大尉周亞夫が呉を攻めたときに父灌孟とともに出征し、父親が呉で戦死したにもかかわらず、また、「父子俱に従軍し、死す事有れば、與に喪歸するを得」との軍法があったにもかかわらず、灌夫はそのまま戦い続けて九死に一生を得て帰還した。そしてその傷が癒えたと、すぐさま將軍に「吾れ益々呉の壁中の曲折を知る。請う、復た往かんことを」と申し出て、將軍を感激させた。灌夫の名が天下に聞こえたのは、灌夫のこの時の「壯義」の故である。灌夫を称賛するこの「壯義」は、「剛直にして酒を使い、面談を好まず、貴戚諸々の勢有りて己の右に在るは、禮を加うるを欲せず、必ず之れを陵ぐ。諸士の己の左に在りて愈々貧賤なれば、尤だ益々敬し、與に鈞^{ひもと}しくす。稠人廣衆には、下輩を薦寵す」というかれの人となりと通ずる。もちろん「士、亦た此れを以て之れを多とす」、人々はこの点で灌夫を高く評価していた。

また、武帝は即位すると、天下の交通の要衝で勁兵の集まる所であった淮陽がならず者の拠点になることを恐れ、名太守を置いてこの地を鎮めようと考えて灌夫を太守に任じている（注20）し、建元元年（前一四〇）には太僕とするほど、武帝からも信頼されていたようである。

その灌夫が数年後（注21）に、「諸々の與に交通する所、豪桀大猾に非ざる無し。家、數千萬を累み、食客、日に數十百人あり。陂池田園、宗族賓客、權利を爲し、潁川に横ま^{ほしい}まにす」と、付き合うのは土地の顔役や親分ばかり、用水池や田地から莫大な利益を得て私財を蓄え、潁川郡において横暴であったと酷評されるのは奇異である。そしてこの状況下で「兒歌」が生まれたというのであるから、この「兒歌」は灌夫への恨みを謳ったものと考えざるを得なくなり、いよいよ不可解である。もしそれが事実であるとすれば、それ以前の灌夫像とあまりにもかけはなれ過ぎていて、

確かに灌夫は「剛直にして酒を使い、面談を好まず」、酒癖が悪く、相手が外戚であろうとお世辞のひとつも言わない。この性格がかつて竇太后の弟竇甫を酒の席で殴りつけるという事件を引き起こしたこともある（注22）。しかしながら、灌夫の剛直さや酒癖の悪さを恨んで《灌氏一族皆殺し》を望む声を持ち上がったとは思えないし、また、竇甫殴打の一件だけで灌夫を恨む「兒歌」が生まれるとも思えない。

ところで、灌夫は魏其侯竇嬰と「兩人相い爲に引重し、其の遊ぶこと父子の如く然り」という間柄であった。司馬遷は両者が近しくなったきっかけを、「灌夫、家居してより富むと雖も、然れども勢を失い、卿・相・侍中・賓客、益々衰う。魏其侯、勢いを失うに及び、亦た灌夫に倚りて生平之れを慕い後之れを棄てし者を引繩批根せんと欲す。灌夫も亦た魏其に倚りて列侯宗室に通じ名高を爲さんとす」と言い、二人の利害が一致したからだとする。それにしても、「相い得て驩ぶこと甚だしく、厭うこと無く、相い知ることの晩きを恨むなり」と、両者とも初期の目的を忘れて、むしろ知り合うのが遅すぎたと無念にすら思ったほど意気投合したとも言う。このことは以後に武安侯田蚡との間に起きた事件で、灌夫はその持前の剛直さ、「已ず然諾す」る義侠心を魏其侯竇嬰のために大いに発揮することで実証される。ここにこそ、この「兒歌」の謎を解く鍵があると考えられる。そこで、まず魏其侯竇嬰と武安侯田蚡について灌夫とのかかわりから見てみたい。

魏其侯竇嬰は文帝の皇后竇氏（景帝の母）の従昆弟で、文帝の時に呉の宰相となり病氣で免ぜられたが、景帝が即位すると詹事に任ぜられて皇后や太子の家のことを司るように

なった。竇嬰も、灌夫と同じく呉楚七国の乱で活躍したことによって名を馳せ、魏其侯に取り立てられて大將軍に任命されるや、それまで任用されずにいた袁盎や欒布などの名將・賢人を推薦して本領を発揮した。また、景帝から賜った千金を軍吏に分けて自分の家には一切入れなかったという。ここに、「諸々の游士・賓客、争いて魏其侯に歸す」、有能の士が竇嬰のもとに集まるようになり、一時は「孝景の時、大事を朝議する毎に、條侯（周亞夫）・魏其侯、諸々の列侯、敢えて與に亢禮するもの莫し」と言われるほどの重鎮となっていた。

ところが、竇嬰と竇太后との間には景帝が即位して間もないころに亀裂が生じていた。竇太后が特にかわいがっていた梁の孝王（景帝の弟）が入朝した時、景帝が宴席で酔いに任せて帝位を「千秋の後、梁王に傳えん」と放言し、そのことで竇嬰が正面切って反対したことに端を発する。

梁の孝王は、孝景の弟なり。其の母竇太后、之れを愛す。梁の孝王 朝し、昆弟に因りて燕飲す。是の時、上 未だ太子を立てず。酒 酣にして、從容として言いて曰く、「千秋の後、梁王に傳えん」と。太后 驩ぶ。竇嬰、卮酒を引き、上に進めて曰く、「天下は高祖の天下なり。父子 相い傳う、此れ漢の約なり。上、何を以て擅まに梁王に傳えん」と。太后、此れに由りて竇嬰を憎む。竇嬰も亦た其の官を薄しとし、因りて病みて免ず。太后、竇嬰の門籍を除き、入りて朝請することを得ざらしむ。

竇太后はこのことから竇嬰を憎み、腹いせに竇嬰を一族の門籍から外し、春秋の恒例の参内ができないようにしたのである。これに対し、竇嬰は呉楚七国の乱で召された時、竇太后の処遇に抗議するかのよう任用を拒否し、「太后、亦た慙ず」、太后に恥をかかせてようやく溜飲を下げた。また、竇太后が黄老を好んだのに対して竇嬰は儒を好み、時の大儒である魯の申公を招聘したり、その弟子の趙綰と王臧をそれぞれ御史大夫・郎中令に任じて道家の言を非難して「黄老の言を好む」太后を刺激しただけでなく、「諸々の竇の宗室の節行母き者を擧適し、其の屬籍を除」き、まるで太后が竇嬰の「門籍を除」いた仕打ちに報復するかのようなことでして、結局、「竇太后、滋々魏其等を説ばず」、ますます太后から厭われるようになった。

さて、建元二年（前一三九）、「御史大夫趙綰、事を東宮に奏すること無きを請う」たことに怒った竇太后は趙綰・王臧らを罷免し、竇嬰をも免職にした。これを機に太后は卷

き返しを図り、竇嬰の前途に暗い影が射し始めた。かつては「諸々の游士・賓客、争いて魏其侯に歸」したが、今や「天下の吏士、勢利に趨る者、皆な魏其を去る」こととなったのである。そして、建元六年、竇太后が崩御すると、魏其侯は「益々疏んぜられて用いられず、勢い無く、諸々の客、稍稍に自ら引きて怠傲す」、更に勢力を失い、賓客たちはみな離れていった（注23）。そのような中で「唯だ灌將軍のみ獨り故を失わず」、灌夫ただひとりが竇嬰のもとを離れなかった。「魏其、日々黙黙として志を得ず、而して獨り灌將軍を厚遇するのみ」、氣の晴れることのない日々を送っていた竇嬰にとって灌夫だけが心の友であった。このように、灌夫と魏其侯竇嬰との間は、もはや当初の打算を越えて精神的に結び付き、人間的に深い信頼関係が成立していたと言える。

それに対して、灌夫が武安侯田蚡（景帝の皇后王氏の異父弟）に抱く感情は嫌悪感に近いものがある。それは武安侯田蚡と魏其侯竇嬰との不仲——田蚡の竇嬰に対する嫉妬から生まれた魏其侯竇嬰追い落としの策謀が引き金になっている。すなわち、竇嬰が竇太后から疎んぜられ、また太后が崩御してその後ろ盾を失うと、田蚡が竇嬰に代わって勢力を得てのし上がて来た。そのことへの反発が、灌夫と竇嬰との信頼関係をより一層強固なものとし、灌夫の田蚡に対する反感は増幅する。

田蚡は、景帝の晩年、皇后王氏の外戚として目をかけられ、景帝の後三年（すなわち武帝即位の年）、王太后の弟ということで武安侯になった。かつて竇嬰が大將軍となったころ、田蚡は竇嬰に恭しく振る舞っていたが、今や田蚡は、「新たに事を用いて相爲らんと欲し、賓客に卑下し、名士の家居する者を進めて之れを貴くし、以て魏其の諸々の將相を傾けんと欲」し、竇嬰への対抗心を露骨にして丞相の地位を狙い、魏其侯一派を圧倒することに腐心した。また、先述した武帝建元二年の事件で竇太后が趙絳・王臧と共に竇嬰を罷免した時、実は田蚡も罷免されて一旦は家に引きこもったのであるが、竇嬰がそれ以降一気に勢力を失っていったのに対し、田蚡は姉王太后の縁故というだけですぐに復権して政治に参与することができた。すると、競って魏其侯に帰した「諸々の游士・賓客」は竇嬰の元を去り、権勢に走り利に聡い者たちはみな田蚡に鞍替えし、田蚡は日増しに横柄になって行った。更に建元六年、竇太后が崩御して田蚡が丞相となり、「天下の士、郡・諸侯、愈々益々武安に附」くようになると、二人の立場は完全に逆転して田蚡の野心はいよいよ膨らんでいった。

このように、もともと武帝の外戚（武帝の母王太后の異父弟）であるにもかかわらず、竇嬰の下位にいることを快く思わず、何かにつけ張り合った田蚡である。それでも竇太后

の生存中は寶太后の力に屈し、意に添わぬまま寶嬰の陰の存在であることに甘んじて来た。しかし、寶太后亡き後、生来の「辯にして口有り」から同母姉王太后の目に適うことのできた田蚡は、それまで寶嬰の下で我慢を強いられてきた不満が積もりに積もって恨みとなり、寶嬰追い落としのチャンス伺う。そして、寶嬰が勢力を失うと田蚡は自らの優位を傘に次々と画策し、寶嬰に対する報復を開始する。

【その一】 その気もないのに、わざわざ喪中の灌夫に魏其侯訪問の話を持ちかける。もちろん灌夫も魏其侯も自分の申し出を断るはずがないと承知の上である。魏其侯は前日から宴席をしつらえ、当日は準備万端整えて食事を取らずにひたすら田蚡の訪問を待つ。ところが、一向に現れない田蚡を灌夫が迎えに行くと、果して田蚡はまだ寝ている。そして迎えに行った灌夫に、「吾れ昨日 酔いたり。忽ち仲孺（灌夫の字）と言いつしを忘る」と惚けて灌夫を嘲り魏其侯を軽侮する。司馬遷は「丞相、特だ前に戯れて灌夫に許す。殊に往くに意無し」と、田蚡にはもともとその気はなかった、灌夫をからかったただけだと言うにとどめるが、これは明らかに田蚡の魏其侯への挑戦であり、魏其侯に自分の力の程を見せつけようとする奸計である。灌夫はそんな田蚡を許さない。しかし、この時はひとまず寶嬰が激高する灌夫をなだめて引き下がらせ、事無きを得た。

【その二】 自分の威力を誇示するかのように、籍福（注24）を遣わして魏其侯の田地を譲ってもらいたいと要求したところ、魏其侯は激怒し、「老僕、弃てらると雖も、將軍（田蚡）、貴しと雖も、寧くんぞ勢を以て奪う可けんや」と言って拒絶した。その話を聞いた灌夫も激高して籍福を面罵した。後日、事の真相を知った田蚡は「數頃の田を愛」んだ寶嬰に腹を立てたばかりか、「且つ灌夫、何ぞ與からんや」、関係ない灌夫がしゃしゃり出て邪魔をしたと、灌夫に対して憎しみを抱くのである。この時、田蚡の寶嬰に対する恨みはすでに灌夫への恨みと重なり、ここに田蚡は灌夫に恨みに矛先を向けて先に灌夫を陥れ、それによって寶嬰を巻き込むことを謀る。

【その三】 元光四年（前一三二）の春、田蚡は「灌夫 家、潁川に在り、横なること甚だしく、民、之れに苦しむ。案べんことを請う」と灌夫を武帝に告発した。恐らくこれを理由に魏其侯も一挙に葬り去ろうとしたのであろうが、これは武帝が「それを調べるのが丞相の仕事だ」と一蹴し、また、灌夫が田蚡の不正・賄賂

の事実を握って逆襲したため、田蚡は不本意な和解をして、またしても灌夫・魏其侯追い落としは頓挫する。

【その四】 田蚡は自分の婚礼披露宴で灌夫を侮辱して煽り、怒った灌夫が犯した無礼を盾に「不敬罪」で告発する。今回は田蚡の挑発に乗ってしまった灌夫が田蚡の仕掛けた罠にはまった。田蚡はここぞとばかり、灌夫を弾劾して拘禁した。元光四年、灌夫とその一族に死刑の判決が下って処刑された（注25）。また、武帝には竇嬰を処罰する気はなかったが、竇嬰が武帝の悪口を流しているとの噂が武帝の耳に入り（注26）、その十二月大晦日、竇嬰は慌ただしく処刑された。ここに田蚡は所期の目的を達成した。

司馬遷は、口がうまく強い者には恭しいが立場の弱い者には居丈高になる田蚡の人となりを、「跪起すること子姓の如し」、「辯にして口有り」、「賓客に卑下す」、「日々益々横々」などと言葉を変えて繰り返して評するだけでなく、丞相となって以降の田蚡が「滋々驕り、宅を治めて諸第に甲たり。田園、膏腴を極め、而して郡縣より市買せし器物、道に相い屬す。前堂は鍾鼓を羅ね、曲廂を立て、後房の婦女、百を以て數う。諸侯、金玉狗馬玩好を奉ずること、數うるに勝う可からず」と言い、そしてついに「權、主上を移す」、武帝を凌ぐほどの勢力をもつに至ったと酷評する。また、その容貌に関しても「貌侵」、小柄で醜く、風采のあがないない人物であった、決して良く言わない。

それに対し、魏其侯竇嬰は籍福が言うように、「善を喜み惡を疾む」氣質で、堂々とした人物として描かれる。田蚡が竇嬰に抱く反感は、田蚡の「貌侵」という容貌に対するコンプレックスから来るものであろうか。あるいは、いつも相手の顔色を窺っておどおどしている自信のない田蚡が、相手が天子であれ太后であれ自分の考えを披瀝する堂々たる竇嬰に対して抱く嫉妬心から生まれたものであろうか。いずれにせよ、田蚡は敵意を剥き出しにし、それが灌夫に及んだのである。

以上のように、灌夫を恨み謗るとされる「潁川の兒歌」は、実は灌夫には非難される正当な理由が見当たらないばかりか、「兒歌」に謳われた内容が灌夫ではなく田蚡こそ一致することが明らかとなった。これを整理すれば次のようになる。

まず、灌夫はいわゆる学問はないが、「任俠を好み、已ず然諾す」る義俠心に厚い人物であり、「諸士の己の左に在りて、愈々貧賤なれば、尤だ益々敬し、與に鈞としくす。稠人廣衆には、下輩を薦寵す」という人となりは、「士、亦た此れを以て之れを多とし」た。

ひとたび「父子の如く」親しんだ魏其侯の為には命をも惜しまず尽したことはそれを語つて余りある。また、竇嬰は灌夫救出の際、「太后一家に逆らつてもどうにもならない」と反対する夫人を押し切り、「灌仲孺をして獨り死せしめ、乃ち嬰 獨りは生きず」と男氣を發揮しており、このことで灌夫は正義漢竇嬰にかく決意させるほどの人物として高く評価されている。

このように、司馬遷は灌夫が民の怨恨の対象になる人物とは見ていない。もちろん、司馬遷の灌夫への評価は、灌夫がかつて季布の弟季心の弟分であつたこと、その季布や季心、そして欒布らの「壯士」を称え任俠を高く評価する（注27）思い入れと無関係ではないだろう。しかし、そうであればなおさら、司馬遷が灌夫を誇るはずがない。この「兒歌」は一見灌夫を恨むかのようなのであるが、実は司馬遷は灌夫を借りて別の人物、すなわち武安侯田蚡を非難中傷していると考えられるのである。

今ひとつ、この歌の生まれた背景は、灌夫が「家、數千萬を累み、食客、日に數十百人あり。陂池田園、宗族賓客、權利を爲し、潁川に郊いままに」したことにあると言うが、これは丞相となつて以降の田蚡が「滋々驕り、宅を治めて諸第に甲たり。田園、膏腴を極め、而して郡縣より市買せし器物、道に相い屬す。前堂は鍾鼓を羅ね、曲旃を立て、後房の婦女、百を以て數う。諸侯、金玉狗馬玩好を奉ずること、數うるに勝う可からず」と言うのと余りに酷似している。

更には、魏其侯が丞相となつた時に籍福が魏其侯に送つた祝辭の一句、「惡人 衆く、亦た且に君侯を毀らんとす。君侯、能く兼ね容れれば、則ち幸い久しからん。能わずんば、今、以て毀去されん」は、魏其侯の暗い将来を暗示しており、それは田蚡が魏其侯にかけた圧力にことごとく食い下がつた灌夫の将来をも容易に連想させる。この「兒歌」が灌夫を借りて武安侯田蚡を諷い込んだものとなる所以である。それは司馬遷が「魏其武安侯列傳」を次のように論評することからも知られる。

魏其・武安、皆な外戚を以て重んぜらる。灌夫、一時の決策を用いて名 顯わる。魏其の擧げられしは呉楚を以てし、武安の貴なるは日月の際に在り。然れども魏其は誠に時の變を知らず、灌夫は術無くして不遜なり。兩人 相い翼^{たす}けて、乃ち禍亂を成す。武安、貴を負^{たの}みて權を好み、杯酒責望して、彼の兩賢を陷る。嗚呼、哀しいかな、怒りを遷して人に及ぼし、命も亦た延びず、衆庶も載せず、竟に惡言を被る。嗚呼、哀しいかな、禍の從りて來る所。

もちろん灌夫が聖人君子であろうはずはなく、教養のない無頼漢というのがふさわしいだろう。また、魏其侯寶嬰のためとは言え、灌夫の価値観からは受け入れ難いとは言え、灌夫が武安侯田蚡に対して「不遜」であったことも事実である。その灌夫と、そして正義感に駆られたために「時の變を知らず」、ついに自らも処刑されてしまった寶嬰とは、確かに「兩人相い翼けて、乃ち禍亂を成」したことになる。しかし、そもそもただ「日月の際に在」ただけのこと（王太后が君臨する幸運に巡り合わせただけのこと）で成り上がった田蚡が、魏其侯への嫉妬や羨望から恨みを抱き、その恨みを無関係な灌夫に及ぼし、そして、酒の席での灌夫の無礼の責任を魏其侯に移して「彼の兩賢を陥れ」た、寶嬰と灌夫との優れた二人の人物を破滅させたという事実の方が重大である。

この点では、班固が「凶徳參會して、時を待ちて發す」と、寶嬰・田蚡・灌夫の三人を同列に「凶徳」と評定し、かれらの悲劇は起こるべくして起こったとするのと明らかに見解を異にしている。司馬遷は武安侯田蚡を酷評することで更に別のことを期したと考えられ、司馬遷がこの「兒歌」の記録に託した真の意図を明らかにしたい。そこで、再び「淮南民歌」に戻り、その「民歌」の裏に隠された人物も、実は武安侯田蚡であることを解明しながら、併せてこの「兒歌」の意味を探ることにする。

第四節 「淮南民歌」と「潁川兒歌」の深層

— 淮南王安と田蚡、王太后、そして武帝

ところで、第一節において、「淮南の民歌」は淮南厲王と文帝の不仲を諷するものではなく、謳われた内容——領地をめぐる骨肉の争いに引き付けて考えるなら、むしろ淮南王安と衡山王賜との不仲を諷ったものと考えるのが合理的であると結論した。この「民歌」に登場する人物を淮南王安であると考えれば、実は淮南王安の後ろに武安侯田蚡が見え隠れしていることが判明し、そして「潁川の兒歌」と重ね合わせると、司馬遷がこの「民歌」を記録した意図がより一層明確になる。

淮南王安、人と爲り、書を讀み琴を鼓すを好み、弋獵狗馬馳騁を喜こまず。亦た以て陰徳を行いて百姓を拊循し、譽れを天下に流さんと欲す。時時、厲王の死を怨望し、時に畔逆せんと欲せしも、未だ因る有らざるなり。建元二年に及び、淮南王、入朝す。

素より武安侯に善し。武安侯、時に太尉爲り。乃ち王を覇上^はに逆え、王と語りて曰く、「方今、上、太子無し。大王、親しく高皇帝の孫にして、仁義を行ふこと、天下、聞かざるもの莫し。即し^も宮車一日晏駕せば、大王に非ずして當に誰か立つべき者ぞ」と。淮南王、大いに喜び、厚く武安侯に金財物を遣り、陰かに賓客を結び、百姓を拊循し、畔逆の事を爲さんとす。建元六年、彗星 見わる（注28）。淮南王、心に之れを怪しむ。或るひと王に説きて曰く、「先に呉の軍起こりし時、彗星 出でて長さ數尺。然るに尙お血を流すこと千里。今、彗星 長さ天に竟わる。天下、兵、當に大いに起こるべし」と。王、心に以爲えらく、上 太子無し、天下 變有らば、諸侯 並び争わんと。愈々益々器械攻戰の具を治め、金錢を積んで郡・國・諸侯の游士奇材に賂遣す。諸々の辯士、方略を爲す者、妄りに妖言を作し、王に諂諛す。王 喜び、多く金錢を賜う。而して謀反 滋々甚し。（『史記』淮南衡山列傳）

繰り返して言えば、文帝と淮南厲王劉長とはどちらが天子になっても不思議ではなかった。「仁弱」かつ「慈仁」の惠帝は酒に溺れて廢人同様になり、わずか七年にして崩じた。その原因が一に呂太后にあることは衆目の一致するところであったし、呂太后がその後の少帝恭及び少帝弘の擁立をほしいままにしたことも誰の目にも明らかであった。劉長の母趙美人が高祖と呂后を恨んで自殺し、その後に呂后に引き取られ呂太后の虐殺の数々を具さに見て知っていた劉長にしてみれば、呂太后に疎んぜられなかったこと自体がひとつの意味を持った。すなわち、呂太后の毒牙にかからずに生き延びたということは呂太后の目に適った証でもあるのだから、呂太后に逆らいさえしなければ天子も夢ではないということになる。ところが、文帝が迎えられて天子となると、天子になれなかった劉長は次回、すなわち文帝の後に期し、それが文帝への反逆となり絶食して果てたのであった。

淮南王安とはその厲王の子である。劉安にとって、父厲王はたまたま天子になれなかったがために悲惨な最後を遂げたようなものである。それを思えば怨恨の対象を父以外のところ求め、恨みのはけ口を文帝に限定することによってかれは心の均衡を保っていた。なぜなら、父への思いから文帝を恨むことは子としての自然の感情であり、それは文帝の孫の武帝に反逆する正当な理由となるからである。

しかも、劉安にとっての高祖に対する感情は父の文帝に対するよりも複雑であった。父劉長と文帝とは共に高祖の子として同列であったが、劉安の場合は違っていたからである。

淮南王安は高祖の少子淮南厲王劉長の嫡男で、高祖の孫にあたる。一方、武帝は高祖・文帝・景帝・武帝と、高祖の曾孫である。動かしがたいこの事実が劉安の武帝への対抗意識を生み、自らが王位に即いても不思議はない、少なくとも武帝より先に天子になってしかるべきだとの不満を募らせ反感を抱いたであろうことは想像に難くない。そこに目をつけ、淮南王安の野心に火を点けたのが田蚡である。

武帝即位の翌年（建元二年）、淮南王安が入朝した折、迎えに出た田蚡は劉安に、「方今、上、太子無し。大王、親しく高皇帝の孫にして、仁義を行うこと、天下、聞かざるもの莫し。即し宮車一日晏駕せば、大王に非ずして當に誰か立つべき者ぞ」と語ったというが、この言辭に劉安を煽る意図のあることは明らかである（注29）。この建元二年という年は、先述したように竇太后の政權剝奪に絡んで田蚡が竇嬰を圧倒して「愈々益々横」になっていった時期である。

そして建元六年、竇太后が崩御。世の利を求め權勢に走るものはみな丞相田蚡につく。竇嬰に代わって「權、主上を移す」ほどに勢力を掌握していよいよ驕慢になった田蚡はしばしば武帝を怒らせた。司馬遷は「魏其武安侯列傳」に、建元六年を境に増大する田蚡の驕慢、姉王太后を笠に武帝をも意のままに動かそうとする不遜な田蚡を具さに記し、併せて武帝がそのような田蚡に不満を漏らし怒りを発したことを記している（注30）。のみならず、「上、魏其の時より武安を直しとせず、特だ太后の故なるが爲のみ」と、武帝はそもそも田蚡を信用していなかったが王太后に氣兼ねして我慢していただけまで言い、田蚡を徹底的におとしめる。武帝が田蚡の傲慢さにどれだけ我慢を強いられていたかというのは、田蚡の死後、田蚡が淮南王安から賄賂を受け取っていた事実を知った武帝が、「武安侯をして在らしめば族さん」、もし武安侯が生きていたなら一族皆殺しにしてやるものと激昂したことからも察せられる。

ともあれ、自重することを知らない田蚡、自分の意に添わないことを言った者や自分に敬意を払わない者には報復しなければ氣が済まない田蚡、面子を潰されるようなことがあれば激情に駆られて前後の見境もつかなくなる田蚡を、御史大夫韓安國（注31）は「譬えば賈豎女子の言を争うが如し、何ぞ其れ大體無からん」、品格も見識もない小人であると酷評している。田蚡のこの気性や人となりを考えれば、武帝が自分のことを信用していないこと、疎んじ嫌っていることはわかっていたはずである。そんな田蚡が淮南王に謀反をそのかして武帝に挑戦させようとしたということは、まさしく「大體無き」田蚡が淮南王を利用して武帝に報復しようとしたものと考えても不自然ではない。時あたかも灌夫の

非礼を盾に魏其侯追い落としが成功しようとしていた矢先である。

ところで、前節で考察したように、淮南王が「厚く武安侯に金財物を遺」った事実は、灌夫が田蚡の弱みとして握っていたことでもある。元光四年の春、田蚡が潁川での灌夫の悪事を調査すべしと武帝に訴えて「此れ丞相の事。何ぞ請わん」と一蹴された時、田蚡が淮南王から賄賂を受け取った事実を握っていた灌夫が逆に田蚡をやり込めたこと、また、その夏、田蚡の婚礼の席上での事件で灌夫の無礼を盾に灌夫を拘禁したが、その際にも灌夫は田蚡の秘密を暴こうとしたなどの記録で明らかである。言うまでもなく、これが田蚡に先ずは灌夫を殺そうと決意させた一因であるが、司馬遷はこれらを「灌夫も亦た丞相の陰事、姦利を爲し、淮南王の金を受けて與に語言すせしを持す」、「（灌）夫、繋がれ、遂に武安の陰事を告言するを得ず」と記すことによって、しきりに淮南王に謀反をけしかけた田蚡の存在を強調し、建元六年に彗星が現れた時に淮南王に反乱をそのかした「或るひと」がいかに田蚡や田蚡の息のかかった者たちであることを暗示している。

このように、田蚡は淮南王安が武帝に反逆するよう仕向けた張本人であり、また、灌夫並びに寶嬰を陥れて処刑に導いた策謀家であることは明らかである。司馬遷は二つの列伝に「淮南の民歌」と「潁川の兒歌」を挿入し、淮南王や灌夫・魏其侯寶嬰らの悲劇を記録しつつ、二つの「歌」に共通して登場する田蚡の野心と陰謀を非難する。

では、司馬遷はなぜ田蚡をこれらの「歌」に隠して非難したのか。抗うことのできない絶対権力への反逆、個人がどうすることもできない権力機構に対する反抗、司馬遷の武帝批判のあらわれである。それは灌夫が拘禁され処刑されるにいたるまでの記述に読み取ることができる。

元光四年、灌夫が田蚡に拘禁された時、魏其侯寶嬰は灌夫救出に奔走する。

魏其、身を鋭して灌夫を救うを爲す。夫人、魏其を諫めて曰く、「灌將軍、罪を丞相に得、太后の家に忤^{まから}う。寧^{いず}くんぞ救う可けんや」と。魏其侯曰く、「侯、我れより之れを得たり。我れより之れを捐^すてるも、恨む所無けん。且つ終に灌仲孺をして獨り死せしめて、嬰獨りは生きず」と。乃ち其の家に匿し、竊かに出でて上書す。立ちどころに召し入れられ、具さに灌夫醉飽の事、誅するに足らざるを言う。上、之れを然りとし、魏其に食を賜いて曰く、「東の朝廷に之れを辯ぜよ」と。

その年の春に田蚡が武帝に潁川郡での灌夫の悪行を取り調べるよう訴えた時にも、武帝は「此れ丞相の事なり。何ぞ請わん」と田蚡の訴えを退けた。今回も武帝は竇嬰の弁護に道理があると判断した。このことから知れるように、武帝は田蚡を全く信用していない。恐らく武帝はこの事件も田蚡が灌夫を誣告したものと見抜いていたようである。あるいは、武帝には田蚡が竇嬰を葬り去るために灌夫の罪を捏造したものと考え、竇嬰の意見を聞いたのではないか。実際、この事件は竇嬰の釈明する通り単なる酒の席でのこと、少なくとも「諸々の灌氏の支屬を逐捕し、皆な棄市の罪を得」るような大事件ではない。だからこそ武帝は「之れを然りとし、魏其に食を賜」ったのであろう。しかしながら、この時の武帝には決断できるだけの力はなく、王太后の裁断を仰ぐほかなかった。「東の朝廷に之れを辯ぜよ」と気弱に言う武帝である。

竇嬰はすぐさま東朝に出向いて王太后に灌夫の弁護をしたが、田蚡が「（灌夫の）爲す所 横恣にして、罪逆不道」と激しく灌夫を非難したため、竇嬰は「奈何ともす可からざるを度り、因りて丞相の短を言う」、仕方なく田蚡の非を暴いた。そこで武帝は大臣たちに「兩人、孰か是なるか」を議論させた。御史大夫韓安國は田蚡の言い分を認めはするが、「（灌夫は）大惡有るに非ず、杯酒を争うに、他過を引きて以て誅するに足らざるなり」と中立を守り、汲黯は竇嬰を是とした。鄭當時も灌夫を是としたが議論が進むと灌夫擁護を堅持しようとしないう。しかも、他に敢えて意見を言う者もない。「公（鄭當時）、平生 數々魏其・武安の長短を言うに、今日の廷論、局趣して轅下の駒に效う。吾れ并せて若が屬を斬らん」と、武帝が怒るのも尤もであったが、武帝の權威もそこまで、武帝の怒りは大臣たちにとってさしたる意味をもたない。なぜなら、かれらが恐れたのは武帝ではなく王太后だったからである。「太后、亦た已に人をして候伺し、具さに以て太后に告げしむ」とあるように、誰が何をいったか仔細に王太后に報告されることを知る大臣たちは、王太后を恐れて首を縮めているしかない。客観的に判断すれば死刑にするほどの問題でないことは誰もが知っている。しかし、竇嬰の意見を聞き入れ灌夫を擁護することは、とりもなおさず太后の弟田蚡の非を認めることである。灌夫擁護に徹することができなかったのも致し方なしというところである。武帝にしても大臣たちを怒鳴りつけたものの、かれらが恐れるのは自分ではなく王太后であることを承知していた。權威も決断力もない、何とも腑甲斐ない武帝像を司馬遷はここにさらけ出している。

（武帝は）即ち罷めて起ち、入りて食を太后に上る。太后、亦た已に人をして候伺し、

具さに以て太后に告げしむ。太后、怒りて食わず。曰く、「今、我れ在すなり。而るに人皆な吾が弟を籍ふむ。我れをして百歳の後ならしめば、皆な之れを魚肉とせん。且つ帝、寧くんぞ能く石人爲らんや。此れ特だ帝在せば、即ち録録たるも、設し百歳の後には、是の屬、寧くんぞ信ず可き者有らんや」と。上、謝して曰く、「俱に宗室の外家なり。故に廷に之れを辯ず。然らずんば、此れ一獄吏の決する所のみ」と。

「皆で寄つてたかつて我が弟田蚡を責めたて踏みつけにしている」と、王太后は逆に武帝をなじる。そして、司馬遷は王太后に武帝を「石人（でくの坊）」と罵倒させ、武帝の主体性のなさを暴露し、その太后に「寶嬰も田蚡も外戚ですから」と氣弱に弁明するだけで、ただ太后を恐れるばかりの武帝像を浮き彫りにしている。

さて、それとなく武帝を批判する司馬遷ではあるが、やはり武帝を名指して罵倒することは憚られた。そこで、かれはその予先を田蚡に向ける。田蚡を非難することは姉王太后を非難することになり、太后を非難することは外戚の専横を、そして外戚の専横に打つ手のない武帝を誘ふこととなるからである。これは司馬遷の武帝に対する、ささやかではあるがしたたかな抵抗であったと考えられる。その田蚡を非難するために、司馬遷は灌夫と魏其侯寶嬰を弁護する。二人を弁護することは、同時に田蚡の非を暴くことを意味するからである。田蚡が非道であればあるほど、田蚡の畏に嵌まった灌夫も魏其侯寶嬰も、そして同じ田蚡にそのかされて武帝に反逆しようとした淮南王安すらも非難の対象ではなくなる。韓安國が田蚡に面と向かって、「譬えば賈豎女子の言を争うが如し。何ぞ其れ大體無からん」、激情に駆られて前後の見境がつかなくなる小人だと馬鹿にするだけでなく、司馬遷の描く田蚡像はことごとく醜い。そして、最後には田蚡にその罪を認めさせた上で、更に追い打ちをかけるように実に哀れな人物として仕立てあげる。

其の春、武安侯病み、専ら呼服謝罪す。巫の鬼を視る者をして之れを視せしめば、魏其・灌夫、共に守り、之れを殺さんと欲するを見る。竟に死す。子の恬、嗣ぐ。元朔三年、武安侯、檐楡を衣て宮に入るの不敬に坐す。

灌夫一族が裁かれ、続いて寶嬰が処刑されると、まるで後を追うかのように田蚡が病死した。田蚡は病の床で夢を見、自分が畏に嵌めて殺した灌夫と寶嬰に取り憑かれ、しきり

に「自分が悪かった」とうわごとを言い、うなされながら死んでいった。また司馬遷は、田蚡が灌夫の「不敬罪」を捏造したことに対する天の配剤だといわんばかりに、田蚡の後を継いだ子の田恬が「不敬罪」で国を除かれたことを追記し、「彼の兩賢を陥れ」た田蚡の末路がいかに惨めなものであるかを言おうとしている。そして、武帝に田蚡の悪行を総括させ、「魏其武安侯列傳」を次のように結ぶのである。

上、魏其の時より武安を直しとせず。特だ太后の爲の故のみ。淮南王の金の事を聞くに及び、上曰く、「武安侯をして在らしめば、族せん」と。

武帝は王太后への遠慮から田蚡の僭上沙汰を我慢していたが、魏其侯竇嬰と灌夫の事件が田蚡の捏造であることを見抜き、それからは田蚡を全く信用しなくなった。その後、田蚡が淮南王安の野心を煽り、武帝に子供がいいることを理由に次期天子をほのめかし、その見返りとして賄賂をもらっていた事実を知るや、それまでの怒りをとうとう爆発させ、「武安侯をして在らしめば、族せん」、もし今ここに田蚡が生きていたら一族皆殺しにしてやるところだと言っている。武帝はようやく自分の意志を口にできるようになったというのが実情であろうが、実は王太后は元朔三年に崩御し、淮南王と衡山王を誅する前、すでに元朔三年に武安侯田恬を不敬罪で処罰しているのである。

改めて整理すれば以下のようになる。「淮南民歌」は表面的には淮南厲王と文帝の不仲を誇っているように見せながら、その実は淮南厲王の一族の不仲、特に淮南王安と衡山王賜の不仲を揶揄し嘲笑するものであった。しかし、その深奥には淮南王安が父厲王の死に抱く思いと武帝に対する対抗意識、それを悪用して自らの地位と権力を固めようとした田蚡の陰謀を暴露し田蚡を非難する歌であった。一方、「潁川兒歌」は、灌夫を恨む歌であるかのように見せながら、その実は田蚡を恨む灌夫と魏其侯竇嬰の代弁をしながら、田蚡を呪い田蚡一族の破滅を願う歌であった。

司馬遷は「潁川兒歌」と「淮南民歌」とに共通する登場人物武安侯田蚡を隠していた。それは田蚡を非難することが姉王太后を非難することになり、ひいては外戚の専横に打つ手もなくただ王太后の言うなりになっている不甲斐ない武帝を諷することになると考えたからである。武帝の怖さを身をもって体験している司馬遷には、武帝の逆鱗に触れ発言は許されない。暗に武帝を諷り、後世の読者に自分の意を汲んでもらうことを期す方法は、まさに「意の鬱結する所有り、其の道を通ずるを得ず。故に往事を述べて來者を思う」（太

史公自序）との、司馬遷の『史記』執筆の意味と一致する。そして、ここに「淮南民歌」と「潁川兒歌」は、その後に生まれる予言的内容を謳う「謠」の先駆の意味をもつのである。

第五節 前漢初期の「歌」の「予言」——『漢書』の解釈

第一節で見たように、司馬遷は呂后を恨む「歌」——「戚夫人の歌」・「趙王友の歌」・「朱虛侯耕田の歌」が何かを「予言」しているとは言わない。しかし、それらの歌は当の呂太后に何がしかの予感を抱かせなかったはずはない。呂太后が日食に「此れ我が爲なり」と不安を覚え、霸上でお祓いを決行した所以である。そして、そのすぐ後に呂太后が犬の祟りで死んだことは、あたかも呂太后に廃人にされ虐殺された者の祟りであり報復であるかのような印象を人々に与えたことであろう。特に呂氏一族の殲滅を宣言した「耕田の歌」は、朱虛侯が率先して呂氏一族殲滅を謀り大いに貢献した事実と相俟って、呂氏一族の末路を「予言」していたと思わせるに等しい意味を持ったに相違ない。

班固は「五行志」（注32）においてそれらを災異思想で解釈し、呂太后の悶死も呂氏一族の滅亡も、それより以前に起きた数々の災異に予言されていたと言う。

まず、呂太后の最期は、趙王如意を鳩殺して戚夫人を「人彘」にした数年後の孝惠四年（一九一）——この時すでに惠帝は酒浸りで、呂太后が政治の実権を握っていた——、未央宮に発生した火災に早くも予言的に現れていたと言う。班固は、

惠帝四年十月乙亥、未央宮の凌室に災あり。丙子、織室に災あり。（五行志上）

と記したすぐ後に、次のような劉向の解説を載せる。

元年、呂太后、趙王如意を殺し、其の母戚夫人を殘戮す。是の歳、十月壬寅、太后、帝の漢魯元公主の女を立てて皇后と爲す。其の乙亥、凌室に災あり。明日、織室に災あり。凌室は飲食を供養する所以、織室は宗廟に衣服を奉ずる所以にして、『春秋』の御廩と同義なり。天、戒めて若く曰く、「皇后 宗廟を奉ずるの徳亡く、將に祭祀を絶たんとす」と。

惠帝四年、十月乙亥、未央宮の凌室に火災が発生し、翌日も織室に火災が発生した。これは呂太后が趙王如意を毒殺し、その母戚夫人を惨殺した惠帝元年十月の同じ「乙亥」の日に凌室に火災が発生し、また同じく翌日の「丙子」の日に織室に火災があったのと相通ずると言うのである。すなわち、惠帝四年の二つの火災は「帝の漢魯元公主の女」、すなわち呂太后の実の娘の子張氏を惠帝の皇后とすることの非を戒めたものということになる。しかし、惠帝に呂氏と無縁の皇后を与えては、呂氏一族の安泰は図れない。否、彼女はそれでも安心できなかった。二人の間に跡継ぎを作らねばならない。だが、「將に祭祀を絶たんとす」は現実となり、彼女の思ひは裏切られた。しかたなく後宮の子を、まるで二人の間に生まれた子であるかのように仕立てたのである。それが、「太后 安くんぞ能く吾が母を殺して我れを名づけん。我れ壯たりて即ち變を爲さん」と反逆し、太后に幽閉されて死んでいった少帝恭である。

また、「呂氏、理を絶つ。天に託して仇に報いん」と謳い、太后への復讐を天に託して幽死した趙王友の事件も、その数年前の太后臨朝称制の一年目（前一八七）、天が火災をもたらしすでに予告していたことになっている。

高后元年五月丙申、趙の叢臺に災あり。劉向以爲えらく、是の時、呂氏の女、趙王の后と爲り、嫉妬し、將に讒口を爲して以て趙王を害さんとす。王、焉れを寤らず、卒に幽殺さる。（五行志上）

劉向（注33）は、趙の叢臺の火災は、呂太后が呂氏の娘を趙王友の妃にあてがい、相手にされない妃が嫉妬して呂太后に讒言し、ついに趙王に被害をもたらすであろうことの天の予告であると言う。そしてそれを見抜けなかった趙王の無知無謀が悲劇をもたらしたと言うのである。しかしながら、もし趙王友が叢臺の火災で自分の身の危険を悟らなかったために悲劇を招いたとするなら、呂太后も趙王のこの歌に将来を悟るべきであった。

そして、呂太后の専横を誇り呂氏一族の猛威を罵倒した朱虛侯劉章の「耕田の歌」に関して、司馬遷が客觀的事実としてその十二日目に現れた日食と呂太后の衝撃の言葉を記すだけであるのに比して、班固はこの日食こそ呂太后の死の応驗であると明言する。

高后二年六、月丙戌晦、日、之れを食する有り。七年正月己丑晦、日、之れを食する有り、既にして、宮室九度に在り、宮室の中と爲す。時に高后、之れを惡みて曰く、

「此れ我が爲なり」と。明年、應ず。（下之下）

確かに、司馬遷も呂太后が朱虛侯の「耕田の歌」に不吉なものを感じたであろうこと、また呂太后自身がすでに年老いて気弱になっていたことを指摘しているが、班固はそれを敷衍したかたちでこの皆既日食を不吉の兆候とし、「明年、應ず」、翌八年、呂太后崩御として現実となったのだと言う。

では、「淮南民歌」と「潁川兒歌」はどうであろうか。司馬遷は、「淮南民歌」は淮南王厲王長の子孫にまで及ぶ不仲、とりわけ領地没収に至った淮南王安と衡山王賜との骨肉の争いを嘲笑するもの、「潁川兒歌」は田蚡の破滅を願うものであると考えていたこと、そして、これら二つの「歌」に共通する人物として武安侯田蚡が隠されており、田蚡を誘ふことによって暗に王太后と武帝を非難しようとしていたこと、すでに見た通りである。司馬遷は何ら「予言」的解釈は施さないが、班固は「五行志」の随所でこれらの末路を警告し「予言」する災異現象を記載している。

文帝二年六月、淮南王、壽春に都せしとき、大風ありて民室を毀ち、人を殺す。劉向以爲えらく、是の歳、南越 反して、淮南の邊を攻め、淮南王長、之れを敗る。後年、入朝し、漢の故の丞相辟陽侯を殺す。上、之れを赦す。歸りて姦人を聚めて逆亂を謀り、自ら東帝と稱す。異を見すも寤らず、後、蜀に遷され、道に靡に死す。（五行志下之上）

文帝四年六月、大いに雪雨^ふる。後、三歳にして、淮南王長、謀反して發覺し、遷されて道に死す。京房の『易傳』に曰く、「夏に雪雨^ふるは、臣、亂を爲すを戒むるなり」と。（五行志中之下）

武帝建元六年六月、星有りて北方に孛す。劉向以爲えらく、明年、淮南王安 入朝し、太尉武安侯田蚡と邪謀有り、而して陳皇后は驕恣なり。其の後、陳后は廢され、而して淮南王、反して誅さる。（五行志下之下）

（武帝元光元年）七月癸未、晦に先だつこと一日、日、之れを食する有り（注34）、

翼の八度に在り。劉向以爲えらく、前年、高園の便殿に災あるは、春秋、御廩に災ありて後に日、翼・軫に食すると同じ。其の占、内に女變有り、外を諸侯と爲す。其の後、陳皇后 廢され、江都・淮南・衡山王、謀反して誅さる。日 中するの時に東北より食し、半ばを過ぎて、晡の時に復す。(五行志下之下)

武帝元狩元年十二月、大いに雪雨り、民、凍死するもの多し(注35)。是の歳、淮南・衡山王、謀反し、發覺して皆な自殺す。使者、郡國に行き、黨與を治し、坐して死す者、數萬人なり。(五行志中之下)

このように、班固は「五行志」に数々の災異の応驗(注36)として淮南王長と淮南王安の二代にわたる謀反を説明する。また、「淮南民歌」に田蚡を隠して武帝までも謗ろうとする意図は、『史記』ではただ暗示するにとどまるが、司馬遷のこの暗示こそ、班固が立場を異にしながらも田蚡の悪事をつぶさに「五行志」に記録する所以であろう。

武帝建元六年、六月丁酉、遼東の高廟に災あり。四月壬子、高園の便殿に火あり。董仲舒、對えて曰く、「春秋の道、往を擧げて以て來を明らかにす。……故に定公二年五月、兩觀に災あり。兩觀は僭禮の物。天、之れに災して若く曰く、『僭禮の臣、以て去る可し』と。已に皐の徵を見わし、而る後、去る可きを告ぐるは、此れ天意なり。……又た兄弟親戚骨肉の連多く、驕揚奢侈にして、恣睢する者衆きは、所謂重難の時者なり。……故に天、災して若く陛下に語るらく、『當今の世、敵にして重難ありと雖も、太平至公を以てするに非ざれば、治むること能わざるなり。親戚貴屬の諸侯に在るもの、正を遠ざかること最も甚しき者を視、忍びて之れを誅するは、吾れ遼東の高廟を燔きしが如きは乃ち可なり。近臣にして國中の旁仄に處るもの、及び貴にして正ならざる者を視、忍びて之れを誅するは、吾れ高園の殿を燔きしが如きは乃ち可なり』と爾云う。外に在りて正しからざる者は、貴なること高廟の如きと雖も、猶お之れを災燔す。況んや諸侯をや。内に在りて正しからざる者は、貴なること高園の殿の如きと雖も、猶お之れを燔災す。況んや大臣をや。此れ天意なり。皐、外に在れば、天は外に災し、皐、内に在れば、天、内に災し、燔くこと甚しきは皐の當に重かるべく、燔くこと簡なれば皐の當に輕かるべきは、天意を承くるの道なり」と。(五行志上)

『春秋』定公二年、東西の「兩觀」に火災が発生したのは、「兩觀」を設けてるのは天子の制であって、諸侯がそれを設けるのは「僭禮」にはかならない、だから天はこれらに災をもたらして「僭禮の臣、以て去る可し」と譴責するものである（注37）。同様に、建元六年の遼東の高廟と高園の便殿に火災が発生したのは、天が「親戚貴屬の諸侯に在るもの、正を遠ざかること最も甚しき者」や「近臣にして國中の旁仄に處るもの及び貴にして正ならざる者」が原因すると言う。前者が淮南王安を、後者が武安侯田蚡を意味することは疑いの余地はない。そして、班固は更に続けて、

是れより先、淮南王安、入朝し、始めて帝舅の太尉武安侯田蚡と逆言有り。其の後、膠西王・趙敬肅王・常山憲王、皆な數々法を犯し、或るものは人家を夷滅し、二千石を藥殺するに至る。而して淮南・衡山王、遂に謀反す。膠東・江都王、皆な其の謀を知り、陰かに兵弩を治め、以て應ぜんと欲す。元朔六年に至りて、乃ち發覺して辜に伏す。時に田蚡、已に死し、誅に及ばず。（同上）

と、淮南王安と田蚡との間にかねてより「逆言」のあったことを再び言い（「五行志下之下」では「邪謀」）、その後淮南王と衡山王とが謀反し、發覺して誅されたこと繰り返し記す。そして、「時に田蚡、已に死す。誅するに及ばず」と、田蚡はすでに死んでいたため誅されなかったものの、田蚡が淮南王に謀反をそそのかした張本人であると言うことを忘れない。淮南王の武帝に抱く邪心がその原因であるとしながら、ここでも殊更に田蚡の画策を強調している（注38）。

このように、田蚡は淮南王安が武帝に反逆するように仕向けた張本人であり、また、灌夫並びに竇嬰を罪に陥れて処刑に導いた策謀家であることは明白である。司馬遷は「淮南衡山列傳」と「魏其武安侯列傳」に「淮南民歌」と「潁川兒歌」を挿入し、て淮南王や灌夫・魏其侯竇嬰らの悲劇を記録しながら、二つの「歌」に共通して登場する田蚡の野心と陰謀を非難し、抗うことのできない絶対権力への反逆、個人がどうすることもできない権力機構に対する反抗、司馬遷自身の批判精神を託した。そして、それは班固が災異によって裏付けることで一層明確にされた。しかし、それは班固が災異に基づく解釈を用いているだけではなく、司馬遷の筆法に見え隠れする「歌」の「予言」性を元に生まれると考えるべきであろう。

傳に曰く、「言の従わず、是れ不文と謂う。厥の咎は僭、厥の罰は恆陽、厥の極は憂。時に則ち詩妖有り、時に則ち介蟲の孽有り、時に則ち犬豕有り、時に則ち口舌の痾有り、時に則ち白眚・白祥有り。惟れ木 金を沝やぶる」と。……言うところは、上の號令、民心に順わず、虚譁憤亂すれば、則ち海内を治めること能わず、失、過差に在り。故に其の咎は僭、僭は差うなり。刑罰 妄りに加わり、羣陰 附かざれば、則ち陽氣勝る。故に其の罰は常陽なり。旱、百穀を傷えば、則ち寇難有り、上下俱に憂う。故に其の極は憂なり。君、炕陽にして暴虐なれば、臣、刑を畏れて口を柑み、則ち怨謗の氣、謗謠に發す。故に詩妖有り。(五行志中之上)

これは、お上の号令が民心に沿わず、海内を治めることもままならない、そして僭上沙汰が蔓延し、旱魃が起こって上も下も苦しむと言うものであるが、その結果、「怨謗の氣、謗謠に發し、故に詩妖有り」、人々の怨恨や誹謗が「謗謠に發し」、禍害を「予言」する「謗謠」が現れると言う。

班固は、「戚夫人の歌」・「趙王友の歌」・「朱虛侯耕田の歌」・「淮南民歌」・「潁川兒歌」いずれも「五行志」に収録しない。すなわち班固はこれらの「歌」を「詩妖」とは認識しなかったということである。しかしながら、「怨謗の氣、謗謠に發す。故に詩妖有り」と、人々の怨恨や誹謗が禍害を「予言」する「謗謠」として生まれ変わると言い、しかも、それらの「歌」に登場する人物にまつわる事件は、ことごとく不吉な末路を「予言」する前触れが五行志に記録されているということは、前漢初期に生まれた以上の「歌」を以後の「詩妖」の前段階であったと結論してよいだろう。

第二章 前漢の「謠」と「予言」

第一節 眭弘と夏侯勝の「予言」について

昭帝の末年から崩御後にかけて、眭弘と夏侯勝が昌邑王賀（廢帝）及び史皇孫の子（宣帝）の廢位と即位を「予言」したことは、前漢に生まれた「予言」の顯著な例として有名である（注1）。災異説が武帝期の董仲舒に始まるとすることは定説であるが（注2）、前章でみたように、前漢初期にも災異を天の譴責ないしは懲戒とする見方もあったし、災異に予兆を見ることがなかった訳ではない。呂太后が朱虛侯の「耕田の歌」に動揺し、趙王友を幽殺して十二日目に現れた日食に「此れ我が爲なり」と不安を漏らしたのも、日食は自らが犯した数々の虐殺に対する天の叱責ではないかと考え、近い将来に対する有る種の不吉な予感があったからであろう。また、建元六年に現れた彗星に淮南王安が「心に之れを怪しみ」、「或るひと」が「天下、兵、當に大いに起こるべし」と言ったことが淮南王安の謀反として現実となったと考えるところに、すでに自然災害や異変の「予言」性が認識されていたことを看取することができる。ひとつの学説がある日突然生まれることはありえないことを考えても、董仲舒以前に災異を人間社会に対する審判であるとする考え方があっても当然のことである。しかしここで注目すべきは、眭弘と夏侯勝の二人の「予言」が災異説と結び付いた予言であるということ、換言すれば災異説を政治に取り込んだ「予言」の最初のものと考えられる点である。とはいえ、予言はあくまで現実社会の反映であって神の託宣ではないことを考えれば、これらの「予言」もそれぞれの發生の原因を当時の政治——より正確には政治の中枢にいた人物やその権力構造に求めるのが妥当であろう。ここでは眭弘と夏侯勝の「予言」がどのようにして生まれたか、その原因を武帝にまで溯って考察し、かれらの「予言」の政治的・思想的意味を検討したい。先にみた前漢初期の「歌」と、本章で論ずる成帝から前漢末期にかけて次々と生まれる「謠」との間隙を埋める「予言」として、重要な意味をもつと考えるからである。

元朔元年（前一二八）、二十九歳にしてようやく待望の太子を得た武帝の喜びようは一通りではなく、早速「求子の神」を祀らせて東方朔と枚皋に祝詞を作らせるほどであった（注3）。それ故、戾太子はその母衛子夫及び衛氏一族とともに、誰の目から見てもその将来は約束されているかに見えた。陳后失脚後、皇后となった衛子夫を叔母に持ち、七度

に及ぶ匈奴制圧で位人心を極めた衛青を叔父に持つ霍去病が匈奴攻撃で一世を風靡していた絶頂期、戻太子はわずか七歳で皇太子となった。しかし、元狩六年（前一一七）、戻太子十二歳の時に霍去病が死去、そして元封五年（前一一〇六）には衛青が死去した。重なる不幸は、それまで衛皇后と戻太子を背後から支えていた大きな力の衰微を意味した。もちろん、この時はまだ戻太子の伯母の婿（衛皇后の姉衛君孺の婿）である公孫賀が丞相として地位を得ていたため、衛氏一族の勢力は急激に衰えたわけではなかった。とはいえ、この二人の死をきっかけにして衛氏は凋落の一途をたどり、ついに皇后と皇太子の地位を揺るがすことになったのは否定できない。

元狩元年（前一二二）、淮南王安と衡山王賜が謀反して誅された年に皇太子となった戻太子であるが、武帝は太子の成長につれて、その性質が自分と似ていないことで疎んずるようになる。たまたま武帝の目に適って直指繡使者（檢察官）に任ぜられた江充は、武帝に「忠直にして、法を奉じて阿らず、言う所、意に中る」（江充傳）と思わせるほど忠実に仕えた。江充は武帝を外戚衛氏及び霍氏から守ることこそ自分に課せられた任務と考え、武帝以外の者に不忠であることで武帝ひとりに忠誠を尽くす証にしようとし、武帝が疎んずるようになった戻太子に目を付け、愚かにもその過失を武帝に報告して「忠直」をアピールし、ついに戻太子と対立する（注4）。

しかし、江充はすぐに自らの愚挙に気づいた。武帝はすでに六十六歳、もしこのまま武帝が崩御すれば戻太子が即位する、そうならば自分は必ず誅殺されるに違いない、と。手をこまねいている訳にはいかない。そこで思い付いたのが「巫蠱」であった。かつて陳皇后が衛子夫に嫉妬して呪い殺そうとし、近ごろ後宮に流行して武帝を呪詛せんとするものがあるとの密告もある。江充は戻太子の宮殿から「桐木人」を掘り出したと捏造し、それを武帝に信じさせたことに力を得て、ついに征和二年（前九一）、戻太子と衛皇后を陥れた。戻太子と衛皇后を自殺に追いやった「巫蠱の禍」（注5）が、武帝に対する異常なまでの忠誠心から生じた江充の輕率妄動の結果であること、また、年老いた武帝が江充の人物を看破できなかった結果であることは贅言するまでもない（注6）。

かくして「巫蠱の禍」によって戻太子が自殺し果てた後、起こるべくして起こった庶子の暗躍と後継者争い（注7）の結果、昭帝が即位した。昭帝の即位には何ら神秘的な要因はない。それは戻太子の不幸と武帝の個人的感情とがもたらしたものである。しかし、その即位が尋常でなかったことを隠蔽するかのように、昭帝は母鉤弋趙婕妤の奇跡と昭帝の異常出生によって粉飾され神聖化される。

孝武鉤弋趙婕妤は、昭帝の母なり。家、河間に在り。武帝、巡狩して河間を過ぎりしとき、望氣者言えらく、「此に奇女有り」と。天子、亟^{すま}やかに使いをして之れを召さしむ。既に至る。女の兩手、皆な拳なり。上、自ら之れを披^{ひら}けば、手、即時に伸ぶ。是れに由りて幸せらるるを得、號して拳夫人と曰う。……拳夫人、進みて婕妤と爲り、鉤弋宮に居り、大いに寵せらるること有り。太始三年、昭帝を生み、鉤弋子と號す。任身十四月にして乃ち生まる。上曰く、「聞く、昔し堯、十四月にして生まると。今、鉤弋も亦た然り」と。乃ち其の生まれし所の門をして堯母門と曰わしむ。後、衛太子敗れ、而して燕王旦・廣陵王胥は過失多く、寵姫王夫人の男齊懷王・李夫人の男王昌邑哀王は皆な蚤く薨^きず。鉤弋の子、年五六歳、壯大にして多知なり。上、常に「我れに類す」と言う。又た其の生まるること衆と異なるに感じ、甚だ之れを奇愛し、心に焉^なれを立てんと欲す。其の年穉^{おきな}く母も少^{わか}きを以て、女主、顚^{あやま}忒にして國家を亂さんことを恐れ、猶與して之れを久しくす。（『漢書』外戚傳上）

確かに、「衛太子 敗れ、燕王旦・廣陵厲王胥は過失多く、寵姫王夫人の男齊懷王・李夫人の男昌邑哀王は皆な蚤く薨^きじ」たことが、わずか八歳の鉤弋趙婕妤の子を太子とした理由であるようだが、それは結果論である。他の庶子をことごとく退け、あえて最年少の昭帝を太子とするには、武帝の内面を動かすだけのものが必要である。武帝六十三歳の時に生まれた孫のような子（武帝の孫にあたる戾太子の子史皇孫は二十年以上も前に生まれている）に対する思い入れもあったであろう。そして、母鉤弋趙婕妤の奇跡と、「堯と同じ妊娠十四月で生まれた」と武帝を感激させた異常出生の神秘性とに加えて、昭帝の成長とともに武帝を最も喜ばせたこと——五・六歳のころからすでに見せていた「我れに類す」昭帝の氣質こそが武帝の最晩年を決定した。次第に年老いて行く武帝が我が分身のように見える昭帝に特別な感情を抱いたこと、その昭帝に後を託したいと思ったことは極めて自然である。武帝のこの感情こそ、武帝をして昭帝を後継者とする決断をさせた内的要因と言っても過言ではないだろう（注8）。

後元二年（前八十七）、昭帝が太子となった翌日に武帝が崩御し、母親の奇跡と神秘的出生に粉飾された昭帝が八歳で即位した。ここに戾太子失脚後、生まれるべくして生まれた武帝の後継をめぐる庶子の争いは一応一段落した。しかしながら、その即位を正当化するかのような昭帝の神秘性も、即位して間もなく生起する政争には全く効力を發揮するこ

とができなかった。武帝が死に臨んで、金日磾を車騎將軍、霍光を大司馬大將軍、上官桀を左將軍、桑弘羊を御史大夫に任じ、それぞれに幼帝の補佐を約束させることが、霍光・上官桀と桑弘羊との対立（車騎將軍金日磾はその後すぐに死亡した）を生み、上官桀・安父子のクーデターを惹起し、あげくの果てに霍光の専断を許して昭帝亡き後の廢帝（昌邑王賀）と宣帝（皇曾孫詢）の廢立をほしきままにさせる結果を招いたのである。

霍去病亡き後、何事にも注意深くて慎み深い霍光は、武帝の厚い信任を得て武帝末年より政務を統べ（注9）、武帝亡き後は武帝の遺言を忠実に守り、昭帝を補佐して献身的ですらあった。当時の霍光を評して、「光、朝政を執ること、猶お周公の攝のごとし」（五行志上）と言われる所以である。昭帝が即位して間もない頃の霍光は、上官桀と子による婚姻関係を結び、昭帝の姉鄂邑公主のとりなしによってその女を昭帝の皇后に立てることに成功した。上官皇后である。『漢書』も当時の霍光の寛政を讃えているように（注10）、その頃の霍光は、孫娘を皇后にして精神的にも満たされていた。しかし、周囲の目、少なくとも臨終の席で武帝から幼帝の補佐を託された左將軍上官桀と御史大夫桑弘羊、それに票騎將軍上官安には霍光の専制としか映らなかった。皇后の父である上官安が「皇后は親安の女、光は乃ち其の外祖、而るに顧って朝事を専制す」と恨み言を言うように、霍光は政務一切を取り仕切っていたのである。桑弘羊にしても、始元六年（前八一）、酒・塩・鉄の専売制度を立てて国に大きな利をもたらしたにもかかわらず、自分の子弟に官位を得ることができなかったことを恨みに思っている。

ところが、たまたま霍光が休暇を終えて参内してみると、その間に上官桀は「輒ち入り光に代わりて事を決し」、上官父子は霍光を凌ぐ勢いになっていた。そして、昭帝の姉鄂邑公主の若き情夫丁外人（注11）をめぐって上官桀・安父子と霍光との間に決定的な亀裂が生じ、ついに両者は対立し権力争いとなるに至った。

上官桀・安父子は、鄂邑公主の意を汲んで丁外人を列侯とし、その上で公主を妻として迎えさせようとしたが、霍光は頑としてそれを認めない。そこで、丁外人に光祿大夫の地位を求めたが、霍光はこれをも拒否した。一世を風靡した霍去病の弟とはいえ、もともと上官桀の方が霍光よりも上位にある。しかも今では上官安は皇后の父であり上官桀は祖父である。それを外祖父の霍光に許しを請わなければならないとは不合理である。ここに上官桀・安は鄂邑公主、それに不満分子桑弘羊と結託し、李姬の子燕刺王旦を担ぎ出し、元鳳元年（前八〇）九月、霍光を殺し昭帝を廢して燕王旦を天子に立てようとクーデターを起こした。果してクーデターは失敗し、上官父子・鄂邑公主・丁外人・桑弘羊は殺され、

燕王旦も自殺し、すべての権力は霍光に独占された。

事ここに至るまでは、武帝から委任された「周公の攝」を全うするという大義に加えて、上官皇后の外祖父という立場から、霍光が政務の一切を取り仕切ることは周囲に何を憚る必要もなかった。が、その後の上官氏との抗争に勝利したのを境にして、霍光に大きな変化が見られる。すでに十数歳に成長した昭帝が政権の返還を謙讓して受けないことを理由に、「諸事、皆な先に光に關白し、然る後、天子に奏御し」、實質的に一切の政権を掌握していた。「昭帝の時より、光の子禹及び兄の孫雲、皆な中郎將、雲の弟山は奉車都尉侍中にして、胡・越の兵を領す。光の兩婿、東西宮の衛尉と爲り、昆弟・諸婿・外孫、皆な奉朝請たりて、諸曹の大夫・騎都尉・給事中と爲る。黨親、體を連ね、朝廷に根據す」と記される所以である。霍光が丁外人のことを頑なに拒否したのは、昭帝を補佐する責務に駆られた一面もあったかも知れないが、実際のところは上官父子の権力を抑制するための措置であつたに相違ない。

さて、霍氏との抗争で上官父子があえなく敗北し、残された武帝の子の中で最も武帝に近い燕王旦が自殺した後、昭帝の元鳳三年（前七八）、昭帝十六歳の時、眭弘は宣帝の即位を「予言」したとされる。

元鳳三年正月、泰山の萊蕪山の南、匈匈として數千人の聲有り。民、之れを視るに、大石の自立する有り。高さ丈五尺、大いさ四十八圍、地に入ること深さ八尺、三石、足を爲す。石 立ちて後、白鳥數千有り、下りて其の旁に集まる。是の時、昌邑に枯れたる社木の臥したるもの有り、復た生ず。又た上林苑の中、大柳樹の斷枯して地に臥したるもの、亦た自立して生ず（注12）。蟲、樹葉を食らいて文字を成す有り。曰く、「公孫病已立」と。孟（眭弘の字）、春秋の意を推して以爲えらく、「石・柳、皆な陰の類、下民の象、泰山は岱宗の嶽、王者、姓を易え代わること告げるの處。今、大石、自立し、僵柳、復た起こるは、人力の爲す所に非ず。此れ當に匹夫より天子と爲る者有るべし。枯れたる社木、復た生ずるは、故廢の家公孫氏、當に復興すべき者なり」と。孟、意に亦た其の所在を知らず、即ち説きて曰く、「先師董仲舒、言える有り、繼體守文の君有りと雖も、聖人の受命を害^{さまた}げず。漢家は堯の後、傳國の運有り。漢帝、宜しく天下に誰差し、賢人を求索し、禪^{ゆず}るに帝位を以てし、而して退きて自ら百里を封じ、殷・周二王の後の如くして、以て天命を承順すべし」と。孟、友人の内官の長賜をして此の書を上らしむ。時に昭帝、幼にして、大將軍霍光、政を秉

る。之れを惡み、其の書を廷尉に下す。奏すらく、賜・孟、妄りに祆言を設けて衆を惑わし、大逆不道なり、と。皆な誅に伏す。後五年、孝宣帝、民間より興り、即位して、孟の子を徵して郎と爲す。（『漢書』眭弘傳）

昭帝が齡二十にして早世した年の夏四月、昌邑哀王髡の子昌邑王賀（廢帝）が即位したものの、その六月に廢され、七月には民間より史皇孫の子皇曾孫詢（宣帝）が迎えられて即位した。眭弘の「予言」した通り、「匹夫より天子と爲る者」が「故廢の家公孫氏」から現れたのである。その名は病已、まさに上林苑で蘇生した大柳樹の葉にあった虫食い後の文字「公孫氏病已」と全く同じであったと言う。また、「五行志」にも眭弘の「予言」に関しては次のように記録されている。

孝昭元鳳三年正月、泰山の萊蕪山の南、匈匈として數千人の聲有り。民、之れを視れば、大石の自立する有り、高さ丈五尺、大いさ四十八圍、地に入ること深さ八尺、三石、足を爲す。石の立つ處、白鳥數千有りて其の旁に集まる。眭孟以爲えらく、「石は陰の類にして下民の象、泰山は岱宗の嶽にして、王者、姓を易え代を告ぐの處、當に庶人、天子と爲る者有るべし」と。孟、坐して誅に伏す。『京房易傳』に曰く、「『復、崩れ來りて咎無し』と。上より下る者を崩と爲し、厥の應、泰山の石、顛ちて下り、聖人、命を受け、人君は虜たり」と。又た曰く、「石の立つこと人の如きは、庶士、天下の雄と爲る。山に立たば同姓。平地ならば異姓。水に立たば聖人。澤に於てすれば小人」と。（五行志中之上）

昭帝の時、上林苑中の大柳樹、斷ちて地に仆る。一朝にして起立し、枝葉を生ず。蟲、其の葉を食う有り、文字を成して「公孫病已立」と曰う。又た昌邑王の國社に、枯樹、復た枝葉を生ずる有り。眭孟以爲えらく、「木は陰の類、下民の象なり。當に故廢の家の公孫氏、民間より命を受けて天子と爲る者有るべし」と。昭帝、春秋に富み、霍光、政を秉り、孟、妖言するを以て之れを誅す。後、昭帝 崩じ、子無し。昌邑王賀を徵して位を嗣がしむ。狂亂にして道を失い、光、之れを廢し、更めて昭帝の兄衛太子の孫を立つ。是れ宣帝爲り。帝、本名は病已。『京房易傳』に曰く、「枯楊、稊を生じ、枯木、復た生ずれば、人君 子亡し」と。（五行志中之下）

このように、宣帝の即位する五年も前に、眭弘は宣帝の即位を「予言」していたと言うのである。もちろん、眭弘の「予言」といえども、何の前触れもなく突如生まれた訳ではない。「予言」が生まれるには生まれるだけの理由がある。昭帝即位後の水害や旱魃、その結果としての飢饉、あるいは日食や火災など、度重なる災害異変が人々を不安にしていたことも無関係ではないだろう。しかしながら、客観的にみて昭帝期の災害異変が他の治世に比べて特別多かったとは決して言えない（注13）。

まず考えられるのが、「巫蠱の禍」をただひとり生き延びた宣帝にまつわる神秘性である。宣帝が「巫蠱の禍」で長安の獄につながれた時はまだ幼児であったが、後元二年（前八七）、武帝が病んで崩御する直前に、「長安の獄中に天子の気がある」と言う望氣者が現れた（注14）。長安の廷尉監であった丙吉に救出されて育てられた宣帝の数奇な運命は、「丙吉傳」、「宣帝紀」並びに「外戚傳」に詳述するところであるが、宣帝のこの神秘性も眭弘の「予言」の背後にあったと考えてよいだろう。この神秘性に加えて、上官氏に打ち勝った霍光が権力を掌握した事実と、武帝の五子がみな死亡して病気がちの昭帝（注15）に未だ太子が生まれていないという現実を深刻に受け止め、ここに将来を危惧する「予言」が生まれたのである。すなわち、眭弘の「予言」の意味するところは、霍光の専断、外戚霍氏の擡頭を懸念する声であったと言える。当時、霍光は暗殺されることを恐れて護衛をつけ、霍光を訪問する者はみな徹底的に身体検査をしてから初めて謁見するほど警戒心を強めていた（蕭望之傳）ように、霍光を恨む人間は決して少なくなかった。それ故、霍光は激怒し、眭弘を「妄りに祆言を設けて衆を惑わし、大逆不道なり」として誅殺したのである。

一方、昭帝の時、博士・光祿大夫であった夏侯勝は、昭帝が崩御し昌邑王賀が後を継いで即位したころの天候不順を根拠に、臣下が陰謀を巡らして天子の廢立があるであろうと「予言」した。

會、昭帝 崩じ、昌邑王、嗣ぎて立ち、數々出づ。勝、乘輿の前に當たりて諫めて曰く、「天、久しく陰りて雨ふらざるは、臣下、上を謀る者有ればなり。陛下、出でて何くに之かんと欲す」と。王 怒る。勝、祆言を爲すと謂い、縛りて以て吏に屬す。吏、大將軍霍光に白す。光、法を擧げず。是の時、光、車騎將軍張安世と謀り、昌邑王を廢さんと欲す。光、安世を讓めて以て語を泄らすと爲すも、安世、實は言わず。乃ち召して勝に問う。勝、對えて言えらく、「『洪範傳』に在り、曰く、『皇の不極、

厥の罰は常に陰る、時に則ち下人、上を伐つ者有り」と。察察に言うを惡む。故に臣下、謀る有りと云えり」と。光・安世、大いに驚き、此れを以て益々經術の士を重んず。後十餘日、光、卒に安世と太后に白し、昌邑王を廢して、宣帝を尊立す。光、以爲らく、羣臣、事を東宮に奏し、太后、政を省るに、宜しく經術を知るべしと。白して勝に令して『尚書』を太后に授けしむ。長信少府に遷り、爵關内侯を賜り、廢立を謀るに與かり、策を定め宗廟を安んずるを以て、千戸を益す。（夏侯勝傳）

「日々曇って太陽は出ず、しかも雨も降らない、これは臣下に陰謀を企む者がいる証拠である。それなのに陛下はいままで放蕩を続けるつもりなのか」、面と向かって昌邑王賀の乱行を諫めた夏侯勝を、激怒した昌邑王は「勝、妖言を爲すと謂い、縛りて以て吏に屬し」（夏侯勝傳）た。しかし、この時、大將軍霍光は一切の法に問わず夏侯勝を救ったのである。何故か。それは、霍光が昭帝の後継者として昌邑王賀を選んだ間違いに氣付き、「車騎將軍張安世と謀り、昌邑王を廢さんと」（同上）していた矢先で、これを機に一氣に目的を成就せんがためであった。

昌邑王賀は李夫人の子昌邑哀王髡の子である。もし昌邑哀王髡が早世していなければ戻太子亡き後は武帝の後を継いだはずであろうから、その子賀が昭帝を繼ぐのは自然とも言える。確かに班固は昌邑王賀の度を越した乱行を隨所に記すが、それにしてもその廢位はあまりに急激であった。班固は「五行志」において、昌邑王賀にまつわる怪異をその淫行や不徳に結び付け、不自然なほどに慌ただしい廢位を説明する（注16）。しかしながら、霍光が上官皇后に太子を生ませようと画策していたことは、「光、后の子を有せんことを欲し、上の侍疾醫の言に因りて、後宮を内れるを禁じ、皆な進むを得ず、唯だ皇后のみ寢を顧らにす」（五行志上）とあることから明らかである。何よりも自分の血を引く天子を求めていた霍光は、これを理由に昌邑王賀を廢位に追い込む必要があった。わずか数才の孫娘を昭帝の皇后にした時点で、霍光の野望はすでに芽生えていたのである。

そもそも、霍光にとって「巫蠱の禍」で自殺に追い込まれた衛皇后と戻太子とは叔母であり甥である。「巫蠱の禍」が武帝ひとりに異常な忠誠を尽くした江充の陰謀であったことは事実である。が、二人を自殺に追い込んだ責任は江充だけにあるのではない。その責任の一半は武帝の不見識にある。武帝も事後にその非を悔いている。霍光が武帝に対して恨みを抱かなかったとは考えられない。いくら武帝が悔やもうと、二人の肉親が無実の罪で死んでいった事実は消えないからである。後の権力掌握に暴走する霍光から考えて、自

らの感情を押えて仕えたのは、武帝の信任を得て将来に期したからであろう。霍光にとつて江充に対する憎しみや武帝への忿懣を言う以上に、自分の血縁者が天子になれなかったことの意味の方がはるかに大きい。しかも昭帝が太子を設けずに十数歳の上官皇后をひとり残して崩御した今、ただひとり「巫蠱の禍」を生き延びた戾太子の孫を擁立することが所期の目的を達成する残された道であった。

このように、事実をたどって行けば、霍光が夏侯勝の「予言」を自らの野望実現のために利用したことは明白である。否、夏侯勝の「予言」は霍光の意を酌んで生まれたものではないかとさえ考えられる(注17)。同様の「予言」をした眭弘と夏侯勝と、両者の「予言」後の違いはあまりにも大きい。霍光が上官父子との抗争を経てひとり権力を掌握し、誰に憚ることなく幼帝に代わって政務を執り行うことのできた時期に「予言」した眭弘は、霍光に恨まれ誅殺された(注18)。方や昭帝崩御の後、昌邑王を廢し宣帝を立てようと謀っていた時に、再び宣帝の即位を「予言」した夏侯勝は霍光に助けられた。しかも、これを機に霍光に重んぜられ、「策を定め宗廟を安んじ」た功績によってその食邑千戸を増し与えられ、宣帝からも厚い信頼を得て九十歳の天寿を全うしたのである(夏侯勝傳)。

更にもっと不可解なことがある。『漢書』を見る限りでは、眭弘の「予言」に比べて夏侯勝のそれは「予言」と言うにはあまりにもお粗末である。蔽密に言えば、夏侯勝はただ「臣下、上を謀る者有り」と言うだけであって、宣帝の即位を暗示するものではない。霍光はその時まさに昌邑王賀を廢して宣帝を擁立せんと準備中であつたために、「臣下、上を謀る者有り」という内容に驚いたに過ぎない。「五行志」は夏侯勝の「予言」記録に長々と『京房易傳』を引用するものの、具体的な「予言」が見えないのは本傳と同様である(注19)。にもかかわらず霍光が夏侯勝を重用したのは、ひとつには昌邑王賀の品行を知悉している夏侯勝を味方に引き入れるためであつた。何と言つても、夏侯勝の父夏侯始昌は昌邑王賀の父昌邑哀王髡の太傅であつたのだから。とまれ、霍光は夏侯勝を抱き込んで、甥戾太子の孫を即位させて失われた衛氏(霍氏)の地位を奪回し、無実の罪で自殺に追い込まれた叔母衛皇后と甥戾太子の無念を晴らし、武帝に対する恨みも晴らしたのである。もし昭帝と上官皇后との間に太子が生まれておれば、事態はずいぶん違つていたことであらう。また、もし戾太子の遺孫がいなければ、眭弘・夏侯勝の「予言」も、あるいは異質なものとなつていたであらう。

かつて昭帝に後宮の女性を入れないように面策してまで上官皇后に太子を生ませようと

したように、霍光は何としても自分の血を引く天子を求めた。そして、その目的は後に霍光の妻が宣帝の許皇后を毒殺して末娘を皇后にすることによって果たされた。夏侯勝の「予言」は、霍光のこの執念にも似た思いを達成させるために実に効果的に利用されたと言うべきであろう。

眭弘と夏侯勝の「予言」を現実にした霍光であるが、霍光の欲望が昂じた結果は無残であった。昭帝が元服しても政權を返還せず、初期のころの「周公の攝」は名ばかりで權勢を誇った。昭帝が霍光を恐れて、「光、朝見する毎に、上、己を虚しくして容を斂め、禮して之れに下ること曰甚だし」かったように、宣帝も霍光を恐れ憚るさまは、「大將軍光、從いて驂乗するに、上、内に之れを嚴憚すること、芒刺有りて背に在るが若く」、後に車騎將軍張安世が霍光に代わってようやく心安らぐようになったと言う。「宣帝、民間に在りしときより、霍氏の尊盛なること日々に久しきを聞き、内に善しとすること能わず。光、薨じ、上、始めて朝政を躬親らす」(注20)とあるように、霍光の尊貴盛大なことは目に余るまでになっていたのが現実である。そして、霍光亡き後、その子供たちはみな霍光の威光を笠に着て横暴を極め、ついに夷滅された。班固は霍氏夷滅の予兆は武帝の時にすでに見られたと、「五行志」に次のように記す。

元鳳四年五月丁丑、孝文廟の正殿に災あり。劉向以爲えらく、孝文は太宗の君、成周の宣榭の火と義を同じくす。是れより先、皇后の父車騎將上官安・安の父左將桀、逆を爲さんことを謀り、大將軍霍光、之れを誅す。皇后、光の外孫、年少くして知らざるを以て、位に居ること故の如し。光、后の子を有せんことを欲し、上の侍疾醫の言に因りて、後宮を内れるを禁じ、皆な進むを得ず、唯だ皇后のみ寢を顧らにす。皇后、年六歳にして立て、十三年にして昭帝崩じ、遂に繼嗣を絶つ。光、朝政を執ること、猶お周公の攝のごときなり。是の歳の正月、上、元服を加え、詩・尚書に通じ、明愍の性有り。光、周公の徳亡きに、政を乗ること九年、周公より久しく、上、既已に冠すれども政を歸さず、將に國害爲らんとす。故に正月、元服を加え、五月にして災見わる。古の廟、皆な城中に在り、孝文廟、始めて出して外に居る。天、戒めて若く曰く、貴にして正しからざる者を去れ、と。宣帝、既に立ち、光、猶お政を攝り、驕溢にして制を過ぎ、妻顯、許皇后を殺すに至る。光、聞けども討たず、後、遂に誅滅せらる。(五行志上)

宣帝地節元年正月、星、西方に孛する有り、太白を去ること二丈所り。劉向以爲えらく、太白を大將と爲す。彗、孛して之れを加うるは、掃滅の象なり。明年、大將軍霍光薨じ、後二年して家夷滅さる。(五行志下之下)

元鳳四年(前七七)、眭弘が宣帝の即位を「予言」した翌年、天は孝文廟の正殿の火災で霍光に戒告していたと言う。周公のような徳もない霍光が周公よりも長きにわたって政權を掌握することは「國害」そのもの、しかも昭帝が元服したにもかかわらず政權を返還しない、そこで天は「貴にして正しからざる者を去れ」と戒めたのであると。そして、その戒めを黙殺して許皇后を毒殺し、自分の娘を皇后に据えた霍光に、地節元年(前六九)、天は再び彗星によって譴責した。が、霍氏一族の専断は一向に止まず、ついに天は霍氏を誅滅したと言うのである。

また、班固は「霍光傳」を結ぶにあたり、霍氏一族が榮華を極めていた頃、すでに茂陵の徐福という人物が霍光の滅亡を予測していたという話と、霍光の夷滅を嘲笑する「俗傳」を採録している。

霍氏、必ず滅びん。夫れ奢なれば則ち不遜、不遜なれば必ず上を侮る。上を侮る者は道に逆るなり。人の右に在れば、衆、必ず之れを害む。霍氏、權を乗りて日久しく、之れを害むもの多し。天下、之れを害むも、而れども行い以て道に逆る。亡びずして何をか待たん。

霍光の奢侈や専横に対する反感は加速度的に増幅していたのであろう。外戚霍氏の後難を危惧し、いずれは自滅するであろう霍氏が擾乱を引き起こす前に対処すべきだと、宣帝に上疏したというのである。果たしてこの上疏文は受け入れられなかったが、徐福は霍氏誅滅の後、召されて郎に任用されている。

更に、前述したように、宣帝が即位して間もない頃、霍光が驂乗する車の中で背中に刺のささったように緊張している宣帝を知るものには、宣帝が霍光に無力であったのは身の安全をはかったことと映ったであろし、尊大かつ傲慢な霍光の様子から、いずれ近いうちに自滅するであろうと予測していた。そして、「光、身ら死して宗族 竟に誅せらるるに及び」、巷では次のように語り伝えられたと言う。

威、主に震う者は畜れられず。

霍氏の禍は驂乗より萌せり。

この「俗傳」は、この後に陸続と生まれて流行する「予言」としての「謠」を彷彿とさせるものである。

第二節 元帝の時の「謠」

孝宣の治、賞を信ばし罰を必ずして、名實を綜核す。政事・文學・法理の士、威な其の能を精らかにすること、技巧・工匠・器機に至る。元・成よりの間、能く之れに及ぶもの鮮なし。亦た吏は其の職に稱い、民は其の業に安んずるを知るに足れり。匈奴の乖亂するに遭値いては、亡びたるを推して存せるを固め、威を北夷に信ばし、單于は義を慕い、稽首して藩と稱す。功、祖宗に光り、業、後嗣に垂る。中興と謂う可し。徳を殷宗・周宣に倅しくす。(宣帝紀贊)

このように総括される宣帝の治世は、霍光亡きあと親政を敢行し、両漢を通じて稀に見る「外戚の禍」のなかった「英斷」の時代と称賛される(注21)。「信賞必罰」を旨とし何事にも慎重に対処した宣帝の政治は、祖父武帝に愛されないまま無実の罪で死んで行った戾太子を父とし、生まれてすぐ獄に繋がれ、廷尉監丙吉に救出されて民間人として生活した宣帝の人生経験に裏打ちされたものであろう。

その宣帝の中興を継いだ十一代皇帝元帝は、宣帝が霍光に擁立されて即位した時はまだ二歳であった。八歳で太子に立ち、「柔仁にして儒を好む」(注22)青年に成長していた太子は、父宣帝の政治を「刑を持すこと太深し。宜しく儒生を用うべし」と批判した。民間人から突如天子になった宣帝と、物心付いた時に天子の子であった元帝とでは、育った環境は余りにも違う。それぞれの世界観や人間観が違っていても当然と言える。しかしながら、宣帝は太子のこの考えに対して、「漢家、自ずから制度有り、本より霸と王との道を以て之れに雜う。奈何んぞ純ら徳教に任じて、周の政を用いんや。且つ俗儒は時宜に達せず、好んで古えを是とし今を非とし、人をして名實に眩ましめ、守る所を知らず。何ぞ委任するに足らん」と怒り、太子への不信任感を露わにする。このことから元帝は「我が家

を亂す者は太子なり」と嘆いて太子を疎んじ、「淮陽王、明察にして法を好む。宜しく吾が子爲るべし」と、愛する張健仔の子淮陽王こそ跡継ぎに相応しいと考えるようになった。しかし、「少くして許氏に依り、俱に微より起こるを以て、故に終に背かず」とあるように、許皇后は元帝が民間にあったころからの糟糠の妻であり、その上、元帝が霍光に擁立されたために霍光の妻に毒殺されたことを考えると、宣帝は太子（後の成帝）を廃することができなかった。尤も、後述するように、この優しさがひいては孫の成帝を即位させ、外戚王氏の専横を許し、結果的に漢王朝の滅亡を導いたのであるが。

ともあれ、即位した元帝は持ち前の「柔仁にして儒を好む」個性を発揮して儒生を重用し、貢禹・薛廣德・韋賢・匡衡らを次々と宰相に任じた。そして、頻発する災害異変に対しては、その度に被害のあった地域には租税賦役を免除し、また穀物倉を開いて救済するよう詔を下している。元帝の詔には具体的な救済策を命ずるだけでなく、広く直言極諫の士を推挙するよう呼びかけるなど、有徳の天子像を開陳している（注23）。

元帝の世に活躍した京房・翼奉・劉向らが災異を推して予言性を主張し始め、災異説の予言化が急速に進むのはこのころと言われるが（注24）、元帝の詔から判断する限り、そこには災異に予言を見るよりも、災異を天の譴責として自戒する災異説本来の傾向が色濃く、災害異変は自らの不徳の致すところと深く反省自戒している姿が浮き彫りにされている。班固が元帝を、「寛弘にして下を盡すこと、恭儉より出で、號令は温雅にして、古えの風烈有り」（元帝紀贊）と評する所以であろう。

元帝のこの「柔仁」なる性格が災いし、「文義に牽制せられて、優游不斷」（同上）であったために犯した最大の過ちは、ひとつは不肖の太子を廃する決断をしなかったことであり、ふたつは、宦官石顯を近づけてその邪心を見抜けないまま政を委ね、多くの知識人を死に追いやったことである。太子、すなわち成帝については次節で論ずることとし、ここでは後者の石顯を誇り呪う「謠」を考察する。

若い時に法に触れて腐刑に処せられた石顯は、「信賞必罰」を旨として法徒を任用した宣帝の時に中尙書官に任ぜられた。元帝が即位すると弘恭に替わって中書令となった石顯は、病気の元帝に仕えて信頼を得、事は大小を問わず石顯を通して天子に言上された。

時に元帝の師傅であった蕭望之が、「尙書は百官の本、國家の樞機、宜しく通明公正を以て之れに處すべし。武帝、後庭に游宴し、故に宦官を用うるは、古えの制に非ざるなり。宜しく中書の宦官を罷め、古えに應じて刑人を近づけざるべし」（蕭望之傳）、中書官に

宦官がいることは古来の制度でないばかりか、弊害こそあれ決してためにならない、宦官を退けて賢明な人選による士人を置くべきであると建言しようとしていたが、事が漏れて逆に弘恭と石顯に讒訴され、蕭望之は免官された。

蕭望之は夏侯勝に師事し、京師の儒家仲間からその才能を称賛され、宣帝も民間にいたころからその名を耳にしていたと言われる名儒である。霍光がまだ権勢を誇っていた頃、蕭望之は宣帝に向かって、「今、陛下、聖徳を以て位に居り、政を思い賢を求むること、堯・舜の心を用いるなり。然り而うして善祥 未だ臻らず、陰陽 和せざるは、善れ大臣、政を任じ、一姓擅勢の致す所なり。枝に附くもの大なれば、本心を賊い、私家 盛んなれば、公室 危うし」（同上）と「災異の意」を述べ、宣帝に認められて謁者に任ぜられ、霍氏が誅滅され宣帝が親政するとますます重用されて太子（元帝）の師傅となった。

この蕭望之を二人の宦官は讒言して罪に陥れ、鳩毒を飲んで自殺するまで追い詰めたのである。石顯に睨まれ罪を着せられた知識人は蕭望之ひとりではない。光祿大夫周堪・宗正劉更生（劉向）・太中大夫張猛・魏郡太守京房・御史大夫陳咸・侍詔賈捐之、みな石顯を批判したために逆に石顯からあら捜しされ、周堪と劉更生は廃錮、張猛は自殺、京房と賈捐之は棄市、陳咸は剃髪されて城旦（徒刑）となった。真相が暴かれることを恐れた石顯は、宮中の識者で自分に批判的な者には徹底して報復した。批判は芽のうちに摘んでしまわなければ必ず身の破滅をもたらす。石顯がかくも徹底して報復したのは、宦官の石顯にはこれ以外に身を守る方法がなかったからであるが、「公卿より以下、顯を畏れ、足を重ねて迹を一にす」（石顯傳）、公卿といえども石顯に出会えば直立不動の姿勢で臨むほど恐れられた。「石顯傳」には、当時「民」は「官を兼ね勢に據る」石顯を次のような「歌」に謳っていたと記す。

牢か石か、五鹿の客か。

印の何ぞ纍纍たる、綬の若若たるや。

「牢」とは中書僕射牢梁、「五鹿の客」とは少府五鹿充宗、いずれも石顯が結託した人物である。「印」も「綬」も官吏の身分を証明するものであるから、この「民歌」は「積み重ねられた印、長い長い綬、これは牢梁のものか、それとも五鹿充宗のものか」との意となる。しかし、これを目覚ましい出世を遂げた牢梁や五鹿充宗を称える歌、あるいは彼らをそこまで大成させた石顯を賛美する歌だと思ふ者はいない。石顯が牢梁や五鹿充宗と

ぐるになって要職を兼務し、不相応な権力を掌握している理不尽を誇るものであることは誰の目にも明らかである。事実、世間では石顯が名儒蕭望之を殺したとの噂が広がっており、不安を察知した石顯はこれまでに犯した数々の嗜虐、知識人に対する抑圧をカムフラージュするために、時の学者貢禹を推薦して御史大夫にまで栄達させている。

班固は、「讒邪、之れを構え、卒に便嬖の宦豎の圖る所と爲るとは、哀しいかな」（蕭望之傳贊）、「京房、區區として淺深を量らず、危言して刺譏し、怨みを彊臣に構え、罪辜、踵を旋さず、亦た密ならずして以て身を失すとは、悲しいかな」（京房傳贊）と、石顯によって死に至らしめられたことを傷んでいる。確かに班固の言うように、京房は元帝の対応に立腹して、これみよがしに石顯に逆らったために石顯の怒りを増幅させたであろうことも否定できないのだが。

しかし、元帝に氣に入られて中枢にいる間、「賞賜及び賂遺の訾、一萬萬」（石顯傳）、石顯の元に届けられた付け届けや賄賂は一億銭にも達したと言う。それほど権力を握って知識人を震え上がらせた石顯であるが、元帝が崩御するとその反動も大きく、石顯は旧惡を暴露されて家族ともども故郷に流され、「憂滿して食らわず、道に病死す」、石顯に陥れられ死んで行った知識人たちの怨念に脅えるかのように、その帰途、食事も喉に通らないほどに悶え苦しんで果てた。その一味も罪を免れなかったこと言うまでもない。牢梁と陳順は免職、五鹿充宗と伊嘉は左遷された（同上）。当時、長安では次のような「謠」が謳われ流行したと言う。

伊は雁に徙り、鹿は兔に徙る。

牢と陳とを去りて、實に賈^{あた}無し。（同上）

それにしても元帝はなぜ石顯をこれほどまで信用したのであろうか。石顯は武帝の時の江充を連想させずにはおかない。人を見る目の確かな武帝が、その晩年に老獪な江充の奸計を見抜けず、ついに「巫蠱の禍」を引き起こして衛后と戾太子を犠牲にしたように、元帝の「信賞必罰」が石顯の横暴を許し多くの知識人を犠牲にしたということもできよう。また、班固の言うように、「文義に牽制せられて、優游不斷」、元帝の教条主義と優柔不断の結果だということもできる。しかし、事はそれほど単純ではない。

実は、ここには劉向（更生）が極めて大きく関わっている。劉向は蕭望之と周堪に認められ、この二人の推薦を得て散騎宗正給事中に拔擢された。そして、弘恭・石顯を罷免す

るよう元帝に建議しようとした時、劉向もそこに加わっていたのである。かれらの建議は不運にも言上する前に漏れ、外戚許氏・史氏及び宦官弘恭・石顯の讒訴するところとなり、劉向と周堪は獄に繋がれ、蕭望之は免官となった。たまたま災異が立て続けに起こり、災異に自戒していた元帝に、劉向は次のように上奏した。

竊かに聞く、故の前將軍蕭望之等、皆な忠正無私にして、大治を致さんと欲し、貴戚尙書に忤う（注25）。……臣聞く、春秋に地震えしは、位に在りて政を執るもの太だ盛んなるが爲なり。三獨夫の爲に動かざること、亦た已に明らかなり。……前に弘恭、望之等を奏して獄決し、三月にして、地、大いに震う。恭、病を移して出で、後、復た事を視るに、天、陰りて雪雨る。是れに由りて之れを言えは、地の動くは殆ど恭等の爲なり。臣愚以爲えらく、宜しく恭・顯を退けて以て善を蔽うの罰を章らかにし、望之等を進めて以て賢者の道を通ずべし。此くの如くすれば、太平の門開かれ、災異の原塞がれん。（楚元王傳）

このように、劉向は「三獨夫」、すなわち蕭望之・周堪及び劉向の無罪を訴えるとともに、災異の原因は石顯ら讒人の擅權であると断言している。劉向の上奏を知った石顯らは、「劉更生は蕭望之・周堪らとともに外戚許氏・史氏を誹謗中傷して天子と離反させ、權力を独占しようとして企んでいる」と弾劾した。劉向は「誣罔不道」と断罪され、免職された上に庶人となったのである。蕭望之が自殺したのはこの時のことである。劉向は再び封事を奉って、『春秋』に記録された災異を推して当世の災異の意を論じ、石顯らの甘言に乗せられていた元帝を諫めているが、その中で劉向は、石顯による一連の悪事を許した原因を元帝自身にあると示唆している。

初元より以來六年、『春秋』を案ずるに、六年の中、災異、未だ稠きこと今の如き者有らざるなり。……其の然る所以を原めれば、讒・邪、並び進めばなり。讒・邪の並び進む所以は、上、疑心多きに由り、既已に賢人を用いて善政を行うに、如し或るもの之れを諱れば、則ち賢人退きて善政還る。夫れ狐疑の心を執る者は、讒賊の口を来らせ、不斷の意を持つ者は、羣枉の門を開く。讒邪進めば則ち衆賢退き、羣枉盛んなれば則ち正士消ゆ。……祥瑞の福を考し、災異の禍を省み、以て當世の變を揆り、佞邪の黨を放遠し、險詖の聚を壊散し、羣枉の門を杜閉し、衆正の路を廣

開し、狐疑を決斷し、猶豫を分別して、是非をして炳然と知る可からしむれば、則ち百異 消滅し、衆祥 並び至る。太平の基、萬世の利なり。(同上)

劉向は、元帝の「狐疑の心」が知識人の諫言に「疑心」を抱かせ、それが宦官の讒言を招致し、元帝の「不斷の意(優柔不斷)」が邪心を抱く輩を近付けさせたと言帝を批判し、このまま石顯らを用い続けられ、天は必ず災異を致して戒めるであろうと説いたのである。が、それでも元帝は依然として石顯らの陰謀を見抜けず、石顯らは以前にも増して許氏・史氏との絆を強め、劉向の災異思想を逆手にとって反撃し、その年の冷夏がかれらの咎であると讒訴し、張猛を誣告して自殺させた。劉向も十余年にわたってその官職を奪われた。石顯らが罪に伏したのは元帝崩御後のことである。

このように、石顯の暴挙は規模は小さくとも、知識人弾圧に等しいものであった。石顯を恨みその破滅に溜飲を下げる人々は、宦官だけを批判していたのではなかった。石顯の人物もその奸計も見抜けなかった元帝、何度も宦官たちに疑念を抱いたにもかかわらず、外戚許氏と史氏とが出てくると決断できなかった元帝、結局、石顯を誘うことは元帝を批判することになるのである。災異を天の譴責として厳しく自戒し天の意を読もうとした元帝であるが、足元の宦官の本心は見抜けなかったようである。

ところで、『漢書』はこの「民歌」は石顯の全盛期に謳われたもの、「長安の謠」は石顯が悶死した後に謳われたものと記録している。いずれも石顯やその一味を誹謗し怨嗟するものではあるが、その誅滅を「期待」して前以て謳われたものではない。これが成帝以降の「予言」としての「謠」と決定的に違う点である。すなわち元帝期の「謠」には「予言」性が極めて希薄であるという事実である。それは元帝の詔が如実に語っているように、元帝期の災異説がまだ予言化していないことの証しともなろう。劉向の上奏文にも見られるように、劉向は災異を天の戒めと考えているのであって、決して「予言」とは見えていないことと完全に一致する。また、「五行志」に見える石顯に関する記録はすべて劉向の説である。

宣帝の黄龍元年、未央殿の輅輪中の雌雞、化して雄と爲り、毛衣 變化すれども鳴かず將^{ひき}いず、距無し。元帝の初元中、丞相府の史家の雌雞、子を伏し、漸く化して雄と爲り、冠・距あり鳴きて將^{ひき}いる(注26)。永光中、雄雞の角を生ずるを獻ずる者有り。

『京房易傳』に曰く、「雞は時を知る。時を知る者は當に死すべし」と。房以爲らく、己、時を知る、恐らくは之れに當たらんと。劉向以爲らく、房、雞の占を失す。雞は小畜、時を司りて人を起居するを主る。小臣、事を執りて政を爲すの象なり。言うところは、小臣、將に君の威を乗り、以て正事を害す。猶お石顯のごときなり。竟寧元年、石顯、事に伏すは、此れ其の效なりと。(五行志中之上)

宣帝の黃龍元年(前四九)、元帝の初元年間(前四八、四四)と永光年間(前四三、三九)、いずれの鶏の怪異も、「小臣、事を執りて政を爲すの象なり。言うところは、小臣、將に君の威を乗り、以て正事を害さんとす。猶お石顯のごとし」と、「小臣」石顯の害を讒告するものであり、竟寧元年(前三三)、元帝が崩御して後、数々の悪事が暴かれて石顯が憂死したことはその應徴であると言うのが劉向の理解である。同様に、宣帝甘露元年(前五三)の太上皇廟・孝文廟の火災と元帝初元三年(前四六)の孝武園白鶴館の火災は、ともに天が「貴近逸遊不正の臣(石顯ら)を去れ、將に忠良を害せんとす」と戒めるもの、永光元年(前四三)の春と秋の二度にわたる霜害は、君主(元帝)ではなく臣下(石顯)が誅罰を下していることを戒めるもの、永光四年(前四〇)の孝宣杜陵園東闕南方の火災は、またしても張猛を讒言し迫害した石顯のことを、天が「法令を去れ。内臣の親にして貴なる者(石顯)、必ず國書を爲さん」と戒めるもの、永光五年(前三九)の大洪水は、「刑臣石顯、事を用う」ことが引き起こしたものの、建昭二年(前三七)の齊・楚の大雪は、京房らが石顯の告発によって棄市の刑に処されそれが冤罪であることを示すものであると言う(注27)。

このように、元帝の頃の災異説は、「凡そ災異の本、盡く國家の失に生ず。國家の失、乃ち初めて萌芽し、而して天、災害を出し、以て之れを驚駭して、尙お畏恐を知らざれば、乃ち其の殃咎 乃ち至る」(『春秋繁露』必仁且知篇)という、董仲舒の正統的解釈が行われていたし、「夫の災異の象を前に推し、然る後に安危禍亂を後に圖る者を惡む」(同、二端篇)との警告は機能していたと言えよう(注28)。このことは、元帝期の「謠」が事後に作られたと記録されることと矛盾せず、漢代思想上に災異説の予占化がまだ生まれ ていなかったことの証ともなろう。次節以降で論ずるように、成帝以後の「謠」が「予言」として社会的・政治的力をもつのは、思想的には災異説の予占化が定着し始めたのと時を同じくする。

以上のことを勘案するに、石顯を謗り暗に元帝を非難するこれらの「民歌」や「長安の

謠」は、あるいは劉向をも含めて、石顯に批判的な知識人が意図的に作り流したものでないかと考えられるのである。

第三節 成帝の時の「謠」

十一代皇帝元帝の皇后王氏。成帝の母であり、成帝の治世には太后として、哀帝・平帝の世には太皇太后として君臨した彼女は、「漢を歴ること四世、天下の母爲り、國を饗くること六十餘載」（元后傳）を生き抜き、前漢王朝の滅亡後、すなわち王莽の始建国五年（十三）二月、八十四年の生涯を閉じた。その身内から十人の侯・五人の大司馬を出した（注29）王氏は、「外戚の禍」（注30）の基だしかつた両漢においても「外戚、焉れより盛んなるもの莫し」（外戚傳下）と言われる。彼女の波乱に満ちた生涯は、その異常な生誕にすでに予定されていたかのようなものである。

初め、李親、政君を任して身ごもる有りしとき、月、其の懷に入るを夢みたり。壯大するに及び、婉順にして婦人の道を得たり。嘗て許嫁せしも未だ行かずして、許す所の者、死す。後、東平王、政君を聘して姫と爲さんとするに、未だ入らずして、王薨ず。禁、獨り之れを怪しみ、卜數者をして政君を相せしむるに、「當に大いに貴きこと、言う可からず」と。禁、心に以て然りと爲し、乃ち書を教え、琴を鼓すを學ばしむ。五鳳中、政君を獻ず。年十八にして、掖庭に入れて家人子（注31）と爲す。

（元后傳）

母李親は政君（王皇后）を懷妊した時、月が懷に入る夢を見たという。この種の感生帝説は古代神話に珍しくないが（注32）、政君は年頃になって婚約したところ、結婚する直前に婚約者が死亡し、その後、東平王から姫として聘せられたものの、行き着く前に王が薨ずるという不幸が重なった。父親はこれが単なる偶然とは思えず、政君の人相を占わせたところ、「驚くほど貴い方になられます」と言われたというのである。この人相見は、政君が後に元帝の皇后となり、我が子を天子（成帝）にし、自ら皇太后として君臨することとを「予言」したにはかならない。そして、政君の将来は生誕時どころか、懷妊の時点ですでに予定されていたということになる。

政君にまつわる神秘ないし奇跡は、後宮に入った後も衰えない。元帝がまだ皇太子の時、

皇太子の愛する司馬良娣が病死し、悲しみに暮れる皇太子を慰めようと、後宮から五人の女性が召され皇太子に目通りさせた。政君もその五人のひとりであった。「太子、殊に五人の者に意無し。皇后に已むを得ず、彊いて應えて曰く、『此の中の一人、可なり』と」とあるように、元帝が政君を見初めたという訳ではない。むしろ、「是の時、政君の坐、太子に近く、又た獨り絳縁の諸干を衣る」と、政君はひとり赤い縁取りのある上着を着て目立ち皇太子の氣を引こうとしていただけであろう。が、結果的にここでも五人の中から選ばれる幸運に恵まれている。

果して政君は太子の宮に送られて懷妊し、宣帝の甘露三年（前五三）、「成帝を甲館畫堂に生む」こととなった。しかも、この懷妊に関しても、それまで皇太子に愛された後宮の女性が誰ひとり妊娠しなかったにもかかわらず、政君は「壹たび幸せらるるに及び身ごもる有り」と、またもや奇跡のような結果となった。政君が普通の女性ではないことを周圍に印象づけ、彼女の輝かしい未来を予測させ、人相見の言うところの「當に大いに貴きこと、言う可からず」を着実に証明しているようである。宣帝がこの孫を溺愛し、「自ら之れに名づけて驚と曰い、太孫と字し、常に左右に置き」、元帝がまだ太子であった時に「世適皇孫」、すなわち世継ぎの孫として公認したことは、その予測の正しかったことを裏付けた第一歩であった（元后傳・成帝紀）。

黃龍元年（前四九）十二月、宣帝が没して元帝が即位し、宣帝に愛された世嫡皇孫は三歳で太子となり、政君は健仔となって三日後に皇后となった。順風満帆の皇后のもと、皇太子もまた将来を約束され安定した環境の中で「壯にして經書を好み、寬博にして謹慎」（成帝紀）、教養高く寛大かつ慎み深い人間に成長していた。ところが、二人に危機が訪れる。元帝が太子を廃して傳昭儀との間に生まれた定陶恭王康を後継者にしようとしたからである。

其の後、酒を幸み、燕樂を樂しむ。上、以て能と爲さず。而るに定陶恭王は材藝有り、母傳昭儀も又た愛幸せらる。上、故を以て常に恭王を以て嗣と爲さんと欲するに意有り。（成帝紀）

「其の後」とあるが、「壯にして經書を好み、寬博にして謹慎」と言われた成帝が、いつごろから何を契機に酒色に耽るようになったか定かでない。また、元帝がいつから、そして実のところ何があって太子を疎んずるようになったのかも定かでない。「成帝紀」に

は、元帝が酒宴を張って楽しんでる成帝を見て素質なしと思い、定陶恭王を跡継ぎにする意向を持つに至ったと簡単に説明するだけである。しかし、「元后傳」では「上、甚だ之れ（定陶恭王）を愛し、坐しては則ち側席、行けば則ち同輩。常に太子を廢して共王を立てんと欲するに意有り」、「宣元六王傳」では「王（定陶恭王）、少くして愛され、長じて材藝多く、音聲を習知す。上、之れを奇器とす。母昭儀も又た幸せられ、幾んど皇后の太子に代わらんとす」と、定陶恭王は若いころから元帝に愛され、才能豊かな、特に音楽に秀でた若者に成長し、成帝は危うく太子を廢されるところであったと言う。事の経緯は「史丹傳」（注33）に詳しいが、要するに元帝の太子に対する不満は、酒好きの太子がしばしば酒で失敗を犯している上に、元帝の弟中山王の葬儀で哀悼の意を示さなかったこと（注34）、更には病氣の元帝を殆ど見舞いにも来なかったことなどにある。逆に定陶恭王に対する思いは、その「材藝」を気に入ったことに加えて、病に臥した自分を母傳昭儀と共に付きっきりで看病してくれたことで一層高まったようである。恭王の「材藝」とは音楽の才能であって、それが元帝の心を動かしたのではない。それは、史丹が「材」の有無は知的レベルで論すべきこと、音楽に秀でているぐらいで人の器を決定するのは間違っていると元帝に訴えた時、元帝が「嘿然として咲」（史丹傳）ったとあることからわかる。元帝の寵愛が王皇后から傳昭儀に完全に移って傳昭儀への愛情がその子定陶恭王に及んだというのが実情で、見込み違いの太子への失望、その反動から来る定陶恭王に対する過剰な期待、これが元帝をして太子を廢し恭王を立てようと思ったたせた最大の理由ではないだろうか。かつて父宣帝が元帝に抱いた同じ思い——宣帝が「柔仁にして儒を好む」元帝を見て「我が家を亂す者は太子なり」と嘆き、これを廢して張婕妤の子淮陽王を太子に立てようとしたと同じ轍を踏もうとしていたのである。即位後の成帝の所業と、成帝を罵倒し非難する「謠」の内容とを併せて考えれば、元帝の推斷——太子よりも定陶恭王の方が天子にふさわしいとの判断はあながち間違っていなかったと言える。皮肉にも後継者の育たなかった（注35）成帝の後を継いだのは、定陶恭王の子（哀帝）であった。武帝が戾太子を疎んじ昭帝を後継者としたものの、昭帝を継いだのが戾太子の孫であったというのと酷似している。

ところで、恭王が太子に取って替わろうとしていることを知った王皇后は心中穏やかであらうはずがない。それは皇后や太子ばかりではない。皇后の弟王鳳の最も恐れることであつた。王皇后の子が廢太子となることは、外戚王氏一族の存亡にかかわる一大事である。ここに、元帝に最も近い人物である史丹が登場するのである。「時に鳳、位に在り、皇后・

太子と共に、心 憂懼し、侍中史丹に頼りて太子を擁右す」(元后傳)と、王皇后と王鳳は、すでに病床にあった元帝に太子擁護を訴えに行くよう、史丹に依頼したのである。史丹は、太子廃立の動きがあるとの流言が飛び交っているが、もしこれが事実であるとすれば、公卿以下、必ず死を賭して闘う覚悟であると訴えた。「どこからそんな話を耳にしたのか」との元帝の質問に、史丹は「妄聞なり」と答えている(史丹傳)が、王皇后と王鳳から得た正確な情報であったことは間違いない。

ともあれ、太子を擁護する史丹の説得は元帝を痛く感激させ、それが元帝に太子を後継者とする決意をさせた。死に望んだ元帝は史丹に向かって「善く太子を輔道し、我が意に違ふこと毋れ」と太子のことを頼み、竟寧元年(前三三)、ここに太子は後継者として認められたのである。史丹の必死の努力で辛うじて太子はその地位を失わずに済み、その年、元帝が崩御すると第十二代皇帝の位に即いた。

さて、危うく太子を廃されるところをかううじて天子になった成帝であるが、王氏への負い目は拭い去ることができない。元帝の心を動かして太子廃立を思い止どまらせたのが幼少より庇護してくれた史丹(注36)であり、その史丹を元帝のところに行かせたのが王皇后と王鳳であるという事実は、成帝は外戚王氏によって天子となることができたというにはかならず、即位の時点で成帝が外戚王氏の傀儡天子として翻弄される宿命を背負っていた。

即位した成帝はすぐに皇后を皇太后、王鳳を大司馬大將軍領尙書事とした。「王氏の興り、鳳より始まる」(同上)と言うように、外戚王氏が擡頭するのは王鳳が大將軍となったことを契機とするのだが、即位六年目の河平二年(前二七)、王鳳の異母弟譚を平阿侯、商を成都侯、立を紅陽侯、根を曲陽侯、逢時を高平侯に封じた時に、外戚王氏の存在の大きさを周囲に印象づけた。かれら五人は同日にして侯に封ぜられたので、世間ではこれを「五侯」(注37)と呼び、天子にも見まごうかれらの生活ぶりを次のように謳った。

五侯羣弟、争いて奢侈を爲し、賂遺珍寶、四面よりして至る。後庭の姬妾、各々數十人、僮奴、千百を以て數え、鐘・磬を羅ね、鄭女を舞わしめ、倡優を作し、狗馬馳逐す。大いに第室を治め、土山漸臺を起こし、洞門高廊閣道、連屬して彌望す。百姓、之れを歌いて曰く、

五侯 初めて起こり、

曲陽 最も怒ぶる。

高都を壊決して、

外杜に連竟す。

土山漸臺、

西の白虎に象る(注38)。

と。其の奢侈なること此くの如し。然れども皆な人事に敏通して、士を好み賢を養い、財を傾けて施予し、以て相い高尚す。(元后傳)

前二句は「五侯が生まれてより、曲陽侯の勢いが最も盛ん」と、曲陽侯王根を名指して謳う。後の四句も同様に、「高都水(長安の西)の支流を作って、その水を外都里まで引いている。その築山と台とは、まるで天子の白虎殿さながら」と、表面的には「五侯」の威勢の良さ、羽振りの良さ、豪華絢爛たる邸宅を謳うが、この「百姓の歌」を「五侯」を讃えるものだと考える者はいない。成帝がお忍びで外出して王根の邸宅に立ち寄った時、成帝は「園中の土山漸臺、白虎殿に似類せるを見」て怒り心頭に達した。また、「(王商が)長安城を穿ち、澧水を引内し、第中の大陂に注ぎて以て船を行らせ、羽蓋を立て、周帷を張り、楫濯をして越歌せしむ」のを見て、「意に恨み、内に之れを銜むも、未だ言わず」(元后傳)とあることから、この「百姓の歌」は曲陽侯王根と成都侯王商の奢侈僭上(注39)を言いながら「五侯」の存在そのものを警戒し憂慮するものである。人々が「五侯」を危惧するには、それ以前から理由があった。成帝の即位した建始元年(前三二)に起きた異変と無縁ではないからである。

成帝の建始元年四月辛丑、夜、西北に火光の如きもの有り。壬寅、晨、大風、西北より起こり、雲氣 赤黄たりて、天下に四塞す。日夜を終えて下りて地に著く者は、黄土塵なり。(五行志下之上)

成帝が即位して間もなく、空一面に赤黄色の雲が現れ、一夜にして黄土塵と化して覆われるという異変に見舞われた。これは「五侯」を封じた翌日のことで、「五侯」の爵位や封土が分を越えているとの天の戒めであり、以後の災いの兆しであると言う。京房によれば、そもそも「黄」の現象は、「日の上 黄光し、散ぜずして火の如く然り、黄濁の氣、天下に四塞すること有り。賢を蔽い道を絶つ」を意味している。すなわち、「當に賢人を觀て、其の性行を知り、推して之れを貢むべき」ことを知らず、もしその非を改めなければ

ば「厥の災、嗣あらず」という最悪の事態を招くものである（注40）。果たして成帝には子供が育たなかった。

このように、「五侯」はその出現の時点で異常視されていた。それゆえ、この「百姓の歌」が、「成都侯商、擅に帝城を穿ち、澧水を決引し、曲陽侯根、驕奢僭上にして、赤墀青瑱す」（元皇傳）と、天子の制を用いる僭越ぶりを謳っていることは確かである。のみならず、ここには「紅陽侯立父子、姦猾亡命を臧匿し、賓客、羣盜を爲す」（同上）事実や、その実害を被った者の恨みが見え隠れしており、王太后の専横を誇り外戚王氏の横暴を糾弾する声を代表している。一見「五侯」の優雅な生活ぶりを淡々と謳うかのようにいて、その実は「五侯」を恨み、王太后並びに外戚に操られる不甲斐ない成帝を罵り、政治そのものに対する不信を爆発させている。更には、際限なく欲望を膨らませる人間の性を悲嘆する「百姓」の声のようでもある。

もちろん、天子をも凌ぐ王氏「五侯」の権勢を許したのは他でもない成帝自身であったが、実は「五侯」に代表されるような、成帝の治世に対する不安は元帝の時にすでに囁かれていたと言う（注41）。元帝の時に謳われた「童謠」がすでに成帝の将来を危ぶみ、外戚王氏によって王朝が崩壊に導かれることをも「予言」していると言うのである。

元帝の時、童謠に曰く、

井水 溢れて、

竈煙を滅ぼす。

玉堂に灌ぎ、

金門を流す。

と。成帝の建始二年三月戊子に至りて、北宮中の井泉、稍々上り、溢出して南流す。春秋の時、先に鸛鵒の謠有り（注42）、而る後に來りて之れに巢くうの驗に象る。井水は陰なり。竈煙は陽なり。玉堂・金門は、至尊の居。陰盛んにして陽を滅ぼし、宮室を竊有するの應に象るなり。王莽、元帝の初元四年に生まれ、成帝に至りて侯に封ぜられ、三公と爲りて政を輔け、因りて以て位を篡う。（五行志中之上）

この「童謠」は成帝が即位した二年目の建始二年（前三二）に起こった災害を予見していると思われる。「成帝紀」に見える「三月、北宮の井水 溢出す」がそれである。「五行志」はこの「童謠」が予見する井水溢出の事実を重視し、「井水が溢れて竈の煙を消す」

とは、陰氣が陽氣を滅ぼすことを意味し、それは宮殿を滅ぼすこと、すなわち天子が死ぬ（あるいは王朝が転覆する）ことの予兆にはかならないと言うものである。続けて「王莽、元帝の初元四年に生まれ、成帝に至りて侯に封ぜられ、三公と爲りて政を輔け、因りて以て位を篡う」と、この「童謠」が真に「予言」するところは王莽による漢王朝篡奪であるとする。果して王莽の漢王朝篡奪までを予言しているかはともかく、前年夏四月の「黄霧四塞」と同様、「五侯」の擡頭が漢王朝を崩壊させるであろうとの「予言」と理解される。もちろん、王氏一族の専断が王莽の活躍を許すことになったのであるから、その意味では王莽のことまでを予言したものと解釈することもできようが、王莽に関しては次節で論ずることとする。

ともあれ、王太后とその一族にいいように操られているふがない成帝に、人々が満足するはずがない。ましてや「五侯」の実害を被った人々にとっては、王太后や「五侯」の専横・横暴を糾弾するだけでなく、成帝も容易に恨みの対象となる。成帝の時に巷に流行した二つの「童謠」は、いずれも成帝の無能やふがいなさを揶揄し罵るものである。

成帝の時、童謠に曰く、

燕よ燕、尾は涎涎たり、

張公子、時に相い見る。

木門倉琅の根、

燕 飛來して、皇孫（注43）を啄む。

皇孫死して、

燕、矢（＝屎）を啄む。

と。其の後、帝、微行を爲して出遊し、常に富平侯張放と俱にし、富平侯の家人と稱し、陽河主を過りて樂を作す。舞者趙飛燕を見て之れを幸す。故に曰く「燕よ燕、尾は涎涎たり」と。美好の貌なり。張公子とは富平侯を謂うなり。「木門倉琅の根」とは、宮門の銅鏤を謂う。將に尊貴ならんとするを言うなり。後、遂に立ちて皇后と爲る。弟昭儀、後宮の皇子を賊害し、卒に皆な辜に伏す。所謂「燕 飛來して、皇孫を啄む。皇孫死して、燕、矢を啄む」者なり。（五行志中之上）

ここに、「是れより先」ではなく「其の後」と明言するように、「五行志」はこの「童謠」を成帝の行く末を「予言」するものとしている。成帝がお忍びの遊びに耽り、踊り子

趙飛燕姉妹を見初めて入れ揚げ、その趙飛燕姉妹に翻弄されて痛ましい結果を招いた成帝の一生、並びに悲惨な最期を遂げた趙飛燕を「予言」したものである。「成帝紀」には、「（鴻嘉元年二月）上、始めて微行を爲して出ず」、「（鴻嘉三年）冬十一月甲寅、皇后許氏廢さる」、「（永始元年）夏四月、婕妤趙氏の父臨を封じて成陽侯と爲す。……六月、丙寅、皇后趙氏を立つ」とあり、この「趙氏」こそ「童謠」に謳われている「燕」こと趙飛燕であり、「是の歳（元延元年）、昭儀趙氏、後宮の皇子を害す」とある「昭儀趙氏」こそ趙飛燕の妹である。踊り子「燕」姉妹は成帝を虜にし、姉妹ともに成帝の寵愛を受け、ついに姉は皇后の座を、妹は昭儀の座を手に入れ、妹は「後宮の皇子」を殺し、あぐくの果てに処刑された。「童謠」は「燕よ燕」と繰り返すことで趙氏の姉妹を暗示しているであろうし、「燕、矢を啄む」と結ぶことで一燕（妹）の悲惨な最期を「予言」していることになる（注44）。

このように、成帝が踊り子趙飛燕姉妹を見初めて後宮に入れ、成帝の寵愛を独占した時期は特定できる。ここに「微行」と言うのは、要するに放蕩である。しかしながら、成帝にとって、この「微行」は成帝が自分の意志で自由に行動したという意味で画期的なことと言わなければならない。王太后・王氏「五侯」の専權に目をつぶるはなかった傀儡天子が、数々の「微行」の果てに卑賤な踊り子姉妹を後宮に入れて寵愛したという事実は、成帝がそれまでの呪縛を解かれた賜物のようである。換言すれば、成帝にこの自由を許した外的・内的要因がそれ以前にあったはずである。

実は、成帝が放蕩を開始する三年前の陽朔元年、「五侯」のひとりである王章が獄中で死亡し、翌二年八月、かつて太子の位を奪われかけた定陶王康が薨じ、更に三年八月には「五侯」の筆頭、成帝を天子に仕立てあげた立役者である王鳳が薨じている（注45）。

成帝の許皇后は、成帝の祖父宣帝の皇后許氏の従兄弟許嘉の娘（注46）で、成帝にとってやはり外戚であることに変わらない。それをまだ太子の時に母親王皇后から配されたのである。すなわち、成帝は史丹・王太后・王氏一族、更に許皇后と外戚に囲まれ、しかもかれらはすべて王氏の傘下にあった。恐らく息の詰まる、気の休まることない日々を送るうちに、次々と成帝を圧して来た者が死んで行く。そこに成帝の「微行」が始まるのである。そして憑かれたように踊り子にのめり込み、許皇后を廃することで成帝は更に身軽になったことであろう。

ところで、かの「童謠」が趙飛燕姉妹を謳いながら、建始元年の「黄土塵」の異と同様、成帝に後継者ができないことを「予言」していることはすでに指摘したが、次に挙げる

「諛謠」も同様の「予言」をする「謠」と解釈される。

成帝の時、諛謠に又た曰く、

邪徑 良田を敗り、

讒口 善人を亂す。

桂樹 華あるも實らず、

黃爵 其の顛に巢くう。

故は人の羨む所と爲り、

今は人の憐れむ所と爲る。

「桂」は赤色、漢家の象なり。「華あるも實らず」とは、繼嗣無きなり。王莽、自ら黃の象と謂う。「黃爵、その其の顛に巢くう」なり。(五行志中之上)

先の「童謠」が「燕 飛來して、皇孫を啄む」と「予言」したように、成帝の皇子はことごとく趙昭儀に殺され、十数年間にわって寵愛をほしきままにした趙飛燕に子供は生まれず、二十歳で即位した成帝は二十六年の在位でついに後継者ひとりもないままこの世を去り、「華あるも實らず」は現実となった。これを「昔は人に羨まれ、今では人に哀れまれ」として成帝を揶揄していると解すれば、これは子供(男児)が生まれない中国の家族主義(注47)からして最大の侮辱である。そのように解釈することも不自然ではないが、班固はここに王莽の出現を「予言」していると見ている。そして、それは決して恣意的な解釈ではないと考えられる。「孝元后、漢を歴ること四世、天下の母爲りて、國を饗くること六十餘歳、羣弟、權を世々にし、更々國柄を持し」(元后傳贊)た外戚王氏の「邪徑」や「讒口」は、漢王朝の「良田」を損ない多くの「善人」を犠牲にした。かつては奢侈を誇った「五侯」もすでに翳りが見え始め、遠からず一網打尽にされるだろう。それを「華あるも實らず」の成帝に期待するのは空しい。

元帝以来四代、六十年に亘って權勢をほしきままにして来た外戚王氏。その頂点にあった「五侯」の存在は、人々にとって忌まわしい存在であり、非難の対象でしかなかった。この「諛謠」は諸悪の根源外戚王氏、そしてそれを管理できなかった無能の成帝、それぞれの罪を糾弾し、残酷にも王氏一族の殲滅を期し成帝の死を待ち望む「謠」であった。人々はここに王莽の活躍を、新しい時代を期待して「予言」したのではないだろうか。結果的に「黃爵 其の顛に巢くう」ことになったのではあるが。

第四節 前漢末の「謠」——王莽をめぐって

王莽が漢王朝の「篡奪者」であることは、ことの善悪は別にして歴史的事実である。また、王莽の試みた数々の新政策がことごとく挫折して結果的には失政の連続であったこと、ために漢王朝の復活が期待されたことも事実である。ここに総じて王莽を「悪人」とする論評は定着したと言える。例えば王充は王莽の悪事を筆を尽くして非難する。

紂の惡も王莽に若かず。紂、比干を殺し、莽、平帝を燒し、紂、嗣を以て立ち、莽、漢の位を盜む。主を殺すは臣を誅するより隆んにして、嗣もて立つは位を盜むより順なれば、士衆の畔く所、宜しく紂より甚だしかるべし。漢、王莽を誅せしとき、兵、昆陽に頓し、死者 萬もて數え、軍の漸臺に至るや、血 流れて趾を沒す。而るに獨り周の天下を取るに、兵、刃に血ぬらずと謂うは、其の實に非ざるなり。（『論衡』語增篇）

『漢書』及び『前漢紀』を見る限り、王莽が平帝を「燒殺」した事実はない（注48）。しかし、王充は王莽が幼帝擁立をほしきままにし、ついに「平帝を燒」して漢王朝を篡奪したことを前提に王莽を責め、王莽を貶めることによって漢王朝の復興を祝福することに成功している。そもそも「位を盜」んで「主を殺し」た王莽と、「嗣もて立」ち「臣を誅」した光武帝と、この一点に限っても王莽の惡は自明である。そして、周の武王が殷の紂王を討伐したときの「兵、刃に血ぬらず」という世評は虚妄であると断じ、聖王周武ですら惡を討つには慘事は避けられなかったと認めさせることによって、「時に莽の軍、城下に到る者十萬ならんとし、光武、幾んど出づるを得ず。……積弩亂発して、矢、下ること雨の如く、城中、戸を負いて汲む」（『後漢書』光武帝紀上）という慘事に至った光武帝による王莽誅罰が妥当であるとし、殊更に光武帝を擁護して漢王朝の正当性を強調する。それは、「桀紂の惡は亡秦に如かず。亡秦は王莽に如かず」（『論衡』感類篇）と王莽の蠻行を桀紂以上であると極論して貶める一方、片や光武帝は「長安に入るや、劉聖公、已に王莽を誅し、兵に乗じて即ち害せしも、王莽の死に刃せず」（同、恢國篇）、「高祖、秦の臣爲らず、光武、王莽に仕えざれば、惡を誅し無道を伐つは、伯夷の譏り無く、周より順と謂う可し」（同上）と、光武帝が反逆者王莽に対していかに寛大であったかを説き起

こして光武帝の徳を称揚し、漢王朝の聖性を頌えるのと同じ論法である（注49）。

王莽を極悪非道の反逆者とすることは王充に限らない。残忍な反逆者としての王莽像はむしろ一般的であった。司馬光も『漢書』元后傳の班彪の贊を引いて、漢王朝が衰退し王莽の専断を許した原因は一に元后の「婦人の仁」であると言いつつも、「王莽傳」に存在しない平帝鴆殺の記録を加えて王莽を極悪人として印象づけている（注50）。また、清の趙翼も劉氏復活の動きを分析して王莽の敗因を整理し、人々の王莽に対する怨恨は筆舌に尽くしがたく、王莽の悪行の数々は弁明の余地なし、「其の識、眞に三尺の童子にも之れ若かず」（『廿二史劄記』卷第三「王莽之敗」）、王莽は知性も見識もないと全面的に否定し、王莽を憎むべき共通の敵とすることを疑わない（注51）。

もちろん『漢書』も随所に王莽を非難する。まずその容貌を、「莽、人と爲り、侈口顴、露眼赤精、大聲して嘶く。長、七尺五寸、厚履高冠を好み、鼈を以て衣を装り、膺を反らして高視し、左右に瞰臨す。是の時、方技を用て黄門に待詔する者有り、或るひと問うに莽の形貌を以てす。待詔曰く、『莽は所謂鵠目虎吻、豺狼の聲なる者なり。故に能く人を食らい、亦た當に人の食らう所と爲すべし』と」（王莽傳中）と、「七尺三寸」の大きな体に大きな口、出っ張った赤い目、まるで鷗の目と虎の口、その声は豺狼、「故に能く人を食らう」と悪し様に言い、人相からして悪辣だと責める。およそ容貌から人となりをつたうするとは極めて安直で下劣な人物評ではあるが、これはあくまで王莽の兇悪さや残忍さを印象づけるため、王莽が天子には不相応であるということに説得力を持たせるための伏線である。すなわち、以後の王莽の言動にはすべて裏があり、かくも陰險で残酷だと事ごとに加える論評には極めて効果的であった。

班固は、「王莽、始め外戚より起ち、節を折り行を力めて、以て名譽を要む。宗族、孝を稱し、師友、仁に歸す。其の位に居り政を輔くるに及びて、成・哀の際、國家に勤勞し、道を直くして行」ったことでややもすれば王莽を称えるむきもあるが、その実、王莽の仁はうわべだけのもので、「家に在りても必ず聞こえ、國に在りても必ず聞こゆ。色、仁を取りて行は違ふ」（注52）もの、そして、「不仁にして佞邪の材有」る王莽は、いわゆる王氏五侯の権勢に乗じて「其の姦慝を肆まに以て以て篡盜の禍を成すを得た」に過ぎない、「恣睢にして、其の威詐を奮い、天を滔り民を虐げ、凶を窮めて惡を極め」たことは、過去の乱臣賊子といえども王莽ほどのものはいないと酷評する（王莽傳下贊）。これは趙翼が『論語』をもじって「莽の若き者は、其の詐りや愚なるのみ」（注53）と結論するのと同様、王莽を惡の権化と決め付けるものである。

かくて王莽は地皇四年（二三）、すなわち更始元年、ついに首をかき切られ、数十人の軍人から屍を八つ裂きにされ、その皮膚も骨も切り刻まれるという悲惨な最期を遂げた。それは、「鷗の目と虎の口、その声は豺狼」なる人物は「能く人を食らう」が「亦た當に人の食らう所と爲るべし」との「或るひと」の言にあったように、王莽が悲惨な最後を遂げるのは当然のこと、否、その最後が悲惨であればあるほど痛快ということになろう。

これほど悪評される王莽であれば、王莽に関する「謠」も、「謠」そのものの性質からしてさぞかし怨嗟に満ちたものと予測される。人々はどれほど辛辣な「謠」を作り流行らせて憂さを晴らしたものであろうか。

綏和元年（前八）、跡継ぎのない成帝は元帝の孫にあたる定陶王を太子に立てた。太子は翌二年三月、成帝の崩御に伴い帝位に即いた（哀帝）。その哀帝が在位七年足らずで崩御すると、元壽二年（前一）、わずか九歳の、これまた元帝の庶出の孫である中山王に哀帝の後を継がせた（平帝）。平帝は即位間もなく病に冒され、実際に朝に臨んだのは王太后（元后）であったが、その平帝が元始五年（後五）十二月に崩御すると、次に後継としたのは宣帝の玄孫の中で最年少の二歳の孺子嬰であった。これらの幼帝擁立に元帝の外戚王氏が深く関与していたこと、特に平帝と孺子嬰の擁立には王莽がその中心的役割を担ったことは間違いない。

成帝の永始元年（前十六）に新都侯、成帝崩御の前年には大司馬に拔擢され、平帝即位の元始元年（後一）には安漢公となった王莽は、孺子嬰を立てた後、攝皇帝となって年号を「居攝」と改め、周囲にその揺るぎない地位と実力のほどを見せつけた。王莽の活躍が目覚ましく出世が華々しければ、宗室の中には劉氏の存続そのものに不安を感じ、王莽の擡頭に危機感を抱くものが出て来るのも当然である。居攝元年（六）、安衆侯劉崇は「安漢公莽、朝政を専制し、必ず劉氏を危うくせん。天下の之れを非とする者、乃ち敢えて先舉するもの莫し。此れ宗室の恥なり。吾れ宗族を帥いて先と爲れば、海内、必ず和さん」（王莽傳上）と考え、その相張紹らと王莽誅罰を謀って兵を挙げた。このクーデターは失敗に終わったが、王莽は、クーデター失敗を知って自首した張紹の従弟張竦と劉崇の族父劉嘉を寛大にも許したのである。しかも張竦が劉嘉のために作った奏（注54）は、劉嘉を師禮侯に封じ、嘉の子七人には爵關内侯を賜い、張竦を淑徳侯に封ずるといいう、全く予期せぬ効力を発揮した。当時、長安ではとかくそのことが取り沙汰され、次のような言説がもて囃されたと言う。

長安、之れが爲に語^つげて曰く、

封を求めんと欲すれば、張伯松を過ぎれ。

戦鬪に力むるは、巧みに奏を爲るに如かず。

と。(王莽傳上)

ここに記録される「語」は、「侯に封ぜられたいなら張竦を訪ねなさい、悪戦苦闘するより奏を作ってもら方が手っ取り早い」との意である。要するにただ一度の奏が人生の明暗を分ける、そんな人間社会における運命のいたずらを自虐的に嘲し立てたものである。しかし、張竦の作った奏は、言を極めて「男女賢愚なく民はみな王莽を褒め称えている」と説き、「幼い天子に代わって任に当たる攝皇帝王莽が天下公認のこと」と言つて王莽を持ち上げるだけのものではない。劉嘉はここに自分の甥にあたる劉崇の罪を告発したのである。

而るに安衆侯崇、乃ち獨り悖惑の心を懷き、畔逆の慮を操り、兵を興し衆を動かし、宗廟を危うくせんと欲す。惡、聞くに忍びず、罪、誅を容れず、誠に臣子の仇、宗室の讎、國家の賊、天下の害なり。是の故に親屬震落して其の罪を告げ、民人潰畔して其の兵を棄つ。進まんとすれば跬步せず、退かんとすれば其の殃に伏す。百歳の母孩提の子、時を同じくして斷斬し、頭を竿杪に懸け、珠珥、耳に在り、首飾、猶お存す。計を爲すこと此くの若きは、豈に諄らんや。(王莽傳上)

このように、安衆侯劉崇を告発したのがほかならぬ劉氏一族から出たこと、それを作成したのがこれまた劉崇の相張紹の身内であったという事実は、二重の意味で漢王朝の凋落ぶりを語っている。確かにこのことは逆に王莽の影響力の大きさを物語っており、張紹の巧みな奏にまんまと乗せられた王莽を揶揄するものと考えられもするが、もしそのように理解するなら、乗せられたのは「皆な宜しく嘉の言の如くすべし」と評定した公卿たちであり、最終的に決断し詔を下した王太后であって、嘲笑し揶揄される対象は王莽ではない。詔に「惟んみるに嘉の父子兄弟、崇と屬有りと雖も、敢えて阿私せず、或いは萌芽せらる。相い率いて之れを告ぐ。其の禍成るに及び、共に共に之れを讎とし、應に古制に合すべく、忠孝、焉こに著わる」とあるように、この奏の最大の効果が劉氏による劉氏

告発にあったことは明らかである。すなわち、劉崇の非を暴き劉氏一族の王莽への服従を自ら認めることによって結果的に身の安全を図り一家の繁栄をもたらした劉嘉と、その告発文を作成して恩恵に浴した張竦を非難中傷する「語」なのである。

「王莽傳」に記録される王莽期の「謠」の類は実はこのひとつだけであるが、「翟方進傳」並びに「揚雄傳」に王莽と関係ありそうなものが一首づつ記録されている。

初め、汝南に舊と鴻隙大陂有り、郡、以て饒を爲す。成帝の時、關東 數々水あり、陂 溢れて害を爲す。方進、相と爲り、御史大夫孔光と共に掾を遣わして行視せしむ。以爲えらく、陂水を決去すれば、其の地 肥美たりて、隄防の費を省き、而も水憂無からんと。遂に奏して之れを罷めしむ。翟氏滅ぶるに及び、郷里、惡を歸して言えらく、「方進、陂の下の良田を請うも得ず、而して奏して陂を罷めしむ」と云う。王莽の時、常に枯旱し、郡中、方進を追怨す。童謠に曰く、

陂を壊てしは誰ぞ、翟子威。

我が豆食を飯い芋魁を羹す。

反し覆して、陂、當に復すべし。

誰か云える者ぞ、兩黃鵠なり。

と。（翟方進傳）

汝南郡には古くから鴻隙大陂という堤防があった。それは灌漑に資すだけでなく、養魚にも利用され、郡は堤防の恩恵を被って経済的に非常に豊かであった（注55）。翟方進は丞相になると、鴻隙大陂が度々の水害の元凶であると判断して撤去してしまった。ところが後に大旱魃になった。すると堤防が取り壊されたために灌漑用水がなくなり、深刻な干害が発生して穀物は枯れ、食糧は豆と芋の根だけとなった（注56）。汝南の民は鴻隙大陂を破壊した翟方進の輕挙を憎み、実は翟方進が鴻隙大陂の下の肥沃な土地を自分のものにならなかった腹いせにしたのだと、恨みの矛先を一斉に翟方進に向け、翟方進を恨む「童謠」を謳ったということになっている。確かに鴻隙大陂（一に「鴻郤陂」）は、後に光武帝の建武十三年（三七）に鄧晨が太守となって復興し、汝南は大陂のお陰で元の豊かさを取り戻すことができた。その意味で、この「童謠」は「童謠」が本来もつ「予言」的役割を充分に果たしている（注57）。

しかし、ここにはいくつかの問題が残る。ひとつには、翟方進が丞相の位にあった十年間、度重なる災害・飢饉・疫病・溺死・盜賊・増加する一方の訴訟などの政治的混乱が続き、翟方進はそれを收拾できなかった責任を取って綏和二年（前七年）に自殺させられていること（注58）。またひとつには、ここで「王莽の時、常に枯旱す」と解説される旱魃が実は王莽の時には記録になく、全国的に被害の及んだ哀帝建平四年（前三）から平帝元始二年（前二）にかけての大旱魃を指していると考えられること（注59）。それにもかかわらずこの「童謠」が王莽の時に謳われたということは、この「童謠」に謳われた内容は、翟方進の愚挙でも鴻隙大隙のことでもないということになる。すなわち「翟氏滅ぶ」事態を招いた張本人、すなわち翟方進の末子東郡太守翟義を謳うものであって、翟方進その人ではない。この「童謠」は翟義の起こした事件に関連して謳われたものと考えるのが理に適っている。

翟義が東郡太守となって数年後、平帝が崩御し王莽が攝皇帝となった。翟義は「新都侯、天子の位を攝りて天下に號令し、故に宗室の幼稚者を擇んで以て孺子と爲し、周公の成王を輔くるの義に依託して、且く以て觀望するも、必ず漢家に代わらん。其の漸、見る可し。……吾れ幸いに宰相の子に備わるを得、身、大郡に守たりて、父子、漢の厚恩を受く。義、當に國の爲に賊を討ち、以て社稷を安んずべし。兵を擧げて西のかた當に攝すべからざる者を誅し、宗室の子孫を選んで輔けて之を立てんと欲す」（翟方進傳）と姉の子を説得し、ついに東郡都尉劉宇・嚴郷侯劉信・武平侯劉璜と謀って劉氏復興を企てた。そして劉信を天子に立て、自ら大將軍となって「莽、孝平皇帝を鳩殺し、矯めて尊號を攝る。今、天子、已に立ち共しく天罰を行わん」（同上）との檄を郡國に飛ばしてクーデターを起こした。居攝二年（七）九月のことである。

このクーデターも失敗に終わるが、翟義らの挙兵を知ってすぐに王莽に上書したのは宛県の令劉立であった（注60）。かの曲陽侯王根と婚姻関係を結んでいた劉立は、結果的に王莽に密告して劉氏復興の動きにブレーキをかけ、王莽を救うことになった。奇しくもこれは先に劉嘉が劉崇らを告発したのと同じである。更にクーデター平定後に王莽がとった処置は「盡く義の第宅を壊ち、之れを汙池とし、父方進及び先祖の冢の汝南にあるものを發き、其の棺柩を燒き、三族を夷滅し、誅は種嗣に及び、皆な坑を同じくして、棘・五毒を以て之れを并葬するに至る」（同上）ものであったというが、これはほかでもない、その前年に張竦が劉嘉のために作った奏に言うところの「古制の如くす」を適用したもので

ある。すなわち、翟氏の「宮室を猪にして以て汙池と爲し、垢濁を納る。名づけて凶虛と曰う。菜茹を生ずと雖も、人食らわず。其の社を四牆し、上を覆い下を棧し、通るを得ざるを示し、社を諸侯に辨ち、門を出づれば之れを見し、以て戒と爲すを著す」(王莽傳上)との、反逆者劉崇の宮室を水たまりにしたのと全く同じであった。

この事実を勘案すれば、この「童謠」を翟方進が鴻隙大陂の良田を得ようとして得られなかった腹いせに陂を破壊したとか、そのために被害を被った人々が翟方進を恨んで謳ったものなどと理解するべきではない。これはやはり翟義の謀反を嘲笑しているのであり、鴻隙大陂を復し正常な生活を取り戻すことのできる「黄鵠」を期待していたというべきであらう。「黄鵠」が王莽を暗示していることは言うまでもないが、王莽が期待される理由は、実はこの「童謠」の話題となった旱魃の時にも存在する。

元始二年(二)、王莽は大旱魃と蝗害に喘ぐ民のために、田宅や食料の供給・免税措置・病人の収容と薬品の手配等々、様々な救済策を実施している(注61)。だからと言ってこの「黄鵠」が王莽を言うものだとは断言できないとしても、少なくともこの「童謠」が王莽を非難したものではないことは明らかである。しかも、翟氏が滅びることはこのクーデターの数カ月前にすでに「予言」されていた。長安に住む翟宣(翟義の兄)の家では夜になるとどこからともなく泣き声が聞こえる、また突然犬が現れて中庭の家鴨数十羽の頭をかみ切り行方不明になったなど、このような不可解な事を翟宣は近い将来に弟翟義が引き起こすであろう禍いの兆候と考え、継母に家を出て翟家と縁を切り累の及ぶことを避けよと勧めている(注62)。継母は承知しなかったが、果して翟義が敗れると親属二十四人とともに磔刑に処された。この「予言」はいかにも翟義のクーデターが理に適っていないというかのごとくである。

次に「揚雄傳」に見える「語」について検討してみたい。

王莽の時、劉歆・甄豐、皆な上公爲り。莽、既に符命を以て自立す。即位の後、其の原を絶ちて以て前事を神にせんと欲す。而るに豐の子尋・歆の子棻、復た之れを獻ず。莽、豐父子を誅し、棻を四裔に投ず。辭の連及する所、便ち收めて請わず。時に雄、書を天祿閣上に校す。治獄の使者來り、雄を收めんと欲す。雄、自ら免ずること能わざるを恐れ、乃ち閣上より自ら投下し、幾んど死せんとす。莽、之れを聞きて曰く、「雄、素より事に與^よからざるに、何故にか此^こに在り」と。間^まかに請^こいて其の故を問

わしむ。乃ち劉棻 嘗て雄に従いて奇字を作ることを學ぶ。雄、情を知らず。詔有りて問うこと勿からしむ。然れども京師、之れが爲に語けて曰く、

惟だ寂寞として、闇より投ず。

爰に清靜にして、符命を作る。

と。(同、揚雄傳下)

王莽は皇帝となった後、自立する正当化に役立った「安漢公莽、皇帝爲れ」などの符命は今やその源を絶っておくべきだと考えた。その矢先に、劉歆の子棻と甄豐の子尋がまたしても符命を献上した。王莽は甄豐父子を誅し劉棻を追放処分するとともに、符命に関する言辞があれば許可を待たず直ちに逮捕してよいことにした。さて、揚雄はかつて劉棻に「奇字」——「古文の異なる者」(顔師古注)を教えたことがあるという理由で逮捕されそうになった時、逃げようとして仕事場の天祿閣から飛び下り、危うく一命をとりとめた。揚雄が符命とは無縁であることを知る王莽が事のいきさつを調べさせたところ、やはり揚雄は劉棻の符命献上に関与していないことが判明した。ここに京師では「惟だ寂寞として、闇より投ず。爰に清靜にして、符命を作る」と囁かれるようになったというのである。

揚雄は成帝・哀帝・平帝の三代にわたって特に拔擢されることはなかった。王莽の時に、符命を作って王莽に媚び封爵を得るものが続出した中で、揚雄は侯に封ぜられることもなかった。揚雄が権勢や利害に恬淡としていたことは班固も言うところ(注63)であるが、それにもかかわらず揚雄が符命を作ったとするのは何を言おうとするものか。ひたすら黙々と『太玄經』を執筆する揚雄、顔師古が「雄の解嘲の言を以て之れを譏るなり」と指摘するように、無欲恬淡をモットーとし、精神を清靜に保ち寂寞を維持することこそ自らの生きざまだと人に説いてきた揚雄(注64)が、獄吏が自分を捕えに來たと知るや、劉棻の巻添えを恐れ慌てふために天祿閣から飛び下りたのである。この「語」はその滑稽さを揶揄したものであろう。そして、恐らく揚雄の「劇秦美新」をもって「符命」と判断し、王莽に媚びたとして嘲笑したものであろう。この揚雄非難が当を得たものか否かはともかく(注65)、いずれにせよこの「語」もやはり王莽を諷るものではない。

以上、『漢書』に見える王莽期の「謠」の類について見たが、『續漢書』五行志にも王莽の登場する「童謠」が記録されている。

世祖建武六年、蜀の童謠に曰く、

黄牛白腹、

五銖、當に復すべし。

と。是の時、公孫述、蜀に僭號す。時人、竊かに言えらく、「王莽は黄と稱し、述、之れを繼がんと欲す。故に白と稱す」と。五銖は漢家の貨。明けし、當に復すべきこと。述、遂に誅滅せらる。(五行志一)

言うまでもなく「黄牛白腹」とは王莽と公孫述を指し、「五銖、當に復すべし」とは、「武帝の元狩五年、三官、初めて五銖錢を鑄してより、平帝の元始中に至るまで、錢を成すこと二百八十億萬餘」(『漢書』食貨志下)と言われる五銖錢の復活を期待するものである。したがって、この「童謠」が謗る対象は表面的には王莽と公孫述の二人であろうと判断されるが、それは早計である。

確かに王莽の貨幣鑄造がもたらした社会的・経済的混乱は小さくなかった。「王莽傳」並びに「食貨志」には、居攝二年(七)五月に錯刀・契刀・大錢を鑄造し、それまでの五銖錢とともに四種の貨幣を並行して通用させていたが、民は新貨幣を信用せず専ら五銖錢で売買していたこと、また王莽が皇帝になってからは錯刀・契刀・五銖錢を廃止して新たに小錢・幺錢・幼錢・中錢・壯錢を鑄造し、それまでの大錢と併せて六種類を通用させようとしたが民はそれに従わず、わずかに小錢と大錢が通行したにすぎなかったこと、更には錢の偽造が横行してそれを禁ずる手立てもなかったことなど、改鑄の弊害が詳細に記されている(注66)。そして、ついに地皇元年(二〇)、王莽は小錢と大錢を廃止し、またもや貨布と貨錢とを通用させ、私鑄に対して厳しく取り締まった(注67)。しかし、王莽がしばしば改鑄したことは、ある意味では通貨の改鑄が社会に与える混乱や民に及ぼす困窮を王莽自身も無視できなかった証である。そのために、自ら定めた新貨幣を廃止しては次々と通貨を改めたのであろう。

ところが、そもそもこの「世祖六年」には王莽はすでになかった。この「童謠」が「童謠」であるためには、何らかの「予言」性がなければならない。とすれば、いかに王莽の通貨改鑄が不評であったとは言え、これは王莽とは無縁の「童謠」ということになる。要するに、ここで「黄牛(王莽)」と「白腹(公孫述)」は並んでいるが、「是の時、公孫述、蜀に僭號す」、「述、遂に誅滅せらる」とあるように、これは王莽の天鳳年間に自立して蜀王となった公孫述を諷った「童謠」であって、決して王莽が主人公ではない。王莽が「黄牛」として引き合いに出されるのは、五銖錢を廃止した王莽が劉玄(更始帝)

に殺されたように、公孫述も「銅錢を廢して鐵官錢を置」いたものの「百姓、貨幣 行われず」（『後漢書』公孫述傳）に終わったからである。すなわち、公孫述も劉秀光武帝に早晚滅ぼされるであろうとの「予言」に現実性・信憑性を付加する効果を狙ったことであらう。

このように、王莽の時に謳われた「謠」や「語」、一見すれば王莽と関わりのありそうな「童謠」に、実は王莽を直接非難したりその専制を恨むものが見られない。事の是非はともかく王莽が漢王朝を「篡奪」したことは事実であり、劉氏一族にとっては恨みの対象である。また、『漢書』王莽傳は、王莽の失政——井田制の復活や度々の新貨幣鑄造など——によって百姓が恨んだことを具さに言うが、もし王莽が当時の社会で恨まれ憎まれていたのであれば、「謠」の性格上から王莽を非難する「謠」が生まれ記録されていて不思議はない。それにもかかわらず王莽を名指しで謗る「謠」の類が全くないのは不可解である。これはどういうことであらうか。

ここで、王莽新の末期、動乱の中で王莽を殺し劉氏復興の先駆けとなった更始帝劉玄を謳い込んだ「語」と「謠」について検討してみたい。

時に李軼・朱鮪、命を山東に擅いままにす。王匡・張卬、三輔に横暴たり。其の授く所の官爵は、皆な羣小賈豎。或いは膳夫庖人有り、多く繡面衣・錦袴・檐榆・諸干を著け、道中に罵詈す。長安、之れが爲に語けて曰く、

竈下の養は、中郎將。

羊の胃を爛るは、騎都尉。

羊頭を爛るは、關内侯。

と。（『後漢書』劉玄傳）

更始の時、南陽に童謠有り。曰く、

諧^{かな}う諧わざるは、赤眉に在り。

得る得ざるは、河北に在り。

と。是の時、更始は長安に在り。世祖は大司馬と爲りて、河北を平定す。更始の大臣、並びに僭して權を専らにす。故に謠妖^{わざ} 作るなり。後、更始、遂に赤眉の殺す所と爲る。是れ更始の諧わざるは、赤眉に在るなり。世祖、河北より興る。（『續漢書』五行志一）

更始帝（劉玄）は何はともあれ劉氏一族であり、漢王朝の篡奪者である王莽を殺した功労者である。もし、社会が王朝（劉氏）の復興を要請したなら、王莽に代わって現れた更始帝は称えられてしかるべきであろう。少なくとも、「更始帝の元で官爵を得たのは調理人」と罵られ、「更始帝が和諧するかどうかは赤眉の賊次第、更始帝が天下をとるかどうかは光武帝次第」と冷笑されるいわれはないだろう。

考えてみれば更始帝がその位にあったのはわずか三年足らずである。その間、更始帝は趙萌の女を夫人として日夜酒色に溺れ、政治は疎かになり下賤の者が官爵を得るという憂慮すべき事態を招き（注68）、ついに赤眉の賊に降伏してしまったのであるから、称賛されることがないのは納得できる。また、光武帝のような指導力もないのに天子になろうとしたことがそもそも身の程知らずだと誇られもしよう。しかし、更始二年（二四）、長安に入城した更始帝は詔を発して大赦令を下し、王莽の子以外は罪せず王氏の宗族の安全を約束している。しかも長安を焼き払って更始帝を殺し、「民、飢餓して相い食み、死者數十萬、長安、虚と爲りて、城中、人の行く無し」（王莽傳下）という悲惨な結果を招いたのは赤眉の軍であって更始帝ではない。ところがその政治力のなさ、赤眉に下って殺されたことを嘲笑する「謠」の類が二つも記録されているのである。しかも、「後、更始、遂に赤眉の殺す所と爲る」とあるように、更始帝は近い将来に殺されるであろうと「予言」する「童謠」であるということは、更始帝は人々に歓迎されていなかったことを意味している。

また、地皇三年（二二）、赤眉の賊に襲われて「人 相い食む」悲惨な状態であった關東の窮乏を東方の諸倉を開いて救おうと、王莽は太師王匡・更始將軍廉丹を派遣した。ところが彼らは士卒十余万を率いて通過した地点で暴虐を働き、そのため、東方では王匡と廉丹を恨む「語」が囁かれた。「寧ろ赤眉に逢うも、太師に逢わず。太師は尙お可なるも、更始は我を殺す」と（注69）。赤眉の賊は恐ろしいが、王匡や廉丹に比べればまだましだと言うのである。更には、隗囂でさえ、次のような「童謠」に謳われて嘲笑されているのである。

王莽の末、天水の童謠に曰く、
吳門を出でて、緹羣を望む。

一蹇人を見るに、天に上らんと欲すと言う。

天をして上る可からしむるも、地上、安くんぞ民を得ん。

と。時に隗囂、初めて兵を天水に起こす。後、意、稍々廣く、天子爲らんと欲し、遂に破滅す。囂、少くして蹇を病む。呉門は冀（甘肅省）の郭門の名なり。緄羣は山名なり。（『續漢書』五行志一）

王莽の末に天水（甘肅省隴西）に起った隗囂は、更始・光武帝・公孫述に付和しているうち、ついに自ら天子になりたいとの野心を抱いたが、光武帝が天下を取ると西域に逃げて死んだ。この「童謠」は、隗囂が「天子」となる野望は「天に上る」こと、すなわち死ぬことで実現され、「地上」では「安くんぞ民を得ん」、すなわち天子となることなどあり得ないと軽侮するものである。そして、「後、意、稍々廣く、天子爲らんと欲し、遂に破滅す」、数年後に破滅するという隗囂の末路を、「王莽の末」にすでに「予言」して謳われた「童謠」ということになっている。

このように、天子たることを夢見た更始帝も隗囂もその愚劣さ軽薄さを嘲笑され、太師王匡と更始將軍廉丹でさえその狼藉を恨まれ、「謠」に謳い込まれて残った。この事実から考えても、もし王莽が平帝を鳩殺して漢王朝を篡奪した乱臣賊子ならば、王莽が「恣睢にして、其の威詐を奮い、天を滔り民を虐げ、凶を窮めて惡を極め」、「其の姦慝を肆ままして以て篡盜の禍を成すを得」たに過ぎない人物であれば、王莽を呪い恨む「謠」が記録されて当然であろう。それにもかかわらず王莽を非難中傷する「謠」が記録されないというのは、あるいはもともと存在しなかったのではないだろうか。その可能性を示すものがある。

（元始四年）四月丁未、莽の女、立ちて皇后と爲り、天下に大赦あり。大司徒司直陳崇等八人を遣わして天下に分行し、風俗を覽觀せしむ。……（元始五年、秋）、風俗使者八人還り、天下の風俗の齊同なるを言う。詐りて郡國の造りし歌謠と爲し、功德を頌えるもの、凡そ三萬言。（王莽傳上）

もし、王莽が自分を非難中傷する「謠」を意図的に抹殺したとするならば——基本的に「謠」は人口に膾炙するものであるため、政治力・権力をもってしても消すことのできないものであることを考えれば、その可能性は極めて少ないが——、逆に「詐りて郡國の造

りし歌謠と爲し、功德を頌え」たものを残さないとはいえない。王莽を非難したり恨んだりする「謠」が全くないのは、王莽が当時の社会からそれなりに歓迎され受け入れられていたからだと考えるべきではなからうか。すなわち、そもそも王莽を漢王朝の篡奪者、反逆者としてだけ見るのが間違っているのではないだろうか。

以上、王莽を怨嗟し罵倒する「謠」が歴史記録に見られないこと、そして、王莽を誇る「謠」を王莽が政治的判断で恣意的に抹殺したとは考え難いことを論じた。しかしながら、そのことは直ちに人々が手放して王莽を受け入れたという論拠にもならないし、ましてや王莽が当時の英雄であったとか、あるいは王莽の実施した政策が正しかったなどとする根拠にもならない。ひとりの人間の施政や思想が全面的に信認されることの方が少ない現実を考えれば、王莽を非難する声もあってこそ自然である。現に王莽を非難する声は記録に残されている。逆にそのような記録すらないということになれば、それこそ王莽が作爲的にもみ消したと考えざるを得なくなる。以下、『漢書』王莽傳に記録される、「謠」に代わる王莽非難の声について見ていきたい。

幼くして父を亡くした王莽は、王氏一族の中ではおよそ権力とは無縁なところにいた。その王莽が成帝の治世半ば、永始元年（前十六）に新都侯に封ぜられた。それ以後、綏和元年（前八）には大司馬に拔擢され、元始元年（後一）には安漢公を賜い、居攝元年には幼帝（平帝）を輔佐するということで「假皇帝」を称し、ついに「安漢公に告ぐ、皇帝爲れ」との符命を以て「眞皇帝」となったのである。その矢先に以下のような事件が起こった。

是の歳、長安の狂女子碧、道中（まぎ）に呼びて曰く、「高皇帝 大いに怒れり。趣やかに我が國を歸せ。不（よ）らざれば、九月、必ず汝を殺さん」と。（王莽傳中）

（始建國二年）十一月、立國將軍建奏すらく、「西域の將欽上言すらく、九月辛巳、戊巳校尉史陳良・終帶、共に校尉刁護を賊殺して吏士を劫略し、自ら廢漢大將軍と稱し、亡げて匈奴に入ると。又た今月癸酉、何れの一男子なるかを知らざるも、臣建の車の前を遮り、自ら稱すらく、『漢氏劉子興、成帝の下妻の子なり。劉氏、當に復すべし。趣（すみ）やかに宮を空けよ』と。男子を收繫すれば、即ち常安の姓は武、字は仲なるものなり。皆な天に逆らい命に違いて、大逆無道なり。……」と。（同上）

前者は始建國元年（九年）、すなわち王莽が「眞皇帝」に即位し名実ともに天下の支配者となった直後の事件であり、後者はその翌年に起きた二つの事件の報告である。いずれも劉氏に代わって皇帝となった王莽への反感の証であることに相違ない。

しかし、これらの事件は先述した劉崇の反乱（居攝元年四月）及び翟義の反乱（翌二年九月）と無関係ではない。ともに鎮圧されたものの、劉氏の告発によって王莽を助けることになった二つの反乱は、結果的に劉氏の時代の終焉を白日の下にさらけ出すこととなった。換言すれば、それは王莽の影響力の大きさを回りに知らしめることとなったのである。このことは、「劉崇等、逆を謀りしは、莽の權、輕きを以てなり。宜しく尊重して以て海内を填むべし」（王莽傳上）とあるように、劉氏を見限った群臣は王莽の權力を強めることによって海内を安寧に導きたいと、少なからず王莽に期待していたことを物語っている。しかし、王莽に対する期待が高まれば高まるほど、それは王莽に反感を抱く人々、漢王朝を保守しようとする勢力を刺激することになる。そこへもってきて翌居攝二年、再び符命の出現である。

廣饒侯劉京・車騎將軍千人扈雲・大保屬臧鴻、符命を奏す。京は齊郡の新井を言い、雲は巴郡の石牛を言い、鴻は扶風の雍石を言う。莽、皆な迎え受く。十一月甲子、莽、太后に奏して曰く、「陛下、至聖なるに家の不造に遭い、漢十二世三七の阨に遭い、天の威命を承け、臣莽に詔して攝に居り、孺子の託を受け、天下の寄に任せしむ。臣莽、兢兢業業として、稱せられざるを懼る。宗室の廣饒侯劉京、上書すらく、『七月、齊郡臨淄縣昌興亭長辛當、一暮に數々夢み、『吾れ天公の使なり。天公、我れをして亭長に告げしめて曰く、『攝皇帝、當に眞と爲るべし』』と。卽し我れを信ぜざれば、此の亭中、當に新井有るべし』』と曰う。亭長、晨に起きて亭中を視るに、誠に新井有り、地に入ること且に百尺ならんとす』と。十一月壬子、建に直るの冬至に巴郡の石牛、戊午に雍石の文、皆な未央宮の前殿に至る。臣、太保安陽侯舜等と視るに、天風起こり、塵 冥く、風 止み、銅符・帛圖を石前に得たり。文に曰く、『天、帝符を告ぐ、獻ずる者、侯に封ぜられん。天命を承け、神令を用いよ』と。……」（王莽傳上）

梓潼人哀章、長安に學問するも、素より行無く、好んで大言を爲す。莽の攝に居るを

見、即ち銅匱を作り、兩檢を爲る。其の一に署して「天帝行璽金匱圖」と曰い、其の一に署して「赤帝行璽某傳予黃帝金策書」曰う。某とは高皇帝の名なり。書に言う、

王莽は眞天子爲り、皇太后は天命の如くせよと。……」（同上）

劉京・扈雲・臧鴻の符命の時には、「臣莽、夙夜に養育して孺子を隆就し、周の成王と徳を比べ令め、太皇太后の威徳を萬方に宣明にし、富を期して之れを教えん。孺子、元服を加え子に明辟を復すこと、周公の故事の如くす」（同上）と、周公に倣って孺子の元服を待って政權を返還すると明言していた王莽であったが、哀章の符命出現後には、「王冠を御して、眞天子の位に即き、天下を有つの號を定めて新と曰う。其れ正朔を改め、服色を易え、犧牲を變え、徽幟を殊にし、器の制を異にす。十二月朔癸酉を以て始建國元年正月の朔と爲し、雞鳴を以て時を爲す。服色は徳に配して黄を上げ、犧牲は正に應じて白を用い、使節の旌旗、皆な純黄にし、其の署に『新使五威節』と曰い、以て皇天上帝の威命を承けん」（同上）と、漢の国号を廃止して新とし、皇天上帝の威命を受けて自ら「眞皇帝」となると宣言したのであるから、王莽に対する反感や反発が表面化しても何ら不思議はない。長安の狂女の「趣やかに我が國を歸せ。しからざれば、九月、必ず汝を殺さん」との恫喝も、「成帝の下妻の子」劉子輿の「劉氏、當に復すべし。趣やかに宮を空けよ」との威嚇も、王莽への期待が高まる中で、その反動として王莽に反発する者を刺激し生じた事件と考えられる（注70）。先に翟義が「王莽は成帝を鴆殺した」と檄文を飛ばした状況と似ている。

今ひとつ、更に現実的な要因が考えられる。それは王莽が度々行ったした経済上の《改革》である。

居攝二年五月、王莽は周の「子母相權」の法（注71）によって物価の安定を図ろうと、新たに大錢・契刀・錯刀の三種の貨幣を鑄造し、眞皇帝となって直後の三月には契刀と錯刀を止めて「小錢直一」を鑄造した。これは王莽が「輕重代償、各々差品有れば、則ち用に便にして民は樂ならん」（王莽傳中）と考え、経済の動きに応じた貨幣の通行を図ろうとして実施したものである。また、同時に断行した井田制の復活も、秦が井田法を廃したために貧富の差が大きくなり、「兼井 起こり、貪鄙 生じ、強者は田を規るに千を以て數うるも、弱者は曾て立錐の居も無」く、ひいては「奴婢の市を置き、牛馬と蘭を同じくして、民臣を制し、其の命を顛斷す。姦虐の人は縁に因りて利を爲し、人の妻子を略賣するに至り、天心に逆き、人倫に諄り、『天地の性、人を貴しと爲す』（『孝經』）の義

に繆う」(同上) ような社会問題を引き起こしたと考えたからである。しかし、いずれの《改革》も、王莽が期待した効果をあげることなく、ただ混乱をもたらしただけの結果に終わった。改鑄に関しては早くも始建國元年に、「是の時、百姓、五銖錢を便安とし、莽の錢、大小兩つながら行われて知り難く、又た數々變改して信ぜざるを以て、皆な私かに五銖錢を以て市賣す」と言われ、翌年には「錢幣、訖に行われず」、王莽の説得にもかかわらず「百姓従わず、但だ大小の錢二品を行ふのみ」、更には「錢を盜鑄する者、禁ず可からず」という有り様で(王莽傳中)、ついに地皇元年、「大小の錢を罷め、更めて貨布を行う」(王莽傳下) 結果となっているのだから(注72)。また、ある意味では理想的な井田制復活も、始建國四年に中郎區博が「井田、聖王の法と雖も、其の廢されること久し。周道既に衰え、而して民 従わず。……今、民の心に違いて千載の絶迹を追復せんと欲するは、堯・舜の復た起ると雖も、百年の漸無ければ、行うこと能わざるなり。天下 初めて定まり、萬民 新たに附すには、誠に未だ施行す可からず」と諫言したのを受けて、「諸々の名ありて王田に食するものは、皆な之れを賣るを得。法を以て拘すること勿れ。私かに賣買を犯す庶人は、且つ一切治すこと勿れ」(王莽傳中) と詔を下して断念したのだから。このように、王莽の敢行した《改革》による混乱が更に王莽への反発を増幅させた可能性は充分にある。

しかしながら、これら三つの事件は全く関連性がない。いずれも単発的で、その後別的事件を誘発したりその影響がどこかに波及したこともない。そして権力者に反発、あるいは反逆する方法としては極めて直接的な方法である。それ故であろう、「長安の狂女」は捕えられて殺されたし、「廢漢大將軍」を自称した陳良も、成帝の妾腹の子を自称した「漢氏劉子輿」こと武仲も捕えられて処刑されている。「謠」が責任の所在を明らかにせず、非難の対象をじわじわと責め、それを流布させることによって相手に精神的打撃を与え、時間をかけて目的を果そうとするのとは大いに違っている。このことから、当時の王莽への反発・反感はさほど広く及んでいないと理解できる。

ところが、王莽の晩年には王莽を激しく非難する興味深いエピソードがいくつか記録され、しかもいずれの場合も王莽を精神的に追い込むことに成功している。

I (天鳳二年) 訛言すらく、「黃龍、墮ちて黃山宮の中に死す」と。百姓の犇走して往きて觀る者、萬數有り。莽、之れを惡み、捕繫して語の従りて起る所を問うも、得ること能わず。(王莽傳中)

II (天鳳六年) 夙夜の連率韓博上言すらく、「奇士有り、長丈、大いさ十圍、來りて臣の府に至りて曰く、『胡虜を奮撃せんと欲す』と。自ら謂えらく、巨毋霸、蓬萊の東南、五城の西北、昭如の海濱より出づと。輜車も載す能わず、三馬も勝う能わず。即日 大車四馬を以て、虎旗を建て、霸を載せて闕に詣らしむ。霸、臥せば則ち鼓を枕とし、鐵の箸を以て食う。此れ皇天の新室を輔く所以ならん。願わくは陛下、大甲高車、實・育の衣を作り、大將一人と虎賁百人とを遣わして之れを道に迎えしめんことを。京師の門戸の容らざる者は、開きて之れを高大にし、以て百蠻に視し、天下を鎮安せん」と。博、意に以て葬を風せんと欲す。葬、聞きて之れを惡み、霸を在所の新豐に留め、其の姓を更めて巨毋氏と曰う。謂えらく文母太后に因りて霸王たらしむるの符なればなり。博を徵して獄に下し、宜しく言うべき所に非ざるを以て棄市す。明年、改元して地皇と曰う。(王莽傳下)

III (地皇元年七月) 是の月、杜陵の便殿、乘輿の虎文衣の廢藏されて室の匣中に在る者出で、自ら外堂の上に樹立す。良久しくして乃ち地に委す。吏卒の見し者以て聞す。葬、之れを惡み、書を下して曰く、「黃を賣とし赤を廝とす。其れ郎・從官に令して皆な絳を衣せよ」と。(同上)

IV (地皇二年) 魏成の大尹李焉、卜者王況と謀る。況、焉に謂いて曰く、「新室即位してより以來、民田・奴婢、賣買するを得ず、數々錢貨を改め、徵發すること煩數にして、軍旅 騷動し、四夷 並侵し、百姓 怨恨し、盜賊 並起す。漢家、當に復興すべし。君、姓は李、李、音は徵、徵は火なり。當に漢の輔爲るべし」と。因りて焉の爲に讖書を作し、「文帝、忿りを發し、地下に居りて軍を趣し、北のかた匈奴に告げ、南のかた越人に告ぐ。江中の劉信、敵を執えて怨みに報い、復た古先に續き、四年にして當に軍を發すべし。江湖に盜有り、自ら樊王と稱するも、姓は劉氏爲り、萬人、行を成し、赦令を受けず、秦・雒陽を動ぜしめんと欲す。十一年にして當に相い攻め、太白、光を揚げ、歲星、東井に入り、其の號、當に行わるべし」と言う。又た葬の大臣の吉を言うに、各々日期有り。會合して十餘萬言。焉、吏をして其の書を寫せしむるに、吏亡げて之れを告ぐ。葬、使者を遣わして即ち焉を捕え、獄治して皆な死す。(同上)

V (地皇二年) 或るひと言えらく、「黃帝の時、華蓋を建てて以て登僊す」と。葬、乃ち華蓋九重を造る。高さ八丈一尺、金璫羽葆あり、載すに祕機の四輪車を以てし、六馬を駕し、力士三百人は黃衣幘、車上の人は鼓を撃ち、輓く者は皆な「登僊」と

呼ぶ。莽、出づるとき、令して前に在らしむ。百官、竊かに言えらく、「此れ輶車に似たり。僂の物に非ざるなり」と。(同上)

Iは、黄龍が黄山宮に落ちて死んだとの噂が流れ、これを見ようと百姓が殺到したというもの。王莽はひどくこれを憎み、百姓を捕えて噂の出所を調べようとしたが、判明しなかった。IIは、韓博が「巨母霸」なる巨人の姓名を借りて、巨君(王莽の字)は霸者となることはないとの意を諷し王莽を誘ったもの。王莽はこれを逆手にとり、「巨母霸」を「巨母霸」と改名させ、「若し文母、此の人を出だすと言わば、我れをして霸王を致さしめん」(顔師古注)と考えて、この人物こそ自分を霸王たらしめる符命であるとしたのである。しかし、実際には王莽はこれを恨みに思い、「宜しく言うべき所に非ざるを」言ったとして韓博を棄市した。IIIは、宣帝の陵に収納していた虎の模様の衣がひとりでに現れ出、外堂の上に立ち上がったかと思うとしばらくして地に倒れたという不吉な報告である。王莽の恐れ方は一通りではなかったようで、これを機に土徳である新の黄色を貴ぶことを徹底した。IVは、卜者王況が李焉の姓李の音が五音の徵調、すなわち火に当たること、漢王朝の火徳に相当することにかこつけて劉氏の復活を予言する「十餘萬言」もの讖書を作ったが、王莽は王況と李焉の二人を死刑にした。Vは、王莽が黄帝の「登僂」を真似て華蓋の車で外出したが、百官はひそかにこれをまるで「輶車」、すなわち柩を載せる車と囁きあったというもの。

以上は天鳳二年(十四)から地皇二年(二十一)の間、いわば王莽の晩年の出来事である。先述した建始國元年(九)及び二年(十)の事件とは大いに趣を異にしている。建始國の時の三つの事件が直接的手段に訴えたものであり、したがって主犯の三人がいとも簡単に処刑されて、王莽を威嚇し恫喝する効果をあげることがなかったのに対して、晩年の一連の出来事は、いずれも責任の所在を明確にできないばかりか王莽はその対応策を考えあぐねている。確かに、IIでは、「巨母霸(巨、霸たること母し)」を「巨母霸(巨の母、霸たらしむ)」と改名させることによって韓博の意図をはぐらかし、IVでは、「其の(讖)書を寫せしめ」た吏の裏切りによって讖書を無力にすることに成功している。しかし、I・III・VではII・IVのように王莽に反撃するチャンスはない。黄龍が落ちて死ぬとはまさしく王莽の死を暗示するものだが、王莽にはその流言の出所を突き止めることすらできなかった。また、宣帝の陵から独りでに出現した衣も、王莽がいかに「之れを惡」も

うとも対処のしようがなかったし、「登僊」を期した華蓋車を「輶車」と小ばかにしあざ笑う百官をどうすることもできない。

誰が言い出したかわからない流言、説明のつかない不気味な現象、思いもよらない不吉な噂、いずれも王莽がどれほどこれを憎悪しようと打つ手がない。これまで「謠」によって誘われ罵られた多くの天子や外戚、あるいは権力者が抱いたと同じ不安を、王莽も共有したのである。しかも、いずれの場合も何か不吉な出来事が起きるであろうことを暗示する災異が現れている。Ⅰでは、前年六月に「黄霧四塞」の記録があり、視界を遮るほどの黄霧が翌年に流された黄龍墜死の噂を想起させる。Ⅲでは、前月（地皇元年六、月）に時期を問うことなく処刑してよいとの詔を下し、そのため百姓は脅えて互いに目配せしながら息をひそめていたというが、目に見えない力（この場合、宣帝の陵の衣がひとりで動き出して地面に倒れた現象）で王莽を威嚇してこの緊張から解放されようとしているかのようである。また、Ⅴでは、この年に王莽の妻が死亡し、その直後に皇太子の四男臨も自殺、更に三男新遷王安が病死と、王莽は妻と四人の息子をすべて亡くしており、この事実が恐らく「輶車」を連想させ、まるで次は王莽の番であると「予言」しているかのようなのである。

このように、王莽を非難する怪異は確かに存在した。そして、これらの出来事にはすべて「謠」が生まれるに十分な条件が揃っている。その意味では、これらの一連の出来事は王莽を誘う「謠」の代わりを果したものであるとも言えるかも知れないが、王莽を恨み憎む「謠」は生まれなかった。

ところで、「五行志」に記録される前漢末の災異中、直接王莽の専政や漢王朝篡奪の前兆であると解説されるものは、成帝・平帝・哀帝期にわずかに四例だけである（注73）。

平帝の元始五年七月己亥、高皇帝の原廟の殿門に災ありて盡す。高皇帝廟は長安の城中に在り。後、叔孫臯、復道を譏るを以て、故に復た原廟を渭北に起こすは、正に非ざるなり。是の時、平帝 幼く、成帝の母王太后、朝に臨み、王莽に委任し、將に漢を篡絶し、高祖の宗廟を墮さんとす。故に天象 見わるるなり。其の冬、平帝 崩ず。明年、莽、攝に居り、因りて以て國を篡う。後、卒に夷滅せらる。（五行志上）

哀帝の建平四年四月、山陽の湖陵に血雨る。廣 三尺、長さ五尺、大なる者は錢の如

く、小なる者は麻子の如し。後二年、帝崩じ、王莽、朝を擅いままにし、貴戚丁・傅を誅し、大臣董賢、皆な輦方に放徙せらるること、諸呂と象を同じくす。誅死せし者少ければ、血雨することも亦た少し。(五行志中之下)

成帝の綏和二年二月、大厩の馬、角を生じ、左耳の前に在り、圍・長、各二寸。是の時、王莽、大司馬爲り。上を害するの萌、此れより始まる。(五行志下之上)

成帝の綏和二年八月庚申、鄭の桌里の男子王褒、絳衣・小冠を衣、劍を帶びて北司馬門殿の東門に入り、前殿の上りて非堂室の中に入り、帷組を解きて結いて之れを佩び、前殿の署長業等を招きて曰く、「天帝、我れに令して此に居らしむ」と。業等、收縛して考問す。褒、故と公車の大誰の卒にして、狂を病みて易わり、自ら宮に入るの状を知らず、獄に下りて死す。是の時、王莽、大司馬爲り。哀帝即位し、莽、骸骨を乞いて第に就くも、天、其の必ず退かざるを知る。故に是れに因りて象を見すなり。姓名・章服甚だ明らかにして、徑ちに前殿・路寢に上り、室に入りて組を取りて之れを佩び、天帝の命と稱す。然るに時人察すること莫し。後、莽、國に就き、天下之れを冤とし、哀帝、莽を徵して京師に還す。明年、帝崩じ、莽、復た大司馬と爲り、是れに因りて國を篡う。(五行志下之上)

前節で見たように、元帝・成帝の時の災異が王鳳並びに王氏「五侯」の専權や趙飛燕姉妹の禍の前触れであるとか、あるいは哀帝の時の災異は寵臣董賢の驕慢が元凶であるとして解説されることは多い(注74)が、前漢末期に頻発する災異の原因を直接王莽に帰すことは以外に少ない。成帝が政治には全く無縁であったこと、実質的に政權を掌握したのが王太后であることは、王太后とその弟王鳳の尽力で何とか天子になれた傀儡天子の成帝にはやむを得ないことであった。しかし、王鳳が死んでようやく本来の政權を回復することができはらずの成帝は、趙飛燕姉妹に溺れて政治を顧みることがなかった。その成帝は次々と生まれる「謠」にその不明を謗られ、後継者が生まれないことを嘲笑されるだけでなく、「五行志」では頻発する災異の責を結局は成帝に帰している。特に「五侯」に関しては、その奢侈や特權を誹謗し天子をも侮る僭越な振る舞いが列挙されるだけでなく、成帝期の災異の多くが「五侯」に起因すると解説され、事ごとに「五侯」を檜玉に挙げる。それらに比べると王莽は非常に影が薄い。王莽は、王太后・王鳳の専權が王氏五侯に及んだ

後の、単に王氏最後の人物として登場することが多く、王莽が主たる起因として説かれないのである。しかも奇異なことには、成帝の建始元年（前三二）四月に「黄霧四塞」した時、班固はこれを王氏「五侯」がもたらした災異であるとし、「五行志」に記録するだけではなく「元后傳」にも繰り返して「五侯」を誘る（注75）のであるが、天鳳元年（十四）の「黄霧四塞」には何の解説もしない。同じく災異説で論ずるなら、そして王莽を悪の権化とするなら、天鳳元年の「黄霧四塞」こそ王莽の漢王朝篡奪を譴責する恰好の災異であつたはずである。「四月霜 隕り、山木を殺らし、海瀕 尤も甚だし。六月、黄霧 四塞す。七月、大風、樹を抜き、北闕の直城門の屋瓦を飛ばす。雹 雨り、牛羊を殺す」（王莽傳中）と、これほど災害が激しかったにもかかわらず、班固は天鳳元年の「黄霧四塞」に関して一切言及しない。

翻って「王莽傳」を見るに、「王莽傳贊」や王充の如き非難と相い入れない王莽像が浮かび上がってくる。

唯だ莽の父曼 蚤く死し、侯せられず。莽の羣兄弟は皆な將軍・五侯の子にして、時に乗じて侈靡し、輿馬聲色佚游を以て相い高ぶるも、莽、獨り孤貧なり。因りて節を折りて恭儉を爲す。禮經を受け、沛郡の陳參に師事し、身を勤めて博く學び、被服、儒生の如し。母及び寡嫂に事え、孤たりし兄の子を養い、行い甚だ敕備す。又た外に英俊に交わり、内に諸父に事え、曲さに禮意有り。（王莽傳上）

「王莽傳」に王莽非難が満ち溢れているのは、漢王朝の立場に立つ限り当然である。しかし、王氏一族の多くの従兄弟が権勢を誇って逸樂に耽っていた時に、ひとり學問に励み、母や寡婦となった嫂に仕え、兄の遺児を養育した王莽の行為をも「節を折りて」したこととは、恣意的でないとすれば牽強付会に過ぎる。もちろん、幼くして父親を亡くした上に兄も若死にした一家を支える王莽にとって、意を曲げることも少なくなかったであろうことは想像に難くない。王莽が太后と成帝、あるいは王氏一族にその存在を知らしめたのも、実は王莽にとっては伯父の大將軍王鳳が病んだ時にその業を自ら嘗め幾日も寝ずの看病をしたことであつたが、恐らくこれは「節を折りて」なした行為のひとつであらう。しかも、この看護に感激した王鳳が臨終に太后と成帝に王莽の将来を託し、王莽はこうして黄門郎を拝され射声校尉に遷任されたのである。これが王莽の政界デビューの第一歩となつたことで、王莽のそれ以前の行為をも臆見する間違いを犯している。班固は「贊」に「不仁に

して佞邪の材有り。又た四父歴世の權に乘じ、漢の中ごろ微にして、國統 三たび絶ゆに遭い、而して太后 壽考して之れが宗主と爲る。故に其の姦慝を肆いまましにて、以て篡盜の禍を成すを得たり」と総論するが、王莽を推挙したのは王商だけではなく、時の名士が揃って王莽のために上言している事実（注76）は、王莽の榮達が決して「不仁」や「佞邪の材」によるだけのものではないことを示している。

また、永始元年に新都侯に封ぜられて後、「爵位 益々尊く、節操 愈々謙なり。輿馬衣裘を散じ、賓客に振施し、家、餘す所無し」、「母 病みしとき、公卿・列侯、夫人を遣わして疾を問わしむ。莽の妻、之れを迎うるに、衣、地に曳かず、布、膝を蔽うのみ。之れを見る者、以て僮使と爲し、問いて其の夫人なるを知り、皆な驚く」（王莽傳上）などの事実に対しても、班固は「敢えて激發の行いを爲し、之れに處して慙慙せず」、「墀を匿して名を求む」、「衆庶を説ばし、又た專斷せんと欲す」、「虚名を以て太后を説ばさんと欲す」、「方故萬端なり」等々と、極めて悪い評価しか下さない。しかしながら、同時に班固は、外戚から身を起こした王莽、「節を折りて力行し、以て名譽を要めた」王莽ではあるが、「宗族、孝を稱し、師友、仁に歸し」たこと、特に「其の位に居りて政を輔くるに及びては、成・哀の際、國家に勤勞し、道を直くして行」ったことを認めざるを得なかった。もちろん、班固は「國家に勤勞し、道を直くして行」ったのは王莽の虚像であって、そのことで「動もすれば稱述せらる」ことを戒るのであるが、「動もすれば稱述せらる」とは、とりもなおさず王莽に評価されるべき点が少なくないこと——頌漢を説くものには警戒を要することであるが——を認めたことにほかならない。

ところで、王莽は自分の子供を次々と失った。哀帝の建平四年（前三）、次男獲が奴隸を殺した罪を追及し、王莽はこれを厳しく責めて自殺に追い込んでいた。また、平帝の元始三年（後三）、王莽が平帝の外戚衛氏を抑えようとした時、長男宇は平帝が成人した後、に報復されることを恐れて反対したが聞き入れられなかったため、宇は父の家の門に血を注いで威すという実力行使に出た。事が発覚すると王莽は宇を捕えて獄に送り、宇は毒を仰いで自殺した。王太后が王莽のこの処断を堯や文王になぞらえて「親親を以て尊尊を害せず」（王莽傳上）と満足したのは、ひとつには衛氏を抑えることで王太后自身が安泰を得たいという身勝手な思いから、ひとつには王莽を身内とする身蟲腹からであらうし、大司馬護軍襲の奏文にある「安漢公、子宇の管蔡の事に陥るに遭う。子の愛は至って深く、帝室の爲の故に敢えて私を顧みず」（同上）も額面どおりではないにせよ、班固のようにこれをも王莽が自分の権力欲のためにした欺瞞的行為だと見るのもいかがであらうか。我

が子の罪も手加減しないで罪を責めて自殺にまで追い込んだという、およそ外戚専横が日常化した社会では考えられない厳しい処置は、むしろ潔癖で公明正大、政治家としての責任を果し得る人物として好印象を与えたことであろう。

このように、同じ王氏の中で権勢を誇った王氏「五侯」と対比するなら、王莽は何と善良かつ質素であることか。人々に非難され恨まれる元后の五人の兄弟を知る者にとって、王莽の行為はむしろ好感をもって受け入れられる行為であって、この点では班固の酷評は当たらない。それにもかかわらず王莽の行為を、「敢えて激發の行を爲し、之れに處して慙慙せず」、「情を匿し名を求め」たもの、王莽の活躍はどれも王莽の「虚名」に過ぎないと極言するのは、王莽を悪玉としなければならない立場からする一方的な見方でしかないと言えよう。

ともあれ反王莽勢力の動きが活発になる理由は、王莽が漢王朝衰退の時期に劉氏を凌いだことだけで充分に存在した。また、王莽の《改革》がうまく機能しなかったことも王莽への反発を助長したであろう。しかしながら、社会《改革》にはある程度の混乱はつきもので、《改革》が経済に影響を及ぼす限りそれに不満を抱く人が出て来るのも当然である。《改革》がすべての人間に利益をもたらすはずはなく、必ず不利益を被る者もいるからである。したがって、王莽批判の記録がることの方がむしろ自然である。

さて、「謠」によって揶揄され罵倒されることは権力者にとって宿命のようなものである。天子の暗愚や不明を嘲笑し、外戚や將軍の奢侈や不徳、あるいは横暴を呪う「謠」は漢代に例外なく存在した。王莽の場合には「謠」は生まれなかったが、「謠」の代わりを果たす王莽非難の声は王莽の晩年に生まれて記録された。

しかしながら、「眞皇帝」即位以前の王莽像は、班固や王充が繰り返し説く漢王朝篡奪者・悪辣非道の反逆者という王莽像とは相入れない。先入観を捨てて「眞皇帝」即位以前の王莽を観察すれば、王莽は当時の社会で期待されていたと考えられるのである。王太后に牛耳られる成帝、外戚王氏に侮られどちらが天子かわからないと嘆く成帝、親政を放棄して趙飛燕姉妹に翻弄され、許皇后を廃して姉を皇后に妹を昭儀とし、ついに後宮の皇子を殺害されて後継者なしという最悪の事態を招いた原因は成帝にある。また、哀帝は趙皇后姉妹と傳太后との共通の利益によって立てられた天子である。あいも変わらず外戚が壟断する中で、先に見たような清廉な生活を送って哀帝の信任を得た王莽、天下の大儒大司徒孔光も推挙して大司馬となった王莽は、末期的症状を呈していた当時の社会で新たな指導者として期待されたのではないだろうか。

確かに結果的に王莽の政策は成功しなかった。しかし、権力の拡大と地位の保全を求めるだけの外戚に比べ、王莽は少なくとも積極的に政治に参画し新たな試みを断行した。それ故、王莽が手をつけた《改革》に対して当時の社会はそれほど冷淡ではなかった。少なくとも、あえて「謠」を作り流行らせて王莽に精神的打撃を与える必要性がなかった。王莽は、天子としては余りにもふがいない成帝、あるいは同じ王氏であるとはいえ、いわゆる外戚の権威を盾に横暴を極める五侯に代表される王氏一族に代わって実際政治に深く関与したのだから。そもそも外戚の禍とは一族の利益・権力・安寧を保守しようとするあまりに生じた惨劇にはかならないのだが、王莽は不幸にして実子の非を責めて自殺に追い込んだことで回避したともいえる。

ところが、「眞皇帝」となって後の王莽は、その前半生とは全く異なった人間像を見せる。三章で見た続いて出現する王莽非難の現象は、実は地皇二年正月を契機としている。この正月、王莽は我が子を自殺に追い込んだことで悲しみの余り失明した妻を亡くし、暗愚な三男安をおいて皇太子に立てた四男臨も自殺、その後すぐに三男新遷侯安の病死、更に孫の病死と、わずか一月の間に四度なる不幸に見舞われている（注77）。しかも、王莽がこの時期直面したのは家庭的不幸とそれに伴う精神的打撃という個人的問題だけでない。しばしば試みた経済《改革》は成功しない、それに加えて災害は頻発する、天鳳五年に度重なった飢饉をきっかけにして力子都・樊崇らが赤眉の賊を組織して各地で略奪を繰り返す、しかもこれを撃つこともできない、また、関東の飢饉・旱魃は数年に及び、赤眉の賊は次第に増加して関東では「人、相い食む」という惨憺たる状況であった。王莽の不幸をあえて指摘するなら、経済《改革》の不成功だけではなく、その後半期に頻発した災害・飢饉が人々の生活を脅かし、追い打ちをかけるように赤眉の賊が社会的混乱を招き人々を精神的不安に陥れたという事実も無視できない。

今ひとつ考えられるのは、王莽は当初自分が皇帝になることなど予測もしていなかったであろうということである。外戚王氏の一族であるとはいえ特権とは無縁なところにいた王莽は、ひたすら政治的・経済的《改革》に取り組んでいた。王莽自身は皇帝になることを考えなかったが、劉氏を見限った周囲が王莽に期待させてしまったきらいがある。すなわち、本来的に普通の人間であった王莽、皇帝になることなど考えもしなかった王莽が目を見張る《出世》をしたことによって周囲に祭り上げられ、ついには王莽自身が権力の魅力に取り憑かれて、ひとたび高位につけばそこから転落することを恐れなければならない権力機構に深入りしてしまったのが実情ではないかと考えられる。言うまでもなくその黒

幕は王太后である。王太后は王氏の悪評をかわすために、世間で比較的評判の良い王莽を利用したと考えられる。班固が「成帝紀」「元后傳」「外戚傳」「五行志」「五行志」において繰り返し「五侯」の非を説き、「五侯」を恨む「百姓の歌」をも記録しながら、「五行志」での王莽の扱い方が緩やかであるのも、また、王莽を災異の直接の原因とすることが少ないのも、班固が王莽の漢王朝篡奪を王太后の画策したことと見做しているからだと考えれば納得がいく。また、すでに本章第二節で見たように、劉向が宦官石顯の害を讒告するものと解釈した元帝の時の鶏の怪異を、班固は王鳳が「威を作し、君を顓^{ほし}ままにして上を害し、國を危くする」ことの戒めであると解説するが、王莽については「其の後 羣弟權を世にし、以て莽に至り、遂に天下を篡う」と付加するだけであり、また、成帝の時の数々の災異は王鳳の「顓權擅朝」の前兆であるとし、「其の後、寢く盛んにして、五將軍、權を世にし、遂に以て道を亡ぼす」（『漢書』五行志上）、「其の後、王氏兄弟父子五侯、權を乗り、莽に至りて卒に天下を篡う」（同、下之上）などと解説するのは、まるで王莽が天下を奪ったのは王太后とその弟王鳳が導いた単なる結果でしかないと言うかのようなのである。なぜなら、「五侯」非難に代表される王氏批判をかわすことのできる王莽、世間で信頼と好感を勝ち得た王莽を祭り上げることでも最も安心することのできたのは、王莽の世も生き延びた王太后であったのだから。それは、班彪が「王莽の興るに及び、孝元后、漢の四世を歴て天下の母と爲り、國を饗けること六十餘載、羣弟、權を世にし、更、國柄を持し」、王氏一族で五將十侯を擁したことが新都侯王莽を誕生させ、元后の「婦人の仁」が王莽の漢王朝篡奪を招いたと言いうことから察せられる（注78）。

成帝を嘲笑し愚弄する「謠」を始め、更始帝劉玄、あるいは公孫述や隗囂を誇る「謠」さえ記録されているにもかかわらず、王莽の場合、「謠」に代わる王莽非難さはあったものの王莽を恨み誇る「謠」が全くないということは何を意味しているのだろうか。「謠」が天子や太后、あるいは外戚などの、個人の力が及ばない世界や権力機構に反逆する方法として有効であったことを考えれば、王莽を謳う「謠」が存在しないということは、王莽は人々にさほど恨まれていなかったということだけでなく、符命の出現にもかかわらず王莽は神格化されなかったということ、王莽を祭り上げようとする者の意に反して王莽は雲の上の人にはなれなかったことを意味している。すなわち、王莽は符命をもって「眞皇帝と爲る」のに成功しなかったということではないだろうか。

第四章 後漢の「謠言」と「予言」

第一節 順帝の時の「謠言」

「東漢の後家、惟だ光武郭后・陰后の家、皆な禍無し。郭后、廢せらるると雖も、帝、郭后に待すること、恩禮 替わること無し。明帝 即位し、陰・郭の二家に待すること亦た均し。明帝の馬后、外家を戒飭するに、王氏五侯及び田蚡・竇嬰を以て戒めと爲す。故に馬廖兄弟、侯に封ぜらるると雖も、而れども私第に退居し、迄に禍敗 無し」（『廿二史劄記』卷第三「兩漢外戚之禍」）と言われるように、光武帝・明帝・章帝の三代は兩漢を通じて「外戚の禍」のなかった極めて稀な時代であった。同時に、「光武 中興し、悉く奄人を用いるも、復た士流を參用せず。和帝、踐阼せしとき幼弱にして、竇憲兄弟、權を専らにし、内外を隔限し、羣臣、接するを得るに由無く、乃ち獨り宦者鄭衆と謀を定めて憲を收う。宦官、權を有すること此れより始まる」（同、卷第五「東漢宦官」）ともあるように、「外戚の禍」のなかった光武帝・明帝・章帝の三代は「宦官の害」もなかった健全な時代であったと言えるよう。

しかしながら、和帝以後の歴史が外戚と宦官との政權爭奪の歴史であったこと、そして外戚と宦官との熾烈な抗争が後漢王朝を滅亡に導いた原因がであったことは否定できない（注1）。「而して權は外戚の家に移り、寵は近習の豎に被り、其の黨類に親しみ、其の私人を用い、内は京師に充ち、外は列郡に布き、賢愚を顛倒し、選舉を賈易し、疲驚 境を守り、貪殘 民を牧し、百姓を撓擾し、四夷を忿怒せしめ、乖叛を招致して、亂離 斯こに痛む。怨氣 並び作り、陰陽 和を失し、三光 虧缺し、怪異 數々至り、蟲螟、稼を食し、水旱 災を爲すは、此れ皆な戚・宦の然るを致す所なり」（仲長統『昌言』方誠篇）と、すでに後漢末に総括されていたように、特に和帝が崩御して以降、外戚・宦官が国家や個人にもたらした害は、中国歴史上最大のひとつであった（注2）。

さて、後漢の「外戚の禍」の先陣をきった章帝皇后竇氏は、自分に子供が生まれなかったことから皇太子慶の母である宋貴人と第四子の母である梁貴人に嫉妬し、宋貴人を自殺に追いやって皇太子を廃し、梁貴人を幽死させてその子を自分の子として養育し即位させた。これが和帝である。十歳の和帝を即位させると皇后は皇太后として朝政に臨み、兄の竇憲を大將軍にしたのを皮切りに、一門の者すべてを要職につけて政權をほしいままにした。そもそも竇皇后の曾祖父竇融は代々の豪族で、光武帝に帰属した後漢建国の功臣であ

り、光武帝の孫娘沘陽公主を妻としている。たまたま父竇勳が罪を犯して一族の主だった者が殺されたが、娘が皇后に立つと皇后の兄竇憲は弟の竇篤とともに高官につき、ついに後漢の「外戚の禍」を生むに至った。ところが、和帝が崩御すると、外戚竇氏の支配下から脱するために鄧后は宦官を利用して生後百余日の我が子を即位させ（殤帝）、政權の奪回をはかった。これによって宦官は一挙に力を持つようになり、以後、安帝（十歳）・少帝（注3）・順帝（十一歳）・冲帝（二歳）・質帝（八歳）・桓帝（十五歳）と、幼帝の廃立のたびに外戚と宦官が抗争を繰り返した。もちろん、安帝のように親政を試みた天子もいたが、それも長くは続かなかった。安帝が李氏の子を太子に立てると、閹皇后は李氏を鳩殺して太子を濟陰王に廃し、皇后の兄閹顯らが宦官と謀って朝政を執ったからである。そして、安帝が崩御すると、外藩を援立せんとした閹顯は、安帝在位中の仲間であった宦官を排斥し、章帝の孫の北郷侯懿（少帝）を迎立した。しかしながら、閹顯はこの謀を宦官江京の援護を得てかろうじて成就できたように、宦官を排斥するために宦官の力を借りなければならぬという、実に皮肉なものであった。この時、すでに宦官の力は外戚閹氏を上回っていたと言うべきであろう。果たして、わずか二百余日で少帝が薨すると、閹顯や宦官江京らの擅權に不満を抱いていた宦官孫程は江京らを殺し、閹后に廃された濟陰侯（順帝）を迎立して閹顯兄弟を捕らえて誅し、閹后を離宮に追放した。このように、「大臣、宦官を誅せんと欲すれば、必ず宦官の力を藉り、宦官、大臣を誅せんと欲すれば、則ち朝臣の力を藉りず」（注4）というほど、宦官は天子の廃立に関与するまでの力を持つに至ったのである。

さて、一度は皇太子を廃されて濟陰王となり、後に再び宦官を迎えられて天子となった順帝は、陽嘉元年、安帝が「天下第一」と称した尙書郎胡廣の建議によって梁商の娘を皇后に立てた。その梁商は三年後に大將軍となり、六年後に梁商が死ぬとすぐさま皇后の兄梁冀が大將軍を継いだ。この時、人々はすでに梁氏一族が宦官に代わって政權を専らにしていることを知っていた。なぜなら、和帝より数えてわずか三十年ほどの間に、竇氏・鄧氏・閹氏の外戚の壟斷を目の当たりにした人々には、梁氏の擅權は容易に予測されたからである。順帝の末年、次のような「童謠」が流行したと言う。

順帝の末、京都の童謠に曰く、

直なること弦の如くすれば、道邊に死す。

曲なること鉤の如くすれば、反って侯に封ぜらる。

と。案ずるに、順帝 世を即^おえ、孝質 短祚、大將軍梁冀、疏幼を貪樹して、以て己が功と爲し、國の號令を専らにして、以て其の私を贍^たす。太尉李固以爲らく、清河王、雅性聰明にして、詩に敦く禮を悦び、加うるに又た屬親なり、長を立てれば則ち順、善を置けば則ち固なり、と。而るに冀、太后に建白して、固を策免し、蠡吾侯を徵して、遂に至尊に即かしむ。固、是の日に獄に幽斃せられ、屍を道路に暴^{さら}さる。而して太尉胡廣は樂鄉侯、司徒趙戒は廚亭侯、司空袁湯は安國亭侯に封ぜらると云う。(五行志一)

順帝の末、京都で謳われたとされるこの「童謠」は、范曄が「曲なること鉤の如しとは、梁冀・胡廣等を謂う。直なること弦の如しとは、李固等を謂う」(桓帝紀注)と言うように、順帝亡き後、桓帝即位をめぐる李固・杜喬・胡廣・梁冀の行く末を「予言」したものとされる。

順帝の陽嘉二年(一三三)、李固は外戚・官僚・宦官の無能と專横を非難する対策を奉り(注5)、ために朝廷内は騒然となって宦官から恨まれることとなった。また、杜喬は漢安元年(一四二)、「梁冀の子弟五人、及び中常侍等、功無きを以て並びに封ぜられ」たことを諫めんとして上書した(注6)。この二人は「明德著聞にして、又た屬 最も尊親」なる清河王蒜を「宜しく立てて嗣と爲すべし」と考えたのであるが、これに対して梁冀は、先に李固の反対を押し切って立てた質帝が聡明であったために「後患を恐れ」て鸕殺した後、蠡吾侯志を擁立して即位させ(桓帝)、順帝梁皇后の妹を娶らせて皇后とし、一層強固な権力掌握を謀った。ここに李固・杜喬と梁冀との間に確執が繰り広げられ、果して李固と杜喬は獄に死し、その屍は市に曝される非業の死を遂げる結果となった。片や梁冀は権力掌握に成功して外戚梁氏の地位を揺るぎないものとし、また、梁冀の威を恐れて蠡吾侯擁立を助けた胡廣はその褒賞として安樂郷侯に封ぜられたのである。

この事実が上記の「童謠」の内容と一致するとは言うまでもない。それ故に「順帝の末」に謳われたこの「童謠」は「予言」としての意味をもつのである。すなわち、順帝末年に流行した「童謠」が語るように、桓帝の世に至って「直なること弦の如」き李固と杜喬は「道邊に死」し、「曲なること鉤の如」き胡廣は「反って侯に封ぜら」れたと言うのである。

いったいに、正直者はばかを見、正義にひた走る者は命を落とし、反対に権力を振りか

ざす者は一層の勢力を得、権力に媚び権力に屈する者は出世する。このようなことは、とかく腐敗した社会では決して稀なことではない。順帝末のこの「童謠」も元はそのような一般論として謳われたものであったかもしれないが、質帝擁立を巡って李固・杜喬と梁冀とが激しく対立した事実を知る人々は、現実社会の具体的な事件と結び付けて特定の人物を誹り込んだものとして伝えて行く。特に、権力に媚びることも屈することもできない正義漢にとっては、この「童謠」は横死した李固・杜喬、かれらを陥れた梁冀や陰で暗躍する宦官などを容易に想起させ、固有名詞を伴って人々の脳裏に定着していった。

獄に死して屍は城北に曝され、「家屬・故人も敢えて視る者莫し」という李固・杜喬の非業の死に人々は同情を禁じ得なかったであろうし、逆に梁冀の暴挙は大いに反感を買ったことであろう。また、自らの権力保持・権力拡大を謀って桓帝擁立を謀る梁冀や、李固と杜喬によってその無能と専横を弾劾されたことを恨み、清河王蒜擁立を阻止するように梁冀をそそのかした宦官に対して、人々は憎惡の念すら抱いたことであろう。中常侍曹騰がわざわざ深夜に梁冀を訪れて、「將軍、世を累ねて椒房の親有り、萬機を秉攝す。賓客縦横にして、過差有ること多し。清河王は嚴明なり。若し果たして立たば、則ち將軍、禍を受くること久しからず」（李杜列傳）と梁冀を説得したのは、李固・杜喬の推す聡明な清河王擁立を許せば、これまでに犯した数々の暴挙が白日の元に晒され、必ずや誅されるであろうことを恐れたからであった。共通の利害から「蠡吾侯を立てるに如かず。富貴、長く保つ可きなり」（同上）との結論に達した梁冀と宦官とは、ここに共同戦線を張って共通の敵李固・杜喬の追い落としを謀ったのである。その意味ではこの「童謠」は李固・杜喬を善玉とし、梁冀・宦官を悪玉とするだけのものである。

確かに、この童謠は、李固・杜喬の横死を悼み梁氏一族や宦官を非難することもテーマであった。しかし、范曄が「曲なること鉤の如き」ものを梁冀と胡廣とを並べることからもわかるように、胡廣への個人攻撃が大きなテーマではなかったかと考えられる。

そもそも胡廣は当初は李固に与して清河王蒜を押していたが、中常侍曹騰と梁冀との密談の翌日、梁冀が蠡吾侯志を推すことを告げられた胡廣は、権力に屈して寝返った。

（中常侍曹騰との密談の）明日、重ねて公卿を會す。冀、意氣凶凶たりて、言辭激切なり。胡廣・趙戒より以下、之れを懾憚せざるもの莫し。皆な曰く、「惟だ大將軍の令のみ」と。而れども固 獨り杜喬と堅く本議を守る。冀、聲を厲げて曰く、「會を罷めよ」と。固、意 既に従わず、猶お衆心の立つ可きを望み、復た書を以て冀に勸

む。冀愈々激怒し、乃ち太后に説きて先に固を策免し、竟に蠡吾侯を立つ。是れ桓帝爲り。(李固傳)

李固と杜喬は最後まで梁冀に食い下がったが、結果的にかれらを孤立させ死に至らしめた。そこには、かれら自身の正義感という内的要因のほかに、胡廣・趙戒という外的要因を無視できない。特に、順帝の皇后に梁商の娘を推薦し梁氏に外戚の地位を与えた胡廣、その胡廣が人もあろうに梁冀の力の前で、ただ「大將軍の命のままに」とひれ伏すだけである。そして李固・杜喬を裏切って死なせ、梁冀に与した代償が安樂郷侯であった。「五行志一」はこの「童謠」の説明として、李固・杜喬が「獄に幽斃せられ、屍を道路に暴され」た正にその日に、胡廣・趙戒・袁湯らは桓帝擁立に功績があったとして、それぞれ安樂郷侯・廚亭侯・安國亭侯に封ぜられたことを殊更に記録している。また、「又た中常侍丁肅と婚姻す。此れを以て時に譏毀せらる」(胡廣傳)とあるように、かつては「天下第一」の偉名を誇った胡廣が宦官丁肅と婚姻関係を結び、このことが原因で世間は胡廣を誹謗したと言う。この誹謗も宦官との婚姻だけを対象にしたものではなく、蠡吾侯志擁立からの胡廣の変節が下敷になって生まれたものであろうことは想像に難くない。世の正義漢は悲惨な最期を遂げた善玉李固と杜喬に「直なること弦の如し」と賛辞を与えたが、その一方で正反対の悪玉に恨みの矛先を向ける。その胡廣が安樂郷侯に封ぜられ宦官と姻戚關係を結ぶに至り、「曲なること鉤の如し」は胡廣を指すものとして定着し、そして、更には胡廣をかくならしめた梁冀や宦官に対する憎悪を喚起しようとする。

順帝末に生まれたこの「童謠」が桓帝の世を「予言」しているということは、この「童謠」は桓帝の初めにも流行していたと考えてよい。「桓帝紀」には、あたかも桓帝の即位が自然の理に適っていないというかのごとく、桓帝即位後すぐに多発する自然災害や異変を具さに記録している。

建和元年、春、正月辛亥朔、日、之れを食すること有り。……二月、荆・揚の二州、人、多く餓死す。……沛國より言す、黄龍、譙に見わると。夏、四月庚寅、京師、地震う。……(六月)郡國六、地裂け、水湧きて井溢る。芝草、中黄の藏府に生ず。……九月丁卯、京師地震う。……十一月、濟陰より言す、「五色大鳥有りて己氏に見わる」と。……建和二年、(夏四月)嘉木、大司農の帑藏に生ず。五月癸丑、北宮掖庭の中德陽殿、及び左掖門に火あり、車駕移りて南宮に幸す。……秋七月、京師、大

水あり。河東より言す、「木 連理あり」と。……建和三年、夏四月丁卯晦、日、之れを食すること有り。……（六月）乙卯、憲陵の寢屋に震あり。秋七月庚申、廉縣に肉雨る。八月乙丑、星有りて天市に孛す。京師、大水あり。九月己卯、地震う。庚寅、又た地震う。……郡國五、山崩る。

即位早々に頻発する災異は人々の不安を一層助長し、この「童謠」を桓帝を操る梁氏一族の非難を込めたものとして、諸惡の根源は梁氏なりと語り継ぐものとして流行させたものであろう。このことは以上の「桓帝紀」の災異記録が「五行志」と対応し、逐一梁太后・梁冀及びその兄弟をもって解説するところにも見ることで、それは同時に桓帝の命運をも予見させる。

桓帝の建和元年、正月辛亥朔、日、之れを蝕する有り、營室の三度に在り。史官、見ざるも、郡國より以て聞す。是の時、梁太后 攝政す。（五行志六）

桓帝の建和元年、四月庚寅、京都 地震う。九月丁卯、京都 地震う。是の時、梁太后 攝政して、兄冀、權を持す。和平元年に至りて、太后崩ず。然して冀、猶お政を乗りて事を専らにす。延熹二年に至りて、乃ち誅滅せらる。（五行志四）

桓帝の建和元年、四月、郡國六、地 裂け、水 湧出し、井 溢れて、寺屋を壊ち、人を殺す。時に梁太后 攝政し、兄冀、李固・杜喬を枉殺す。（同上）

桓帝の建和元年（注7）、十一月、五色の大鳥、濟陰の己氏に見わる。時に以て鳳凰と爲す。此の時、政治衰缺し、梁冀、政を乗りて阿枉し、上、亳后に幸す。皆な羽翼の時なり。（五行志二）

桓帝の建和二年、五月癸丑、北宮掖庭の中德陽殿に火ありて、左掖門に及ぶ。是れより先、梁太后の兄冀、姦枉を挟み、故の太尉李固・杜喬、正直なるを以て、其の事を害せらるるを恐れ、人をして固・喬を誣せしめて之れを誅滅す。是の後、梁太后崩じ、而して梁氏誅滅せらる。（同上）

桓帝の建和二年、七月、京師に大水あり。去年の冬、梁冀、故の太尉李固・杜喬を枉殺す。（五行志三）

（建和）三年、四月丁卯晦、日、之れを蝕すること有り、東井の二十三度に在り。例は永元十五年に在り。東井、法を主る。梁太后、又た兄冀に聽きて公卿を枉殺するは、天の法を犯すなり。明年、太后崩ず。（五行志六）

桓帝建和三年、六月乙卯、憲陵の寢屋に雷震あり。是れより先、梁太后、兄冀に聽きて李固・杜喬を枉殺す。(五行志三)

桓帝の建和三年、秋七月、北地廉に肉雨りて羊肋に似たり。或いは大いさ手の如し。赤祥に近きなり。是の時、梁太后攝政し、兄梁冀、權を専らにし、漢の良臣、故の太尉李固・杜喬を枉誅す。天下、之れを冤む。其の後、梁氏誅滅せらる。(同上)

(建和)三年、八月、京都に大水あり。是の時、梁太后、猶お專政す。(同上)

自然災害の頻発が人々の生活を脅かさないはずはないし、人々に不安・不満が生まれるのも当然である。初めは漠然としていた不満や不安感もしだいに現実政治への不安・不満へと発展し、「五行志」がすべての災害や異変が梁太后及び梁冀の暴政が原因であるとするように、度重なる災異がこの「童謠」の「予言」性を更に強固なものとし、これによって梁氏の專權になす術のない桓帝の運命をも予見させ、ついには政治能力のない桓帝に対する不満として対象が具体的になって爆発する。順帝末年に生まれた「童謠」が桓帝の世を「予言」する所以である。

不正を暴き正義を貫く者は非業の死を遂げるが、逆に権力者に媚び諂う者は富み栄える。これが腐敗した世の常であろう。事のすべてが梁氏一族の專權に行き着くことを知った時、李固・杜喬を称え胡廣を攻撃したこの「童謠」は、かつて「天下第一」とまで称えられた胡廣をついに世間から譏毀されるまでに追い詰めたことで目的を果し、次は専ら梁氏を呪う新たな「童謠」を作り流行させて梁氏一族の殲滅を期そうとする。

第二節 桓帝の時の「謠」(注8)

本初元年(一四二)、梁太后、帝を徵して夏門亭に到らしめ、將に妻るに女弟を以てせんとす。會々質帝崩じ、太后、遂に兄の大將軍冀と策を禁中に定む。閏月庚寅、冀をして節を持し、王の青蓋車を以て帝を迎えて南宮に入ら使む。其の日、皇帝の位に即く。時に年十五。太后、猶お朝政に臨む。(桓帝紀)

跋扈將軍梁冀に鳩殺された質帝の後に即位した桓帝も、冲帝や質帝ほどではなかったにせよ、僅か十五才の少帝であった。加えて、桓帝は、梁冀及びその妹であり順帝の皇后であった梁太后によって帝位につけられたのであるから、桓帝即位後の梁氏一族の專横が一

段と激しさを増すことは即位の時点で予測された。まさに桓帝は梁氏一族の権力保持と梁冀の野望の上に擁立されたのであり、即位の初めから梁氏一族の傀儡であることを運命づけられていたと言える。そして、即位の翌年には梁太后の妹を皇后に迎えさせられ、寝ても覚めても梁氏一族で囲まれた桓帝の将来は、誰の目から見ても決して明るいものではなかった。

ところで、「五行志一」は「桓帝の初め」に三首の「童謠」が生まれ流行したことを記録している。ここではその内の二つの「童謠」について考察する（注9）。

桓帝の初め、天下の童謠に曰く、

小麦は青青たり、大麦は枯る。

誰か當に穫るべき者ぞ、婦と姑と。

丈人、何くに在る、西のかた胡を撃つ。

吏は馬を買い、君は車を具う。

請う、諸君の爲に隴胡を鼓さんことを。

と。案ずるに、元嘉中、涼州の諸羌、時を一にして俱に反し、南のかた蜀漢に入り、東のかた三輔を抄り、井・冀に延及し、大いに民の害を爲す。將に命じて衆を出すも、戦う毎に常に負け、中國、益々甲卒を發す。麥、多く委棄せられ、但だ婦女の之れを穫り刈ること有るのみ。「吏は馬を買い、君は車を具う」とは、言うところは調發重くして秩有る者に及ぶなり。「請う。諸君の爲に隴胡を鼓さんことを」とは、敢えて公言せず、私かに咽語するなり。（五行志一）

司馬彪の理解では、西域の反乱鎮圧のために男手を兵役に駆り出された民は農事もままならず、残された女性だけで麦を刈っていると、西域の反乱とそれに伴う中国の疲弊、そしてその犠牲者となった民の不満を謳うものということになる。しかしながら、これでは「謠」としての意味が希薄である。いみじくも裴松之が「童謠の言、皆な驗あらざること無し」（『三國志』公孫瓚傳注）と言うように、「謠」には何らかの効能や応報があるはずであり、それがなければ恐らく人々の記憶に残らず歴史に記録されることもなかったろう。「謠」は何よりも具体的な事を謳うものであり、たとえ初めは漠然とした内容であったとしても、必ず具体的な事件や人物を謳い込んだものとして流伝する。そしてこのことが「謠」の「予言」性を形成し、「謠」を歴史書に記録させたのでだから。

司馬彪の理解はこの「童謠」の的を得ていないと想われるのだが、それを解く鍵は「五行志」がこの「童謠」を「元嘉中」に謳われたとしている点にある。実は、「桓帝紀」並びに「西羌傳」を見ても、元嘉中の西羌の反乱は「二年春正月、西域長史王敬、于闐國の殺す所と爲る」という記録だけしかない。ところが、七年後の延熹二年以降には、「五行志」に合致する記録が『後漢書』の随所に見えるのである。

延熹二年十二月、燒當等八種の羌 叛し、隴右を寇す。護羌校尉段熲、羅亭に追撃して之れを破る。……三年閏月、燒何の羌 叛し、張掖を寇す。護羌校尉段熲、積石に追撃して大いに之れを破る。……十一月、勒姐の羌、允街を圍む。段熲、之れを撃破す。……四年六月、零吾の羌、先零の諸種と並びに叛し、三輔を寇す。……十月、先零沈氏の羌、諸種の羌と并・涼二州を寇す。十一月、中郎將皇甫規、之れを撃破す。

(桓帝紀)

「桓帝紀」のこの記録は「西羌傳」の記録とも一致し、更にそれは西羌の反乱鎮圧に功績のあった皇甫規並びに段熲の伝記とも合致する(注10)。もし司馬彪の言う「元嘉中」が「延熹中」の誤りであるとすれば、延熹は桓帝の後半期であることから、この「童謠」が「桓帝の初め」に謳われたとする意味がない。したがって、ここは次のように理解すべきであろう。すなわち、その内容が西羌鎮圧を謳っていることから、桓帝の初めの元嘉年間に予感していた近い将来に対する不安、それが後に延熹年間に激増する西羌の反乱を想起させ、将来への不安に拍車をかけたということである。ここにこの「童謠」は「予言」性を持つことになる。

今、桓帝の初め、元嘉のころに注目すれば、元嘉の二年間(一五一・一五二)に疫病・旱魃・飢饉・地震・日食、あるいは黄龍の出現など、人々を不安にさせる出来事が頻発していることに気づく(注11)。また、元嘉の前年、和平元年(一五〇)二月、時には兄梁冀の暴走に歯止めをかけることもあった梁太后が崩御している。梁太后の崩御はその秋の「梓潼山崩」に象徴されるように、梁冀の専権を譴告し、そして梁氏の誅滅を予告するものであったが、同時にこれは桓帝がイニシアチブを奪回する好機となることをも意味していた。ただ、元嘉の年には梁冀の権勢が衰える気配もなく、京都の婦女に「愁眉・啼粧・墮馬髻・折要步・齟齬笑」など「服妖に近き」ことが流行し、不穏な気配が漂っていただけであった(注12)。しかし、このただならぬ気配は、元嘉の二年間に頻発した疫病・旱

魃・飢饉・地震・日食・黄龍の出現と無縁ではなかったはずである。そして元嘉年間の不安感、そのまま永興・永壽の五年間に起きた黄河の氾濫・泗水の増水と逆流・洛水の氾濫、そしてそこから生じる生活の疲弊に直結し、ついにこの「童謠」が延熹年間の西羌の反乱鎮圧に伴う事件をも取り込むに至る。

さて、司馬彪は永興・永壽年間の大水を「是の時、梁皇后の兄冀、政を秉り、忠直を疾害して、威權、主を震わす。後に遂に誅滅せらる」と総括するが、劉昭は永興元年七月、「河水溢れ、百姓飢窮し、道路に流冗し、有數十萬戸に至る」、同二年六月、「彭城の泗水、増水し逆流す」、永壽元年六月、「洛水溢れ、鴻德苑を壞つ」に対し次のように注記する。

京房占に曰く、「江河の溢るるは、天に制度有り、地に里數有り、水澤を懷容し、萬物を浸漑すればなり」と。今溢れるは、明らけし位に在る者、任に勝えざること。三公の禍、容る能わざるなり。率ね法を執る者は刑罰を利し、常法を用いざればなり。

(五行志三)

梁冀別傳に曰く、「冀の政を専らにする、天、爲に異を見わし、衆災 並びに湊まり、蝗蟲滋生し、河水逆流し、五星、次を失し、太白、天を經、人民 疾疫す。出入六年にして、羌戎叛戾し、盜賊、平民を略す。皆な冀の致す所なり」と。敦煌實錄に、張衡對策に曰く、「水は五行の首。滯りて逆流するは、人君の恩、下及すること能わずして教え逆すればなり」と。潛潭巴に曰く、「水の逆するは、命に反すればなり。宜しく徳を修めて以て之れに應ずべし」と。(同上)

このように、この「童謠」は永興・永壽年間に立て続けに起きた大河の氾濫が直接の引き金になって流行したと考えてよい。劉昭も解説するように、人々は度重なる大河の氾濫を桓帝の無能と梁冀の專權に結びつけた。それは元嘉年間、都に奇妙な風俗が流行したとき、「梁冀二世、上將たりて王室に婚媾し、大いに威福を作す。將に社稷を危うくせんとす」(五行志一)と考えたように、すでに人々の恨みの矛先は梁冀に集中していた。また、梁冀の兄弟が好んで馬を駆る様子を日々見ていた人々は、「梁氏、門を滅ぼすは驅馳ならん」(注13)とからかったというが、これは「今は勢いのある梁氏だが、いずれ滅びるだろう」、「自らの勢力を過信している梁氏はきっと滅びるだろう」、あるいは「梁氏一族が殲滅されることを待ち望む」という意が込められたものであったろう。

梁冀の自滅を望み梁冀に代わる新しい指導者の登場を期待したものの、梁氏一族が潰滅して梁氏に取って代わったのは他ならぬ宦官であった。この「童謠」は梁冀の死を願ひ新しい政治を期待すると同時に、宦官勢力の擡頭によってその期待も半ば裏切られる暗い未来を暗示する。

ところで、梁冀が順帝・冲帝・質帝・桓帝と、幼帝の廃立をほしにしたことは先述したが、李固・杜喬を抹殺して以後その驕慢はいよいよ激化した。妹の梁皇后も「姉兄の廢執を藉り、恣に奢靡を極め、宮幄は彫麗、服御は珍華、巧みに制度を飾ること、前世に兼倍す」（皇后紀下）るほどの勢いを持った。そして太后が崩御して桓帝の寵愛が薄れると、自ら子供がなかったこともあって、後宮の女性で妊娠したものがいるとわかれば次々と胎児を毒殺した（注14）。ために、ついに桓帝には世継ぎが生まれなかった。事の次第を知る桓帝も、凶悪な梁氏を恐れて迂闊に不平すら漏らせなかったという（注15）。しかし、梁太后崩御の九年後、西羌の反乱が激化し始めた延熹二年に梁皇后が崩御すると、桓帝は梁氏の傀儡天子からの脱出を試みようとする。

延熹二年、皇后崩ず。帝、因りて廁に如き、獨り衡を呼びて問うらく、「左右、外舍と相い得ざる者は皆な誰ぞや」と。衡、對えて曰く、「單超・左悺、前に河南の尹不疑（梁冀の弟梁不疑のこと——筆者注）に詣りしとき、禮敬 小しく簡なり。不疑、其の兄弟を收めて洛陽の獄に送る。二人、門に詣りて謝し、乃ち解かるるを得たり。徐璜・具瑗、常に私かに外舍の放横なるを忿疾するも、口、敢えて道わず」と。是に於て帝、超・悺を呼び、室に入れて謂いて曰く、「梁將軍兄弟、専ら國朝を固め、外内を迫脅す。公卿以下、其の風旨に従う。今、之れを誅せんと欲す。常侍の意に於て如何」と。超等對えて曰く、「誠に國の姦賊なり。當に誅せられて日久しかるべし。臣等弱劣にして、未だ聖意の如何なるかを知らざるのみ」と。帝曰く、「審に然らば、常侍密かに之れを圖れ」と。對えて曰く、「之れを圖るは難からざるも、但だ陛下、復た中ごろにして孤疑せんことを恐るるのみ」と。帝曰く、「姦臣、國を脅かすは、當に其の罪に伏すべし。何をか疑わん」と。是に於て更めて璜・瑗等五人を召し、遂に其の議を定む。帝、超の臂を齧み血を出して盟を爲す。是に於て詔して冀及び宗親黨與を收めて悉く之れを誅す。（單超傳）

桓帝は宦官の力を借りて梁冀とその妻を自殺に追い込み、衛尉梁淑・河南尹梁胤・屯騎

校尉梁讓・越騎校尉梁忠・長水校尉梁載らを初め親族数十人を誅し、ようやく外戚梁氏の禍を除くことができた。しかし、実はそれは政権が外戚から宦官に移ったにすぎず、決して政権を奪回したことはないなかった。

この「童謠」は「桓帝の初め」の和平元年の梁太后の崩御と梓潼の山崩れ、元嘉中に集中する疫病・旱魃・飢饉・地震・日食、都の婦女の奇妙な風俗などの社会不安が永興・永壽年間の大河の氾濫をきっかけにして梁冀への怨恨を更に掻き立て、延熹二年の梁皇后の崩御を好機とばかりに梁氏一族の殲滅を期待し、その期待を託して謠われたものであろう。それが梁太后・梁皇后の崩御に続き一挙に梁氏一族が誅されるという、正に期待した通りの結果が得られたために梁氏一族の最後——ただし宦官の擡頭がその代償となったが——を「予言」した「謠」として伝えられたと考えられる。すなわち、この「童謠」は次のような意味を持つことになる。

まず、前半部「小麥は青青たり、大麥は枯る。誰か當に穫るべき者ぞ、婦と姑と」では、「小麥」は宦官、「大麥」は梁冀（あるいは梁氏一族）、「婦」は皇后梁氏、「姑」は皇太后梁氏を指し、「宦官が擡頭すれば梁氏は滅ぶだろう。しかし、梁氏一族を滅ぼすのは、実は他でもない梁氏自身。梁冀の姉妹が順帝と桓帝の皇后となったこと、それによって政権をほしいままにしていることが、結果的に梁氏一族の滅亡を招くであろう」と。

そして後半部、時あたかも西域が物騒になっていた。延熹二年と三年には護羌校尉段熲が、四年には中郎將皇甫規が西羌を撃破している。ところがこの二人、西域での活躍は優劣つけがたいのであるが、対宦官の態度は対照的ともいえる。

皇甫規は節義を重んずる気骨ある武将で、殊のほか宦官を憎み、宦官との交際を一切拒絶した。宦官の方も、皇甫規が西羌から賄賂を貰っていると誣告するほど皇甫規を恨んでいた。皇甫規はそれにもひるむことなく宦官を無視して自らの見識のほどを示した。

ここにいる宦官とは、桓帝の梁氏一族撲滅を敢行して功を立て、同日に侯に封ぜられた單超・徐璜・具瑗・左悺・唐衡のいわゆる「五侯」のことである。後漢の「五侯」については第三節で考察するが、かれらを憎んだのは決して皇甫規ひとりではない。しかし、すでに権勢を掌握した宦官のボスに面と向かって反逆して憚らない皇甫規に、人々は溜飲を下げ心の中で快哉を叫んだことであろう。また、皇甫規は永康元年（一六七）、桓帝最後の年のことであるが、党錮に対して李膺や陳蕃らのいわゆる清流派の無罪を桓帝に陳情している（注16）。

一方、段熲は、「初め、熲、皇甫威明・張然明と、並びに名を知られ顯達す。京師稱

して涼州三明と爲すと云う」(段熲傳)とあるように、「初め」は皇甫規とともに称えられてしかるべき人物であったが、かれは先の胡廣と同じように、最後(靈帝になってからのことではあるが)は「意を宦官に曲げ、故にその富貴を保つを得、遂に中常侍王甫に黨し、中常侍鄭珣・董騰等を誅し」、宦官に阿諛して「封を増すこと四千戸、前に并べば萬四千戸」にまで「其の富貴を保つを得」(同上)た。しかし、最後は王甫が誅殺されて獄に繋がれ、詰問に耐えられず毒をおおって死んだ。

以上の事実関係に注目すれば、「童謠」の後半部「丈人、何くに在る、西のかた胡を撃つ。吏は馬を買い、君は馬を具う。請う、諸君の爲に嚙胡を鼓さん」は、「(ようやく外戚梁氏が一掃されたと思ったら今度は宦官が猛威を奮う、この宦官をやっつけてくれる)丈人(皇甫規)はどこにいる、西方へと追いやられてしまった。それに一見良識派の中にもは宦官に寝返って保身する者(段熲)がいる。いったい誰が本当に宦官を倒すつもりなのか知れたものではない。へたな判断をすればこちらがやられてしまうので誰も公言しない。それなら、私が大声ではっきりと教えてあげましょう」(注17)となる。

このように解釈すれば、宦官への恨みや憎しみ、宦官に阿諛する輩への軽侮と罵倒、宦官に翻弄される無能の天子(桓帝)への絶望感、そして最大の課題であった梁冀の抹殺と梁氏一族の殲滅願望等々、すべて「元嘉中」にすでに用意されていた訳であるから、この「童謠」が「桓帝の初め」に謳われたとすること、司馬彪があえて「元嘉中」とすることは充分に合理性のあることとなり、ここにこの「童謠」は一挙に「予言」性を帯びることとなる。そして、「童謠」はここでも現実的な効果を挙げている。すなわち、結果として梁冀を自殺に追いやり梁氏一族を抹殺し、のみならず段熲の如き裏切り者をただ「富貴を保つを得」たままにせず服毒自殺させたのである。しかも、この「童謠」が梁冀あるいは梁氏一族を呪うものであるということは、もうひとつの疑問をも解決することになる。すなわち、『後漢書』は口を極めて梁冀や梁氏の非を説くにもかかわらず、その梁冀・梁氏一族の殲滅を切望する「謠」が桓帝期に記録されていないという疑問である。この「童謠」こそが梁冀の死と梁氏一族の全滅を期待し、その期待がかなったために人々の記憶に残った「謠」だと考えてよいだろう。

次の「桓帝の初め」に謳われた「童謠」は、「謠」の本領を発揮して、残酷にも桓帝の末期を「予言」するものとなっている。

桓帝の初め、京都の童謠に曰く、

城上の烏、尾は畢通す。

公は吏爲り、子は徒爲り。

一徒死して、百乗の車あり。

車 班班として、河間に入る。

河間の姪女、工みに錢を數え、

錢を以て室を爲り金もて堂を爲る。

石上 慊慊として黄梁を舂づく。

梁下に懸鼓有り。

我れ之れを撃たんと欲すれば丞卿怒る。

と。案ずるに、此れ皆な政を爲すに貪なるを謂うなり。「城上の烏、尾は畢通す」とは、高きに處りて獨り食らうに利あり、下と共にせず、人主の多く聚斂するを謂うなり。「公は吏爲り、子は徒爲り」とは、言うところは、蠻夷將に畔逆せんとす、父、既に軍吏と爲り、其の子、又た卒徒と爲りて往きて之れを撃つなり。「一徒死して、百乗の車あり」とは、言うところは、前に一人往きて胡を討ち既に死す、後に又た百乗の車を遣わして往かしむ。「車班班として、河間に入る」とは、言うところは、上、將に崩ぜんとす、乘輿、班班として河間に入りて靈帝を迎えるなり。「河間の姪女、工みに錢を數え、錢を以て室を爲り金もて堂を爲る」とは、靈帝 既に立ち、其の母永樂太后、好んで金を聚めて以て堂を爲るなり。「石上 慊慊として黄梁を舂づく」とは、言うところは、永樂、金錢を積むと雖も、慊慊として常に足らざるに苦しみ、人をして黄梁を舂づきて之れを食らわしむるなり。「梁下に懸鼓有り、我れ之れを撃たんと欲すれば丞卿怒る」とは、言うところは、永樂主、靈帝に教えて、官を賣りて錢を受けしむ。祿する所、其の人に非ず、天下の忠篤の士は怨望し、懸鼓を撃ちて以て見えんことを求めんと欲し、丞卿 鼓を主る者、亦た復た諂順し、怒りて我れを止むるなり。

この「童謠」は桓帝の死と靈帝の即位を諷い、靈帝の母親孝仁董皇后（永樂主）の奢侈を非難し、天子への諫言をすべて握り潰す宦官たちを恨むものとなる。大筋はこのようであるが、司馬彪のこの解釈はあまりにも漠然としており、特に前半部があいまいである。確かに父子共に戦いに駆り出されることも決して珍しくはなかったし、現に「西羌傳」に

は順帝の時ではあるがそれに相当する例も見える。しかし、「童謠」に謳う「公」と「子」は不確定な父子を言うものではなく、より明確な特定の人物が隠されていてよい。「謠」は何よりも具体的な事柄や人物を諷い込み、その事や人を揶揄するものであるという、基本的なところで不明瞭なままである。このことはすでに劉昭も指摘している(注18)。ところが、『白孔六帖』卷九十四引く『續漢書』ではこの「童謠」を「域上烏、一年生九雛。公爲吏、兒爲徒」に作り、また、『太平御覽』卷九百二十引く『續漢書』も「域上烏、尾畢逋。一年生九雛。公爲吏、子爲徒。一徒死、百乘車」に作っている。今、ここに「一年生九雛」の一句を補うことによって、この「童謠」が諷い込んだ謎は一挙に解明されるのである。

梁氏一族を呪う「童謠」が大河の氾濫という水害を契機にしていたように、この「童謠」は延熹年間に頻発した火災を契機としていると考えられる。延熹年間に発生した火災は四年正月の南宮嘉德殿の火災を皮切りに何と十五回に及び(注19)、司馬彪は半年の間に四度も続けて起きた延熹四年の火災を次のように解説する。

延熹四年、正月辛酉、南宮の嘉德殿に火あり。戊子、丙署に火あり。二月壬辰、武庫に火あり。五月丁卯、原陵の長壽門に火あり。是れより先、亳后、賤人に因りて幸せらるを得、貴人と號せられて后と爲る。上、后の母宣を以て長安君と爲し、其の兄弟を封じて、愛寵隆崇し、又た多く功無き者を封ず。(五行志二)

司馬彪はここに亳后、すなわち鄧皇后を以て説明するが、これは延熹四年の火災を解説したものであり、後述するように、その後も立て続けに起きた火災は必ずしも鄧皇后のためだけではない。むしろ鄧皇后の禍は、「女主盛んにして、臣、命を制すれば、則ち地動く」(『後漢書』李雲傳注所引『春秋漢含孳』)、「(延熹二年)又た掖庭の民の女亳氏を立てて皇后と爲す。數月の間に后の家の封ぜらるる者四人、賞賜巨萬。是の時、地數々震裂し、衆災頻りに降る。……臣聞く、皇后は天下の母、德、坤靈に配し、其の人を得れば則ち五氏來り備わり、其の人を得ざれば則ち地動き宮を搖がす」(李雲傳)と言われるように、地震に現れているとするほうが当たっている(注20)。しかも、鄧皇后は延熹八年二月に廢されて暴室に送られるが、火災はそのすぐ後にも引き続き発生している。このことから、延熹年間の火災は鄧皇后に直結させるよりも、次に君臨する竇皇后及び宦官と深く関係していると考えられたことがわかる。

鄧皇后が廃された後、延熹八年（一六五）十月、竇氏は皇后になったとはいえ、「御見すること甚だ稀なり。帝の寵する所、唯だ采女田聖等のみ」（皇后紀下）で、桓帝崩御の永康元年（一六七）冬、桓帝が病の床に就くや、「遂に聖等九女を以て皆な貴人と爲す」（同上）とあるように、桓帝の寵愛した田聖ら九人はすべて貴人となった。そのため、竇皇后は田聖らを恨んで桓帝の柩の前で殺した。更に宮中の貴人をことごとく殺そうとしたが、宦官の諫めでようやく思い止どまった（皇后紀下）。この事実は先述した「一年生九雛」の一句が謳う内容と一致する。そして、この一句を補うことで、「童謠」にいうところの「城上烏」と「公」はこの竇皇后を、「九雛」は田聖ら「九女」を言い、「子」「一徒」は後継者の生まれなかった桓帝を暗示していることになる。また、「逋」とは滞納税のこと（注21）であり、延熹九年、桓帝が詔を発して水害・旱魃・疫病のため起こった不作を深刻に受け止め、そして災異・日食による天子のへ譴責を受け入れて滞納した税金の徴収を禁止する措置を取っている事実（注22）から、「城上の烏、尾は畢逋す。一年に九雛を生む。公は吏爲り、子は徒爲り」は次のように理解できる。「城上の烏（竇皇后）は、尾っぽ（宦官のこと）を使って税金を絞り取る。桓帝は烏には興味がなくて九人の美女を寵愛する。しかし、烏は立派で吏のごとく、桓帝はまるで徒のごとし」と。

ところで、桓帝は河間王開の孫であり、靈帝は同じ河間王開の曾孫、桓帝の父蠡吾侯翼と靈帝の祖父解渎侯淑とは兄弟である。また、延熹八年四月、「濟陰・東郡・濟北の河水清む」、九年四月、「濟陰・東郡・濟北・平原の河水清む」（桓帝紀）異変が発生し、ここに「河間」が浮上する。すなわち、「車班班として、河間に入る」は、「桓帝崩じ、子無し。皇太后、父城門校尉竇武と策を禁中に定め、守光祿大夫劉儵をして節を持し、左右の羽林を將いて河間に至り奉迎せしむ。建寧元年春正月壬午、城門校尉竇武を大將軍と爲す。己亥、帝、夏門亭に到り、竇武をして節を持し、王の青蓋車を以て迎えて殿中に入らしむ。庚子、皇帝の位に即く。年、十二。建寧と改元す」（靈帝紀）とあるように、桓帝の死を予測させ、桓帝崩御後に靈帝を迎えに「班班として」行く車を暗示する。司馬彪も河水の異変を「其の明年、宮車晏駕す。解渎亭侯を徵して漢の嗣と爲し、尊位に即かしむ。是れ孝靈皇帝爲り」（五行志三）と、桓帝の崩御と靈帝の即位の前兆と見る。しかし、黄河が澄むなどというのは未だかつてなかった異常な事態であり、本来濁っているべき黄河が澄むのは「陰、陽爲らんと欲し、諸侯、帝爲らんと欲する」（注23）現象と理解されるように、靈帝の即位も何ら明るい未来を約束してくれるものではなかった。その暗いイメージは更に靈帝の母「河間の姪女」によって助長される。

さて、車が河間に入ると、「河間の姘女」は「工みに錢を數え、錢を以て室を爲り金もて堂を爲」っている。これは河間の美女、つまり靈帝の母が靈帝即位後すぐに愼園貴人となり、また南宮嘉德殿、すなわち永樂宮に移り住んで孝仁皇后となり、竇太后が亡くなる」と帝をして官を賣りて貨を求めしめ、自ら金錢を納れ、堂室に盈滿」（皇后紀下）していた事実を指す。

また、延熹八年、「十一月壬子、德陽殿の西閣・黄門の北寺に火あり、廣義・神虎門に延及して人を燒殺す」（桓帝紀）という大火災が起こった時、「又た夜に訛言有り、鼓を撃ちて相い驚かす」、鼓を打って戒めた。その後、陳蕃・劉矩・劉茂らがこの「極陰の變」は「唯だ善政のみ以て之れを已む可し」と上疏して諫めたものの、ついに顧みられなかった（注24）。このことは「石上 慊慊として黄梁を舂づく。梁下に懸鼓有り。我れ之れを撃たんと欲すれば丞卿怒る」の事実を語るものにほかならない（注25）。

このように理解すれば、司馬彪の評語、「高きに處りて獨り食うに利あり、下と共にせず。人主、多く聚斂するを謂うなり」に適うことにもなる。もちろん、これは「桓帝の初め」に謳われたものであるから、上述の内容はすべて予測してのことである。その予測が現実性を帯びるに従って「予言」として意識され、知識人は諦めとともにより良き時代の誕生へのささやかな期待を更に新たな「謠」に託し、靈帝即位を謳う「桓帝の末」の「童謠」が生まれることになる。しかしながら、そのささやかな期待が空しいことも人々は予感していた。

第三節 黨錮の禍をめぐる「謠」

桓帝末から靈帝期、後漢王朝を根底から揺り動かした事件は、「黨錮の禍」が最大のものであったことは異論のないところであろう。「黨錮の禍」に関してはこれまでも多くの優れた研究がある（注26）。ここでは「黨錮の禍」について論ずるのが目的ではなく、後漢末期に起こった二度にわたる知識人弾圧の世の中で、「謠」がいかに機能していたかを考察するのがねらいである。

すでに前節で見たように、そもそも「姦臣」梁氏を一掃するためには宦官を利用するほかなかった桓帝であるが、それが宦官擡頭の時代を招致することになるとは容易に予測で

きたはずである。それにもかかわらず桓帝が宦官に頼った経緯は、「五侯」と呼ばれた單超ら五人の宦官に象徴的である。

單超は河南の人、徐璜は下邳良城の人、具瑗は魏郡元城の人、左悺は河南平陰の人、唐衡は潁川鄆の人なり。桓帝の初め、超・璜・瑗、中常侍爲り、悺・衡、小黄門史爲り。初め、梁冀の兩妹、順・桓二帝の皇后と爲り、冀、父商に代わりて大將軍爲り、再世、權威にして、天下に威振す。冀、太尉李固・杜喬等を誅してより、驕横、益々甚し。皇后、執に乗りて忌恣し、鳩毒する所多し。上下、口を鉗み、言う者有る莫し。帝、逼畏すること久しく、恆に不平を懷くも、言の泄れんことを恐れて、敢えて之れを謀らず。延熹二年、皇后崩す。帝、廁に如くに因りて、獨り衡を呼びて問うらく、「左右、外舍と相い得ざる者は皆な誰ぞや」と。衡、對えて曰く、「單超・左悺、前に河南の尹不疑に詣りしとき、禮敬、小しく簡なり。不疑、其の兄弟を收めて洛陽の獄に送る。二人、門に詣りて謝し、乃ち解するを得。徐璜・具瑗、常に私かに外舍の放横なるを忿疾するも、口に敢えて道わざるなり」と。是に於て帝、超・悺を呼び、室に入れて謂いて曰く、「梁將軍兄弟、専ら國朝を固め、外内を迫脅す。公卿以下、其の風旨に従う。今、之れを誅せんと欲す。常侍の意に於て何如」と。……帝曰く、「姦臣、國を脅かす。當に其の罪に伏すべし。何をか疑わん」と。是に於て更に璜・瑗等五人を召し、遂に其の議を定む。帝、超の臂を齧み、血を出して盟を爲す。是に於て詔して冀及び宗親黨與を收めて悉く之れを誅す。悺・衡、中常侍に遷り、超を新豐侯に封じて二萬戸、璜を武原侯、瑗を東武陽侯、各々萬五千戸、錢を賜うこと各々千五百萬。悺を上蔡侯、衡を汝陽侯、各々萬三千戸、錢を賜うこと各々千三百萬。五人、同日に封ぜらる。故に世、之れを「五侯」と謂う。又た小黄門劉普・趙忠等八人を封じて郷侯と爲す。是れより權、宦官に歸し、朝廷、日々に亂る。（單超傳）

延熹二年（一五九）、梁太后崩御を絶好のチャンスとばかり、桓帝は外戚梁氏に執拗に恨みを抱く宦官單超・徐璜・具瑗・左悺・唐衡を集めて慎重に計画を練り、「超の臂を齧み、血を出して盟を爲し」て梁氏殲滅を誓い、外戚からの政權奪還を図った。そして計画通り梁冀を自殺に追い込み、老若男女を問わずその親族及び梁冀の息のかかった者数百名をことごとく殺害してその死体を市中に晒した。この功績により、單超は新豐侯、徐璜は武原侯、具瑗は東武陽侯、左悺は上蔡侯、唐衡は汝陽侯に封ぜられた。その時、人々は前

漢末の外戚王氏「五侯」を想起し、抗議の意を込めて五人の宦官を同じ「五侯」で呼び、ようやく梁冀を殺し梁氏一族を撲滅したのにその代償が「五侯」であったとはと、桓帝と宦官に対する怒りを露にした。

前漢末、成帝の時、専横と奢侈を極めた外戚王氏兄弟五人が同日に侯に封ぜられた「五侯」が「百姓の歌」に謳われて、外戚王氏の傀儡天子として即位した成帝ともども鋭い批判を浴びた（第三章第三節）ように、後漢の宦官「五侯」も当然「謠」の類の俎上に上った。「五侯」の筆頭單超が死ぬと、人々は益々横暴になる四侯を恨み、次のように諷刺して囁きあったと言う。

其の後、四侯、轉た横^{うた}ま^{ほしい}まにし、天下、之れが爲に語^{かた}げて曰く、

左は天を回らし、

具は獨坐し、

徐は臥虎たり、

唐は兩墮す。

と。（單超傳）

單超は新豐侯に封ぜられた翌年（延熹三年）に死亡したが、單超の死後に囁かれたほどに人々は「五侯」を恐れたのか。あるいは「四侯」も單超の前では形無しであったということか。いずれにせよ、「五侯」の生き残り四人組は「皆な競いて第宅を起こし、樓觀は壯麗にして伎巧を窮極し、金銀麝^もて犬馬に施し、多く良人の美女取りて以て姬妾と爲し、皆な珍飾華侈にして宮人に擬則す」と、競って豪華絢爛の屋敷を建て、宦官であるのに良家の美女を娶ってはまるで後宮の女性のように振る舞わせたと言う。そして、金で養子を買っては自分の封爵を継がせ、兄弟や親戚を続々と州郡の長官にするなど、「百姓を辜^あすること、盜賊と異なること無し」（注27）と言われるほどに恨まれた。

李賢注に「獨坐とは驕貴なること偶い無きを言う」、「兩墮とは意に隨いて爲す所定まらざるを謂うなり。今人、兩端を持して意に任ずるを謂いて兩墮と爲す」とあるように、この「語」は「左愴は天をも恐れぬほどに傲慢で、傍若無人の具瑗は驕貴なること類いなく、徐璜は臥虎のように睨みを利かせ、唐衡は何をするのも気まま」という意味になろう。もちろん、この「語」が「四侯」だけに限って諷するものではなく「四侯」は宦官を代表しているに過ぎないこと、宦官全体を視野に入れたものであることは言うまでもない。ま

た、左棺・具瑗・徐璜・唐衡の順序が固定して意味を持つものではなく、入れ替えることも可能であろう。したがって、「回天」は外戚の時代から宦官の時代に移ったことを、

「獨坐」はひとり宦官だけが驕慢奢侈を極めたことを、「臥虎」は宦官の凶暴さを、「兩犢」は宦官の専横を言い、今や宦官に立ち向かうことのできる者はいないと、押さえ難い絶望感とやり場のない痛憤を込めて宦官全体を非難していることになる(注28)。

延熹中、梁冀誅せられて後、京都の幘、顔短くして耳長く、上を短くして下を長くす。時に中常侍單超・左棺・徐璜・具瑗・唐衡、帝の左右に在り、其の姦慝を縦いままにす。海内、愠りて曰く、「一將軍死して、五將軍出ず」と。家に數侯有り、子弟列して州郡に布き、賓客雜襲して騰翥し、上は短く下は長く、梁冀と占を同じくす。(五行志一)

「一將軍死して、五將軍出づ」と、「五侯」の出現に激怒した人々も、かつて元嘉年間に京都で流行した「愁眉・啼粧・墮馬髻・折要步・顰齒笑」が梁冀を戒め、その誅滅を予告した「服妖」であったように、この時に流行した頭巾も宦官の壟断を譴責するものであり、いづれ遠からず「五侯」も誅夷されるであろうと微かに期待もしたことであろう。儒教的教養を身につけ、為政者として身を立てようとする知識人は、このような事態に悲憤慷慨し、気節の士李膺・陳蕃をして大いに朝政を批判攻撃せしめた。これに対し、宦官は朝廷誹謗を理由に李膺らを逮捕して終身禁錮に処した。これが延熹九年(一六六)の第一次黨錮の禍である。

初め桓帝蠡吾侯爲りしとき、學を甘陵の周福に受く。帝位に即くに及び、福を擢でて尙書と爲す。時に同郡の河南の尹房植、當朝に名有り。郷人、之れが爲に謠して曰く、
天下の規矩は、房伯武。

師に因りて印を獲しは、周仲進。

と。二家の賓客、互いに相い譏揣し、遂に各々朋徒を樹て、漸く尤隙を成す。是れに由りて甘陵に南北郡有り。黨人の議、此れより始まる。(黨錮列傳序)

桓帝即位前、まだ蠡吾侯であった時に師であった周福は、桓帝の即位とともに尙書に抜擢された。時に同郡に当代の名士として名高かった房植を飛び越えてのこの人選は、よほ

ど意外であったのだろう、「天下の規範と言われる房植さんを差し置いて、たまたま蠡吾侯の家庭教師だったおかげで尙書の地位を獲得したのは周福さん」と、周福を冷やかした。この「謠」がきっかけで両家の食客が互いに誇りあい、ついに甘陵を南北二分する争いに発展したと言う。ここに「黨人の議、此れより始まる」と言うように、一般に、黨錮の禍はこの周福と房植の対立がその起りとされる。しかし、趙翼も「其の由りて来る所は已に久しく、一朝一夕の故に非ず」（『廿二史劄記』卷第五「黨禁之起」）と指摘する通り、周福と房植の二人の対立に始まったとするのは短絡的に過ぎる。「桓・靈の間に逮び、主は荒み政は繆り、國令は闇寺に委ね、士子は與に伍と爲るを羞ず。故に匹夫は抗憤し、處士は横議して、遂に乃ち名聲を激揚し、互いに相い題拂し、公卿を品覈し、執政を裁量す。婞直の風、斯こに行わる」（黨錮列傳序）とあるように、久しく続く外戚と宦官の暴挙、不正な選挙に対する知識人の不満が堰を切ったように湧出し、外戚梁氏に替わって権力を掌握した宦官や、その宦官に依付して利を謀る一派（濁流派）を、良識を備えた知識人・学生（清流派）が共通の敵として糾弾し、それが朝政批判として全国的に波及し、ついに宦官による後漢最大の知識人弾圧事件に発展したと考えるべきであろう。

宦官の弾圧にもかかわらず、地位も権力もない清流派知識人は、上記のごとき「謠」の類を作っては巧みに人物批評をし、それによって宦官に対抗していた。

（陳）蕃の友人、陳留の朱震、……字は伯厚。初め州の從事爲りしとき、濟陰の太守單匡の臧罪を奏し、并びに匡の兄中常侍車騎將軍超に連なる。桓帝、匡を收えて廷尉に下し、以て超を譴す。超、獄に詣りて謝す。三府の諺に曰く、

車は雞栖の如く、馬は狗の如し。

惡を疾むこと風の如きは、朱伯厚。

と。（陳蕃列傳）

かの「五侯」の親玉單超の弟の罪状（注29）を奏し、單超に謝罪させたのであるから、人々は朱震の勇氣ある行為に拍手を送り、「たとえ鶏のねぐらのような小さな車でも、そして犬のような貧弱な馬でも、疾風の如く惡に立ち向かうのは朱震さん」と、正義感のある朱震を讃えた。

後、汝南の太守宗資、功曹范滂に任じ、南陽の太守成瑨、亦た功曹岑晊に委ぬ。二郡、

又た爲に謠して曰く、

汝南の太守は范孟博。

南陽の宗資は晝諾を主どるのみ。

南陽の太守は岑公孝。

弘農の成瑨は但だ坐嘯するのみ。

と。此れに因りて流言 轉じて太學に入り、諸生三萬餘人、郭林宗・賈偉節、其の冠爲り。並びに李膺・陳蕃・王暢と、更々相い褒重す。學中、語けて曰く、

天下の模楷は李元禮。

強禦を畏れざるは陳仲舉。

天下の俊秀は王叔茂。

と。(黨錮列傳序)

先の「謠」では、「汝南の太守宗資が部下の范滂に仕事を任せて自らはサインするだけ、南陽の太守成瑨も部下の岑晊に委せて自分は座って口笛を吹いているだけ」と、文字面から判断すれば、二郡の実質上の太守が范滂と岑晊だと揶揄し、名目上の太守の無能を嘲笑しているかのように見える。しかし、李賢はここに『謝承書』を引いて、宗資・范滂・成瑨・岑晊の四人のことを次のように注している。

成瑨、少くして仁義を脩め、學に篤く、清明を以て見わる。孝廉に擧げられ、郎中を拜し、南陽の太守に遷せらる。郡、舊より豪強多く、中官黃門、境界に磐互す。瑨、車より下り、威嚴を振るいて以て之れを撿攝す。是の時、桓帝の乳母にして、中官貴人の外親張子禁、貴執を怙恃し、法網を畏れず。功曹岑晊、勸めて子禁を捕えて宛の獄に付し、之れを答殺せしむ。桓帝、瑨を徵し、獄に下りて死す。宗資、字は叔都、南陽安衆の人なり。家、代々漢の將相・名臣爲り。……資、少くして京師に在り、孟氏易・歐陽尚書を學ぶ。孝廉に擧げられ、議郎を拜し、御史中丞・汝南の太守に補たり。范滂を署して功曹と爲し、政事を委任し、功を滂に推し、其の美を伐らず。善に任ずるの名、海内に聞こゆ。(同上)

南陽の太守に赴任した成瑨は、かねてより豪傑と結託していた宦官を自ら取り調べた。また、功曹岑晊の勧めで、時に横暴極まる宮中の宦官の親族を捕らえて殺したために、逆

に桓帝に徴されて獄死している。また、南陽の人である宗資は、范滂に職務を代行させてはいたが、その功績をすべて范滂のものとし、決して自らの手柄としなかった、ためにその名声が聞こえたと言う。暴徒のごとき宦官にも敢然と立ち向かう成瑨と岑晷、儒家的知性と教養を身につけた家柄の良い宗資と、宗資の全幅の信頼を得て「職に在りては、嚴整にして惡を疾」んだ清廉なる范滂、そして姦臣牢脩に誣告されて獄に繋がれた范滂。もしこれらが事実であれば、彼らを擲擻し誹謗するのは不合理である。この「謠」に謳う内容は、陳蕃の友人朱震を謳い込んだ先の「三府の諺」と同じように、宦官と対決する四人に喝采を送るメッセージと考えられる。また、「並びに李膺・陳蕃・王暢と、更々相い褒重す」るものとされる後者の「學中の語」も、三人に宦官誅滅を期待するものであって、当時の社会、特に太学生が慕った指導者を謳うものであろう。それ故、後に「正直」が追放されて「邪枉」がはびこると、清流の風を慕う人々が「天下の名士を指して、之れが爲に稱號」したが、その中に三人とも名を連ねているのはそのためであらう（注30）。また、牢脩が「膺等、太學の遊士を養い、諸郡の生徒に交結し、更々相い駈馳して、共に部黨を爲し、朝廷を誹訕し、風俗を疑亂す」と誣告した所以である。

前節に見た「小麥は青青たり、大麥は枯る」の「童謠」が宦官に寝返る官僚を非難したように、誰が清流派で誰が濁流派かをはっきりさせ、濁流派を輕侮する一方で、清流派に対しては贊辭を惜しまなかったのである。

もちろん、ここにも「予言」としての「童謠」が登場する。

桓帝の末、京都の童謠に曰く、

茅田一頃、中に井有り。

四方、織織として整う可からず。

嚼して復た嚼す、今年は尙お可なるも後年は饒たれん。

と。案ずるに、易に曰く、「茅茹を抜くに其の彙を以てす。征すれば吉なり」と。茅は羣賢に喩えるなり。井とは法なり。時に中常侍管霸・蘇康、海内の英哲を憎疾し、長樂少府劉翊・太常許詠・尙書柳分・尋穆・史佚・司隸唐珍等と代々唇齒を作す。河内の牢川、闕に詣りて上書すらく、「汝・顗・南陽、上、虚譽を采り、専ら威神を作す。甘陵に南北二部有り、三輔尤も甚だし」と。是れに由りて博く黄門北寺を考し、始めて廢閣せらる。「茅田一頃」とは、羣賢衆多なるを言うなり。「中に井有り」とは、阨窮すと雖も、其の法度を失わざるを言うなり。「四方織織として整う可からず」

まが

とは、姦慝、大いに熾んにして、整理す可からざるを言う。「嚼して復た嚼す」とは、京都、酒を飲めば相い強まるの辭なり。言うところは、肉を食らう者は鄙にして、王政を恤れまず、徒らに宴飲歌呼に耽るのみなるなり。「今年尙お可なり」とは、但だ禁錮するを言うなり。「後年饒れん」とは、陳・竇、誅せ被れ、天下、大いに壞たるなり。(五行志一)

司馬彪の解説に見える「牢川」とは、先出の牢脩のことである。司馬彪に従えば、この「童謠」は、「彈圧を受けても思慮分別を失わない氣骨ある立派な賢臣英哲が少なくない。もちろん回りは清濁入り乱れ、宦官や牢脩のような姦慝の輩がうごめいている。彼らは勢いを得て繰り返し繰り返し彈圧してくるだろうから、今はまだ禁錮される程度で済んでいるが、この後はもっと酷いことになるかも知れない」という、清流派に拍手喝采を送りながらも、同時に警戒を呼びかけるものとなっている。人々にはこのままでは済まないだろうという予感があった。果たして、靈帝の代に第二次黨錮の禍で、宦官を一掃して朝政の一新に努めた陳蕃・竇武は、その機先を制した宦官に殺されている。なお、「童謠」の中の「井」を司馬彪は「法なり」とするが、それは人間が生きて行くうえで欠くことのできない井戸を意味し、腐敗した社会と対決する清流派諸氏の正義をそれに譬えているとするのは穿ち過ぎであろうか。

「蕃、後の父大將軍竇武と心を同じくして力を盡くし、名賢を徵用し、共に政事に參ず。天下の士、頸を延ばして太平を想望す」(陳蕃列傳)とあるように、知識人は宦官の暴政を破碎し政界刷新を断行してくれる指導者を渴望していた。時に竇武は「(城門校尉の)位に在るや、多く名士を辟し、身を清め惡を疾み、禮賂 通ぜず、妻子の衣食は裁かに充足するのみ。是の時、羌蠻 寇難し、歳は儉にして民は飢ゆ。武、兩宮の賞賜を得、悉く太學諸生に散與し、及び肴糧を路に載して貧民に勾施す」(竇武列傳)と、その名声は聞こえていた。そんな竇武を謳い込んだ「童謠」が「桓帝の初め」にすでに謳われたものである。

桓帝の初め、京都の童謠に曰く、

游平、印を賣りて自ら平らかなること有り。

豪賢及び大姓を辟けず。

と。案するに、延熹の末に到りて、鄧皇后、譴を以て自殺す。乃ち竇貴人を以て之れ

に代う。其の父、名は武、字は游平、城門校尉に拜せらる。太后、政を攝るに及びて、大將軍と爲り、太傅陳蕃と心を合わせ力を戮^あわせ、惟だ徳のみ是れ建て、印綬の加うる所、咸な其の人を得たり。豪賢大姓、皆な絶望す。(五行志一)

桓帝の末期、延熹八年(一六五)二月に鄧皇后が廃され、その年の九月に竇皇后が立つと、その父竇武は多くの名士を推挙して朝政の刷新をはかった。そして桓帝が崩御すると靈帝を立て、皇后が太后となるに及び自らは大將軍となって陳蕃とともに宦官を排して政界を一新しようとした。この「童謠」は竇武が宦官や權勢家の圧力に屈することなく、印綬、すなわち官職を掲げて清節の士を求めたことを謳っている。それが「游平」という竇武の字を入れて「桓帝の初め」に「予言」して謳われていたというのは、竇武の名声だけがその理由ではない。宦官の擡頭が知識人に与えた精神的打撃は大きく、彼らが宦官を撃退して政界再編成を敢行する人物として竇武に賭けた期待の大きさを物語っている。もちろん、竇武が桓帝崩御後に「天下の名士の廢黜されし者、前の司隸李膺・宗正劉猛・太僕杜密・廬江太守朱寓等を徴して朝廷に列し」(竇武列傳)たことまでをこの時に予測していた訳ではないだろうが、「是に於て天下の雄駿、其の風旨を知り、頸を延ばし踵を企て、其の智力を奮わすを思わざるもの莫し」(同上)とあるように、朝政に新風を吹き込もうとする竇武・陳蕃のもとで自らの力を發揮できる場を、知識人たちは今や遅しと待ち望んでいたことが「童謠」となったものであろう(注31)。

このように、黨錮の禍の時の「謠」は、その多くがこれまで(そしてこれ以後)の「予言」的内容で希望や期待を謳い込むも「謠」とは違い、具体的事実を即座に謳い込み、より直截に善玉を称え惡玉を貶める。しかも、これらの「謠」の特徴は惡玉の不正や暴挙を暴露するよりも、善玉への期待が前面に出て解放感に溢れた「謠」である。唯一「予言」的内容を謳う「桓帝の初め」の「童謠」も竇武への期待を謳ったものであった。しかしながら、これらの「謠」は宦官の弾圧に対して恨み憎しみを共有する人々に送るメッセージとなっていて、これには変わりはない。ひとつひとつが積もりに積もった鬱憤を晴らす開かれた場として意味を持ち、それ故、決して個人の恨み言では終わらせない、弾圧された知識人の抵抗の武器として機能している。

ところで、「五行志」で桓帝末年の災異を梁冀ないし梁氏一族誅滅と関連づけて説かれるのに比べて、黨錮の禍に結びつけるものは多くない。

桓帝の延熹四年、五月己卯、京都に雹雨る。大いなること雞子の如し。是の時、桓帝、誅殺過差し、又た小人を寵す。(五行志三)

永康元年、五月丙午、雒陽の高平の永壽亭・上黨の汝氏、地、各々裂く。是の時、朝臣中常侍王甫等の専恣するを患う。冬、桓帝崩ず。明年、竇氏等、常侍・黃門を誅せんと欲するも果せず、更に誅する所と爲る。(五行志四)

永康元年、八月、巴郡に言う、黃龍見わると。時に傅堅、郡を以て上言せんと欲せしに、内に事を白すらく、以て走卒の戯語と爲せば不可なり。太守、聽かず。嘗て堅に見いて語りて云う、「時に民、天の熱きを以て、池に就きて浴せんと欲す。池の水の濁れるを見、因りて戯れて相い恐るるに、『此の中に黃龍有らん』と。遂に人間に行わる。郡、以て美と爲さんと欲するを聞き、故に言う」と。時に、史、以て帝紀に書す。桓帝の時、政治衰缺して、在所、瑞應を言うもの多し。皆な此の類なり。又た先儒言う、瑞、時に非ざるに興れば、則ち妖孽と爲り、民、譏言して龍語を生ず。皆な龍の孽なり。(五行志五)

桓帝の延熹五年、四月、驚馬と逸象と宮殿に突入す。馬の禍に近し。是の時、桓帝の政、衰缺す。(同上)

黨錮の禍と直結させる災異は永康元年(一六七)、すなわち桓帝崩御の年の「地裂」だけである。桓帝の時の「瑞應」は実は「妖孽」にはかならないとまで桓帝の治世に否定的解説をしながらも、「桓帝、誅殺過差し、又た小人を寵す」、「桓帝の時、政治衰缺」、「是の時、桓帝の政、衰缺」とあるように、いずれも桓帝の政治力のなさに帰すものとして解かれ、黨禁については多くは語らない。

このことは、黨禁を謳った桓帝期の「謠」に「予言」性が希薄であることと無関係でないと考えられる。すなわち、黨錮の禍に関して桓帝期の災異がほとんど「予言」しなかったということは、第一次黨禁に対して、知識人はまだまだ樂觀的であったということではないだろうか。宦官の誅滅を願いながらも、主に清節の士の活躍を期待する「謠」が多いのはそのためだろう。恐らく、人々は建寧二年(一六九)のかくも残酷な黨錮の禍が予測できなかった(注32)。しかし、第二次黨錮の禍が見え始めた時、人々はもはや黨禁を謳う「謠」を必要としなかった。曹節・王甫を筆頭とする宦官に陳蕃が殺され、竇武がさらに首にされ、かつて竇武が第一次黨錮の禍で廢黜された杜密・李膺・朱寓・范滂ら百人以上が捕らえられて獄死し、ついに「諸々の怨隙を爲す者、因りて相い陷害し、睚眦の忿

も、濫りに黨中に入る。又た州郡、旨を承け、或いは未だ嘗て交關せざるものも、亦た禍毒に離ること有り。其の死し徙し廢禁せらるる者、六七百人」という悲惨な結末が見えた時、次に謳われたのは後漢王朝滅亡の「謠」であった。

第四節 後漢末の「謠」

孝靈皇帝、諱は宏。肅宗の玄孫なり。曾祖は河間孝王開、祖は淑、父は萇。世々解瀆亭侯を封ぜられ、帝、侯爵を襲う。母は董夫人。桓帝崩じ、子無し。皇太后、父城門校尉竇武と策を禁中に定め、守光祿大夫劉儵をして節を持し、左右の羽林を將いて河間に至り奉迎せしむ。建寧元年春正月壬午、城門校尉竇武を大將軍と爲す。己亥、帝、夏門亭に到り、竇武をして節を持し、王の青蓋車を以て迎えて殿中に入らしむ。庚子、皇帝の位に即く。年、十二。建寧と改元す。（靈帝紀）

桓帝が崩御した後、竇武と竇太后が迎立した靈帝は、時に十二歳。靈帝の即位とともに竇太后が攝政し、竇武が大將軍となつて陳蕃・李膺・杜密ら清流派の官僚を多く重用したが、それもつかの間、宦官曹節・王甫らによる第二次黨錮の獄（注33）が起こり、建寧二年（一六九）の大弾圧の後、清流派知識人は朝廷から一掃された。宦官と濁流派の支配下にあった靈帝治世に知識人の活躍の場はなく、黨錮の禍を逃れた者は亡命して身を隠すはかなかった。仕官の道を閉ざされた知識人たちは、それ以前から「暗黙の批判者」として在野にいた逸民に近い存在となる（注34）。

本章第二節で見たように、靈帝の即位を「予言」する「童謠」は早くも「桓帝の初め」に謳われていた。しかし、その「童謠」の主たる狙いが靈帝の即位を「予言」することよりも、むしろ梁冀を呪い梁氏一族を破滅を願うものであったこと、すでに指摘した通りである。それに対して、「桓帝の末」に謳われた次の「童謠」は、まさしく靈帝の即位を言うものである。

桓帝の末、京都の童謠に曰く、

白蓋の小車、何ぞ延延たる。

河間、來りて合諧す。

河間、來りて合諧す。

と。案ずるに、解犢亭は饒陽の河間縣に屬するなり。居ること幾何も無くして桓帝崩ず。使者、解犢侯と皆な白蓋車にして河間より來る。「延延」とは、衆き貌なり。是の時、御史劉儵、建議して靈帝を立て、儵を以て侍中と爲す。中常侍侯覽、其の親近して必ず當に己を問るべきを畏れ、白して儵を泰山太守に拜す。因りて司隸に令して迫促して之れを殺さしむ。朝廷の少長、其の功效を思い、乃ち其の弟郤を拔用し、位を司徒に致す。此れ合諧と爲すなり。

司馬彪はこの「童謠」には桓帝崩御後の宦官侯覽の暗躍が隠されているとする。周知のように、侯覽は第二次黨錮の獄を導いた張本人である。桓帝の初めに中常侍となり、延熹年間の財政難の時に献金して関内侯となった侯覽は、梁冀誅滅に功を立てて高郷侯に封ぜられた。侯覽が権力に任せて人から奪い取った家屋は三百八十一、田圃は百十八頃、奢侈を極めて建てた邸宅は十六、人の財を詐取して富を積み、人の墳墓を盗掘し略奪した婦女を妻にする（注35）など、侯覽の被害に遭ったものは数え切れない。その悪行の数々が清流派黨人張儉によって弾劾されると、侯覽はその上奏文を握り潰して張儉を黨人として逮捕しようとした。亡命した張儉を捕縛できなかった侯覽は、ついに清流派を大弾圧する暴挙に出た。これが第二次黨錮の獄の始まりである。

ところで、桓帝が崩御した時、「武、侍御史河間の劉儵を召し、其の國中の王子侯の賢者を参問す。儵、解犢亭侯宏を稱す。武、入りて太后に白し、遂に徴して之れを立つ。是れ靈帝爲り」（竇武列傳）とあるように、河間国の皇族の中で優れた人物は誰であるかを問われた河間の侍御史劉儵が、竇武に解犢亭侯宏（靈帝）を称賛したのが決め手となって靈帝の迎立が決定し、「守光祿大夫劉儵をして節を持し、左右の羽林を將いて河間に至り奉迎せしめ」（靈帝紀）たのであった。自分の犯罪が暴露されることを恐れた宦官侯覽は、靈帝即位の後に侍中となった劉儵に目をつけて殺害する一方、劉儵の弟劉郤を司徒に拔擢した（注36）。司馬彪はこの「合諧（混じり合う）」を「河間」の劉儵・劉郤兄弟が一方は殺され一方は拔擢されたことを指しているものと解する。

しかし、司馬彪も言うように、「童謠」中の「白蓋の小車」とは葬送の車である。「靈帝紀」では「王の青蓋車を以て迎えて殿中に入らしむ」とあり、靈帝は実際には禮に則って「青蓋車」（注37）で迎えられている。それを「白蓋の小車」とは、いかにも靈帝の不幸を象徴するかのようである。また、「河間」とは、桓帝が河間王開の孫（河間王開の子

蠡吾侯翼の子)、靈帝が河間王開の曾孫(河間王開の子解犢亭淑の孫)であることを暗示しているものと考えられる。確かに、この「童謠」を個人的怨恨から第二次黨錮の獄を引き起こした侯覽を怨嗟するものとする司馬彪の解説には、それなりの説得力がある。しかし、この「童謠」の意味するところはそれだけではない。この「河間、來りて合諧す」とは、河間王開の二人の子孫が入れ替わることを意味していると考えられる。これを要するに、「童謠」は「河間、來りて合諧す。河間、來りて合諧す」と繰り返すことによって、桓帝の死と靈帝の即位を「予言」することになっているのである(注38)。先の「桓帝の初め」に謳われた「童謠」の一句「車班班として、河間に入る」が、司馬彪の言うように「上(桓帝)、將に崩ぜんとす、乘輿、班班として河間に入りて靈帝を迎えるなり」との意であれば、この「童謠」はまさにその続編ということになる。

さて、建寧四年(一一七)に皇后となった宋氏(章帝宋貴の從曾孫)は、宦官王甫らに「左道(注39)を挾みて祝詛」していると讒訴され、光和元年(一七八)に「自ら暴室に致し、以て憂死し」た(皇后紀下)。その後、靈帝は屠者何真が「金帛を以て主者に賂遺して」(皇后紀下注引『風俗通』)掖庭に入れた娘を甚だ寵愛した。何氏は皇子辯を生み、光和三年(一八〇)に皇后に立てられた。しかし、翌年、王美人が皇子協を生むと、後宮の誰もが何皇后に嫉妬されることを恐れたと言われるほど嫉妬心の強い何皇后は、わが子辯が輕佻浮薄として靈帝に厭われたこと(注40)、反対に靈帝が自分に似ていると王美人の子協を気に入っていたこと(注41)から、王美人を鳩殺した。激怒した靈帝は皇后を廃そうとしたが、宦官が靈帝を説得して辛うじて止めさせた。

何皇后の生んだ皇子辯は「史道人の家に養われ、號して史侯と曰う」、王美人の生んだ皇子協は「竇太后、自ら協を養い、號して竇侯と曰う」(皇后紀下)とあるように、ともに「侯」と呼ばれたが、史侯が靈帝崩御の後に十七歳で即位(少帝)すると、竇侯は渤海王に封ぜられた後に陳留王となった。そして、少帝は即位して数カ月で弘農王に廃され董卓に鳩殺され、陳留王は替わって天子(獻帝)となった。靈帝末期に謳われたという次の「童謠」は、この二人を謳い込んでいる。

靈帝の末、京都の童謠に曰く、

侯は侯に非ず、王は王に非ず。

千乘萬騎、北芒に上る。

と。案ずるに、中平六年に到り、史侯、至尊に登躡し、獻帝、未だ爵號有らず、中常

侍段珪等數十人の執うる所と爲る。公卿百官、皆な其の後に隨い、河上に到りて乃ち來還するを得。此れ「侯に非ず王に非ず、北芒に上る」者爲るなり。（五行志一）

史侯、すなわち少帝は即位して数カ月で弘農王に廃されて董卓に鳩殺され、竇侯、すなわち陳留王は董卓によって帝位についた（獻帝）。しかし、獻帝は即位してすぐに董卓と曹操に振り回され、最後は廢されて山陽公に落とされた。

（中平六年）八月戊辰、中常侍張讓・段珪等、大將軍何進を殺す。是に於て虎賁中郎將袁術、東西宮を燒きて諸々の宦者を攻む。庚午、張讓・段珪等、少帝及び陳留王を劫やかして北宮の德陽殿に幸せしむ。……辛未、司隸校尉袁紹、兵を勅して偽の司隸校尉樊陵・河南の尹許相、及び諸々の閹人を收め、少長と無く皆な之れを斬る。讓・珪等、復た少帝・陳留王を劫やかして小平津に走らしむ。尙書盧植、讓・珪等を追いて數人を斬る。其の餘は河に投じて死す。帝、陳留王協と夜に歩みて熒光を逐いて行くこと數里、民家の露車を得て共に之れに乗る。……九月甲戌、董卓、帝を廢して弘農王と爲す。（靈帝紀）

（中平）六年、帝 崩ず。中軍校尉袁紹、大將軍何進を説きて、中官を誅して以て天下を悦ばしめんとす。謀 泄れ、讓・忠等、因りて省に進入し、遂に共に進を殺す。而して紹、兵を勅して忠を斬り、宦官を捕えて少長と無く悉く之れを斬る。讓等數十人、天子を劫質して河上に走らしむ。追うこと急にして、讓等、悲哭して辭して曰く、「臣等殄滅すれば、天下 亂れん。惟んみるに陛下自愛せられんことを」と。皆な河に投げて死す。（宦者列傳 張讓傳）

靈帝崩じ、少帝即位す。大將軍何進、司隸校尉袁紹と諸々の閹官を誅せんと謀るも、太后、從わず。進、乃ち卓を召して兵を將いて京師に詣ら使め、并びに密かに上書せ令めて曰く、「中常侍張讓等、幸を竊み寵に乘じ、海内を濁亂す。昔し趙鞅、晉陽の甲を興して、以て君側の惡を逐う。臣、輒ち鐘鼓を鳴らして洛陽に如き、即ち讓等を討たん」と。以て太后を脅迫せんと欲す。卓、未だ至らずして進敗る。中常侍段珪等、帝を劫やかして小平津に走る。卓、遂に其の衆を將いて帝を北芒に迎え、宮に還る。

（『三國志』董卓傳）

このように、宦官張讓・段珪らが何進を殺して少帝及び陳留王（獻帝）を擁し、袁紹ら

が宦官を皆殺しにすると、張讓は少帝と陳留王の二人を脅迫して逃走し、張讓が黄河に身を投げて自殺すると、二人は夜の道を歩いて民家の車に乗って帰還することができた。そして董卓は二人を北芒に迎え、その九月、少帝を廃して獻帝を擁立したのである。

この歴史事実に従えば、この童謠は、「かつては史侯・竇侯と号した二人は、今やともに『侯に非ず』、史侯は少帝、竇侯は陳留王。その陳留王はまもなく天子となるので『王に非ず』。かれらは黄河を渡って北芒山（洛陽）に向かっている」という意味となる。しかも「北芒」とは黄河の南、洛陽の北にある北芒山のこと、光武帝の族兄である城陽王劉祉が葬られてより王侯公卿の墓所となったところである（注42）。「北芒に上る」とは、まさに「葬られる」ことにほかならず、少帝が鳩殺され獻帝が廃されること、更には後漢王朝の滅亡を「予言」するものとなっている。

軍閥の首領董卓に擁立された獻帝に政治的実権など無縁であったことは言うまでもない。董卓は洛陽から長安に遷都したものの、董卓が呂布に殺されると、獻帝は洛陽に舞い戻り、曹操を迎えられて許にとどまった。群雄の割拠する無秩序の獻帝の世に謳われた「童謠」には、どのような形であれ、もはや後漢王朝は登場しなかった。後漢王朝は「童謠」からも見放され、次代の群雄に主人公の座を奪われる。

靈帝の中平中、京都の歌に曰く、

樂世に承けて、董 逃ぐ。

四郭に遊びて、董 逃ぐ。

天恩を蒙りて、董 逃ぐ。

金紫を帯びて、董 逃ぐ。

恩を謝せんことを行いて、董 逃ぐ。

車騎を整えて、董 逃ぐ。

發せんと欲するに垂んとして、董 逃ぐ。

中と辭して、董 逃ぐ。

西門を出でて、董 逃ぐ。

宮殿を瞻て、董 逃ぐ。

京城を望みて、董 逃ぐ。

日夜 絶えて、董 逃ぐ。

心 摧傷して、董 逃ぐ。

と。案ずるに、「董」は董卓なり。言うところは、跋扈して其の殘暴を縦にすと雖も、終に逃竄に歸し、族を滅するに至るなり。(五行志一)

「謠」の類としては異例に長い五言十三句のこの「歌」は、全句の末に「董逃」を詠み、董卓が心碎けて洛陽から「逃」げ出す様を想像して終幕とし、哀れな成れの果てを嘲笑するものとなっている。董卓はこの「董逃の歌」が自分を罵倒するために謳われたものであることを知り、これを禁絶しようとしたがでせず、そのため数千もの人間が犠牲となったとも言われる(注43)。靈帝末年に洛陽でこの「歌」が謳われた後、董卓は少帝を廢して弘農王とし、ついで王とその母何太后とを鳩殺して獻帝を立て、政權を完全に掌握した。董卓とその軍団の極惡非道の数々は「董卓列傳」に具さに記されており、董卓は兵士たちに洛陽の貴族の宮室を襲って扶助を略奪させる、靈帝の陵を暴いて埋葬品を盗む、住民の頭を切り落として轅にぶら下げて凱旋するなど、数限りない暴虐をつくした。そして、袁紹に追われて長安への遷都を強行した董卓であるが、洛陽を去るに当たり董卓の配下の兵は洛陽の城外百里にわたるまで焼き払い、また、董卓自ら宮殿・宗廟、そして民家に火を放ち、洛陽城中は完全に灰燼に歸した。

この「董逃の歌」が期したように、確かに董卓を洛陽から追い出すことに成功した。しかし、このような悲惨な事態を予測していた訳ではない。焦土と化した洛陽の遺民にとって、今やこの「董逃」は洛陽からの「逃」ではなく、董卓がこの世から「逃」するのを待ち望むという、新たな意味をもって謳われ、董卓への恨みを晴らそうとしている。獻帝が即位してすぐに謳われたという次の「董謠」は、かくも殘虐な董卓を呪い、そしてその死を予告するものとして有名である。

獻帝踐祚の初め、京都の童謠に曰く、

千里草、何ぞ青青たる。

十日の卜、生くるを得ず。

と。案ずるに、「千里草」は「董」爲り、「十日卜」は「卓」爲り。凡そ別字の體、皆な上より起こり、左右に離合するも、下より端を發する者有ること無きなり。今、二字の此くの如きは、天意若く曰く、「卓、下より上に摩せまる」と。臣を以て君を陵しのげばなり。「青青」とは、暴盛の貌なり。「生くるを得ず」とは、亦た旋まわって破亡するなり。(五行志一)

獻帝を擁して長安に來た董卓は、長安においても凶暴の限りをつくし、ために盜賊は後を絶たず、略奪は白日に堂々と行われ、「人、相い食啖し、白骨、委積し、臭穢、路に滿つ」（董卓列傳）という陰慘なもので、董卓が後漢王朝にもたらした禍は、「漢の元めより以來、禍、此れを踰えるもの莫し」（五行志五）とも言われる（注44）。

この「童謠」は、董卓を「千里草」と「十日卜」に分解して董卓を隠し（注45）、「これほど青々と茂る千里の草も、すぐに全滅する」と謳いながら、その裏で「董卓よ、お前はいずれ近いうちに破滅する」と宣告するのである。

果たして董卓は、「人有り、『呂』の字を布上に書し、負いて市に行き、歌いて曰く、『布か』と」（董卓列傳）と、何者かが董卓に送ったメッセージ——「呂布がお前を殺そうとしているぞ」との警告を悟らず、獻帝の初平三年（一九二）、呂布に斬殺され、董卓の三族（父母・妻子・兄弟姉妹）も皆殺しになり、ここに二つの「謠」の願いはかなった。董卓が殺されたことを知った時、「士卒、皆な萬歳を稱し、百姓、道に歌舞す。長安中の士女、其の珠玉衣裝を賣り、酒肉を市して相い慶する者、街肆に填滿す」（同上）、人々は互いに董卓の死を慶賀し、街のあちこちで祝宴が催されたほどの喜びようであった。そして、董卓の三族（父母・妻子・兄弟姉妹）を皆殺しにして火を放ち、董卓の屍は幾日も市に晒した。董卓の最期がこれほど残忍であれば、この二つの「童謠」の効果は倍加し、人々の恨みも晴らされるというものである。しかも、「葬するの日、大いに風雨ありて、卓の墓を霆震し、流水、藏に入り、其の棺木を漂わす」（董卓列傳）と、葬儀の日の暴風雨（注46）は万民の怒りが結集して天が応えたかのようで、「童謠」の「予言」が実現したことに諸手を挙げて狂喜したことであろう。

獻帝が即位してすぐ董卓の死を願う「童謠」が謳われ、董卓が朝会場で呂布に殺されると、次いで初平四年（一九三）、今度は一大勢力となって袁紹と対立した公孫瓚のことを謳う「童謠」が謳われた。

是の歳、瓚、劉虞を破禽し、盡く幽州の地を有ち、猛志、益々盛んなり。此れより前に童謠有りて曰く、

燕の南垂、趙の北際。

中央、合せざるところ、大いさ砺の如し。

唯だ此の中のみ世を避く可きこと有り。

と。瓚、自ら以爲らく、易の地、之れに當たれりと。遂に徙りて焉こに鎮す。乃ち盛んに營壘を修めて樓觀數十あり。易河に臨み、遼海に通ず。(公孫瓚傳)

この「童謠」は『後漢書』公孫瓚傳だけでなく、「五行志」の李賢注(注47)にも採録されている。また、『三國志』「公孫瓚傳」裴松之注(注48)も『英雄記』を引用してこの「童謠」を詳しく解説している。この「童謠」の意味は、「燕の南の果て、趙の北の果て。そこは小さな所だけれど、世を避けるには充分だ」という内容で、「燕」とは幽州の薊(北京の南西)、趙は冀州で、その中間地点にあたる「易」、すなわち易京を指している。この易京の地は狭くても平穩だというようで、「公孫瓚傳」が「瓚、自ら以爲えらく、易の地、之れに當たれりと。遂に徙りて焉こに鎮す。乃ち盛んに營壘を修めて樓觀數十あり。易河に臨み、遼海に通ず」とあるように、公孫瓚はこの「童謠」を耳にして、易京に移って様子を伺おうと決めたとなっている。

裴松之は、「童謠の言、皆な驗有らざること無し。此の記の如きに至りては、徵無きが若きに似たり。謠言の作るや、蓋し瓚をして終始易を保ち、遠略を事とすること無からしむならん。而るに瓚、黄巾を破るの威に因りて、意志張遠、遂に三州刺史を置きて、袁氏を滅ぼさんことを圖る。敗を致す所以なり」(『三國志』公孫瓚傳注)と、「童謠」にはいずれも効能や応報があるものだが、この「童謠」に限ってその内容に一致する事例がないようだ、まるで公孫瓚に与するものが彼を庇うために作ったもののように言うのだが、それは恐らくその裏に見え隠れする、公孫瓚と対立して殺された劉虞の存在に目を向けなかったためではないかと思われる。

劉虞はその人となりも政治能力も高く評価されており(注49)、かれが博平の令であったときのことを、劉虞は災害も避けて通るほどの好人物であると描かれている(注50)。これは公孫瓚に殺された劉虞を惜しむ気持ちが強調されているようであり、逆に公孫瓚への恨みともなっている。劉虞が殺された時にかれを慕うものが、「虞の殺されしとき、故の常山相孫瓚・掾張逸・張瓚等、忠義憤發して、相い與に虞に就き、瓚を罵りて口を極め、然る後、共に死す」(『三國志』公孫瓚傳注引『英雄記』)と、公孫瓚への恨みを隠さないことから知ることができる。従って、この「童謠」は劉虞の側の人間が作ったと考える方が自然であろう。そうすると、これは公孫瓚が最終的に易京で妻子を殺して自殺したことを「予言」するもので、「徵」も「驗」もあることになる。要するに、この「童

謠」は公孫瓚の死を予見したもの、あるいは劉虞が殺されて公孫瓚に恨みを抱く者たちが公孫瓚をこの地におびき寄せようとして謳われたものとさえ考えられる。

また、「中央、合せざるところ、大いさ砺の如し」も、易京が地理的に燕と趙の中間であること、易京が前漢は幽州に属し後漢には冀州に属したという歴史的なことがらに則って、いずれにも属さない州境の小さな易京を暗示しているというだけではなく、砺のように狭くてあなた（公孫瓚）にはふさわしくないかもしれませんが、言いながら、実際には「お前にはこの程度で充分だ」と言い、「唯だ此の中のみ世を避く可きこと有り」と、この地は世俗の混乱から逃れられる平穏な土地だと言いながら、「おまえはここで本当にこの世から逃れられる、すなわち死ぬ」と宣告するものとなろう。袁紹が軍を率いて公孫瓚を攻め、大敗した公孫瓚が妻子及び姉妹を殺し、自らは火を引いて自殺したのは建安三年（一九八）年であった。

そのころ、荊州（湖北省）に新たな「童謠」が流行していたという。

建安の初め、荊州の童謠に曰く、

八九年間、始めて衰えんと欲す。

十三年に至りて、子遺無し。

と。言うところは、中平（注51）より以来、荊州、破亂無く、劉表、牧爲るに及び、民、又た豐樂し、此に至りて八九年に逮ぶ。當に始めて衰うべしとは、劉表の妻、死するに當たりて、諸將、並びに零落するを謂うなり。十三年にして子遺無しとは、十三年に、表、又た死するに當たり、民、當に移りて冀州に詣るべきを言うなり。

（五行志一）

司馬彪はここに謳われるのは後漢末期の群雄のひとり劉表であると言う。「劉表傳」によれば、劉表はもともと前漢景帝の子魯恭王の子孫で、若いころは清流派張儉や范滂らと交わった。靈帝中平元年（一八四）に黨禁が解かれ、獻帝即位の初平元年（一九〇）に荊州刺史として赴任した。時に袁紹を盟主とする董卓討伐の挙兵にも、劉表は軍勢を集めて参加し、董卓が殺されその三族が夷滅されると、鎮南將軍・荊州牧を任ぜられた。

中平の世の混乱期にも戦火を被らなかつた荊州の地は、劉表が荊州牧として赴任すると、民は前にも増して豊かな生活を楽しむことができた。しかし、劉表の妻が亡くなって（注52）、諸將も死没してからというものの、荊州は次第に衰退し始め、建安十三年（二〇八）、

曹操が劉表を討伐しようと荊州に向かって到着せぬうちに、劉表は背中に疽を病み卒した。荊州の民は冀州に移ることになり、かつて豊かな荊州には誰もいなくなった。これが司馬彪に従った解釈である（注53）。

しかし、これは表面上の意味である。「謠」は個人を毀誉褒貶するものであって、土地を謳うものではない。その多くは読み込まれた特定の個人を嘲笑したり、恨み憎しみを込めて攻撃したりするものである。この「董謠」の主語は荊州ではなく劉表であり、「今は勢いのある劉表も、建安八・九年に衰え始め、そして、建安十三年には劉氏はひとりもいなくなるだろう」と、劉表の哀れな末路を「予言」するものである。「劉表傳」の記録の多くがそれを裏付ける。

まず、劉表は寛大で見識のありそうな外見とは裏腹に、内心は猜疑心が強く、優柔不断で決断力のない小心者、「身長八尺餘、姿貌温偉」は全くの見かけ倒しだと言う。曹操と袁紹とが官度で対峙していた時、救援を要請した袁紹には承諾しておいて動かず、そうかといって曹操に援軍を送る訳でもない。天下の両雄がともに要請をしているのに、また、自ら十万の軍勢を擁しておりながら、ただ成り行きを見守るだけでいずれにも応えない。

「且く天下の變を觀んと欲す」とあるが、これを中立を守るものと考えるのは正しくない。范曄は「其れ猶お木禺の人に於けるがごときなり」（劉表傳、論）と酷評する。從事中郎韓嵩・別駕劉先が、このままでは両者から恨まれるだけで将来に必ず禍根を残すことになる、「荊州を擧げて以て曹操に附くに若くは莫し」と説得したにもかかわらず、狐疑逡巡する劉表は韓嵩に曹操の様子を視察に行かせたものの、帰還した韓嵩が曹操の徳を称えて曹操の元に子供を人質に入れるよう進言すると、劉表は激怒して韓嵩を曹操のスパイだと考え、韓嵩を斬ろうとした。かろうじて、韓嵩の賢を知る劉表の妻がようやく諫めて止めさせた（劉表傳）が、このことは劉表の人物を知る好例であると。

このように、曹操と袁尙とが対峙している時に、状況判断能力がないばかりか猜疑心の強い劉表が曹操に援軍を送らなかつたため、建安九年（二〇四）、「曹操、大いに袁尙を破り、冀州を平げ、自ら冀州の牧を領す」（獻帝紀）と、韓嵩が恐れた通り、荊州は曹操の攻めるところとなった。「八九年間、始めて衰えんと欲す」とは、優柔不断、狐疑逡巡、見かけ倒しの劉表に明るい将来はないとの意となる。

また、「二子、瑋・琮あり。表、初め瑋の貌、己に類するを以て、甚だ之れを愛す。後、琮の爲に其の後妻蔡氏の姪を娶り、蔡氏、遂に琮を愛して瑋を惡み、毀誉の言、日々に表に聞ず。表、後妻を寵耽して、毎に焉れを信受す。……遂に琮を以て嗣と爲す」（同上）

とあるように、劉表は寵愛する後妻の言葉を信じ込み、建安十三年（二〇八）、病床で嫡子劉琮を退けて少子琰を後継者に指名し、ここに劉琮と劉琰とは反目するようになった。陳壽は、「袁紹（注54）・劉表、威な威容・器觀有り、名を當世に知らる。表は漢の南に跨蹈し、紹は河の朔に鷹揚す。然れども皆な外は寛にして内は忌み、謀を好みて決すること無く、才有れども用いること能わず、善を聞けども納れること能わず、嫡を廢して庶を立て、禮を捨てて愛を崇む。後嗣 顛蹙し、社稷 傾覆するに至りては、不幸には非ざるなり」（『三國志』董二袁劉傳 評）と、嫡子を後継者にすべき礼を踏みにじって個人的感情を最優先した不見識が、劉表の死後、子供達は睨み合いを続け、ついに荊州を保てなくさせたのであると言う。そして、その六月、「曹操、自ら丞相と爲る。……是月（八月）、劉表 卒し、少子琰 立つ。琰、荊州を以て操に降る」（獻帝紀）と、劉琰が荊州を挙げて曹操に降り、劉琮が青州刺史に任ぜられ、ついに荊州には劉表の「子遺」はいなくなつた。「童謠」の「十三年に至りて、子遺無し」とは、まさしくこの事實を言うものである。この「荊州の童謠」を劉表を嘲笑するものと解する所以である。

以上のように、後漢末期の「謠」は後漢王朝を批判するものから、次第に群雄を非難するものへと変容して行く。後漢王朝を見限つたものの、割拠する群雄の誰にも精神的安寧を得ることができなかった知識人たちが、せめてもの自己主張の場として批判のメスを「謠」に込めた。しかしながら、董仲舒の災異説の思想と精神を継承した「謠」も、次第に変容することは避けられなかった。

現実を見据えて将来を予測することは知識人の責務である。目前にある不合理や混乱の原因を追及した時に生まれる現実批判、そして「こうあるべし」や「こうなつてほしい」の期待、「こうなるだろう」との希望的観測が、期待した通りに現実となると、その予測や希望的観測は「予言」として実感される。批判精神を失つた「謠」はもはや「謠」ではない。その意味で、「謠」は以後も陸続と生まれるのであるが後漢末頃から「謠」は二つの点で変容したと考えられる。そのひとつは、董卓を呪つた「童謠」に特徴的に見られるように、これ以後の「謠」に言葉遊びの要素が顕著であること。これは「謠」が社会批判・体制批判の武器として定着し、現実社会の不正を晒し腐敗を暴く機能を果たした「謠」にユーモアとウェットを加味するだけの精神的余裕が出て来たことの証しであろう。第二章で見た前漢初期の悲愴感漂う「歌」を思えば、「謠」は次第にエスプリの効いた「謠」を作つて対象を当意即妙に揶揄するのもその結果であろう。

今ひとつは、「童謡」が焚惑（火星）と結合し始めたことである。これは「謠」にとって大きな曲がり角となる。すなわち、何休が事後に反省を促す「災」よりも事前に予告する「異」を重視し始めて、災異説が次第に予占の具と化したと同じ轍を踏む危険性ははらんでいるからである。

第五十五章 「辛里謠謠」 と 然災或惑

第一節 災惑

『史記』天官書には「昔の天數を傳える者」として、戦国時代に活躍した占星術士の名を掲げている(注1)。かれらは天文学の専門的知識をもとに占星術を行っていたが、その中で魏・石申撰『石氏占』と齊・甘公撰『甘氏占』は、『大唐開元占經』(瞿曇悉達等奉敕撰)に数多く引用されている(注2)。しかし、そこに見られる「其の國、禮を失し、夏政を失すれば、災惑、逆行せん」(『石氏占』)や「災惑、晝に見わるれば、臣、主を謀る」(『甘氏占』)などの災惑に関する記録は、実は「歲星・土星合すれば、内亂を爲さん」(『甘氏占』)や「五星、行を失せざれば、年穀豐昌ならん」(『石氏占』)のような五星吉凶占の記録の一部であって、基本的に五星のひとつとして記録されるに過ぎない。決して災惑だけが特別視されているものではない。また、前漢初期の馬王堆三号墓から出土した帛書や漢代画像石などを見ても、古代中国の占星術において災惑だけが特異な存在と見なされていたとはいえない。

しかし、災惑は次第に他の惑星の中でも特別な存在として意識されるようになる。それは、「ギリシャにおいてさえ『天文学の困りもの』といわれた」(注3)ほど火星の運行が不規則であり、天体観測に際して予期せぬ動きをすることが最大の理由として考えられる。また、地上から肉眼ではっきりと見える火星の赤さが、人々に火星を五星の中でも特殊な惑星、不気味な惑星としてのイメージを植え付けたという、極めて素朴な理由も無視できない。この、至って素朴な、だからこそ普遍的な発想は、古代インドの前兆占い集成である『Bṛhatsaṃhitā』でも同じで、火星の逆行は旱魃や虫害、疫病や飢饉や戦争など、人間に不幸をもたらすと記録されている(注4)。恐らくこのような理由から災惑は神秘性を付与され、時代が下がるにつれて災惑は不気味で不吉な惑星として認識されるに至ったものと考えられる。

災惑が人間社会に影響を及ぼし、時に現実政治を左右すると考えられた記録の中で、比較的古いものとして宋の景公のエピソードを挙げることができる。

三十七年、楚の恵王、陳を滅ぼす。災惑、心を守る。心は宋の分野なり。景公、之れを憂う。司星子韋曰く、「相に移す可し」と。景公曰く、「相は吾れの股肱なり」と。

曰く、「民に移す可し」と。景公曰く、「君者は民を待つ」と。曰く、「歳に移す可し」と。景公曰く、「歳、饑うれば、民困しむ。吾れ誰が爲に君たらん」と。子韋曰く、「天は高けれど卑きに聴く。君、人に君たるの言三有り。災惑、宜しく動くこと有るべし」と。是に於て之れを候うに、果たして徙ること三度なり。（『史記』宋微子世家）

災惑が二十八宿の心に宿ったということは宋の領土に災禍が起こる兆しであり、これをいかにして防ぐことができるかということに対する景公と天文官子韋の問答である。この話は『晏子春秋』・『呂氏春秋』・『新序』・『論衡』（注5）など、戦国末から漢代の文献に散見する。それぞれ多少の潤色はあるが、いずれも宋の景公の善言・善意が災惑を宋の分野から移動させたというもので、このエピソードから古代人が災惑の異常運行を天の譴責と認識していたことは明らかである。不吉の惑星災惑は、天が天罰として地上に下した殃いなのである。しかし、この時点では災惑の先見性はまだ主張されていない。

虚妄を憎む王充が、「宋の景公、三善言を出すや、災惑、三舍を卻^{しりぞ}き、延年二十一載なり、と。是れ又た虚なり」（『論衡』無形篇第七）と論断するのは、当然予想されるところであるが、王充は別のところでは次のように言っている。

人君、善言・善行有り。善行は心に動き、善言は意に出づ。由を同じくして本を共にし、氣を一にして異ならず。宋の景公、三善言を出す。則ち其の三善言を出すの前に、必ず善行有らん。善行有れば、必ず善政有り、政、善ならば、則ち嘉瑞^{いた}臻り、福祥も至る。災惑の星、爲に心を守ること無からん。使し景公^も失誤行有り、以て悪政を致し、悪政、發すれば、則ち妖異見われん。災惑の心を守るは、猶お桑穀の朝に生ずるがごとし。高宗、桑穀の變を消すに、政を以てするも言を以てせず。景公、災惑の異を卻ぞけるに、亦た宜しく行を以てすべし。景公、悪行有り。故に災惑、心を守る。政を改め行を修めず、坐して三善言を出すも、安んぞ能く天を動かさん。天、安んぞ肯えて應えん。何を以て之れを效す。使し景公、三悪言を出さば、能く災惑をして心を食せしめんか。夫れ三悪言も災惑をして心を食せしむること能わざれば、三善言、安んぞ能く災惑をして退きて三舍を徙らしめん。三善言を以て二十一年を獲れば、如し百善言有らば、千歳の壽を得んか。天の善を祐くるの意は、誠に應じて福を爲すの實に非ざるなり。（變虚篇第十七）

熒惑を宋の領土から移動させたのは景公の「三善言」ではないと言う王充でさえ、「政を改め行を修め」た景公の「善政」「善行」が、熒惑が心に宿ったままの異常運行を阻止したと考えている。すなわち、「政、善ならば、則ち嘉瑞 臻り、福祥も至る」とあるように、王充にも「善政」は天の意に適い、天はそれに応えてくれるはずだという確信が存在する。

このように、熒惑の異常運行や軌道修正は、天が景公の政治の善し惡しを監視した結果であるとする点では王充も同じで、「熒惑、心を守る」現象は当時の一般的な理解では極めて不吉なものと認識されていたことは間違いない。

さて、この熒惑について、『史記』天官書は次のように解説している（単に「火」とあるものも含む）。

東宮は蒼龍、房・心。心を明堂と爲す。大星は天王、前後の星は子の屬。直なるを欲せず、直なれば則ち天王、計を失す。房を府と爲し、天駟と曰う。其の陰は右驂。旁らに兩星有り、衿と曰う。……旗中の四星を天市と曰う。……火、角を犯守すれば、則ち戦い有り。房・心、王者、之れを惡むなり

南宮は朱鳥、權・衡。衡は太微にして、三光の廷なり。……月・五星、順入して道に軌えば、其の出づるを司い、守る所は、天子、誅する所なり。其の逆入して、若し道に軌わざれば、犯す所を以て之れに命ず。坐に中り、形を成せば、皆な羣下 従い謀るなり。金・火、尤も甚だし。……火、南北河を守れば、兵 起こり、穀 登らず。故に徳は衡に成り、觀は潢に成り、傷は鉞に成り、禍は井に成り、誅は質に成る。

東井を水事と爲す。其の西の曲星を鉞と曰う。鉞の北は北河、南は南河。兩河・天闕の間を關梁と爲す。輿鬼は祠事を鬼る。中の白き者を質と爲す。火、南北河を守れば、兵 起こり、穀 登らず。故に徳は衡に成り、觀は潢に成り、傷は鉞に成り、禍は井に成り、誅は質に成る。

北宮は玄武、虛・危、危を蓋屋と爲す。虛を哭泣の事と爲す。……五星、北落を犯し、軍に入れば、軍、起こる。火・金・水、尤も甚だし。火は軍の憂いあり、水は水の患いあり。木・土は軍 吉なり。危の東に六星あり、兩兩相い比ぶを司空と曰う。

剛氣を察して以て熒惑を處す。曰く、南方は火、夏を主り、日は丙丁。禮失すれば、罰、熒惑に出づ。熒惑、行を失すとは是れなり。出づれば則ち兵有り、入れば則ち兵

散ず。其の舍を以て國に命ず。熒惑は勃亂を爲す。殘賊・疾・喪・饑・兵なり。道に反くこと二舍以上にして之れに居らば、三月にして殃い有り、五月にして兵を受け、七月にして半ば地を亡い、九月にして太半、地を亡う。因りて與に俱に出入し、國、祀を絶つ。之れに居り、殃い還く至らば、大なりと雖も當に小なるべし。久しくして至らば、當に小なるべきも反つて大なり。其の南すれば丈夫の喪と爲し、北すれば女子の喪と爲す。若し角ありて動き、之れを繞環し、及び乍ち前み乍ち後れ、左し右すれば、殃い益々大なり。他の星と鬪いて光相い逮べば、害を爲す。相い逮ばざれば、害せず。五星、皆な從いて一舍に聚まれば、其の下の國は禮を以て天下を致す可し。……其の行くこと東・西・南・北に疾し。兵は各々其の下に聚り、用て戦い、之れに順なれば勝ち、之れに逆なれば敗る。熒惑、太白に従えば、軍 憂う。之れを離るれば、軍 卻く。太白の陰に出づれば、分軍有り。其の陽に行けば、偏將の戦い有り。其の行に當たりて、太白、之れに逮べば、軍を破り將を殺す。其の入りて太微・軒轅・熒室を守り犯せば、主命、之れを惡む。心を明堂と爲し、熒惑の廟なり。謹みて此れを候う。

木星、土と合すれば、内亂・饑と爲す。主、戦いを用いる勿かれ、敗る。水なれば則ち謀を變じて事を更む。火なれば旱と爲す。金なれば白衣の會と爲し、水の若し。金、南に在れば牝牡と曰う。年穀 熟す。金、北に在れば、歳、偏に無し。火、水と合するを倅と爲し、金と合するを鑠と爲し、喪と爲す。皆な事を擧ぐ可からず。兵を用いれば大いに敗る。土は憂と爲し、孽卿を主り、大いに饑え、戦い敗れ、北軍と爲し、軍 困しみ、事を擧げれば大いに敗る。

月、歳星を蝕すれば、其の宿の地、饑え若しくは亡ぶ。熒惑や亂あり、填星や下、上を犯し、太白や彊國以て戦敗し、辰星や女の亂あり。大角を蝕すれば、主命の者、之れを惡む。心なれば則ち内に賊亂すと爲すなり。列星には、其の宿の地憂う。

或いは正月旦從り雨を比數す。率ね日に食一升より、七升に至りて極まる。之れを過ぎれば占せず。數えて十二日に至り、日、其の月に直り、水旱を占す。其の環域千里の内の占を爲し、則ち天下の候と爲し、正月を竟わる。月の離る所の列宿、日・風・雲、其の國を占す。然れども必ず太歳の在る所を察す。金に在れば穰り、水なれば毀れ、木なれば饑え、火なれば旱す。此れ其の大經なり。

(太史公曰く) 秦、三晉・燕・代を并吞するに及びて、河山より以南は中國なり。

中國は四海の内に於ては則ち東南に在り、陽と爲す。陽は則ち日・歳星・熒惑・填星

なり。街の南に占し、畢、之れを主る。其の西北は則ち胡・貉・月氏の諸々の旃裘を衣て弓を引く民にして、陰と爲す。陰は則ち月・太白・辰星なり。街の北に占し、昴、之れを主る。故に中國、山川は東北に流れ、其の維、首は隴・蜀に在り、尾は勃・碣に没す。是こを以て秦・晉、好んで兵を用い、復た太白に占す。太白、中國を主ればなり。而して胡・貉數々、侵掠すれば、獨り辰星に占す。辰星、出入躁疾にして、常に夷狄を主ればなり。其の大經なり。此れ更々、客主人と爲る。熒惑は字を爲せば、外は則ち兵を理め、内は則ち政を理む。故に曰く、「明天子有りと雖も、必ず熒惑の在所を視る」と。諸侯更々、彊ければ、時に舊異の記、録す可き者無し。

漢の興るや、五星、東井に聚まる。平城の圍みに、月、參・畢に暈すること七重。諸呂の亂を作すや、日蝕して晝も晦し。呉・楚七國の叛逆するや、彗星數丈にして、天狗、梁の野を過ぐ。兵起るに及びて、遂に尸を伏し其の下に流血す。元光・元狩、蚩尤の旗再び見われ、長きものは則ち天に半ばす。其の後、京師、師四出し、夷狄を誅する者數十年、而して胡を伐つこと尤も甚し。越の亡ぶるや、熒惑、斗を守る。朝鮮の拔かるや、星、河の戌に蒞し、兵、大宛を征するや、星、招搖に蒞す。此れ其の犖犖として大なる者なり。若し委曲小變に至りては、勝けて道う可からず。是れに由りて之れを觀れば、未だ先に形見れて應之れに随わざる者有らざるなり。

夫れ漢の天數を爲める者より、星は則ち唐都、氣は則ち王朔、占歲は則ち魏鮮。故に甘・石の曆五星法、唯だ獨り熒惑のみ反って逆行する有り。逆行して守る所、及び他星の逆行、日月の薄蝕、皆な以て占を爲す。

余れ史記を觀、行事を考えるに、百年の中、五星、出でて反りて逆行せざること無し。反りて逆行すれば、嘗に盛大にして色を變ず。日月薄蝕し、南北に行くこと時有り。此れ其の大度なり。故に紫宮・房心・權衡・咸池・虛・危・列宿の部星、此れ天の五官の坐位なり。經を爲し、移徙せず、大小、差有り、闊狹、常有り。水・火・金・木・填星、此の五星は天の五佐にして、緯を爲し、見伏、時有り、過行する所、贏縮、度有り。

このように、「戦い有り」、「兵、起こり、穀、登らず」、「軍の憂い有り」、「禮、失すれば、罰、熒惑に出づ」、「勃亂」、「殘賊・疾・喪・饑・兵」、「旱」等々、熒惑は反乱や戦争、飢饉や疾病や死亡などと相關関係のある不吉な惑星であるという考えは、前漢に定着していたと言える(注6)。しかし、『史記』においては熒惑は他の四惑星と

ほぼ同列に扱われているし、また、災惑は現実政治社会の應徴として説かれはするものの、災惑の先見性・予言性が前面に出て来ることはない。この頃は災惑を占星によりながら説明するが、その後の事件は記録されることもなく、少なくとも「予言」には至っていない。『呂氏春秋』や『新序』等々に記録された宋の景公のエピソードでも、災惑を畏怖して災惑の神秘的な力を言うに過ぎない。上記の「天官書」にも「明天子有りと雖も、必ず災惑の在る所を視る」と言っているように、災惑は畏怖すべき存在として認識されていたが、それはあくまで災惑が現実政治の應徴であるとの考えからであった。この『史記』天官書の災惑観は、『呂氏春秋』及び『淮南子』のそれと同類のものである(注7)。

ところで、『史記』本紀・世家・列傳中に記録される災惑は、上述の「宋微子世家」の他に以下の二例がある。

三十六年、災惑、心を守る。墜星有りて東郡に下り、地に至りて石と爲る。黔首、或るひと其の石に刻みて曰く、「始皇帝、死して地 分かれん」と。(秦始皇本紀)

二年春、故相國蕭何の孫係を封じて武陵侯と爲す。男子、二十にして傳を得。四月壬後、孝文太后、崩ず。廣川・長沙王、皆な國に之く。丞相申屠嘉、卒す。八月、御史大夫開封侯陶青を以て、丞相と爲す。彗星、東北に出づ。秋、衡山、雹雨り、大なる者五寸、深き者二尺。災惑、逆行し、北辰を守る。月、北辰の間に出づ。歲星、天廷中を逆行す。南陵及び内史を置き、殺祠を縣と爲す。(孝景本紀)

始皇三十二年、「亡秦者胡也」の「予言」(注8)が出現した時、それに先立って災惑の異が記されている。司馬遷は災惑の不吉を意識した上で記録したのであるが、その事実を記すだけで特にその意味を詮索しない。ここでは災惑がその後の「予言」の神秘性を高める効果を上げているものの、「災惑、心を守る」現象が秦始皇帝に関する「予言」と直結することはなかった。少なくとも『史記』では災惑の異常現象を社会的・政治的出来事に直接意味付けることはなかった。

ところが、『漢書』天文志ではそれを、「始皇の時、……災惑、心を守り、天市芒角に及ぶ。色、赤きこと雞血の如し。始皇、既に死し、適庶 相い殺し、二世 即位し、骨肉を残ない、將相を戮し、太白、再び天を経たり」と解説し、「災惑、心を守」った現象を「秦、遂に以て亡ぶ」予徴であったとする(注9)。災惑の神秘性・「予言」性を強く意

識するのは後漢に顯著であるが、その基盤はすでに前漢に存在していたと言えるよう。

また、『漢書』では災惑の記録が急増するだけでなく、例えば、『史記』孝景本紀の上記の災惑記録は次のように書き改められている。

孝景元年正月癸酉、金・水、嫪女に合す。占に曰く、「變謀と爲し、兵憂と爲す。嫪女は粵なり、又た齊と爲す」と。其の七月乙丑、金・木・水の三、張に合す。占に曰く、「外内に兵と喪と有り、王公を改立す。張は周の地、今の河南なり。又た楚と爲す」と。其の二年七月丙子、火と水と晨に東方に出で、因りて斗を守る。占に曰く、「其の國、祀を絶つ」と。其の十二月に至り、水・火、斗に合す。占に曰く、「淬と爲し、事を挙げ兵を用う可からず。必ず其の殃を受く」と。一に曰く、「北軍と爲し、兵を用い事を挙げれば大敗す。斗は吳なり。又た粵と爲す」と。是の歳、彗星、西南に出づ。其の三月、六皇子を立てて王と爲し、淮陽・汝南・河間・臨江・長沙・廣川に王とす。其の三年、吳・楚・膠西・膠東・淄川・濟南・趙の七國 反す。吳・楚の兵、先に至りて梁を攻め、膠西・膠東・淄川の三國、齊を攻圍す。漢、大將軍周亞夫等を遣わして河南に戍止せしめ、以て吳楚の敵を候い、遂に之れを敗る。吳王、亡れて粵に走げ、粵、攻めて之れを殺す。平陽侯、三國の師を齊に敗り、威な其の事に伏し、齊王 自殺す。漢の兵、水を以て趙城を攻め、城 壞れ、王 自殺す。六月、皇子二人を立て、楚元王の子一人を王と爲し、膠西・中山・楚に王とす。濟北を徙して淄川王と爲し、淮陽を魯王と爲し、汝南を江都王と爲す。七月、兵 罷く。天狗 下る。占に「軍を破り將を殺す。狗、又た守禦の類なり。天狗の降る所、以て守禦を戒む」と爲す。吳・楚、梁を攻め、梁 堅く城守し、遂に尸を伏し其の下に流血す。…三年、填星、婁に在り、幾んど入りて、還りて奎に居る。奎は魯なり。占に曰く、「其の國、地を得、填を得と爲す」と。是の歳、魯、國と爲る。…四年七月癸未、火、東井に入り、陰を行る。又た九月己未を以て輿鬼に入り、戊寅に出づ。占に曰く、「誅罰と爲し、又た火災と爲す」と。後二年、栗氏の事有り。其の後、未央の東闕災あり。…中三年十一月庚午夕、金・火、虛に合し、相い去ること一寸。占に曰く、「鑠と爲し、喪と爲す。虛は齊なり」と。…四年四月丙申、金・木、東井に合す。占に曰く、「白衣の會と爲す。井は秦なり」と。其の五年四月乙巳、水・火、參に合す。占に曰く、「國、吉ならず。參は梁なり」と。其の六年四月、梁の孝王 死す。五月、城陽王・濟陰王 死す。六月、成陽公主 死す。出入すること三月、天子、四

たび白を衣、邸第に臨む。……後元年五月壬午、火・金、輿鬼の東北に合し、柳に至らず、輿鬼の北、五寸可りに出づ。占に曰く、「鑠と爲すは、喪有り。輿鬼は秦なり」と。丙戌、地、大いに動き、鈴鈴然として、民、大いに疫死し、棺 貴し。秋に至りて止む。

『漢書』の災惑の定義は基本的に『史記』を踏襲してたものであるが、『漢書』においては上述の「其の三年、呉・楚・膠西・膠東・淄川・濟南・趙の七國 反す」、「後二年、栗氏の事有り。其の後、未央の東闕 災あり」、「其の六年四月、梁の孝王 死す。五月、城陽王・濟陰王 死す。六月、成陽公主 死す」、「民、大いに疫死し、棺 貴し」のように、災惑の記録の後に必ず何らかの事件を関連づけていることは『史記』にはなかったことである。そして、『漢書』天文志では高祖から成帝までの災惑が具さに記録され、そのつど「其の後、云々」、「是の歳、云々」と政治的・社会的出来事を記し、それらの出来事はいかにも災惑の譴責であり懲罰であるかのように記録される。そして、「往年、災惑、心を守」ったことから「恐らくは必ず非常の變有らん」（息夫躬傳）や、「災惑、往來すること常亡」きことが「佞巧、勢に依り、微言毀譽して、類を進め善を蔽う」（李尋傳）のように、災惑の異常現象を大いなる災異と考え、近い将来に起こるであろうことを警戒したり、現実の悪政がエスカレートする危険性を告げていると認識し、災惑の神秘化はますます進行して現実政治に多大な影響を及ぼすようになっていく（注10）。その最たる例が、「綏和二年春、災惑、心を守」ったことで「翟方進、災異を塞がんと欲して自殺す」（天文志）であろう（注11）。このことは、すでに前漢末に災惑の予兆性がいかに強く意識されていたかを物語っている。『續漢書』天文志になると、災惑の異常運行の後の事件が具さに記されるのみならず、その事件はしばしば「是れ其の應なり」と断じているように、災惑の予兆性は一層顕著である。

正史の上で見れば、『史記』では災惑の「予言」化はなかった、少なくとも希薄であったが、『漢書』から加速度的に災惑の神秘化が進むにつれて、その「予言」性が強く意識されるようになった。そして、『續漢書』天文志では、災惑が観測された記録は観測後に出来た事件と結び付けて思惟され、光武帝から獻帝に至るまで、歴代天子の災惑の観測はすべて観測後の凶事とともに更に詳細に記述されている（注12）。しかも、『後漢書』では「帝紀」や「列傳」中にもしばしば災惑の記録が見え、特に注目されるのは、現実政治の應徴としての災惑は具体的に個人に災いを加えるとするとの考えから、災惑が個人に

もたらず懲罰を脅威として解説し、天子に反省を促すための材料として上疏文に説得力をもつて採用されていること、政治的手段として定着していることである。

臣、伏して飛候を案ずるに、衆政を參察して、以て立夏の後、當に震裂涌水の害有るべしと爲す。又た比ごろ熒惑、度を失し、盈縮して往來し、輿鬼を涉歴し、軒轅を環繞す。火精は南方、夏の政なり。政、禮を失すること有りて、夏令に従わざれば、則ち熒惑、行を失す。正月三日より九日に至るまで、三公の卦なり。三公は上は台階に應じ、下は元首に同じ。政、其の道を失すれば、則ち寒陰は節に反す。「節たる彼の南山」とは、周詩より詠じ、「股肱 良きかな」とは、虞典に著わる。而るに今の在位、競いて高虚に託し、累鐘の奉を納れ、天下の憂いを忘れ、棲遲偃仰して、寢疾自逸、策文を被り、賜錢を得、即ち復た起こる。何ぞ疾むことの易くして愈ゆることの速かなる。此れを以て災眚を消伏して、升平を興致すること、其れ得可けんや。今、牧守を選擧すること、三府に委任す。長吏、不良なれば、既に州郡を咎め、州郡、失有れば、豈に責を擧ぐる者に歸せざるを得ん。而るに陛下、之れを崇ぶこと彌々優にして、自下、事に慢ること愈々甚しく、所謂大綱は疏にして、小綱は數なり。三公は臣の仇に非ず、臣は狂夫の作に非ず、憤を發し食を忘れ、懇懇として已まざる所以は、誠に朝廷の興平を致さんことを欲するを念えばなり、面譽すること能わずんば非ざるなり。（『後漢書』郎顗傳）

臣聞く、皇天、言わず、文象を以て教を設く。堯・舜、聖なりと雖も、必ず日月星辰に歴象し、五緯の在る所を察す。故に能く百年の壽を享け、萬世の法と爲す。臣、竊かに見るに、去歲五月、熒惑、太微に入りて帝坐を犯し、端門を出でて、常道に軌らず。其の閏月庚辰、太白、房に入りて心の小星を犯し、中耀に震動す。中耀は天王なり、傍の小星は天王の子なり。夫れ太微は天廷、五帝の坐なり。而るに金・火の罰星、光を其の中に揚ぐは、占に於て、天子 凶なり。又た俱に房・心に入り、法、繼嗣無し。今年、歲星、久しく太微を守り、逆行して西のから掖門に至り、還りて執法に切づく。歳を木精と爲し、生を好みて殺を惡む。而して淹留して去らざるは、咎、仁徳の修まらず、誅罰の太だ酷なるに在り。前七年十二月、熒惑、歲星と俱に軒轅に入り、逆行すること四十餘日にして、鄧皇后 誅せらる。其の冬、大いに寒く、鳥獸を殺し、魚鼈を害し、城の傍の竹柏の葉、傷枯する者有り。臣、師に聞けり、曰く、「柏

の傷れ竹の枯るるは、三年を出でずして、天子、之れに當たる」と。今、洛陽城中、人、夜、故無くして叫呼し、火光有りと云い、人の聲、正に誼しきは、占に於て亦た竹柏の枯ると同じ。春夏より以來、連りに霜雹、及び大雨雹有り、而して臣、威を作し福を作し、刑罰急刻の感ずる所なり。（同、襄楷傳）

前者は、順帝の時、度重なる災異を恐れた順帝が、陽嘉二年（一三三）正月、郎顗を徵して占せしめ、その意見を陳情させたものである。郎顗はそこに近ごろの災惑の異常現象を「政、禮を失すること」「政、其の道を失す」結果であるとし、「人主に謹告して、躬を責め徳を脩め、機を正し衡を平かにせしむる所以」を説いている。

後者は、「桓帝の時、宦官、朝を専らにし、政刑 暴濫し、又た比りに皇子を失し、災異、尤だ數々」であったため、延熹九年（一六六）、襄楷がなした上疏文である。ここでは延熹七年十二月に災惑が逆行して四十日後に鄧皇后が誅されたことを戒めとし、前年の五月の災惑の異常現象もまた「占に於て、天子 凶なり」であること、その意味を真摯に受け止めよと桓帝に訴えるものである。

このように、『後漢書』では、現実政治の應徴としての災惑は具体的に個人に災いを加えるとの考えから、災惑が個人にもたらす懲罰を脅威として解説し、天子に反省を促すための材料として上疏文に説得力をもって採用されており、政治的手段として定着していることは注目される。それは「災惑は至陽の精なり、天の使いなり」（郎顗傳）との、災惑の擬人化がすでにほぼ完成していたということでもある。

次の例は、明らかに災惑の觀察結果（もちろん災惑だけではないが）を国家天下の問題として深刻に受け止め、それが漢王朝復興を「予言」する天文現象ととらえているものと解釈することができる。

王莽の時、寇賊羣發し、憚、乃ち仰ぎて玄象を占し、歎じて友人に謂いて曰く、「方今、鎮・歳・災惑、並びに漢の分翼・軫の域に在り、去りて復た來たる。漢、必ず再び命を受け、福、有徳に歸さん。如し天に順い策を發する者あらば、必ず大功を成さん」と。（鄧傳傳）

ここに、災惑はただ不気味で不吉な惑星という太古のイメージを完全に脱皮し、天人相関説に則った災異思想として生まれ変わった。そして、「前に太白、天關を守りて、災惑

と會す。金・火、交會するは、命を革むるの象なり。漢祚 終わり、晉・魏、必ず興る者有らん」（『三國志』魏書・武帝紀引く張璠『漢紀』）や、「熒惑、南斗を守る」現象は「當に暴貴の者有るべし」（同、王凌傳）などあるように、熒惑が金星と交會する現象を新王朝の出現を予兆、熒惑が南斗に留まって移動しない現象を「暴貴者」の出現を予兆しているなどと考えるに至り、「熒惑は法の使」（『晉書』天文志中）とする熒惑の擬人化が生まれ、やがて五惑星の中でひとり擬人化された「予言者」へと変貌を遂げて行くのである。

第二節 「童謠」と熒惑（注13）

漢代は熒惑の神秘化・擬人化が進んだ時期であるとともに、それまでの様々な「謠」が「童謠」に集約される時期でもある。『史記』にはなかったことであるが、『漢書』及び『續漢書』では殆どの「童謠」が「五行志」に一括されている。そして、これも『史記』では見られなかったことであるが、「君、炕陽にして暴虐なれば、臣、刑を畏れて口を柑み、則ち怨謗の氣、謠謠に發す。故に詩妖有り」と、『漢書』（五行志中之上）に始めて「謠」の神秘性が明言された。そして、『續漢書』では「五行傳に曰く、『攻戰を好み、百姓を輕んじ、城郭を飾り、邊境を侵せば、則ち金は從革せず』と。金、其の性を失して災を爲すを謂うなり。又た曰く、『言の從わず、是れを不义と謂う。厥の咎は僭、厥の罰は恆陽、厥の極は憂。時に則ち詩妖有り、時に則ち介蟲の孽有り、時に則ち犬禍有り、時に則ち口舌の痾有り』と」（五行志一）とあるように、「謠」が天の譴責としての災異思想の一形態とする考え方が定着していたことが伺える。

かつて君主権を抑制し君主に自己批判を迫った災異説がその本来の機能を喪失し、次第に未来記へと変貌して統治者の正当化や権力機構の権威付の道具と化し、讖緯説がイデオロギーとして定着すると、反体制知識人は「謠」という形を変えた「予言」を流行させることによって体制に対抗した。権力機構が自己の正当化に利用した「予言」をまさに逆手に取る方法で謳われた「謠」は、災異説が本来担っていた現実政治批判を肩代わりしたと言うことができよう。

ところが、この「童謠」がなぜか熒惑と合体するのである。「童謠」と熒惑が結び付く最も早い記録は『論衡』であろう。

天地の氣、妖を爲すは、太陽の氣なり。妖は毒と同じく、氣の人を中傷する者、之れ

せし

を毒と謂い、氣の變化する者、之れを妖と謂う。世に童謠は熒惑、之れを使むと謂うは、彼の言、見る所有るなり。熒惑は火星、火は毒熒有り。故に熒惑、宿を守るに當たり、國、禍敗有り。火氣は恍惚。故に妖象 存亡す。龍は陽物なり。故に時に變化す。鬼は陽氣なり。時に藏し時に見わる。陽氣は赤し。故に世人、盡く鬼を見るに、其の色は純朱なり。蜚凶は陽なり。陽は火なり。故に蜚凶の類、火光を爲す。火は熱くして物を焦がす。故に止まりて樹木に集まり、枝葉 枯死す。鴻範、五行、二を火と曰い、五事、二を言と曰う。言・火は氣を同じくす。故に童謠・詩歌を妖言と爲す。言 出でて文成る。故に世、文書の怪有り。世、童子を謂いて陽と爲す。故に妖言は小童より出づ。童・巫は陽に含む。故に大雩の祭、童を舞わしめ巫を暴す。雩祭の禮、陰を倍して陽に合す。故に猶お日食、陰勝てば社の陰を攻むるがごとし。日食は陰勝つ。故に陰の類を攻む。天旱は陽勝つ。故に陽の當を愁えしむ。巫は陽の當爲り。故に魯の僖、早に遭い、議して巫を焚かんことを欲す。巫は陽氣を含む。故を以て陽の地の民、多く巫と爲る。巫は鬼に當す。故に巫者を鬼巫と爲す。鬼巫は童謠に比す。故に巫の審かなる者は、能く吉凶を處す。吉凶、能く處すは、吉凶の徒なり。故に申生の妖、巫に見われ、巫、陽を含み、能く見われて妖と爲る。申生、妖爲れば、則ち杜伯・莊子義・厲鬼の徒、皆な妖なるを知るなり。杜伯の屬、妖爲れば、則ち其の弓矢・杖楫、皆な妖毒なり。妖は人の形に象り、其の毒は人の兵に象る。鬼・毒、色を同じくす。故に杜伯の弓矢、皆な朱彤なり。毒、人の兵を象れば、則ち其の人に中るや、人、輒ち死す。人に中ること微なる者は、即ち腓と爲り、病む者は即時には死せず。何となれば則ち腓は毒氣の加わる所なればなり。……一に曰く、「人、且に吉凶あらんとすれば、妖祥 先に見わる。人の且に死せんとすれば、百怪を見る。鬼は百怪の中に在り。故に妖怪の動くや、人の形に象り、或いは人の聲に象りて應を爲す。故に其の妖動は、人形を離れず。天地の間、妖怪は一に非ず。言に妖有り、聲に妖有り、文に妖有り。或いは妖氣、人の形に象り、或いは人、氣を含んで妖を爲す。妖氣、人の形に象るは、諸々の見る所の鬼、是れなり。人、氣を含んで妖を爲すは、巫の類、是れなり。是こを以て巫の辭を實にすれば、因據する所無く、其の吉凶の自ら口より出づること、童の謠の若し。童謠は口 自ら言い、巫の辭は意 自ら出づ。口 自ら言い、意 自ら出づれば、則ち其の人を爲るも、聲氣 自ら立ち、音聲 自ら發する

と、同じく一實なり。世に稱すらく、「紂の時、夜、郊に鬼哭し、倉頡、書を作るに及んで、鬼、夜、哭す」と。氣、能く人の聲に象りて哭すれば、則ち亦た能く人形に象りて見われ、則ち人以て鬼と爲す。(訂鬼篇)

前節で見たように、虚妄を廃する立場から宋の景公の熒惑伝説を「虚なり」と否定した王充であるが、秦始皇の時の熒惑については、「秦始皇帝三十六年、熒惑、心を守る。…曰く、皆な始皇、且に死せんとするの妖なり。始皇、夢に海神と戦い、恚怒、海に入り、神を候いて大魚を射、琅邪より勞・成山に至れども見えず。之罘山に至り、還た巨魚を見一魚を射殺す。遂に海西に旁いて、平原津に至りて病み、沙丘に到りて崩す。星、墜ちるの時に當たり、熒惑、妖を爲し、故らに石旁の家人、其の石に刻書し、或いは之れを爲すが若くす。文に曰く、『始皇死せん』と。或いは之れを教しならん」(紀妖篇)と、熒惑は始皇帝がまもなく死ぬことの「妖」であると言ひ、熒惑が「妖」をなすものとして認めている。そして、「訂鬼篇」で述べた見解——「童謠は口 自ら言」うもの、「妖言は小童より出づ」るもの、世間で童謠は熒惑のなせる業だと言うのはそれなりの根拠があるとの「童謠」観をもって、始皇帝の時の熒惑が「妖を爲し」たのは、「猶お世間の童謠、童の爲る所に非ずして、氣の之れを導くがごとし」(紀妖篇)と言う。王充のこの見解は、それは「童謠」は熒惑がもたらしたものであつて子供の作つたものではないと定義していることにほかならない。

熒惑は火星、五行の二は火、五事の二は言、童子は陽、故に「童謠」は熒惑のなせるわざとする「童謠」観は、「訂鬼篇」に言う「世に童謠は熒惑、之れを使むと謂うは、彼の言、見る所有るなり」からも、後漢末期の一般的な見方であつたと考えられる。漢代に知識人が体制を批判する有効的な武器として生まれた「謠」に、このような神秘性が付加されると、それ以降の「謠」は極めて神秘的な未来記として認識される。そして、もともと「予言」的内容を託していた「童謠」は、ここに熒惑の精が童子となつて地上に舞い降りて天の意を謳つた「予言」となる。

凡そ五星盈縮、位を失すれば、其の精、地に降りて人と爲る。歳星は降りて貴臣と爲り、熒惑は降りて童兒と爲り、歌謠嬉戲し、填星は降りて老人婦女と爲り、太白は降りて壯夫と爲り、林麓に處り、辰星は降りて婦人と爲る。吉凶の應、其の象に隨いて告ぐ」(『晉書』志・天文中)

初め、姚興死するの前歳や、太史奏すらく、「熒惑、匏瓜星の中に在り、一夜にして忽然と亡失し、在る所を知らず」と。或るひと謂えらく、「下りて危亡の國に入り、將に童謠妖言を爲し、而る後、其の災禍を行わんとす」と。……後八十餘日にして、熒惑、果たして東井に出で、留守盤遊し、秦中大旱して赤地たり、昆明池の水竭き、童謠訛言ありて、國內誼擾す。明年、姚興死し、二子、兵を交え、三年にして國亡ぶ。（『魏書』崔浩傳）

熒惑を執法の星と爲す。其の行、常無く、其の舍を以て國に命ず。殘賊を爲し、疾を爲し、喪を爲し、兵を爲す。環繞句己、芒角ありて動搖し、乍ち前み乍ち後し、其の殃、逾々甚だし。熒惑は死喪を主り、大鴻臚の象なり。甲兵を主り、大司馬の義なり。……其の精、風伯と爲り、童兒を惑わして歌謠嬉戲せしむるなり。（『史記正義』引『天官占』）

熒惑の精が地上に「降りて童兒と爲り、歌謠嬉戲し」たもの、「童兒を惑わして歌謠嬉戲せしむる」もの、熒惑の異常現象は「將に童謠妖言を爲し、而る後、其の災禍を行わんとす」るものとして、熒惑は「童謠」と完全に一体化している。ひとたび「熒惑の精は童子なり」が生まれれば、熒惑が「童謠」と結び付くのは必然であろう。

呉、草創の國なるを以て、信、堅固ならず、邊屯の守將、皆な其の妻子を質し、名づけて「保質童子」と曰う。少年、類を以て相い與に娛遊する者、日に十數有り。孫休の永安三年三月、一異兒有り。長、四尺餘、年、六七歲^{ばく}可^べり、青衣を衣、忽ち來たりて羣兒に従いて戲る。諸兒、之れを識るもの莫きなり。皆な問いて曰く、「爾、誰が家の小兒なるか。今日、忽ち來たる」と。答えて曰く、「爾の羣れて戲樂せるを見る。故に來たるのみ」と。詳らかにして之れを視れば、眼、光芒有り、燐燐として外射す。諸兒、之れを畏れ、重ねて其の故を問う。兒、乃ち答えて曰く、「爾、我れを恐るか。我れ人に非ざるなり。乃ち熒惑星なり。將に以て爾に告ぐるこ^と有り。三公、司馬に歸さん」と。諸兒、大いに驚く。或るもの走りて大人に告ぐ。大人、馳せ往きて之れを觀る。兒曰く、「爾を舍きて去らんか」と。身を聳して躍り、即ち以て化す。仰ぎて之れを視れば、一疋の練を曳きて以て天に登るが若し。大人の來る者、猶お乃

ち焉れを見るに、飄飄として漸く高く、頃く有りて没す。時に呉の政は峻急なれば、敢えて宣するもの莫きなり。後、四年にして蜀 亡び、六年にして魏 廢せられ、二十一年にして呉 平げらる。是れ「司馬に歸さん」なり。（『搜神記』卷第八）

これは呉の景帝孫休の永安三年（二六〇）、熒惑から降りて来た「一異兒」が「三公、司馬に歸さん」と子供達に告げ、再び天に昇って行ったという話で、「三公」、すなわち魏・呉・蜀の三国はいずれ司馬氏に帰属するであろうという託宣となっている。『晉書』及び『宋書』ではこれを「三公 鋤のそかれて、司馬に如く」としているが、意味は同じである。『搜神記』・『晉書』・『宋書』、いずれにも「童謠」や「歌」と言わないが、『晉書』五行志・『宋書』五行志、いずれもこの説話を「詩妖」に採録しているということは、この「三公 鋤かれて、司馬に如く」を「童謠」と同列に扱っていることを意味している。すなわち、「童謠」とは熒惑から舞い降りた童兒が天の声を告げる「予言」を地上の童兒を介して謳わせるものなり、という考え方は当時かなり浸透していたと言えよう。

ところで、『三國志』に記録される「童謠」には、熒惑の妖が謳わしめたと言明しないまでも、熒惑との深い関係性を確信したものがある。

孫皓、立ちて、（陸凱は）鎮西大將軍に遷り、巴丘を都督し、荊州の牧を領し、進みて嘉興侯に封ぜらる。……寶鼎元年、左丞相に遷る。皓、性、人の己を視るを好まず、羣臣 侍り見ゆるに、皆な敢えて填すもの莫し。凱、皓に説きて曰く、「夫れ君臣 相い識らざるの道無し。若し卒に不慮有れば、赴く所を知らず」と。……皓、都を武昌に遷し、揚土の百姓、流れに浜さかのほりて供給し、以て患苦と爲す。又た政事、謬り多く、黎元 窮匱す。凱、上疏して曰く、「臣聞く、有道の君は以て民を樂しましむるを樂しみ、無道の君は以て身を樂しましむるを樂しむ、と。民を樂しましむる者は、其の樂しみ彌々長く、身を樂しましむる者は、樂しまずして亡ぶ。夫れ民は國の根なり。誠に宜しく其の食を重んじ、其の命を愛すべし。民 安ければ則ち君 安らかに、民 樂しめば則ち君 樂しむ。……臣、謹みて耳目の聞見する所、百姓、爲に煩苛する所、刑政、爲に錯亂する所を奏す。願わくは陛下、大功を息め、百役を損し、寬盪を務め、苛政を忽せにせんことを。又た武昌、土地、實に危險にして墻确、王都、國を安んじ民を養うの處に非ず、船、泊すれば則ち沈漂し、陵居すれば則ち峻危なり。且つ童謠に言う、

寧ろ建業の水を飲むとも、武昌の魚を食らわず。

寧ろ建業に還りて死すとも、武昌に止まり居らず。

と。臣聞く、翼星、變を爲し、災惑、妖を作す、と。童謠の言、天心より生じ、乃ち安居を以てして死に比す。天意を明らかにして、民の苦しむ所を知るに足るなり。…と。（『三國志』呉書・陸凱傳）

この「童謠」は呉の最後の烏程皇孫皓が建業から武昌に遷都したため、民は都への物資の供給に苦しみ、その失政・暴政を怨嗟して謳った「童謠」である。時に左丞相であった陸凱が孫皓に上疏して「百姓、爲に煩苛する所、刑政、爲に錯亂する所を奏」した中に、「耳目の聞見する所」の「童謠」、すなわち陸凱自ら見聞した「童謠」を奏し、孫皓に民の苦しみを理解させ、その「無道」を諫めている。

陸凱に言わせれば、この「童謠」は災惑がもたらした「妖」であり、それは「天心より生じ」たもの、それ故、孫皓がこの「童謠」の意味を明らかにすることは「天意を明らかに」することとなる。しかし、「童謠」から「民の苦しむ所」を知ろうとしなかった孫皓は、二箇月後に都を建業に復したにもかかわらず——民の側から言えば、建業に復したことは、とりもなおさずこの「童謠」の「予言」が現実となったということであるが——、天紀四年（二八〇）、ついに四代五十八年で呉を滅ぼした（注14）。

このように、後漢滅亡後の「童謠」は、天の託宣を告げるために遣わされた災惑の精である童子が地上に舞い降りて謳ったもの、すなわち天の意を代弁するものとして生まれ変わった。漢代の「謠」は——民謠、童謠、百姓謠、いずれの場合も匿名ではあるが、神託として生まれたことはない。あくまで反体制知識人が「謠」を借りて現実の政治・社会・権力機構に対する批判を「予言」として謀ったものである。換言すれば、どこまでも地上の人間が主人公であり、現実政治を批判する武器としての役割を担っていた。このことは、災異説が喪失した災異説本来の思想——権力の暴走を防止し権力機構の横暴にメスを入れる体制批判の思想を「謠」が肩代わりしていたことを意味している。確かに「謠」の流行と頻発する自然災害や異常現象とが奇妙に一致する点は注目されるが、それは災害・異変が社会全体に混乱と不安を招き、それが引金になって不満が爆発し反逆的な「謠」が生まれたと見るべきだろう。「謠」が「五行志」に組み入れられたこともその結果と言える。

三国以後の「童謠」は、『晉書』五行志に「詩妖」（注15）としてまとめられるほど頻繁に生まれた。もちろん、それらは災惑の精、あるいは災惑の使者がもたらした「童謠」

として説明される訳ではない。しかし、「童謠」が「詩妖」として認識され記録されたというのは、それは「童謠」とは災惑がなされた妖であるとの考えが定着した結果と考えて大過ないだろう。

中元元年（五六）、光武帝が圖讖を宣布してより緯書に翻弄された後漢王朝、永下九年（九七）、張衡が圖讖の禁絶を上奏したところ、「童謠」に込められた「予言」の政治・社会批判は、まさに権力機構にとっては反逆的行為であった。しかし、災異から将来を予測することを戒めた災異説が讖緯説に取って代わられ、体制批判から体制擁護の武器に利用されたように、「予言」を謳った「謠」も次第に神託へと変容していった。しかしながら、「謠」が讖緯説と決定的に違うのは、「謠」の本来の性質——自然に人口に膾炙して憂いや恨みを共有する人々の間に流行するものであって、権力機構が作爲的に流行させたり禁止したりすることが極めて困難なものであったという点である。それ故、「謠」は以後も反体制知識人の武器として滅びることはなかった。

泰始三年（二六七）、晉の武帝が星辰讖緯の学を禁止したのをはじめ、後趙の石虎・前秦の苻堅らも星讖・圖讖の学を禁止している（注16）。圖讖の学は禁圧できても、「謠」は禁圧できない。「謠」は文字ではなく、謳った時点で消滅する口頭言語で流布するからである。口頭言語で人から人へと謳い継いでいく「謠」は、その責任を追及できないために、より一層研ぎ澄まされたメスで権力機構を切りつけて衝撃を与えることができる。そして、ひとたび「謠」が権力の横暴を糾弾する手段として定着し、権力機構にとって忌むべきものとして認識された時、「童謠」は災惑の使者による神秘化や権威付けはもはや必要としなくなった。あえて災惑を借りて天の託宣であるといわずとも、辛辣な「予言」を謳い込んだ「謠」を作って流布させれば、それで充分に効果があったということなのである。『晉書』五行志「詩妖」に列举されるおびただしい数の「童謠」が、すでに「災惑の精」として説明されていないのはそのためであろう（注17）。ただ、「童兒輩、忽ち道に歌いて云々」、「小兒、道に相い逢い、輒ち其の兩手を舉げて云々……當時、謂う所を知るもの莫し」、「其の歌、甚だ美にして、其の旨、甚だ微なり」等々と、暗に「童謠」の神秘性を指摘したり、「終に童謠の言の如し」、「詩妖に近し」、「後、謠の如し」、「皆な謠の言の如し」、「遂に謠の言の如し」、「尋いで謠の言の如し」等々と、「謠」の先見性を強調すればよかったのである。

「童謠」が災惑と結び付いて得たものはその神秘性である。神秘性は「謠」に活力を与え批判精神を育んだ。神秘の力を得てもはや過激な批判を恐れなくなった「謠」は、そこ

に含む皮肉や当てこすり、諷刺が一ひねりされて種々の技法を編み出す遊び心さえ見られるようになる。これも三国以後に生まれた「童謡」の大きな特徴である（注18）。このことは、「謠」が現実社会の不合理や矛盾を痛烈に批判する合理的かつ効果的な方法としていかに定着していたかを物語っている。

第十八章 古代中国の予言

第一節 祥瑞と災異

以上、「謠」に託された「予言」の意味を論じてきたが、ここで古代中国における「予言」そのものについて考察を加えたい。

古代中国では鳳凰・麒麟・龍（祥獣）などの動物、美しい雲や星（瑞雲・瑞星）の出現を祥瑞と見て特別な意味づけをした。

子曰く、「鳳鳥至らず、河、圖を出ださず。吾れ已んぬるかな」と。（『論語』子罕）

鳳凰は太平の世に出現するが、乱世には隠れると言われる。孔子は聖天子出現の証とされた鳳凰が久しく現れず、また河圖も出て来ないことから、現実政治の劣悪を嘆いた。この時、鳳凰も河圖も祥瑞と認知されていた。

楚の狂接輿、歌いて孔子を過ぎて曰く、「鳳や鳳や、何ぞ徳の衰えたる。往く者は諫む可からず。来る者は猶お追う可し。已みなん已みなん、今の政に従う者は殆うし」と。孔子下り、之れと言わんと欲す。趨りて之れを辟け、之れと言うを得ず。（『論語』微子）

楚の隱者狂接輿が孔子に、「鳳凰も出てこない乱れた世で政治に奔走することは無意味だ」と説いた話で、これは『莊子』（人間世篇）にも引かれている。また、『荀子』（哀公篇）にも、魯の哀公が舜の冠について質問した答えの中に、「古の王者、務して拘領する者有り。其の政、生を好んで殺を惡む。是を以て鳳は列樹に在り、麟は郊野に在り、鳥鵲の巢、俯して伺う可きなり」とあって、ここで孔子は為政者は外見ではなくその人の徳こそが問題であると説きながら、鳳凰や麒麟の出現、あるいは鳥鵲が地上近くに巢を作った祥瑞を舜の世が太平であったことの論拠としている。

このように、祥瑞は現実社会が和平であることの証し、ないしは近い将来に聖天子が出現して理想的社会が実現されることの前兆であると考えられている。すなわち、現実の政

治が正しく行われているかどうかのバロメーターとして認識されると同時に、来るべき輝かしい未来を告げる「予言」的意味をも内包している。この祥瑞思想は、古代中国では一般的で、特に秦漢時代に一層盛んになった。

災異思想とは、この祥瑞思想と表裏の関係にあると言える。古代人が自然界の日食や月食、彗星や隕石、あるいは地震や河川の氾濫、季節外れの霜や雪や雹や雨、更には寒暑の変調など、様々な自然の異常現象に対して脅威を抱いたことは中国も例外ではない。恐るべき自然の災害や異変、時には理不尽とも言える自然の不和をいかに理解すればよいのか。古代中国人は災害や異変は単なる自然現象ではなく、人間社会と何らかのかかわりがあったと起こると考えた。ここに中国人は天象（自然現象）は人事（人間界）に感応すると見、相対する陰と陽の二気が和合循環して万物を生成するという世界観（陰陽思想）と、基本的な生活素である木・火・土・金・水の五元素から万物を説明しつつそれを五惑星（木星・火星・土星・金星・水星）の運行をもとにして類推する世界観（五行思想）を生み出した。二つは後に一体化し、様々な自然現象を解釈する「陰陽五行説」として大成される。春秋戦国時代に隆盛したこれらの考え方は、漢王朝になって一大飛躍を遂げることになる。その立役者が董仲舒である。

前漢、武帝の時の学者董仲舒は国家の統一原理を儒教として君主権の強化をはかり、それをバックに専制国家の確立を提言した（注1）。所謂「賢良対策」である。ここに儒教を国教とする、天子を中心として専制国家体制が確立し、天子の権威は絶対的なものとなった。しかし、前の秦始皇の例に見られるように、天子の権力が無限に強化して専制君主の横暴につながることを恐れた董仲舒は、同時に天人合一思想・陰陽五行説を基盤にして君主権を抑制するために災異説を説いた。

臣、謹みて春秋の中を案じ、前世已行の事を視て、以て天人相與の際を観るに、甚だ畏る可きなり。國家、將に失道の敗有らんとすれば、天、乃ち先に災害を出して以て之れを譴告す。自ら省みることを知らざれば、又た怪異を出して之れを警懼す。尙お變を知らざれば、傷敗 乃ち至る。……臣聞く、天の大いに奉じて之れをして王たらしむる所は、必ず人力の能く致す所に非ずして自ずから至る者有ればなり。此れ受命の符なり。天下の人、心を同じくして之れに歸すこと、父母に歸するが若し。故に天瑞、誠に應じて至る。書に曰く、「白魚、王の舟に入る。火有り、王屋を復い、流れて鳥と爲る」と。此れ蓋し受命の符なり。周公曰く、「復えるかな復えるかな」と。

孔子曰く、「徳は孤ならず、必ず鄰有り」と。皆な善を積み徳を累めるの效なり。後世に至り、淫佚衰微するに及び、羣生を統理すること能わず、諸侯 背畔し、良民を殘賊して以て壤土を争い、徳教を廢して刑罰に任ず。刑罰 中らざれば、則ち邪氣を生じ、邪氣、下に積めば、怨惡、上に畜む。上下、和せざれば、則ち陰陽謬戔して妖孽生ず。此れ災異の縁りて起る所なり。（『漢書』董仲舒傳）

災異とは今でいう天災地変で、小なるものを「災」、大なるものを「異」と定義される。自然科学の發達した今日では日食や月食がどのようにして起こるか、また、次の日食や月食が何時何分から何分間觀察できるかまで分かるが、古代にあっては天変地異は人力の及ばぬ恐るべき現象と考えられた。これらの災害も異変も天の意志によつてもたらされるもの、人も社会も、そして国家の命運さえも天の意志に左右されるとする考え方により、災異の起因を人間社会に求める神秘思想が生まれた。自然の災異が現実の人間社会に働きかける天の意志であるとき、そして、災異が天の現実政治に対する審判の役割を担う時、災異は祥瑞と同じように現実の政治が正しく行われているかどうかのバロメーターとなる。当然、為政者は災異に対して無関心ではいられない。ここに董仲舒は天人相關思想を陰陽五行思想と抱合させて災異思想を体系化したのである。

董仲舒の災異説は『春秋公羊傳』の解説をもとに説かれる。『春秋』隱公三年二月に日食の記録が見えるが、『春秋公羊傳』はこの日食の記録は「異を記すなり」として、自然の異変であるために特に記録したと解説する。また、隱公五年九月に稲の芯を食う螟^{さいむし}が発生した記録があり、『春秋公羊傳』は「災を記すなり」と、災害の記録であると解説する。これは日食や月食を自然の異変、螟害や蝗害を自然の災害とし、いずれも特異な現象であるから特に記録にとどめたというものである。しかし、ここでは自然の異変や災害への恐れや不安は伺えるが、それらの原因を追及することはない。

ところが、董仲舒は「夫の災異の象を前に推し、然る後に安危禍亂を後に圖る者を惡む。春秋の甚だ貴ぶ所に非ざるなり」（『春秋繁露』二端篇）、「其れ大畧の類、天地の物、常ならざるの變有るは、之れを異と謂う。小なる者、之れを災と謂う。災は常に先に至りて、異は乃ち之れに隨う。災は天の譴なり。異は天の威なり。之れを譴して知らざれば、乃ち之れを畏すに威を以てす。詩に云う、『天の威を畏る』と、殆ど此の謂いなり。凡そ災異の本、盡く國家の失に生ず。國家の失、乃ち始めて萌芽し、而して天、災害を出し、以て之れを譴告す。之れを譴告して變を知らざれば、乃ち怪異を見して以て之れを驚駭す。

之れを驚駭して、尙お畏恐を知らざれば、其の殃咎 乃ち至る。此れを以て天意の仁を見、而して人を陥れざるなり。」（同、必仁且知篇）と、『春秋』の災異の記録の意味を天の審判であると理解した。人君が天の意志に反する行為を犯せば天はまず災を下して譴責し、それでも人君が失政を改めず背徳を働けば、次に異を下して威嚇し、依然として悔い改めることがない場合は天はついにその国を滅ぼす。君主権の絶対化を諮り国家の指導原理とした儒教であるが、同時にそこに肥大化する君主権を抑制して政治の横暴を責め君主の放埒を監視する理論を打ち出したことは、自然と人事が感応するというそれまでの自然観が災異説として生まれ変わった特記すべき意義である。すなわち、董仲舒の災異説は漢王朝の体制を保守する儒教一尊理論のアンチテーゼとしての、体制を批判する抵抗の思想を用意していたのである。

この災異思想は前漢思想界を風靡した。しかしながら、董仲舒の災異説は政治の横暴を責め君主の放埒を抑制することを目的としたのであって、災異を根拠に将来を予言するものではなかった。それが将来の「予言」に変容する。災異とは将来に起こるであろうことへの天の予兆・予告であると。

後漢建初四年（七十九）、章帝は北宮の白虎觀に諸儒を集めて五經の異同を論議させた。その結論を整理した『白虎通義』には次のようにある。

天の災變有る所以は何ぞや。人君に譴告するに、其の行いを覺悟し、過を悔い徳を修め、深く思慮せしむる所以なり。『援神契』に曰く、「行い點缺有れば、氣、天に逆し、情感變出して、以て人を戒む」と。災異とは何の謂いぞや。『春秋潛潭巴』に曰く、「災の言は傷なり。事に隨いて誅す。異の言は怪なり。先に發して之れを感動するなり」と。（『白虎通義』災變）

董仲舒が自然界の異を災に引き続く現象と定義して、災異と人事との応驗、ないし災異による自戒を説くだけであるのに対して、『白虎通義』は災異の予占化を明確に打ち出した。そして何休は、「災とは人物に害有り、事に隨いて至る者なり」（『春秋公羊傳』隱公五年）、「異とは常に非ずして怪しむ可く、事に先んじて至る者なり」（同、隱公三年）と災異を定義し、隱公三年の異（日食）は、衛の州吁による弑君（隱公四年二月）、諸侯の僭上（隱公五年秋）、隱公が鄭に囚われの身となること（隱公六年）、隱公の弑殺（隱公十一年）と、立て続けに起きる失態・不祥事の予告であるとし、定公元年の「霜實ち菽

を殺らす」では、『春秋公羊傳』が「異を記すなり」「異は災より大なればなり」と言うだけであるのに、何休は「異とは人の爲に戒む所以なり。異を重んじて災を重んじざるは、君子、教化を貴びて刑罰を賤む所以なり」と注して、事後に反省を促す「災」よりも事前に予告する「異」を重視するに至るのである（注2）。

ここに災異思想は、天が災異によって為政者の行為や現実の政治に対して評価を下す役割、専制君主のチェック機能という本来の使命を放棄し、次第に将来発生すべき事態の予占を専らにするようになる。

何休によって災異説の予占化が決定的となったとはいえ、自然と人事とは対立するものではなく互いに感応し合うという自然観、自然現象に超人的力を認める自然観の元では、祥瑞思想にせよ災異思想にせよ、その予占化は自然の成り行きであったと言うべきであろう。すでに見たように、災異説の予占化の傾向はすでに昭帝の時の眭弘・夏侯勝、そして元帝の時の劉向・劉歆・李房・翼奉らに見られる。その後、王莽の符命による漢王朝篡奪、そして光武帝の讖緯による漢王朝復興を経、何休により加速度的に強化された災異説の予言化は、専ら天子の正当性を強調してそのカリスマ的權威を確立するためのものとなり、本来の災異説の意味を完全に喪失してしまったかのようである。

そもそも董仲舒自ら「善を積み徳を累めるの效」として「天瑞」を称え、また、「人君爲る者は、心を正して以て朝廷を正し、朝廷を正して以て百官を正し、百官を正して以て萬民を正し、萬民を正して以て四方を正す。四方正しければ、遠近、敢えて正に壹ならざる莫く、而して邪氣、其の間を奸す者有る亡し。是を以て陰陽調して風雨時あり、群生和して萬民殖ち、五穀執りて艸木茂り、天地の間、潤澤を被りて大いに豐美し、四海の内、盛徳を聞きて皆な徠臣し、諸福の物、致す可きの祥、畢く至らざる莫く、而して王道終す」（『漢書』董仲舒傳）と、優れた君主による安定社会が自然の調和を保証すると考えるのであるから、災異説が本来的に期すところは祥瑞思想と差異はなく、現実社会の安寧にはかならない。祥瑞が聖天子の出現を期待したように、災異も為政者がそれぞれの現象を真摯に受け止めて反省することを促し、より良い社会の実現を期待したのであるから、祥瑞がプラスの「予言」であるとするれば、災異はマイナスの「予言」であったと言うことができる。その意味ではもともと古代中国の「予言」とは、樂觀的・悲觀的な違いはあるが、現実をより良い方に改革しようとする思想にはかならない。

第二節 予言「亡秦者胡也」について

言うまでもなく、「予言」そのものは董仲舒が災異説を提唱する以前から存在していた。そこで、秦王朝滅亡の予言を例に、まず「予言」そのものの意味を考えたい。

古代中国の予言で真っ先に想起するもののひとつに、秦の滅亡を予言していたとして有名な「亡秦者胡也」がある。この予言は一般に、「胡とは胡亥、秦の二世の名なり。秦、圖書を見しとき、此れ人名爲るを知らず、反って北胡に備う」との鄭玄の解釈（注3）に則り、始皇帝が予言の真の意味——予言の中の「胡」が始皇帝の少子胡亥を指していることを見抜けず、北胡、すなわち匈奴のことだと誤解して匈奴を攻撃したと理解される。しかしながら、この解釈は当時の状況を詳細に見ればあまりにも不自然で強引である。この「予言」を論ずるには、まず始皇帝の父莊襄王と呂不韋の時代に溯って考察し、また、当時の当時の状況を再検討すべきだと考える。十三才で秦王に即位した始皇帝であるが、その秦王即位も呂不韋という人物が存在しなければ実現しなかったからであり、この「予言」はその後に続いて出現する二つの「予言」と切り放しては考えられないからである。

安國君文王（始皇帝の祖父、すなわち莊襄王子楚の父）には二十人以上の子供がおり、子楚の母である夏姬は安國君の寵愛をあまり受けられなかった妾であった。祖父昭王（始皇帝の曾祖父）にとって子楚は妾腹の孫のひとりに過ぎず、趙に人質に出された子楚の存在など眼中になかった。それ故、子楚自身も自分がいつか太子になり秦王になるなど想像だにしなかったことである。ところが、呂不韋が商用で邯鄲に向いた時に子楚に遭遇し、恐らく商人の嗅覚からであろう、直観的に「此れ奇貨なり、居く可し」と察知した。諸国を股にかけて商いをする呂不韋は持てる独自の情報網を駆使して情報を収集し、子楚が安國君の太子となる可能性を示唆する。

秦王、老いたり。安國君、太子と爲るを得たり。竊かに聞く、安國君、華陽夫人を愛幸すと。華陽夫人、子無し。能く適嗣を立つ者は、獨り華陽夫人のみ。今、子の兄弟は二十餘人にして、子は又た中に居り、甚だしくは幸せられず、久しく諸侯に質たり。卽し大王 薨じ、安國君 立ちて王と爲らば、則ち子は、長子及び諸子の旦暮の前に在る者と、太子爲るを争うことを得るを幾う母からん。（『史記』呂不韋列傳）

「そもそも二十余人の兄弟の中で、久しく趙に人質となっているあなたの存在など無きに等しい。もしこのまま文王が亡くなって安國君が秦王に即位すれば、あなたは他の諸公子と同じ土俵で太子の地位を争うことなどできないでしょう。今、安國君の寵愛する華陽夫人に子供がいけないことは願ってもないチャンスです。この夫人を心をつかみさえすれば、あなたが太子になることも決して夢ではありません」と説得し、子楚をその気にさせる。子楚は降って沸いたこの朗報に飛びつき、「必ず君の策の如くんば、請う、秦國を分かちて君と之れを共にするを得ん」と、もし事が成就した暁には十分に礼をすると約束する。この太子擁立計画のすぐ後、呂不韋はもうひとつの「策」を断行した。

呂不韋、邯鄲の諸姫の絶好にして善く舞う者を取って與に居る。身ごもる有るを知る。子楚、不韋に従いて飲みしとき、見て之れを説び、因りて起ちて壽を爲して之れを請う。呂不韋 怒る。念うに、業已に家を破り子楚の爲にするは、以て奇を釣らんと欲すればなりと。乃ち遂に其の姫を獻ず。姫、自ら身ごもること有るを匿す。大期の時に至りて子政を生む。(同上)

呂不韋が子楚にこれほど肩入れするのは、「以て奇を釣らんと欲すればなり」、今の投資が将来に大きな利益をもたらす投機対象となるという、商人としての絶対的な確信があったのである(注4)。自分の愛妾が身ごもっていることを隠してまで子楚に献上したのも、これが将来大きな魚を釣り上げるために投資となるとの打算が呂不韋の胸中に浮上していたからではないか。否、「呂不韋 怒る」とはあるが、呂不韋にはこの酒宴で子楚が愛妾を求めるであろうことも予測していた可能性すら捨て切れない。確かに、始皇帝が前二四七年に十三歳で秦王に即位したことから逆算するとこの酒宴は前二五九年のこととなり、呂不韋が当時そこまで遠謀深慮を巡らしていたとするのも現実性に乏しいかも知れない。しかし、子楚に向かって「吾が門は子の門を待ちて大なり」(同上)、まずは貴方の勢力を盛大にしてから私の勢力増大を図りましょう、私の勢力は貴方の勢力についてくるものです、これが私のやり方ですと言う呂不韋である。呂不韋のこの欲望は子楚を「太子」にして満足できるものではなからう。秦王に即位させて始めて達成されるものである。もし子楚を秦王にする目算がなければ、大商人呂不韋が全財産をなげうつはずがない。呂不韋は自分の血をひく実の子を秦王にしようと考え、そのためにまずは子楚を安國君の太

子とし、子楚が秦王となった時のために備えていたのであろう。これが呂不韋の計画した「策」の全貌であろう（注5）。

果たして、自らの資産をなげうってまで練り上げた呂不韋の「策」は成功し、前二五一年、昭王が薨じ安國君が秦王（文王）に即位すると子楚は太子に立てられた。

子楚がそのことを知っていたかどうかは定かではない（注6）。が、子楚は呂不韋の愛妾を娶り、月満ちて生まれた子供は政と名づけられた。これが後の始皇帝である。そして、安國君文王はわずか即位一年にして崩御し、莊襄王子楚も即位三年で崩ずると、十三歳の始皇帝はついに秦王に即位した。前二四七年のことである。

始皇七年（前二四〇）、始皇帝の曾祖父昭帝のときから秦に仕えて功を成し、父莊襄王の時に上卿となった將軍蒙驁が死亡し、続けて莊襄王の生母夏太后も亡くなった。「始皇帝、益々壯なり」、成長とともに自立心が芽生えて来た始皇帝は、この頃から現実に目覚める。その現実とは、「仲父」とまで称して尊敬していた呂不韋と実の母親との密通の事実であり、呂不韋の裏切り行為であり、母親の許し難い淫乱の数々であった。また、始皇八年に長信侯に封じた嫪毐、彼のために河西の太原郡も毒国と改めたのだが、実はその嫪毐とは、太后との密通が発覚するのを恐れた呂不韋が淫乱な太后に与えた巨根の持主であるということ、そして太后の身も心も奪って権勢を得た嫪毐が太后に二人の子供まで生ませていたという耐え難い事実を次々と突き付けられたのである（注7）。後述するように、恐らくこの時には始皇帝は自分が子楚の子ではなく呂不韋の子供であるということを察知していたようであるが、嫪毐と太后の陰謀の事実が発覚し、全て呂不韋が黒幕であったことが判明すると、始皇帝は呂不韋から主導権を奪還すべく果敢に挑戦する。

始皇九年、告ぐもの有り、嫪毐、實は宦者に非ず、常に太后と私かに亂し、子二人を生み、皆な之れを匿し、太后と謀りて、「王 卽し薨すれば、子を以て後と爲さん」と曰う、と。是に於て秦王、吏を下して治し、具さに情實を得。事、相國呂不韋に連なる。九月、嫪毐の三族を夷し、太后の生みし所の兩子を殺し、而して遂に太后を雍に遷す。諸々の嫪毐の舍人、皆な其の家を没して、之れを蜀に遷す。王、相國を誅せんと欲するも、其の先王に奉ぜし功 大なり、及び賓客辯士の爲に游説する者衆きが爲に、王、法を致すに忍びず。秦王十年十月、相國呂不韋を免ず。……而して文信侯を出して國に河南に就かしむ。歳餘、諸侯の賓客使者、相い道に望み、文信侯を請う。秦王、其の變を爲さんことを恐れ、乃ち文信侯に書を賜いて曰く、「君、何の秦

に功ありて、秦、君を河南に封じ、十萬戸を食ましむ。君、何の秦に親ありて、號して仲父を稱す。其れ家屬と徙りて蜀に處れ」と。呂不韋、自ら度るに稍く侵され、恐らくは誅せられんと。乃ち鴆を飲みて死す。（秦始皇本紀）

秦王即位直後、「呂不韋を尊んで相國と爲して」丞相の上位に置いた始皇帝であったが、その呂不韋を断罪しようとした。しかしながら、呂不韋を弁護する者も多く、また、先王から仕えて功績のあった呂不韋を連座させるのも忍びず、相國を免ずるだけに止め、事は一旦沙汰済みとなったかに見えた。ところが、十二年（前三三五）、ついに呂不韋を自殺に追い込んで「竊かに葬」った後、「今より以來、國事を操りて不道なること、嫪毐・不韋の如き者は、其の門を籍すること此れに視えん」と布告した。

子楚を秦王たらしめ、始皇帝を今にあらしめたのは呂不韋である。しかし、父莊襄王の死後も母と密通を重ねていたことは、たとえ呂不韋が実の父親であろうと許すことはできない。呂不韋に対する決断は始皇帝が呂不韋の影響下から脱して自立したことを意味するとともに、始皇帝の専制君主宣言にほかならない。そして、呂不韋から独り立ちした始皇帝は、始皇十九年（前三二八）、「秦王、邯鄲に之き、諸の嘗て王が趙に生まれし時の母家と仇怨有るもの、皆な之れを阮にす」（秦始皇本紀）と、母と仇怨關係にあったものをことごとく穴埋めにして殺したのである。

この殺戮が意味するものは何か。母親が呂不韋の愛妾であった事実、更には自らの出生の秘密を知るものを一網打尽にしようとしたものであろう。そして、邯鄲から帰るとすぐ母太后が死亡した。これまで自分を束縛して来た呂不韋も殺し、実母とはいえ、その淫乱に手を焼いた母親からも解放され、忌まわしい出生の秘密は一掃された。ここに始皇帝は韓併合を皮切りに六國統合に猛進した。まるで呂不韋と母親との悪夢を忘れようとするかのように、あるいはこれまでの重圧から解き放たれた解放感に駆られるかのように。

前二四七年、十三歳で秦王を称した始皇帝は、前三三〇年にまず韓を併合、ついで趙・魏・楚・燕を破り、前三二二年、齊軍を破って名実ともに天下を統一した。しかし、このとき匈奴はまだ秦の支配下にならない。夏・殷・周の世より、匈奴は中国に憂慮と災いをもたらす存在とみなされていた。その昔、惠文王の時に韓・魏・趙は匈奴を率いて秦を攻撃したこともあった（注8）。その後も侵入を繰り返す匈奴の脅威に対し、諸國は要塞を固め長城を築いてその防御に奔走した。六國を統合して漢民族の一大帝國を成し遂げた始皇に残された課題は、この匈奴をいかにして支配下に入れるかということであつたろう。それ

まで切れ切れであった対匈奴の防備——長城をつなぎあわせる大事業を成し遂げ、匈奴を漢民族から遙か彼方においやったのであるから、すでに始皇帝が匈奴討伐を極めて重視していたことは明らかである。

始皇三十二年（前二一五）、六国の統一から六年、始皇帝の絶頂期とも言える時期にひとつの予言が出現した。

始皇、碣石に之き、燕人盧生をして羨門高を求めしむ。碣石門に刻む。……因りて韓終・侯公・石生をして仙人の不死の薬を求めしむ。始皇、北邊を巡り、上郡より入る。燕人盧生、使いて海に入りて還り、鬼神の事を以て、因りて録圖書を奏して曰く、「秦を亡ぼす者は胡なり」と。始皇、乃ち將軍蒙恬をして兵三十萬人を發して北のかた胡を撃ち、河南の地を略取せしむ。（秦始皇本紀）

この予言の解釈は鄭玄によるものが一般論となっていることはすでに指摘したが、鄭玄の解釈（注9）に従えば、この記録は始皇帝が「胡」の真の意味を理解できなかったことが秦の滅亡を導いたとして始皇帝の不明を諷り、たったひとつの「予言」を見抜けずに北胡撃滅に振り回された始皇帝の輕挙を嘲笑するものとなろう。もし始皇帝が冷静にその意味を見極めて胡亥と趙高に対処していたならば、そして、もし始皇帝が少子胡亥ではなく嫡長子扶蘇を二世皇帝にしていたならば、秦王朝はかくも短命ではなかったはずだという意味になるからである。

確かに「秦始皇本紀」及び「六國年表」では、始皇三十二年の予言を契機に匈奴攻撃が始まったかのごとく記録されている。ところが、「蒙恬列傳」「李斯列傳」「匈奴列傳」「主父列傳」、いずれの記録にも蒙恬は匈奴と「十有餘年」戦ったとある（注10）。

また、趙高が扶蘇に与えた始皇の詔（注11）にも、「今、扶蘇、將軍蒙恬と、師數十萬を將い、以て邊に屯すること十有餘年なり」とあるように、蒙恬は十年余り匈奴と対峙していたとするのが妥当である。蒙恬が毒をおおって自殺したのは始皇帝崩御の年、すなわち始皇三十七年（前二一〇）である。それから溯ること十余年と言えば、始皇帝は六国を統合して間もなく匈奴対策を強化していることになる。匈奴は当時から始皇帝にとっても非常に大きな脅威であった。始皇帝がこの予言によって始めて匈奴の存在を意識したとか、始皇帝の胸中に匈奴の脅威が浮上したなどとは考えられない。

このような状況下にもたらされた方士の予言であれば、始皇帝の理解——「胡」は北胡を意味しており、今ここで匈奴を平定しておかなければ将来に禍根を残す、この予言は自分に向けて発せられた「今こそ匈奴を撃て」との天のお告げであるとの理解は、あながち見当違いとは言えない。以前から脅威であった匈奴の存在が、この予言によって始皇帝に一層の危機感を抱かせ、かねてより懸案の匈奴対策を積極的に推進する決断をさせたというのが事の真相であろう。従って、始皇帝がこの時点で匈奴に対する危機感を募らせ、一刻も早く匈奴の脅威を除去する積極策を取ったのは正しい判断であったと言わざるを得ない。もしかりに扶蘇が二世皇帝に即位していたなら、換言すれば、胡亥が秦の滅亡に関与していなかったならば、この予言は始皇帝の理解したように解説されたであろうし、それどころか即座に行動を起こした始皇帝の明察を称え、あるいは蒙恬の活躍を賛美したことであろう。

ともあれ、北胡を撃破したこの時点で、予言「亡秦者胡也」は立ち消えとなった。ところが、この予言は当初の予測とは全く違った方向に展開した。予測を遙かに越えて、始皇帝最愛の子である胡亥による滅亡という意外な結末をもたらしたのである。その意外性が人々をしてこの予言を記憶せしめ歴史に記録せしめたと言ってよい。

第三節 予言「始皇帝死而地分」と予言「今年祖龍死」について

ところで、「亡秦者胡也」の録圖書を奏上した方士廬生は、三年後の始皇三十五年（前二二二）、仙薬を捜し出せないことの責任追及を恐れ、始皇帝を非難する言を残して亡命した。

始皇、人と爲り天性剛戾にして自ら用う。諸侯より起こりて天下を并せ、意得て欲從い、以て古より己に及ぶもの莫しと爲す。専ら獄吏に任じ、獄吏、親幸せらるるを得。博士、七十人ありと雖も、特だ員に備わるのみにして用いられず。……上、刑殺を以て威を爲すを楽しむ。……上は過を聞かずして曰、驕り、下は懼伏謾欺して以て容れられんことを取る。……權勢を貪ること、此くの如きに至る。未だ爲に仙薬を求む可からず。（秦始皇本紀）

始皇帝はその裏切り行為に対し、「（廬生らは）今、乃ち我れを誹謗し、以て吾が不徳

を重ねたり。諸生の咸陽に在る者、吾れ人をして廉問せしむるに、或いは詖言を爲して以て黔首を亂す」と激怒し、ついに「禁を犯す者四百六十餘人、皆な之れを咸陽に阮し、天下をして之れを知らしめ、以て後を懲らす」との、所謂「坑儒」を引き起こすに至った。長城・陵墓・阿房宮造営に伴う民の疲弊は極限に達し、焚書坑儒による知識人の不満が高まって、いつ何が起こきても不思議ではない不安定な状況であった。この事態を深刻に受け止めて始皇帝帝に厳しくその非を責めたのは長子扶蘇であった。

天下 初めて定まり、遠方の黔首、未だ集^{あつ}みせず、諸生は皆な孔子を誦法す。今、上、皆な法を重くして之れを縛^{たづな}す。臣、天下の安んぜざるを恐る。唯だ上、之れを察せよ。

それまでも「數々上を直諫」していた扶蘇であったが、扶蘇はここに、「あなたの採用した法治は決して世間から受け入れられない」とその再考を迫った。「人と爲り、天性剛戾にして自ら用う」始皇帝には、扶蘇のこの直言は不遜な指図と映ったことであろう。しかも、それは始皇帝の政治の本質を覆そうとするものであるだけに、今回の批判は許し難かったと思われる。始皇帝が激怒して「扶蘇をして北のかた蒙恬を上郡に監せしむ」との処置を取ったゆえんである。

『史記』は始皇三十五年の扶蘇の始皇帝批判を契機に、始皇帝が扶蘇を疎んじ胡亥を偏愛し始めたかのように記録する。しかし、始皇帝が「二十餘子」(注12) ある中で長子扶蘇と少子胡亥をことのほか気にするのは、それなりの理由がある。

始皇帝は何よりも扶蘇の「人と爲り仁」が気にいらなかった。自分の気性とは正反対とも言える扶蘇は、長子といえども太子にするには不安がある。しかも、胡亥に取り入る宦官趙高からも、「(扶蘇は)剛毅にして武勇、人を信じて士を奮わす」(李斯列傳)とその優れた人となりを認められたように、扶蘇を跡継ぎにすれば、扶蘇に備わった「士を奮わす」力、人々に与える影響力の大きさも別の意味で不安材料となる。これまで「數々上を直諫」して来た扶蘇である。今回も始皇帝に反省を迫った扶蘇である。そんな人物を不用意に太子に立てれば、始皇帝の政治を真っ向から批判することは十分考えられるからである。

一方、胡亥は閭閻から「驕恣にして誅殺すること無道なり」と酷評され、また、「凡そ天下を有つを貴しと爲す所の者は、意を肆ままして欲を極むるを得ればなり。主、明法を重くすれば、下、敢えて非を爲さず、以て海内を制御せん。……吾れ千乗の駕・萬乗の

屬を造り、吾が號名を充たさんことを欲す」(秦始皇本紀)、「彼の賢人の天下を有つや、専ら天下を用て己に適せしむるのみ。此れ天下を有つを貴ぶ所以なり。夫の所謂賢人は、必ず能く天下を安んじて萬民を治む」(李斯列傳)などと自ら言明するように、父親譲りとも言える権力志向、支配欲の強い野心家で、それは始皇帝にとって頼もしい存在と映ったことであろう。始皇帝が自らの激しい気性を受け継いだ胡亥を愛したこと、これが始皇帝が長子扶蘇を疎んじて胡亥にこだわり、太子を決めかねた理由であろう(注13)。結果的には趙高と胡亥によって握り潰されたものの、死に臨んだ始皇帝の遺書は「數々上を直諫」した扶蘇に当てたものであった事実から、始皇帝は扶蘇を太子とする決意をしていたと考えられるのであるが。

しかし、胡亥にしてみれば、長子扶蘇から奪い取った父の愛情を今この時に利用しなければ、一生涯皇帝の地位を手にすることはできない立場にある。何もしなければ決して皇帝になれない者が、その可能性が見え始めると勢いを得てその気になるのは必定。ひとたび権力を求め始めるや、もはや後に引けないという思いと、自分の野望が果たせるだろうかという不安に駆られ、野望実現のための策謀はいよいよエスカレートするであろうことも容易に想像される。権力掌握に魅力を感じる者は、同時にその権力を奪われるのではないかという恐怖に常に脅かされるからである。この恐怖感、父始皇帝がかつて趙(邯鄲)で母の家と不和であった者を皆殺しにさせてまで呂不韋の子であることを隠し、皇帝の權威を保守しようとしたことと無縁ではない。このような事情を知る回りの人間には、胡亥が扶蘇を追いやって二世皇帝になることは充分に予測できたし、胡亥の性格や帝位へのこだわりなどを思えば、早晚二世の代に恐慌を来すであろうことは最も危ぶまれるところであつたはずである。

時あたかも、始皇帝の終焉を予測させる事件が立て続けに起こる。

三十六年、熒惑、心を守る。墜星有りて東郡に下り、地に至りて石と爲る。黔首、或るひと其の石に刻みて曰く、「始皇帝、死して地分れん」と。始皇、之れを聞き、御史を遣わして逐問せしむるに、服するもの莫し。盡く石の傍の居人を取りて之れを誅す。因りて其の石を燔銷す。始皇、樂します。……秋、使者、關東より來り、夜、華陰の平舒道を過ぐ。人有り、璧を持ちて使者を遮りて曰く、「吾が爲に瀟池君に遺れ」と。因りて言いて曰く、「今年、祖龍死せん」と。使者、其の故を問う。因りて忽ち見えず。其の璧を置きて去る。使者、璧を奉じて具さに以て聞す。始皇、默然

たり。良久しくして曰く、「山鬼は固より一歳の事を知るに過ぎざるなり」と。退きて言いて曰く、「祖龍は人の先なり」と。御府をして壁を視しむるに、乃ち二十八年、行して江を渡るとき沈めし所の壁なり。是に於て始皇、之れを卜するに、卦、游徙すれば吉を得たり。北河の楡中に三萬家を遷し、爵一級を拜す。（秦始皇紀）

「亡秦者胡也」の予言から四年、「始皇帝死而地分」と「今年祖龍死」という、始皇帝の死を告げる予言が二つも現れたのである。これらの予言は、始皇帝の施政に対する恨みが極限に達して始皇帝に対する恨み憎しみとなり、始皇帝を殺したいとする願望へと変容したものにはかならない。果たして、始皇帝は年明けてすぐの始皇三十七年十月癸丑、最愛の胡亥を伴い、また胡亥の腹心宦官趙高を引き連れて巡遊し、その年の七月に死亡した。「今年（始皇三十六年）」でこそなかったが、「始皇帝死」、「祖龍死」の予言は見事に的中したのである。

しかも、その前年に扶蘇が始皇の怒りをもって北方に退けられたことは、まだ正式に太子を立てないことと相俟って、周囲に秦王朝の将来に不安を抱かせるに十分であった。あるいは始皇帝に批判的な長子扶蘇が廃嫡されて少子胡亥が太子になるのではないかと予測し、そして胡亥の二世皇帝即位が現実のこととなると、人々の脳裏にかつての予言「亡秦者胡也」が再浮上した。「ああ、もしかするとあの時の予言にあった『胡』とは『北胡』ではなく胡亥のことではなからうか」と。

第四節 「亡秦」の顛末

子楚を秦王にしその子政を皇帝にしたのは大商人呂不韋であった。胡亥の場合、呂不韋の役割を果たしたのは、嫉妬と怨恨の混在した感情から名家蒙氏を密かに殲滅せんとその機を伺っていた宦官趙高である。

趙高は諸趙の疏遠の屬なり。趙高の昆弟數人、皆な隱宮に生まれ、其の母、刑僇を被り、世世卑賤なり。秦王、高の彊力にして獄法に通ずるを聞き、擧げて以て中車府令と爲す。高、即ち私かに公子胡亥に事え、之れに決獄を諭す。高、大罪有り、秦王、蒙毅に令して法もて之れを治せしむ。毅、敢えて法に阿らず、高の罪を死に當し、其の宦籍を除かんとす。帝、高の事に敦きを以て、之れを赦して其の官爵を復す。（蒙

恬列傳)

趙高は生まれてすぐに去勢された宦官で、代々卑しい身分であった。「彊力にして獄法に通ずる」ということで拔擢された趙高は、少子胡亥に近づいて如才なく取り入ったものの、たまたま大罪を犯した時、秦王の厚い信任を受けた蒙毅から死刑を宣告された。しかし、秦王は趙高の仕事熱心に免じて赦した。特別な計らいで死罪を免れたとはいえ、秦王に認められていると自負し秦王の愛する胡亥にも仕えた趙高には、「法もて之れを治して己の爲にせざる」(同上)蒙毅の裁断はあまりに屈辱であったとのみならず、秦王にとって己と蒙毅との相違を思い知らされた。

そもそも蒙氏の家柄は三代にわたって秦に功績を立てた名家で、「始皇、甚だ蒙氏を尊寵し、信任して之れを賢とす。而して蒙毅を親近し、位、上卿に至り、出でては則ち參乘し、入りては則ち前に御す。恬は外事を任じ、而して毅は常に内謀を爲し、名づけて忠信と爲す。故に諸將相と雖も敢えて之れと争うもの莫し」(蒙恬列傳)とあるように、趙高の卑賤な身分とは全く対照的である。祖父蒙驁は昭襄王の時に上卿にのぼり、父蒙武は始皇の時に副將軍として活躍、蒙毅は始皇帝の信任を得て上卿にとりたてられ、蒙恬は上郡に駐屯して匈奴を震撼させた。代々表舞台で大活躍する蒙氏一族、相乗効果的に揚がる名声。始皇帝の信望を得たものと信じていた趙高には、この判決を容赦なく下す側の蒙毅と、それを甘受せざるをえない卑賤な「宦籍」の自分との間に決定的な違いのある事実が白日のもとにさらされたのである。これが引金となって蒙毅に対する怨恨と蒙氏一族への羨望・嫉妬を掻き立てられた趙高は、蒙毅への個人的怨恨を原動力として、胡亥を抱き込んで自らの欲望——趙氏への復讐を謀ることになる。

まず、趙高は権力への魅力を捨てられない胡亥に、「長子至らば、即ち立ちて皇帝と爲らん。而して子 尺寸の地も無からん。之れを爲すこと奈何」などと言葉巧みに不安を煽り、胡亥に二世皇帝即位の野心に火をつけた。そして、「夫れ人を臣とすると人に臣とせらるると、人を制すると人に制せらるるとは、豈に同日に道う可けんや」と巧みに権力の魅力を吹き込み、「小を顧みて大を忘るれば、後に必ず害有らん。孤疑猶預すれば、後に必ず悔有らん。斷じて敢えて行えば、鬼神も之れを避け、後に成功有らん」、「時なるかな時なるかな、間、謀るに及ばず」と悪魔的甘言で籠絡して謀略を決断させたのである

(李斯列傳)。

趙高が胡亥を懐柔しようとした最大の目的は、「蒙毅、法もて之れを治して己の爲にせ

ざるを怨むなり。因りて賊心有り、迺丞相李斯・公子胡亥と陰謀し、胡亥を立てて太子と爲す」(蒙恬列傳)ともあるように、蒙毅が手加減をしてくれなかったことへの憎悪を蒙氏一族を滅ぼすことによって晴らそうとするものであったことは明白である。趙高が胡亥を太子に立てようとしたのも、実はそのためであった。そのことは、趙高が扶蘇に送りつけた偽の詔の中に、「朕、天下を巡り、名山の諸神を禱祠して以て壽命を延ぶ。今、扶蘇、將軍蒙恬と與に師數十萬を將いて以て邊に屯すること十有餘年なるも、進みて前むこと能わず、士卒は多く耗り、尺寸の功無く、及ち反って數々上書して直言し、我が爲す所を誹謗す。罷歸して太子と爲るを得ざるを以て、日夜 怨望す。扶蘇、人の子爲りて不孝なり。其れ劍を賜う、以て自裁せよ。將軍恬、扶蘇と外に居りて、匡正せず、宜しく其の謀を知るべし。人臣と爲りて不忠なり。其れ死を賜う、兵を以て裨將王離に屬せよ」(李斯列傳)とあり、扶蘇と蒙恬の二人にあてたというよりも、まるで扶蘇の「誹謗」「怨望」「不孝」の責任を蒙恬になすりつけ、蒙恬ひとりを攻撃するかのようであることからわかる。また、扶蘇が自殺して胡亥が二世皇帝に即位した後、蒙恬を釈放しようとする胡亥に向かつて、「臣聞く、先帝、賢を擧げて太子を立てんと欲すること久し。而るに毅、諫めて曰く『不可』と。賢を知れども兪々立つ弗きは、則ち是れ不忠にして主を惑わすなり。臣の愚意を以てするに、之れを誅するに若かず」と蒙毅を貶め、蒙氏に傾倒する胡亥を必死で阻止しようとしたことから明らかである。もちろん、それは「趙高、蒙氏の復た貴くして事を用い、之れを怨むを恐る」(蒙恬列傳)とあるように、胡亥が蒙恬を許せば必ずやこれまでの陰謀が発覚して報復を受けることを恐れたからである。かつて呂不韋が子楚によって自らの策謀を立てたように、趙高も「胡亥の爲に忠計するに因りて、以て蒙氏を滅ぼさんと欲し」(同上)、その機会をうかがっていた。

始皇三十七年、趙高が胡亥を二世皇帝に即位させ、憎むべき蒙氏一族を殲滅する絶好のチャンスがに到来した。

始皇三十七年十月、行して會稽^{みゆき}に出遊し、海上に並^そいて、北のかた琅邪^{いた}に抵る。丞相斯・中車府令趙高、符璽令の事を兼行し、皆な従う。始皇、二十餘子有り。長子扶蘇、數々上を直諫するを以て、上、兵を上郡に監せしむ。蒙恬、將爲り。少子胡亥、愛せられ、従わんことを請う。上、之れを許す。餘子、従うもの莫し。其の年七月、始皇帝、沙丘に至る。病 甚し。趙高に令して書を爲り公子扶蘇に賜わしめて曰く、「兵を以て蒙恬に屬し、喪と咸陽に會して葬れ」と。書 已に封ぜられ、未だ使者に授け

ず。始皇 崩ず。書及び璽、皆な趙高の所に在り。獨だ子胡亥・丞相李斯・趙高及び幸宦者五六人のみ始皇の崩ぜしを知る。餘の羣臣、皆な知るもの莫きなり。李斯以爲えらく、「上、外に在りて崩じ、眞の太子無し」と。故に之れを祕す。（秦始皇本紀）

不発に終わった三十二年の予言「亡秦者胡也」は秦帝国の滅亡を告げるものであったが、三十六年の「始皇帝死而地分」「今年祖龍死」の二つの予言は、始皇帝個人の死を予告するものである。そしてその予言は翌年に現実となった。胡亥を二世皇帝にするのは今しかない。もしこの機を逃せば趙高は蒙氏殲滅の機会を失うこととなる。

始皇、沙丘に至りて崩ず。之れを祕して、羣臣、知るもの莫し。是の時、丞相李斯・公子胡亥・中車府令趙高、常に従う。高、雅より胡亥に幸せらるるを得、之れを立てんと欲す。又た蒙毅、法もて之れを治して己の爲にせざるを怨むなり。因りて賊心有り、迺ち丞相李斯・公子胡亥と陰謀し、胡亥を立てて太子と爲す。太子 已に立ち、使者を遣りて罪を以て公子扶蘇・蒙恬に死を賜う。（蒙恬列傳）

是に於て乃ち相い與に謀り、詐りて始皇の詔を受くと爲し、丞相、子胡亥を立てて太子と爲す。更めて書を爲り、長子扶蘇に賜いて曰く、其の書を封するに皇帝の璽を以てし、胡亥の客を遣りて書を奉じて扶蘇に上郡に賜わしむ。使者 至り、書を發く。扶蘇 泣きて、内舎に入り、自殺せんと欲す。蒙恬、扶蘇を止めて曰く、「陛下、外に居り、未だ太子を立てず。臣をして三十萬の衆に將たりて邊を守らしめ、公子、監爲り。此れ天下の重任なり。今、一使者來り、即ち自殺せんとす。安くんぞ其の詐に非ざるを知らん。請う、復た請わんことを。復た請いて後死すも、未だ暮からざるなり」と。使者、數々之れを趣す。扶蘇、人と爲り仁。蒙恬に謂いて曰く、「父にして子に死を賜う。尙お安くんぞ復た請わん」と。即ち自殺す。蒙恬、肯えて死せず。使者、即ち以て吏に屬し、陽周に繋ぐ。（李斯列傳）

事は趙高の心算通りに運び、扶蘇も蒙恬も自殺した。残るは「法もて之れを治して己の爲にせざる」がために趙高に「賊心」を抱かせた蒙毅ひとりである。趙高は胡亥に「沙丘の謀」の発覚をほめかした上に、更に蒙毅の謀反の可能性を匂わせて胡亥の危機感を煽り、ついに蒙毅の死刑執行を決断させて邪魔物を一掃した（注14）。ここに趙高は蒙恬・

蒙毅を殺してかつての蒙毅に対する復讐を果たし、同時に胡亥も扶蘇から奪い取った父始皇帝の愛情を二世皇帝即位という形で成就した。

しかし、もともと期待できるはずもなかった地位を手にとると、人はそれを保守することに汲々とするだけでなく、今度は自分と同じことを誰か他の者にされるのではないかとの猜疑心を強くする。胡亥も例外ではなかった。胡亥が始皇帝の後宮の女性で子供のいない者を殉死させ（注15）、盗掘を恐れて工匠をことごとく閉じ込めて酈山の始皇帝陵を完成させようとしたり（注16）、民に苛酷な成（辺境の守備）・漕（舟送）・轉（陸送）・作（労役）を強要し重税を課して中断していた阿房宮造営を再開した（注17）のは、父始皇帝の遺志を無視し兄扶蘇を殺してまで二世皇帝の地位を奪い取った事実を隠蔽するためであろうし、あくまで父の遺志を継いで二世皇帝に即位したということを周囲にアピールしようとするためのものでもあったろう。しかし、それは自らの行為の後ろめたさや自信のなさの裏返しに過ぎず、皇帝の權威を誇示することによってしか自己の存在を認めさせることのできない胡亥の不安の現れであろう。二世皇帝即位後でさえ、「大臣、服さず、官吏、尙お彊し。及び諸公子、必ず我れと爭わん。之れを爲すこと奈何」（秦始皇本紀）と安心できないように、胡亥の猜疑心の強さは趙高と謀ってついに諸公子を誅したことに見て取れる。

もし扶蘇が始皇帝に疎んぜられることがなければ、趙高さえ現れなければ、胡亥は二世皇帝即位など夢にも考えなかったかも知れない。その夢が現実のものとなると、咸陽の令閭樂（趙高の娘婿）の言うように、胡亥の内にある「驕恣」が噴出し、勢い権力を誇示しようとするのも当然であったと言える。しかし、その驕慢さは、後に趙高が反乱を起こした際、胡亥に自殺を迫った閭樂に向かって、「吾れ願はくは一郡を得て王と爲らん」と懇願し、それが拒否されると「願はくは萬戸侯と爲らん」と拝み倒し、それも望なしとわかると「願はくは妻子と與に黔首と爲り、諸公子に比せん」とひれ伏す卑屈さと表裏一体である。趙高の復讐心に駆られた策謀のお陰で太子となり二世皇帝即位の夢を実現したものの、その内にひた隠しにしてきた自らの小心と愚昧とを一挙に露呈している。

先に趙高が蒙毅の罪を捏造して蒙氏一族を誅滅させるべく胡亥に吹き込んだ時、子嬰は胡亥に猛反対した。子嬰は「今、蒙氏は秦の大臣・謀士なり。而るに主、一旦にして之れを弃去せんと欲するは、臣、竊かに以爲えらく可ならず」と、「忠臣（蒙毅）を誅殺して節行無きの人（趙高）を立つ」ことの非を諫め、「臣聞く、『輕慮の門は以て國を治む可からず、獨智の門は以て君を存す可からず』と」（蒙恬列傳）と諫言している。これは

「思慮のないものに国を治められない。独善家には君を保てない」との意であるが、太子を餌に胡亥を丸め込んだ趙高が「獨智の門」であるなら、趙高の陰謀に乗せられて蒙氏一族を滅ぼした胡亥は、さながら「輕慮の門」と言うことになる。趙高は謀反を諮って二世皇帝に誅戮されそうになると、「（二世皇帝は）禍を吾が宗に歸せんと欲す」（秦始皇本紀）と吹聴して自らは潔白であるかのように子嬰を立てようとしたのは独善行為にほかならず、嚴法で民を威して権力を誇示し、奪取した帝位を保守することに一心のあまり趙高に自殺させられた胡亥は不明の謗を免れない。始皇帝が扶蘇を遠ざけたものの胡亥を太子にする決断ができなかった理由も、恐らくここにあるのだろう。そして、始皇帝が呂不韋の本性を見抜いて早々に切り捨てたことは、始皇帝の明察といわなければならない。それに対して胡亥は宦官趙高に最後まで振り回され自滅に追い込まれたのである。

第五節 「予言」の政治性と「謠」

予言「亡秦者胡也」は災異思想との関連性がないため、これを古代中国の「素朴な未来記」と定義することもある（注18）。しかし、顧炎武が「讖記の興り、實に秦人に始まり、西京の末に盛んなり」（『日知錄』卷三十「圖讖」）と言うように、後の圖讖と全く異質のものとして一蹴することもできない。なぜなら、「予言」はいつの時代にあっても将来に向けて何らかの希望や期待を込めたものであるのだから。たとえそれが特定の個人の不幸を願うものであっても、あるいは統治者にとってどれほど不吉なものであっても、それだけに、いずれの「予言」も当時の世相はもちろん、権力闘争に絡んでうごめく人間像を生む姿で映し出し、現実の社会や政治に対する人々の不満や憤怒を浮き彫りにする。

焚書坑儒に代表される不穏な社会で始皇帝への恨みや憎しみが渦巻く中、秦王朝に対する失望が充溢し、秦王朝の終焉を予測するかのよな諦観が表面化する。始皇三十六年に生まれた「始皇帝死而地分」「今年祖龍死」の二つの「予言」はこのような怨恨・失望・憎悪が噴出したものと考えられる。そして始皇帝の死後、趙高と少子胡亥の陰謀が露呈し、しかもそれが宦官趙高の個人的怨恨と利益に起因していることが判明した。その謀略に乗せられた胡亥、権力欲に翻弄され権力を誇示することに汲々として社会不安を顧みない愚かな胡亥が二世皇帝に即位すると、人々は秦王朝もはやこれまでと見限った。ここに、かつて匈奴撃退に成功しておさめたはずの「亡秦者胡也」の「予言」が復活した。果たして、胡亥の自殺からわずか四十六日で公子嬰が項羽に殺され、秦の統一後わずか十五年

にして、「朕を始皇帝と爲し、後世、計數を以てし、二世三世より萬世に至り、之れを無窮ん傳えん」（秦始皇本紀）との始皇帝の夢はもろくも潰えたのである。この時、人々は明確に意識した、かの「予言」の通り秦王朝を滅ぼした張本人は胡亥であると。

ところで、『漢書』ではこれらの「予言」に関しては次のようにアレンジされる。

史記に、秦始皇帝三十六年、鄭の客、關東より來たりて至華陽に至りしとき、素車白馬の華山の上より下るを望見し、其の人に非ざるを知り、道に往止して之れを待つ。遂に至り、璧を持し客に與えて曰く、「我が爲に鎬池君に遺れ」と。因りて言えらく、「今年、祖龍 死さん」と。忽ち見えず。鄭の客、璧を奉ずれば、即ち始皇二十八年、江を過りしとき湛めし所の璧なり。周の子鼂と應を同じくす。是の歳、石、東郡に隕ち、民、或るもの其の石に刻して曰く、「始皇、死して地 分かれん」と。此れ皆な白祥、炕陽・暴虐にして、號令、從われず、孤陽獨治して、羣陰、附かざるの致す所なり。一に曰く、石は陰の類なり、陰、高節を持し、臣、將に君を危うくせんとす。趙高・李斯の象なり。始皇、畏戒自省せず、反って其の旁らの民を夷滅し、而して其の石を燔燒す。是の歳、始皇 死し、後三年にして秦 滅ぶ。（五行志中之上）

ここにいう「周の子鼂と應を同じくす」とは、周の敬王の王子鼂が河神に福を求めて黄河に宝珪を沈めたところ、後にその宝珪が石に化したという故事で、『漢書』はこの原因を「是の時、王子鼂、天子の位を篡い、萬民、郷かわず、號令、從われず」と、王子鼂の篡位、萬民の離反とし、また、「貴、將に賤と爲らんとす。後二年、子鼂、楚に犇りて死す」と、二年後に王子鼂が楚に出走して死んだことの予兆と解釈し（注19）、始皇帝が揚子江に沈めた「璧」も同じように「始皇 死し、後三年にして秦 滅ぶ」ことを「予言」したものであったというのである。

以上のように、「五行志」には「亡秦者胡也」に関する記録はないが、始皇三十六年の二つの「予言」を災異説によって解釈し、始皇帝の不徳・暴政の応徴、それに対する天の譴責であると説明している。しかも、『漢書』には『史記』にはない不可解な記録も散見する。

まず、六国統合の年（始皇二十六年）、始皇帝の匈奴討伐の応徴として、十二人もの夷狄の長人が現れた、それは匈奴討伐を戒めた天の意であるのだが、天の意を無視したために「後十四年にして秦 亡ぶ」結果を導いたと言うだけでなく、始皇帝の末路は早くも六

国統一の年の不吉な前兆に見えていたとさえ言う（注20）。また、孝公二十一年（前三四一年）には馬が人間を生み、昭王二十年（前二八七年）には雄馬が子を生んで死ぬという異常事態が発生したと言ひ、それを始皇帝の出生に結び付け、「始皇に至り、果たして呂不韋の子なり」と、始皇帝が秦王の子供ではなく呂不韋の子供であることは始皇帝が生まれる遙か昔の怪異に「予言」されていたとし、その事実こそ秦の「自滅の象」であると解するのである（注21）。

このように、『史記』と『漢書』とでは「亡秦」の「予言」もかなり様相を異にする。更に注目すべきことは、時代が下がるとこれらの「予言」は全く新しい展開をすることである。それは、「阿房阿房、始皇を亡ぼす」という、始皇帝の暴政を呪ひ始皇帝の死を願うかのような「童謠」が生まれて巷に謳われていたというものである。

この「童謠」がいつ生まれたのかは定かでない。『史記』や『漢書』に記録のないことから、後世のものとするのが妥当であろう。もしこれが秦末に生まれたのであれば、『史記』はともかく、『漢書』には記録されてしかるべきであろう。『漢書』は秦始皇の「予言」の応徴性・予徴性を鮮明に表明すだけでなく、『史記』にはない秦始皇にまつわる不吉なエピソードを詳述するのに、その『漢書』にこの「童謠」が記録されていないからである。今、これを記すのは梁の『述異記』である。清の梁王綱は「或いは童謠有るに因りて石に刻めるか。史、之れを言わざるは略するなり」（『史記志疑』巻五）と、この「童謠」が始皇三十六年の「予言」発生時点で生まれ「始皇帝死而地分」とともに石に刻まれたとするが信じ難い。「童謠」が大流行しその予言化が進んだ後漢以降のものとするのが至当と考えられる。

ともあれ、「予言」とは、「予言」したことが実現してはじめて人々に「予言」として認められ記憶されるものである。そして、その結果が意外であればあるほど、「予言」が人々に与える印象は鮮明になるというものである。予言「亡秦者胡也」も、宦官趙高が登場したことで意外な展開を見せ、四年後に出現した始皇帝の死を期す二つの「予言」と一連のものとして生まれ変わった。要するに、これらの「予言」はすべて、始皇帝の仙薬探求、焚書坑儒、阿房宮や始皇帝陵の造営によって累積した人々の憤懣・疲弊、太子選定を巡る抗争によって生じた政治の混乱、ひいては不安定な社会に対する憤りから、始皇帝と胡亥、そして趙高を愚弄し罵倒するために次々と生まれたものと考えるべきであろう。

従って、これら三つの「予言」も当時の人々の社会的・政治的不満を噴出させたものであり、「予言」を流布することによって批判の対象に圧力をかけよることを意図したもの

であって、決して「素朴な未来記」と言って済ますことのできない政治的・社会的行為であると考えられる。

古代中国の「予言」とは、「謠」であれ「歌」であれ、あるいは「語」であれ、あくまで現実社会の應徴として生まれたものであって、現実社会に何らかの改善や改革を求めるところに生まれたものである。漢代になって「謠」という極めて効果的な方法を生み出した時、「謠」は太古の占星術や災異説までを包括して「予言」を担い、災惑伝説と結合して神秘性を付与された「謠」は、その神秘的力を發揮して権力機構の醜惡な内実を暴露して糾弾し、体制批判の代名詞のような存在として定着した。そして、何よりも権力機構に圧力をかけ、権力の横暴を阻止するための政治的武器として機能していたのである。

本研究は、中国古代社会における「予言」が社会的にも政治的にもいかに大きな意味をもっていたかということを「謠」を題材にして検証しようとしたものである。それはとりもなおさず、所謂「神秘思想」が古代人にとっていかに現実的・合理的な思维方法であったかということの証しでもある。近年、従来の倫理学・経学研究の対象であり続けた儒教研究を見直して、儒教を内面から支えた中国人の精神的・宗教的側面に目を向けることの重要性が説かれる（注22）が、それは文化の上澄みだけでなく、人間を内面から突き動かすものに目を向けた研究を促すものである。このことは、漢代思想史研究で言えば、漢代の社会的・思想的基盤であったとさえ言える災異説や讖緯説（注23）も、それが学説として確たる理論構築がなされイデオロギーとして定着するには、そこに至るまでに現実社会に生きていた人々の精神活動を包摂して来たはずであろうから、その点を見過ごしてはならないということを示唆している。その意味では、災異説や讖緯説が具体的に現実社会に機能し、君主権抑制や反体制的活動として生きていたのが「謠」であったと言うこともできよう。

第一章注

1 《晉書》五行志且記事以實之。（以發惑爲童謠主者、蓋望文生義、名學所謂「丐詞」也。）自來書史紀錄童謠者、率本此意、多列諸五行妖異之中。蓋中國視童謠、不以爲孺子之歌、而以爲鬼神馮托、如乩卜之言、其來遠矣。……兒歌起原約有二端、或其歌詞爲兒童所自造、或本大人所作、而兒童歌之者。若古之童謠、即屬於後者、以其有關史實、故得附傳至於今日、不與尋常之歌同就湮沒也。

2 『童謠大觀』の編集概要が、「童謠は子供の口から出まかせのようにして生まれたもので、十分氣運に適っている。だから古来、大事変があれば、往々にしてある種の奇怪な童謠が先に現れ、当初はみな何を言わんとしているのか分からないが、後になってようやくそれが前触れであったことを知り、ついにその通りになったのである。これは兒童の先見の明というのではなく、実はその時の氣運によって生まれたものである。これは現今、近年の各地の童謠を録出すれば、有識者はあるいは何がしかの将来的な國運を看取するかもしれないが、どうであろうか（童謠隨便從兒童嘴裏唱出、自然能够應着氣運；所以古來大事變、往往先有一種奇怪的童謠、起始大家莫名其妙、後來方纔知道事有先機、竟被他說着了。這不是兒童先見之明、實在是一時間跟着氣運走的東西。現在把近時的各地童謠錄出、有識見的人也許看得幾分將來的國運、到底是怎樣？」と説明するのに對し、古代の童謠は現代の童謠と同一に論じてはならないとする反論。なお、先の「兒歌之研究」（『紹興縣教育會月刊』第四号、一九一四年一月二十日）並びに「讀『童謠大觀』」（『歌謠』第十号、一九二三年三月十八日）は、現在『欧州文学史・芸術与生活・児童文学論・中国新文学的源流』（岳麓出版社、一九八九年）の『児童文学論』に収められている。

3 一八三九〜一九一三年、幕末から明治の漢学者・歴史家。号は香亭。なお、『歌謠字數考』は大日本圖書より出版。

4 中根はそのすぐ後に「後世に至りては、時事を諷するに、多く落首を以てしたれば、童謠は遂に廢れたり」と、童謠は後世の落首に相当するとしているのだが、周は日本の「落首」が理解できなかったのか、あるいは賛同できなかったのか、この点に関しては語らない。

5 或謂一國一朝代的治亂興亡、事實雖然發生於一時、但事機却是醞釀於多日了。在醞釀而未爆發的時候、旁觀的人、早已料到有如此的結果、不知不覺的、流露在文字語言間。事前無人注意、等到一旦事實發現了、人家就說他是預言；其實也是在情理之中的事、並不

是一件神秘的事。

6 後に天鷹「中国古代民謡」は『中国古代民謡散論』（古典文学出版社、一九五七年）に、劉開揚「略談中古時期的民謡」は『柿葉樓存稿』（上海古籍出版社、一九八三年）に収められた。

7 朱自清は一九四八年に没しており、この書は死後の出版である。

8 謝貴安著（華中理工大学出版社刊）。非常に示唆に富み、また同意できる点も少なくない。しかし、氏は基本的に謠諺を「处在社会下層の广大民衆的心声和思想」、「占社会絶大多數的民衆之志」（前言）とするが、私は必ずしもそのようには考えていない。少なくとも「謠」については多く知識人が関与しており、「民衆」不在の政治的武器として生まれていることも少なくないからである。

9 私も日本の「落書」あるいは「落首」を中国古代の「謠」と同類のものと考えている。拙書『天安門落書』（講談社新書、一九九〇年）及び拙論「『我が憂いを写す』——政治的メッセージとしての落書き」（大修館『月刊言語』vol. 20 No. 9、一九九一年）、「『文化衫文学』と『課桌文学』——抵抗の武器としての落書」（青土社会『現代思想』vol. 21-03、一九九三年）を参照。

10 私は「謠」の内で韻を踏んだ三字句で構成されるものは殆どすべてが特定の個人を非難中傷したもので、極めて毒気の強いものであることに注目し、むしろ「謠」の特徴は三字句にあると考えている。中島千秋『賦の成立と展開』（昭和38年）は漢代の賦に見られる三字句型を分析する中で、三字句は「聴覚文学としての技巧の一つであり、それが他の句型の中にある時は、そこだけが聴覚的印象を強調することにもなる」と言い、「三字句の連続が独特の朗誦調をもっている」こと、また、『呂氏春秋』「尊師」篇の三字句型を「雄弁術の延長としてこのような技巧的表現が成立」と指摘する（第五章第二節（2）「三字句型」）。中国語の三字句の特色については更に検討しなければならぬ問題が多いが、『禮記』「曲禮」に見える子供の行儀作法を説く一文は朱子が「皆な是れ古人の初めて子兒に教えるの語」と指摘しており（『朱子語類』卷七）、また、幼児教育の『三字經』の存在や、現代中国語の罵倒語に三字句が多いことを考えれば、三字句はリズムカルで子供の口にしやすいため、口から口へ伝えるのに有利だったのではないだろうか。また、三字句は語呂が良く覚えて覚えやすいだけでなく、そらを聞いた時のインパクトが強いため、恨みや怒りを謳う「謠」に効果的であったとも思われる。また、最近の「謠」にも、初期の段階では四言・五言で謳われていたものが、三言に生

まれ変わっているものも少なくない。このことは、志村が「古歌謡考」で「三言の歌謡形式はいままでいう快板のリズムに乗るもの」と言うことも通じる。今日、「順口溜」として流行している政治・社会批判の「謠」も本来は「快板」の流れを汲む大衆芸能であったが、今では人口に膾炙する「謠」を指し、その中に三字句を持つものも少なくない。更に、緯書に三字句の書名が多いことも無関係とは考えられない。このことについて、安居香山は「星神の名が三字名であるところから、緯書の三字名も、こうした星神の三字名にちなんでつけられているのではないか」と解釈し、『論語』の章名が二字名であるのに対し、『莊子』が三字名であることも関係するのではないかと言う（『緯書と中国の神秘思想』平川出版社、一九八八年）。しかし、なぜ「三字」であるのかという疑問には答えない。

11 張湛（晉）は「夫能使萬物咸得其極者、不犯其自然之性也」と注する。張注に従えばこの「兒童の謠」の意味するところは、「我々人民の生活が安定しているのは自然の本性に逆らわないからである。だから知らず知らずのうちに天の法則に従うことになっている」となるのか。「立我烝民、莫匪爾極」の一句は『詩經』周頌「思文」に見え、鄭玄は「昔堯遭洪水、黎民阻飢。后稷播殖百穀、烝民乃粒食、萬邦作乂、天下之人、無不於女時得其中者、言反其性」と、「爾極」を后稷の中正と解する。なお、『列子』の最後の一文は、堯も舜も天下を治めるには自然の本性によるのが良いと認識し、その結果、舜は堯から天下を禅譲された時に特別辞退することもなかったというものである。

12 この「鄭語」の話は『古列女傳』巻第七にも見える。また、『史記』周本紀（「童女謠」に作る）でもこの「童謠」が周の滅亡を予告していたという『國語』鄭語の内容が踏襲されるが、司馬遷はこの「童謠」の経緯を記録する前に「周語」の記録を引用し、「幽王二年、西周三川皆震。伯陽甫曰、周將亡矣。夫天地之氣、不失其序。若過其序、民亂之也。陽伏而不能出、陰迫而不能蒸、於是地有地震。今三川實震、是陽失其所而填陰也。陽失而在陰、原必塞。原塞、國必亡。……今周德若二代之季矣、其川原又塞、塞必竭。夫國必依山川、山崩川竭、亡國之徵也。川竭必山崩。若國亡不過十年、數之紀也。天之所弃、不過其紀。是歲也、三川竭、岐山崩。三年、幽王嬖愛褒姒」と記し、むしろ幽王の政治力・人徳のなさが自然災害を頻発させ、そこに周の滅亡の兆候を見て、「童謠」の予言だけを殊更に強調することはしない。

なお、『國語』の「童謠」は『東周列國志』（明・馮夢龍撰）では「月將升、日將沒。壓弧箕箒、幾亡周國」と変じ、しかも「有紅衣小兒、到於市中、教吾等念此四句、不知

何故、一時傳遍、滿京城小兒不約而同、不止一處爲然也」と言われる。そして、「那紅衣小兒、還是何人？」との宣王の問いに、太史伯陽父が「上天儆戒人君、命熒惑星化爲小兒、造作謠言、使羣兒習之、謂之童謠。小則寓一人之吉凶、大則係國家之興敗。熒惑火星、是以色紅。今日亡國之謠、乃天所以儆王也」と答えているように、熒惑星と結び付けて解説されている。「童謠」と熒惑との関係については第五章で論ずる。

13 この挿話は『說苑』指武篇にも見える。なお、「大冠若箕、脩劍呿頤。攻狄不能下、壘枯丘」は、『說苑』では「大冠如箕、長劍拄頤。攻翟不能下、壘於梧丘」とあってほとんど同じであるが、最後の一句の意味が通じにくい。『資治通鑑』「周赧王三十六年」ではこれを「齊小兒謠」として「大冠如箕、脩劍拄頤。攻狄不能下、壘枯骨成丘」に作る。最後の一句のは『資治通鑑』の記す「枯骨を壘ねて丘を成す」がわかりやすい。

14 現行の『孔子家語』は王肅の偽書とするのが定説となっているが、『漢書』藝文志にも著録されていることから漢代には確実存在していたことは事実であるので、現行のものにもある程度は漢以前の社会や思想が映し出されていると考えられる。なお、この二つの逸話は『說苑』にもひとつにまとめて「辨物篇」に見え、そこに劉向は「夫れ謠の後、未だ嘗て應隨する者有らずんばあらず。故に聖人は獨だ道を守るのみに非ず、物を睹て記すや、即ち其の應を得」とコメントしている。先の周滅亡に関する司馬遷やこの劉向の見解にも、漢代に「謠」が「予言」として定着して行く過程の一面を伺うことができる。

15 宋・高承『事物紀原』卷第十「童謠」及び明・王三聘『古今事物考』卷第二「謠」では、いずれも『列子』を根拠に「則童謠之起、自堯時已然也」と判定しているが、『列子』の一例をもって断定するのは無謀であろう。

16 爾雅曰、「聲比於琴瑟曰歌、徒歌曰謠。亦謂之謠」(原注 謂無絲竹之類、獨歌之)。

韓詩章句曰、「有章曲曰歌、無章曲曰謠」。

17 晉侯圍曹、門焉。多死。曹人尸諸城上。晉侯患之。聽輿人之謀曰、稱「舍於墓。」師遷焉。曹人兇懼。爲其所得者、棺而出之、因其兇也而攻之。三月丙午、入曹、……夏、四月戊辰、晉侯・宋公・齊國歸父・崔夭・秦小子憖次于城濮。楚師背鄢而舍。晉侯患之。聽輿人之誦、曰、「原田每每、舍其舊而新是謀。」公疑焉。子犯曰、「戰也。戰而捷、必得諸侯。若其不捷、表裏山河、必無害也。」……(『春秋左氏傳』僖公二十八年)

18 (子產)從政一年、輿人誦之曰、「取我衣冠而褚之、取我田疇而伍之。孰殺子產。吾其與之。」及三年、又誦之曰、「我有子弟、子產誨之。我有田疇、子產殖之。子產而死、

誰其嗣之。」……（『春秋左氏傳』襄公三十年）

19 杜預は『春秋左氏傳』の引く『夏書』を逸書と言う。今、『尚書』「胤征」に「每歲孟春、適人以木鐸徇于路」、『周禮』「天官小宰」に「正歲、帥治官之屬、而觀治象之法、徇以木鐸、曰、不用法者、國有常刑」とある。

20 孔穎達も「童魼之子、未有念慮之感、不解自爲文辭、而羣聚集會、成此嬉遊遊戲之言。其言韻而有理、似若有神馮之者。其言或中或否。不可常用。博覽之士、及能懼思之人、兼而志之、以爲鑒戒、以爲將來之驗。有益於世教。故書傳時有采用之者」と、全く同様の見解を示す。

21 韋昭は「行歌曰謠、丙之辰・壓弧箕服之類是也」と注する。

22 魯夫戰國已前、其言皆可諷詠、非但筆削所致、良由體質素美。何以覈諸。至如「鶉賁」（『春秋左氏傳』僖公五年）・「鸛鳴」（僖公二十五年）、童豎之謠也。「山木」（隱公十一年）・「輔車」（僖公五年）、時俗之諺也。「蟠腹棄甲」（宣公二年）、城者之謳也。「原田是謀」（僖公二十八年）、輿人之誦也。斯皆芻詞鄙句、猶能溫潤若此。況乎束帶立朝之士、加以多聞博古之識者哉。則知時人出言、史官入記、雖有討論潤色、終不失其梗概者也。（『史通』卷第六「言語」）

23 顏師古は「謠俗謂閭里歌謠、政教善惡也」と注し、「謠」を現実政治に多大な影響をもたらすものと認めている。

24 『文選』（卷第十四「志」上）は「飄飄風而蟬蛻兮」に作り、班昭は「飄、飄飄也。南風曰飄風。朔、北方也」と注する。「巨滔天而泯夏兮」の「滔天」については、班昭も顏師古も「滔、漫也」と注し、また、『尚書』堯典の「蕩蕩懷山襄陵、浩浩滔天」の孔傳に「浩浩盛大若漫天」とあるため、中島千秋『賦の成立とその展開』（第五章第五節「賢人失志の賦の系統」）では「天に滔る」と訓んで「天にはびこる程の大悪」と解釈する。意味は通ずるし、後に「滔天之勢」という成語もある（『晉書』帝紀第五「孝懷帝」）が、ここは『詩經』大雅「蕩」の「天降滔德、女興是力」に基づくと考えられ、「滔、慢也」（毛傳）及び「厲王施僭慢之化」（鄭箋）に従って「あなどる」と訓むのが正しいと思われる。「あなどる」と訓めば、顏師古が「滔、漫也」の後に続けて「言不畏天也」と注するのと一致することにもなる。

また、「行謠」について見ても、「行歌」「行吟」「行詠」と同意義と見て「行謠う」と訓むのが通行しているが、「徒歌曰謠」（顏師古）、「言父遭亂、猶行歌謠、意欲救亂也」（李善）の注からも、ここは「行文」の「行」と考えられる。あえて「謠を

「行る」と訓んだ所以である。因に、小尾郊一訳注『文選』二（集英社刊）は中島と同じ訓み（解釈）をしている。

25 前注23を参照。

26 『文選』李善注に引く晉・摯虞撰『文章流別論』

27 前掲中島『賦の成立とその展開』（第五章第五節「賢人失志の賦の系統」）。また、氏が班固の「幽通賦」が「文学者たることを志したものではない」、「文明批評的になるのも政治家としての眼があるからである」と言うように、当時すでに美辞麗句を並べ立てた「単なる詠物的賦である賦頌が亡んでしまい」、現実の社会や政治に対して自己主張する内的欲求の発露たる「賦」や「謠」が行われたと言うこともできる。

28 李邵は、大將軍梁冀の誣告にあって殺された李固の父。なお、『後漢書』和帝紀には一致する記録はない。しかしながら、和帝治世の十七年間に発生した災害異変は尋常ではない数で、そのつど和帝は自らの非を反省して詔を下し様々な措置を講じており、その一環として度々使いを郡国に派遣して被害の実状を視察させている。ここに言う「和帝の即位するや、使者を分遣し云々」は、永元五年（九三）三月「庚寅、遣使者分行貧民、舉實流冗、開倉賑稟三十餘郡」がこの記録に相当するものか。

29 李賢は「謠言、謂聽百姓風謠善惡而黜陟之也」と注する。

30 『春秋左氏傳』隱公六年の周任（周の大夫）の言葉「爲國家者、見惡如農夫之務去草焉。芟夷蕪崇之、絕其本根、勿使能殖、則善者信矣」に基づく。

31 『隋書』經籍志は『漢書』藝文志の「小説家者流、蓋出於稗官。街談巷語、道聽塗說者之所造也。孔子曰、雖小道、必有可觀者焉、致遠恐泥。是以君子弗爲也。然亦弗滅也。閭里小知者之所及、亦使綴而不忘。如或一言可采、此亦芻蕘狂夫之議也」をほぼ踏襲したものであるが、「孟春、徇木鐸以求歌謠、巡省觀人詩、以知風俗。過則正之、失則改之、道聽塗說、靡不畢紀。周官、誦訓掌道方志以詔觀事、道方應以詔辟忌、以知地俗。而訓方氏掌道四方之政事、與其上下之志、誦四方之傳道、而觀衣物、是也」と、「歌謠」の政治的・社会的役割を強調している点は『漢書』にはなかったところである。

32 『隋書』は「衣物」に作るが『周禮』夏官訓方氏に従って改めた。

第二章注

1 睦弘と夏侯勝の「予言」については第三章第一節を参照。

2 日原利国「災異と讖緯——漢代思想へのアプローチ」(『漢代思想の研究』所収、研文出版、一九八六年)は、例えば、文帝が水害・旱害を「朕の政に失う所有るか、行いに過ち有るか」(『漢書』文帝紀)と反省する後元年の詔を「不完全ながら災異天譴的な主張は現れている」とし、これを「災異説の原型」としている。

3 『史記』はこの歌を記録せず、趙相周昌が呂太后を拒絶した経緯を詳述する。すなわち、『漢書』ではこの歌が趙王如意鳩殺の引金になっているが、『史記』では「高帝、臣に趙王を屬せり」と、高祖が趙の宰相建平侯周昌に趙王の将来を託していた事実を呂太后が知ったこと、そして趙王を召し出せとの呂太后の要請を拒否したことが呂太后の怒りを増幅させ、趙王殺害を決意させたようになっていいる。

呂后最怨戚夫人及其子趙王、迺令永巷囚戚夫人、而召趙王。使者三反、趙相建平侯周昌謂使者曰、「高帝屬臣趙王、趙王年少。竊聞太后怨戚夫人、欲召趙王并誅之、臣不敢遣王。王且亦病、不能奉詔。」呂后大怒、迺使人召趙相。趙相徹至長安、迺使人復召趙王。王來、未到。孝惠帝慈仁、知太后怒、自迎趙王霸上、與入宮、自挾與趙王起居飲食。太后欲殺之、不得間。孝惠元年十二月、帝晨出射。趙王少、不能蚤起。太后聞其獨居、使人持酖飲之。黎明、孝惠還、趙王已死。於是迺徙淮陽王友爲趙王。夏、詔賜酈侯父追諡爲令武侯。太后遂斷戚夫人手足、去眼、燬耳、飲瘡藥、使居廁中、命曰「人彘」。居數日、迺召孝惠帝觀人彘。孝惠見、問、迺知其戚夫人、迺大哭、因病、歲餘不能起。使人請太后曰、「此非人所爲。臣爲太后子、終不能治天下。」孝惠以此日飲爲淫樂、不聽政、故有病也。

4 『漢書』高五王傳は、「諸呂用事兮、劉氏微。迫脅王侯兮、彊授我妃。我妃既妒兮、誣我以惡。讒女亂國兮、上曾不寤。我無忠臣兮、何故棄國。自快中野兮、蒼天與直。于嗟不可悔兮、寧早自賊。爲王餓死兮、誰者憐之。呂氏絕理兮、託天報仇(諸呂、事を用いて、劉氏 微なり。王侯を迫脅し、彊いて我に妃を授く。我が妃 既に妒み、我を誣うるに惡を以てす。讒女、國を亂すも、上、曾て寤らず。我に忠臣無きも、何故に國を棄てん。自ら中野を快しとすれば、蒼天も直きに與せん。于嗟、悔いる可からず、寧ろ早く自ら賊なわん。王と爲りて餓死するも、誰か之れを憐れまん。呂氏、理を絶つ。天に託して仇に報いん)」に作る。『漢書』の方が意味が通りやすい。

5 顔師古は「比之於子也」(『漢書』高五王傳)と、「我が子のように養った」と解釈

する。沈欽韓は「蓋以小兒視之、非愛之也」（『史記會注考證』）と言い、呂太后が二十歳の朱虛侯を子供扱いしたと理解する。父悼惠王は城陽郡を呂太后の娘魯元公主に湯沐の地として献上しており、次の哀王（朱虛侯の兄）も呂太后が兄の子酈侯呂台を呂王とした時に齊の濟南郡を割いて呂王の邑とし、父子二代にわたって呂太后を喜ばせたこと、そのすぐ後に呂太后が劉章を朱虛侯に封じ、呂祿の娘をその妃として与えたことなどを考えれば、呂太后は朱虛侯にわ我が子なみに心を許していたかと思われ、沈欽韓ではなく顔師古の解釈に従う。

6 高祖十二年四月甲辰、崩長樂宮、太子襲號爲帝。是時高祖八子。長男肥、孝惠兄也、異母、肥爲齊王。餘皆孝惠弟、戚姬子如意爲趙王、薄夫人子恆爲代王、諸姬子子恆爲梁王、子友爲淮陽王、子長爲淮南王、子建爲燕弟。（『史記』呂太后本紀）

高皇帝八男。呂后生孝惠帝、曹夫人生齊悼惠王肥、薄姬生孝文帝、戚夫人生趙隱王如意、趙姬生淮南厲王長、諸姬生趙幽王友・趙共王恢・燕靈王建。（『漢書』高五王傳）

7 司馬光はこの「民歌」を「文帝十二年」ではなく、「文帝七年六月癸酉、未央宮東闕災」のすぐ後に、「民有歌淮南王者曰、一尺布、尙可縫。一斗粟、尙可舂。兄弟二人不相容。帝聞而病之」と記す（『資治通鑑』卷十四「漢紀六」）。これは司馬光がこの「民歌」が文帝十二年にあることに疑問をもったことによるものであろう。同時に、司馬光の改編は『漢書』と立場を同じくし、後述するように、この「民歌」を度重なる火災によってもたらされる不安が引金になっていると考えたことの証しともなる。（本章第五節を参照）

8 以下、第二節では、特に出典を示さないものはすべて『史記』淮南衡山列傳による。

9 魯迅は、この「民歌」は『漢書』では「一尺布、尙可縫。一斗粟、尙可舂。兄弟二人不能相容」、『前漢紀』では「一尺布、暖童童。一斗粟、飽蓬蓬。兄弟二人不相容」となっているが、「比較起來、好像後者是本來面目」と、『前漢紀』のものが本来の姿であるらしいと言う（『門外文談』）。しかしながら、魯迅の言う前者は『史記』に載せるものであり、また後者は『前漢紀』に見えない。『淮南鴻烈解叙』に、「時民歌之曰、一尺繒、好童童。一升粟、飽蓬蓬。兄弟二人不能相容」とあるが、魯迅が何に拠ったのか定かではない。もっとも、魯迅自身も「中國文學家、是頗有愛改別人文章の脾氣的」、そのため「古書里採録的童謠・諺語・民歌」の多くは「但已經刪掉了些也說不定的、只是一個提要」と言うように、この種の「歌」や「謠」は口誦によるため文字の異同があるのは当然である。従って、いずれが本来のものだと断定することにはあまり意味が

ない。今は『史記』の記載に従う。

10 裴駰『史記集解』では孟康の注を「漢書音義に曰く」と誤って引く。また、顔師古は臣瓚の説を是とする。

11 於是乃遣淮南王、載以輜車、令縣以次傳。是時袁盎諫上曰、上素驕淮南王、弗爲置嚴傳相、以故至此。且淮南王爲人剛、今暴摧折之、臣恐卒逢霧露病死、陛下爲有殺弟之名、奈何。上曰、吾特苦之耳、今復之。（『史記』淮南衡山列傳）

12 本注6を参照。

13 もう一人の子の劉良はこの時すでに死亡しており、跡継ぎもなかった。また、廬江王賜は「（景帝四年）吳使者至廬江、廬江王不應、而往來使越。至衡山、衡山王堅守無二心。及吳・楚已破、衡山王入朝。上以爲貞信、勞苦之、曰、南方卑濕。徙王王於濟北以褒之。廬江王以邊越、數使使相交、徙爲衡山王、王江北」（『資治通鑑』卷十六「漢紀八」）と、領地替で衡山王となっている。

14 「時又封淮南厲王四子皆爲列侯。誼知必上將復王之也、上疏諫曰、竊恐陛下接王淮南諸子、曾不與如臣者孰計之也。淮南王之悖逆亡道、天下孰不知其辜。陛下幸而赦遷之、自疾而死、天下孰以王死之不當。……」（『漢書』賈誼傳）。なお、司馬光も賈誼の上疏をこの「民歌」に続けて孝文八年に具さに記録する。

15 不害、不害の子建、爽の娘無采の最後は定かでない。

16 「民歌」にせよ「兒歌」あるいは「民謠」・「童謠」にせよ、すべて具体的な事件がきっかけとなって生まれるものであり、従ってそこには必ず特定の人物が隠されており、登場人物が不特定多数というのは考えられない。

17 班固も、「贊曰、詩云戎狄是膺、荆・舒是懲。信哉是言也。淮南・衡山親爲骨肉、疆土千里、列在諸侯、不務遵蕃臣職、以丞輔天子、而馴懷邪辟之計、謀爲畔逆、仍父子再亡國、各不終其身。此非獨王也、亦其俗薄、臣下漸靡使然。夫荆楚剽輕、好作亂、乃自古記之矣」（『漢書』淮南衡山濟北王傳）と、司馬遷の見解を踏襲している。

18 『史記』及び『漢書』はこの「兒歌」がいつ生まれたものか言わないが、後述するように、魏其侯竇嬰と田蚡との対立の経緯や田蚡が灌夫の行状を武帝に奏したこと、また、灌夫が一族もろとも元光四年（前一二）に処刑されていることなどから、それ以前、遅くとも元光初めに作られ謳われたものと考えられる。あるいはもう少し早い時期、竇太后が崩御して賓客たちが竇嬰の元を去り、片や田蚡が王太后のお陰で勢力をつけた建元六年（前一二）頃に作られたとも考えられる。なお、『資治通鑑』はこの兒歌を採

録しないが、胡三省は元光三年の「丞相（田蚡）乃奏案、灌夫家屬橫潁川、民苦之」に「夫宗族・賓客爲權利、橫於潁河川。小兒歌之曰、云々」と注記している。

19 以下、第三節では、特に出典を示さないものはすべて『史記』魏其武安侯列傳による。

20 『史記』魏其武安侯列傳には「孝景崩、今上初卽位、以爲淮陽天下交、勁兵處、故徙夫爲淮陽太守」とある。『漢書』竇田灌韓傳もほぼ同じで、いずれもなぜ灌夫を淮陽太守に任命したのか明言しない。『史記會注考證』は明の陳子龍の説を引用して「人主初卽位、恐有奸人謀非常者、故置名太守以鎮之」と注する。今、陳子龍の説に従って解釈した。

21 本節注18を参照。

22 『史記』は「（建元）二年、夫與長樂衛尉竇甫飲、輕重不得、夫醉、搏甫。甫、竇太后昆弟也。上恐太后誅夫、徙爲燕相」と言い、この時も武帝は灌夫を燕国の宰相に転勤させ、竇太后の報復から灌夫を守っている。

23 後述するように、この頃すでに武安侯田蚡は王太後の異父弟ということで目をかけられ、「天下の吏士、勢利に趨る者、皆な魏其を去りて武安に歸」し、建元六年に丞相となると、「天下の士、郡・諸侯、愈々益々武安に附く」ようになっていた。

24 田蚡が籍福を使って竇嬰の田地を請わしめた「魏其の城南の田」事件は、竇嬰追い落としのためにまずは灌夫をくじくべしと田蚡に決意させた事件である。籍福の経歴は詳らかでないが、竇嬰と灌夫から罵倒された籍福は、「兩人、鄒有るを惡み、乃ち謾りて自ら好く丞相に謝し」と、兩人の対立を恐れてその場をうまく取り繕って田蚡をなだめたという。これより前（建元元年）、籍福は田蚡に「天下の士、素より之れ（竇嬰）に歸す」現実を説いて丞相の位を竇嬰に譲るよう進言し、田蚡は籍福の言う「賢に譲るの名」を挙げんとしてそれに従ったこともある。なぜ籍福が田蚡に付いているのが未詳であるが、『史記』季布欒布列傳には、籍福と灌夫はかつて季布の弟季心（当時、義俠心に厚いことで有名）の元で弟分として一緒であったと言う（本注26を参照）。司馬遷は季布や季心・欒布らを義俠心に厚く、一度約束したことは必ずやり遂げる「然諾」を重んずる人物であると高く評価する。籍福にいかなるいきさつがあったにせよ、ひとたび田蚡に付いた籍福が誠心誠意田蚡に尽くそうとするのは灌夫と同様であったと考えるべきであろう。しかし、籍福と灌夫の二人が季心の元で同じ釜の飯を食った間柄であったことが、竇嬰と灌夫が田蚡の要求を拒否した時にあえて田蚡にそのまま報告しなかった（隠した）理由でなからうか。灌夫が命を惜しまず竇嬰に尽す義俠心は籍福が田蚡に対

する抱くそれとは大いに異なり、それ故、時の権力者田蚡に敢然と立ち向かう灌夫の生きざま、「任俠を好み、已ず然諾す」る任俠の精神を貫徹する灌夫の気概に籍福は羨望に似たものを感じていたようで、そのことが籍福をして灌夫を田蚡から庇わしめたとも言えよう。

25 『史記』は「元光五年十月」とするが誤り。張守節が言うように、灌夫・竇嬰・田蚡の三人は同年に死んでいる。すなわち、灌夫は元光四年十月に処刑され、その十二月末に竇嬰が処刑され、その年の三月に田蚡が病死している。この混乱が生じたのは「漢、十月を以て歳首と爲すが故なり」（『魏其武安侯列傳』正義）。なお、『漢書』では元光四年冬に竇嬰が死に、三月に田蚡が死んだことになっている。

26 司馬遷は、「蜚語有り、惡言を爲して上に聞し」たことが竇嬰処刑の引金となったと言う。しかし、「蚡、僞作して誹謗の語を飛揚す」との張晏の注をまつまでもなく、司馬遷はこれが田蚡の陰謀だと考えている。それは、もともと武帝は「魏其を殺すに意無し」であったと記す司馬遷の記述からも、田蚡があわただしく十二年の大晦日に処刑されたのは春になって死刑執行ができなくなったり、あるいは立春に特赦が出て減刑されたりして事の真相が明らかになることを田蚡が恐れたからであると、十分読み取ることができる。

27 季布弟季心、氣蓋關中、遇人恭謹、爲任俠、方數千里、士皆爭爲之死。嘗殺人、亡之與、從袁絲（袁盎のこと）匿。長事袁絲、弟畜灌夫・籍福之屬。嘗爲中司馬、中尉郅都不敢不加禮。少年多時時竊籍其名以行。當是時、季心以勇、布以諾、著聞關中。（『史記』季布列傳）

28 司馬遷は彗星の出現に関して、「淮南王、心に之れを怪しむ」と言うだけで、淮南王安の謀反を彗星の応徴とは言わないが、班固はこの彗星の出現を淮南王安の「邪謀」を予告するものとしている。本章第五節参照。

29 実は、司馬遷はこの言辞を「魏其武安侯列傳」中に、「淮南王安の謀反、覺し治せらる。王、前に朝せしとき、武安侯大尉爲り。時に王を弒えて霸上に至り、王に謂いて曰く、『上、未だ太子有らず。大王、最も賢にして、高祖の孫。卽し宮車晏駕せば、大王立つに非ずして、當に誰なるべきや』と。淮南王、大いに喜び、厚く金財物を遺る」と繰り返して記している。

30 丞相入奏事、坐語移日、所言皆聽。薦人或起家至二千石、權移主上。上乃曰、君除吏已盡未。吾亦欲除吏。嘗請考工地益宅。上怒曰、君何不遂取武庫。

31 韓安國は田蚡に金品を贈るなどして王太后に口添えしてもらい、北地都尉から大司農に昇進し、田蚡が丞相となった建元六年には御史大夫になっている。もちろん、「天子も亦た素より其の賢なるを聞」いていたからであって、決して賄賂で手に入れた地位ではない。「財に貪嗜す」と言われるように貪欲な一面もあるが、「推舉する所は皆な廉士、己より賢なる者なり。梁に於て壺遂・臧固・鄧他を擧ぐ。皆な天下の名士なり。士、亦た此れを以て之れを稱慕し、唯だ天子、以て國器と爲す」と、きっかけはともあれ、武帝が韓安國に全幅の信頼を寄せていたことは間違いない（『史記』韓長壽列傳）。司馬遷も「智は以て近世の變に應ずるに足り、寛は用て人を得るに足る」（『史記』太史公自序）と、その人柄と叡知とを称賛している。

32 『漢書』五行志に関する專論として、釜田啓一「『漢書』『五行志』災異理論の再検討」（『中国研究集刊』総第十八号、一九九六年）、資料整理を目的としたものとして、影山輝国「西漢・新災異年表」（『人文科学紀要』第八十五輯、一九八七年）、坂本眞償「『漢書』五行志の災異説——董仲舒と劉向説の資料分析——」（『日本中國學會報』第四十集、一九八八年）がある。また、吉川忠夫・富谷至共訳『漢書五行志』（平凡社東洋文庫、一九八六年）を参照。

33 劉向の災異思想については田中麻紗巳「劉向の災異説」（『兩漢思想の研究』所収、研文出版、一九八六年）、池田秀三「劉向の學問と思想」（『東方學報 京都』第五十冊、一九七八年）を参照。

34 「武帝紀」に「元光元年秋七月癸未、日有蝕之」とある。

35 「武帝紀」には「元狩元年冬十月、行幸雍、祠五畤。獲白麟、作白麟之歌。十一月、淮南王安・衡山王賜謀反、誅。黨與死者數萬人。十二月、大雨雪、民凍死」とある。

36 「文帝紀」に見える「七年六月癸酉、未央宮東闕罌災」に対して、「五行志上」は「文帝七年六月癸酉、未央宮東闕罌思災。劉向以爲、東闕所以朝諸侯之門也。罌思在其外、諸侯之象也。漢興、大封諸侯王、連城數十。文帝卽位、賈誼等以爲違古制度、必將叛逆。先是、濟北・淮南王皆謀反、其後吳楚七國舉兵而誅」と論じ、厲王の謀反はすでに過去の事実の例証として挙げられている。

37 何休は「禮、天子諸侯臺門、天子外闕兩觀、諸侯內闕一觀」（昭公二十五年）、「雉門・兩觀、皆天子之制」（定公二年）と注する。また、『春秋公羊傳』の「記災也」に注して、「此本子家駒諫昭公、所當先去以自正者、昭公不從其言、卒爲季氏所逐。定公繼其後、宜去其所以失之者。故災亦云爾」と言う。これは昭公が魯に勢力を持つ季氏を

「季氏爲無道、公室（諸侯）を僭すること久し」として殺そうとしたところ、子家駒が昭公自身の「天子を僭」する事実——「設兩觀、乘大車、朱干・玉戚、以舞大夏、八佾以舞大武」と、「季氏、民衆を得たること久し」い事実をつきつけて、これ以上恥さらしなことは止めよと忠告した。しかし昭公は子家駒の忠告を無視して季氏を殺そうとして敗北し、齊に亡命したこと（『春秋公羊傳』昭公二十五年）を指している。すなわち、何休の解釈では、定公は昭公の後を継いだために、昭公の「僭禮」のもとを絶とうとして火災が発生したということになる。

38 十月に灌夫、十二月に竇嬰、三月に田蚡と、次々に死んでいった元光四年四月、「武帝元光四年四月、霜隕りて草木を殺らす」ことがあったが、班固は京房『易傳』を引いて「佞人、刑に依る、茲れを私賊と謂う。其の霜、草根土隙の瑯に在り。教えずして誅す、茲れを虐と謂う。其の霜、反って草下に在り」（五行志中之下）と言うだけで、この現象を田蚡に起因させないが、ここにいう「佞人」はいかにも田蚡を指すかのようにある。

第二章注

1 前掲の日原利国「災異と讖緯——漢代思想へのアプローチ——」は、昭帝の始元六年（前八一）に開催された塩鉄論議では「陰陽災異説そのものが実際政治にはほとんど喰いこんでこない」が、劉向・劉歆、夏侯勝、李尋、京房、翼奉あたりから「災異説に顕著な変化が現れる。神秘的な予言への傾斜、予占化である」と言う。そして、それ以前前の眭弘・夏侯勝の「予言」は「当時としては稀なものであり、災異説の予占的傾向の目だつのは、やはり元帝以後である」と結論している。また、前掲の田中麻紗巳「劉向の災異説」は、劉向は董仲舒の災異説を展開するが、劉向の災異思想は董仲舒と同じく災異を天の君主への譴責とするものであって、「予言へと進もうとしなかったのが、劉向説の一つの傾向、というよりむしろ本質的な傾向であった」と言う。大きな思想史の流れとしては全くその通りだと思うが、いずれも二人の「予言」の内容については特に分析しない。

2 重澤俊郎「董仲舒研究」（『周漢思想研究』所収、弘文堂書房、一九四三年）参照。

3 「武五子傳」に、「初、上年二十九乃得天子、甚喜、爲立祿、使東方朔・枚舉作祿祝」とあり、顔師古は「祿、求子之神也」、「祝、祿之祝辭」と注する。

4 「江充傳」によれば、避暑に出ていた武帝の元に戾太子が使者を遣わしてご機嫌伺いに行かせたとき、使者の馬車が天子の通る馳道に入った。それを監視していた江充が見つけて「不敬」と断じて武帝に訴えたところ、武帝は「人臣、當に是くの如かるべし」と喜んだと言う。武帝の信頼を勝ち取った狡猾な江充が、更に罪を捏造されて武帝に疎まれることを恐れた戾太子は、このことから江充を憎むようになった。

5 班固は武帝太初元年（前一〇四）に発生した柏梁臺の火災、太始四年（前九三）秋七月に趙で現れた蛇の異、征和二年（前九一）に涿郡の製鉄所で起きた変を「巫蠱の禍」の予徴と見ている。特に柏梁臺の火災は、「太初元年十一月乙酉、未央宮の柏梁臺に災あり。是れより先、大風ありて其の屋を發く。夏侯始昌、先に其の災日を言う。後、江充、衛太子を巫蠱すること有り」（『五行志上』）とあるように、夏侯始昌（夏侯勝の父）によって前以て「予言」されており、この火災の応驗が「巫蠱の禍」であるかのように記す。また、太始四年秋七月と征和二年の異変に関しては次のように記し、天が異変を下して譴告しているにもかかわらず、それに気づかなかった武帝の不明をも誇るかのようである。

武帝太始四年七月、趙有蛇從郭外入、與邑中蛇鬪孝文廟下、邑中蛇死。後二年秋、

有衛太子事、事自趙人江充起。(五行志下之上)

征和二年春、涿郡鐵官鑄鐵、鐵銷、皆飛上去。此火爲變使之然也。其三月、涿郡太守劉屈氂爲丞相。後月、巫蠱事興、帝女諸邑公主・陽石公主・丞相公孫賀・子太僕敬聲・平陽侯曹宗等皆下獄死。七月、使者江充掘蠱太子宮、太子與母皇后議、恐不能自明、乃殺充、舉兵與丞相劉屈氂戰、死者數萬人、太子敗走、至湖自殺。明年、屈氂復坐祝禮要斬、妻梟首也。(五行志上)

なお、夏侯始昌は董仲舒・韓嬰亡き後、武帝からの信任厚く、この柏梁臺火災の「予言」によって一層名を揚げ、武帝は李夫人の子昌邑哀王禰の太傅に任命している。

6 吉川幸次郎『漢の武帝』(岩波新書、一九四九年) 参照。

7 戾太子と昭帝以外の四人の庶子を整理すると次のようになる(「武五子傳」及び「外戚傳」)。

李夫人の子昌邑哀王禰。天漢四年(前九七)に王に立ち、在位十一年にして薨す。戾太子の自殺した年にはまだ存命であったが、特に野心がなかったのか、あるいは武帝の心情を察知して現実を冷静に判断したのか、それとも太子を巡る争いを避けようとしたのか、武帝崩御の年に早世するまでの間、特に目立った動きはない。

王夫人の子齊懷王閔。元狩六年(前一一七)に、燕王旦・廣陵厲王胥と共に同日に王に立てられた。武帝の王夫人への寵愛は甚だしく、閔は武帝から最も愛されたが、王に立って八年、元封元年(前一一〇)に薨じた。もし世にあれば、順序からしても戾太子の死後に太子となるべき立場にあったが、戾太子自殺の時にはすでに世になく、子もなかったため後に国は除かれた。

李姬の子燕刺王旦と廣陵厲王胥。燕刺王旦は、戾太子と齊懷王閔の死後は順序から考えて太子に立つべき立場にあると考えて上書したが、かえって武帝の怒りをかい武帝に憎まれた。

淫乱・放逸・粗暴・無軌道の弟廣陵厲王胥は、昭帝に子供がなく、昭帝崩御後、昌邑王賀(廢帝)が召されてすぐに廃されたため、その後を狙ったが宣帝が即位。自分は武帝の子、宣帝は武帝の曾孫(戾太子の孫)であれば、順序から言って先に帝位につくのは自分であって然るべきだと考え、宣帝に恨みを抱いて度々巫に祈禱させて宣帝を呪うが、その効果なくついに諦めた。

昌邑哀王禰と齊懷王閔とは結果的に太子を争わなかったが、天子になろうとの野心を抱いた廣陵王胥及び燕刺王旦に関して、班固は災異とともに具さに記す。

胥の宮園中、棗樹、十餘莖を生ず。莖は正に赤く、葉は白きこと素の如し。池水、赤に變じ、魚 死す。鼠、晝に立ちて王后の廷中に舞う有り。胥、姬南等に謂いて曰く、「棗・水・魚・鼠の怪、甚だ惡む可きなり」と。(武五子傳)

廣陵王胥の野望を戒め咎めるかのような、あるいはその末路を暗示するかのような異変が続発し、「実に忌まわしい」と不安を漏らして数カ月後、宣帝を呪い殺そうとした祈禱のことが発覚した。廣陵王胥は宮人二十余人を毒殺して口封じをしたものの、尋問されると自らの非を詫び、懺悔の歌を謳って自殺した。

燕刺王旦については、班固は燕王旦が昭帝期にしばしば現れた災異現象を悟らず自戒しなかったために、ついに謀反を起こして誅されるはめになったのだと、繰り返し徹底的に燕王旦を非難する。始元三年(前八四)十一月の日食(五行志下之下)、元鳳元年(前八〇)の燕城の南門の火災(五行志上)、同年、燕に現れた黄鼠の乱舞(五行志中之上・五行志下之上)、同年、燕王の宮中の池で烏と鵲と闘って烏が池に落ちて死んだ怪異(五行志中之下)、同年、燕王の宮宮の豚が豚小屋から逃げ出した騒動(五行志中之下)、同年、燕の都(薊)の暴風雨による災害(五行志下之上)、いずれも「時に燕の刺王旦、謀反して將に死さんとするの象」(五行志中之上)、「燕の陰謀、未だ發せずして、獨り王のみ宮に自殺するに象る」(五行志中之下)、「時に燕の刺王旦、謀反して將に敗れて死亡せんとするの象」(五行志下之上)であると言う。まるで天子になる資格のないものが天子になろうとした報いであるかのような一連の災異は、災異予言としては十分な効果を發揮している。

8 太子の性質が自分に似ているか否か、これだけを天子が太子決定の理由にすることはあり得ないだろう。しかしながら、極めて人間的なこの感情は無視することはできないようである。あまりにも感情的であるため決して公にすることのできない理由だけに、いつまでも人の心を支配し拘泥することになる。現に秦始皇帝が自分に批判的な長男の扶蘇を厭い末子の胡亥を愛したために太子を決めかねたこと(第六章第一節を参照)、高祖が呂后の子(後の惠帝)の穩やかな性格を「己に類せず」と氣に入らず、それを廢嫡して押しの強い趙王如意を太子に立てたいと思っていたこと(第二章第一節を参照)、宣帝が「柔仁にして儒を好む」人となりの太子(後の元帝)を「我が家を亂す者は太子なり」と嘆き、「法を好む」淮陽王(張婕妤の子)を太子に替えたいと考えていたこと(本章第二節を参照)、その宣帝は孫(後の元帝の子、すなわち後の成帝)を溺愛して

「世嫡皇孫」として公認し、ところが元帝は酒に溺れた太子（成帝）よりも傳昭儀の子定陶恭王を愛し、太子を廃して恭王を跡継ぎにしたいと考えていたこと（本章第三節を参照）、後漢末、靈帝が宋皇后の子辯を廃して王美人の子を「己に似るを以て」太子に立てたいと願っていたこと（第四章第四節参照）など、現実には決して少なくなかった。後継者を選ぶ時に天子をして最終的に決意させる最も大きな要因は、あるいはこの感情であるのかも知れない。

9 『漢書』霍光傳に、「去病死後、光爲奉車都尉光祿大夫、出則奉車、入侍左右、出入禁闥二十餘年、小心謹慎、未嘗有過、甚見親信。征和二年、衛太子爲江充所敗、而燕王旦・廣陵王胥皆多過失。是時上年老、寵姬鉤弋趙婕妤有男。上心欲以爲嗣。命大臣輔之。察羣臣唯光任大重、可屬社稷」とある。なお、以下、本節で出典を示さないものはすべて『漢書』霍光傳である。

10 「五行志中之下」に「昭帝始元二年冬、亡冰。是時上年九歲。大將軍霍光秉政、始行寬緩、欲以說下」とある。これは「昭帝紀」にある「（始元元年）冬、無冰」のことであろう。また、班固は昭帝即位当時の霍光を褒め、武帝の奢侈と匈奴遠征による疲弊した社会を受け継いだ昭帝が、「巫蠱の禍」という大逆乱があったにもかかわらず、「始元・元鳳の間、匈奴 和親し、百姓 充實す」というように、民生を安定させることができたのは、「時務の要を知り、繇を軽くし賦を薄くして、民と休息し」、幼帝を補佐した霍光の力に与かるところが大きいと言う（昭帝紀贊）。

11 顔師古注に「外人は其の名なり」とあるが、顧炎武は「丁外人は名に非ず。是れ蓋主の外夫を言うなり」と言って、「外婦」に対する「外夫」であるとする（『日知錄』卷二十五「丁外人」）。いずれにせよ、「公主、内行 修まらず、河間の丁外人を近幸す」（霍光傳）、「蓋主、秘かに子の客、河間の丁外人を近づく」（外戚傳上）とあるように、鄂邑蓋長公主の若い恋人である。

12 「昭帝紀」には「（元鳳）三年春正月、泰山有大石自起立、上林有柳樹枯僵自起生」とあるのみ。

13 佐藤武敏編『中国災害史年表』（国書刊行会、一九九三年）参照。

14 孝宣皇帝、武帝曾孫、戾太子孫也。太子納史良娣、生史皇孫。皇孫納王夫人、生宣帝、號曰皇曾孫。生數月、遭巫蠱事、太子・良娣・皇孫・王夫人皆遭害。……曾孫雖在襁褓、猶坐收繫郡邸獄。而郗吉爲廷尉監、治巫蠱於郡邸、憐曾孫之亡辜、使女徒復作淮陽趙徵卿・渭城胡組更乳養、私給衣食、視遇甚有恩。巫蠱事連歲不決。至後元二年、武帝疾、

往來長楊・五柞宮、望氣者言長安獄中有天子氣、上遣使者分條中都官獄繫者、輕重皆殺之。(宣帝紀)

武帝末、巫蠱事起、吉以故廷尉監徵、詔治巫蠱郡邸獄。時宣帝生數月、以皇曾孫坐衛太子事繫、吉見而憐之。又心知太子無事實、重哀曾孫無辜、吉擇謹厚女徒、令保養曾孫、置間燥處。吉治巫蠱事、連歲不決。後元二年、武帝疾、往來長楊・五柞宮、望氣者言長安獄中有天子氣、於是上遣使者分條中都官詔獄繫者、亡輕重一切皆殺之。(丙吉傳)

15 昭帝が病氣がちであったという記録は「五行志中之上」(本注15)に見える「天子不豫」の一句だけであるが、昭帝の異常出生といい、子もなく二十歳にして早世したことなどからそのように判断した。

16 昭帝時、昌邑王賀遣中大夫之長安、多治仄注冠、以賜大臣、又以冠奴。劉向以爲近服妖也。時王賀狂悖、聞天子不豫、弋獵馳騁如故、與騶奴宰人游居娛戲、驕嬖不敬。冠者尊服、奴者賤人、賀無故好作非常之冠、暴尊象也。以冠奴者、當自至尊墜至賤也。其後帝崩、無子、漢大臣徵賀爲嗣。卽位、狂亂無道、縛戮諫者夏侯勝等。於是大臣白皇太后廢賀爲庶人。賀爲王時、又見大白狗冠方山冠而無尾。此服妖、亦犬猷也。賀以問郎中令龔遂。遂曰、此天戒、言在仄者盡冠狗也。去之則存、不去則亡矣。賀既廢數年、宣帝封之爲列侯、復有辜、死不得置後、又犬猷無尾之效也。京房易傳曰、行不順、厥咎人奴冠、天下亂、辟無適、妾子拜。又曰、君不正、臣欲篡、厥妖狗冠出朝門。(五行志中之上)

昭帝時、昌邑王賀聞人聲曰熊、視而見大熊。左右莫見、以問郎中令龔遂、遂曰、熊、山野之獸、而來入宮室、王獨見之、此天戒大王、恐宮室將空、危亡象也。賀不改寤、後卒失國。(同上)

昭帝時有鵜鶘或曰禿鶘集昌邑王殿下、王使人射殺之。劉向以爲水鳥色青、青祥也。時王馳騁無度、慢侮大臣、不敬至尊、有服妖之象、故青祥見也。野鳥入處、宮室將空。王不寤、卒以亡。京房易傳曰、辟退有德、厥咎狂、厥妖水鳥集于國中。(同、中之下)

17 夏侯勝の「予言」の数日後、霍光は昌邑王賀の淫行を理由にその廢位を奏上したが、そこに「光祿大夫夏侯勝」も名を連ねている(霍光傳)。また、宣帝が武帝の頌徳の廟を建立しようとした時に、「武帝、四夷を攘い土を廣め境を斥けるの功有りと雖も、然れども士衆を殺すこと多く、民の財力を竭くし、奢泰、度亡く、天下 虚耗し、百姓流離し、物故者 半ばす。蝗蟲 大いに起こり、赤地 數千里、或いは人民 相い食らい、畜積、今に至るまで未だ復さず。德澤を民に亡えば、宜しく爲に廟樂を立つべからず」(夏侯勝傳)と、手厳しく武帝を批判して反対するなど、夏侯勝の言行は霍光にへ

つらくなされたものと考えられる。

18 宣帝が即位すると睦弘は名譽を回復し、睦弘の子は郎に徴されている（睦弘傳）。

19 昭帝元平元年四月崩。亡嗣、立昌邑王賀。賀即位、天陰、晝夜不見日月。賀欲出、光祿大夫夏侯勝當車諫曰、「天久陰而不雨、臣下有謀上者。陛下欲何之。」賀怒、縛勝以屬吏、吏白大將軍霍光。光時與車騎將軍張安世謀欲廢賀。光讓安世、以爲泄語、安世實不泄、召問勝。勝上洪範五行傳曰、「『皇之不極、厥罰常陰、時則有下人伐上。』」不敢察察言、故云臣下有謀。」光・安世讀之、大驚、以此益重經術士。後數日卒共廢賀。此常陰之明效也。京房易傳曰、……（以下略）。（五行志下之上）

20 実は「蕭望之傳」に「宣帝、民間に在りしより望之の名を聞く」という同文があり、宣帝が蕭望之に「災異の意」を述べさせ、蕭望之はその時、近ごろの陰陽の不調は宣帝が政治を大臣に委ね、「一姓擅勢の致す所なり」と、霍光の壟斷を示唆している。もちろん宣帝は理解したが慎重に対応し、蕭望之を謁者に任命して重用した。本章第二節を参照。

21 趙翼は、兩漢を通じて「外戚之禍」がなかったのは、武帝・宣帝（前漢）、光武帝・明帝・章帝（後漢）だけで、それは彼らが「皆な英斷にして、假すに權を以てせざる」ためであると言う（ただし、武帝については第二章第二節より第五節で見たように、母王太后とその異父弟田蚡に翻弄された事実がある）。（『廿二史劄記』卷三「漢外戚輔政」及び「兩漢外戚之禍」）。

22 「宣帝微時生民間、年二歲、宣帝即位、八歲、立太子。壯大、柔仁好儒」（元帝紀）。なお、本節で特に出典を示さないものはすべて「元帝紀」である。

23 「間者陰陽不調、黎民饑寒、無以保治、惟德淺薄、不足以充入舊貫之居。……」（初元元年九月）、「……今朕恭承天地、託于公侯之上、明不能燭、德不能綏、災異並臻、連年不息。……」（同、二年三月）、「乃者火災降於孝武園館、朕戰栗恐懼。不燭變異、咎在朕躬。……」（同、三年四月）、「……間者陰陽錯謬、風雨不時。朕之不德、庶幾羣公有敢言朕之過者、今則不然。朕甚閔焉。……」（同、三年六月）、「朕之不逮、序位不明、衆僚久廢、未得其人。元元失望、上感皇天、陰陽爲變、咎流萬民、朕甚懼之。……」（同、五年四月）のように、建昭五年崩御の年に至るまで、「元帝紀」に見える詔はほとんどすべてが災異後に下されたものであり、いずれも元帝自らの不徳を責めるものとなっている。

24 前掲、日原「災異と讖緯」及び田中「劉向の災異説」を参照。しかし、劉向の災異説

には譴責の色が濃く、予言化は進んでいない。田中麻紗巳氏は劉向が「災異に前兆の働きを与えている」が、それは「災異の持つ意義を深めている」のであって、「劉向の説は予言に至らなかった。当時の予言へ進む傾向を否定して、より客観的な性格を備えようとしたのが、劉向の災異説に窺える姿勢だと見てよからう」と結論する。なお、松島隆裕「前漢後期における祥瑞の一考察——『漢書』宣帝期を中心に——」（『倫理思想研究』二号、一九七七年）、「前漢元帝期の災異と災異説」（同書三号、一九七八年）は、宣帝期に災異説の予言化が進行したこと、元帝期の災異説は漢王朝擁護のための政治的手段として利用されたことを論じ、元帝期の災異説が成帝期以降の災異説を考える上で重要な意味をもつと指摘している。また、沢田多喜男「前漢の災異説」（『東海大学文学部紀要』第十五輯、一九七一年）は元帝から成帝にかけての災異説を整理している。

25 「貴戚尙書に忤う」とあるように、当初、蕭望之らが批判の対象としたのは弘恭・石顯だけでなく、外戚も含めてのことであった。弘恭と石顯は、自分たちに批判的な知識人を排斥するために、元帝の外戚許氏及び史氏を抱き込んでいたのである。外戚の奢侈放縱は今に始まったことではないが、「柔仁」「寛弘」「恭儉」「温雅」の元帝とは相いれない。外戚も宦官を利用して利を図った。蕭望之や周堪、あるいは劉向が憂慮したのは宦官弘恭・石顯の擅權と、外戚許氏・史氏の放縱、そしてこの両者が結託していることであった。

26 顔師古注に、「將とは、其の羣を率領するを謂うなり。距は、雞の足に附くの骨、鬪う時、用いて之れを刺す所」とある。「距」はけづめ、「鳴」は時を告げる鶏鳴、「伏子」とは雞を抱いて孵すこと、「冠」はときかのこと。

27 宣帝甘露元年四月丙申、中山太上皇廟災。甲辰、孝文廟災。元帝初元三年四月乙未、孝武園白鶴館災。劉向以爲、先是前將軍蕭望之・光祿大夫周堪輔政、爲佞臣石顯・許章等所譖、望之自殺、堪廢黜。明年、白鶴館災。園中五里馳逐走馬之館、不當在山陵昭穆之地。天戒若曰、去貴近逸遊不正之臣、將害忠良。後章坐走馬上林下烽馳逐、免官。（五行志上）

元帝永光元年三月、隕霜殺桑。九月二日、隕霜殺稼、天下大飢。是時中書令石顯用事專權、與春秋定公時隕霜同應。成帝即位、顯坐作威福誅。（同、中之下）

永光四年六月甲戌、孝宣杜陵園東闕南方災。劉向以爲、先是上復徵用周堪爲光祿勳、及堪弟子張猛爲太中大夫、石顯等復譖毀之、皆出外遷。是歲、上復徵堪領尙書、猛給仕

中、石顯等終欲害之。園陵小於朝廷、闕在司馬門中、內臣石顯之象也。孝宣、親而貴、闕、法令所從出也。天戒若曰、去法令、內臣親而貴者必爲國害。後堪希得進見、因顯言事、事決顯口。堪病不能言。顯誣告張猛、自殺於公車。成帝卽位、顯卒伏辜。(同、上)

元帝永光五年夏及秋、大水。潁川・汝南・淮陽・廬江雨、壞鄉聚民舍、及水流殺人。先是一年有司奏罷郡國廟、是歲又定迭毀、罷太上皇・孝惠帝寢廟、皆無復修、通儒以爲違古制。刑臣石顯用事。(同、上)

元帝建昭二年十一月、齊楚地大雪、深五尺。是歲魏郡太守京房爲石顯所告、坐與妻父淮陽王舅張博・博弟光勸視淮陽王以不義、博要斬、光・房棄市、御史大夫鄭弘坐免爲庶人。成帝卽位、顯伏辜、淮陽王上書冤博、辭語增加、家屬徙者復得還。(同、中之下)

28 災異説が予言化を明確に打ち出した『白虎通義』でも、「災異篇」の冒頭に「天、災異有る所以は何ぞや。人君を謹告して、其の行いを覺悟せしめ、過を悔い徳を修め、深く思慮せしめんと欲する所以なり」と言うように、予言化の後も災異を自戒とする基本的な思想が消滅した訳ではない。第六章第一節参照。

29 十侯者、陽平頃侯禁・禁子敬侯鳳・安成侯崇・平阿侯譚・成都侯商・紅陽侯立・曲陽侯根・高平侯逢時・安陽侯音・新都侯莽也。五大司馬者、逢・音・商・根・莽也。(外戚傳下「家凡十侯、五大司馬」の顔師古注)

30 趙翼は「成帝、柔仁にして、専ら王氏に任じ、而して國祚遂に移る」と言い、とりわけ外戚王氏は兩漢を通じて最大の「外戚之禍」を招いたと見ている(『廿二史劄記』卷三「漢外戚輔政」及び「兩漢外戚之禍」)。

31 顔師古は、「家人子とは、良家の子を採擇して以て宮に入るを言う。未だ職號有らず、但だ家人子と稱す」(外戚傳上)と注する。要するに、漢代、後宮に入れられた良家の子女のうち、まだ職の定まらないものの称。

32 釈迦やキリストの例を持ち出すまでもなく、神聖化された生誕説話は古代中国に限らない。『史記』には、玄鳥の卵を飲んで懷妊して生まれた殷の始祖契(殷本紀)、巨人の足跡を踏んで懷妊し生まれた周の始祖后稷(周本紀)などを記すが、神話時代はともかく、尼丘に祈って生まれた孔子(孔子世家)、夢で龍と交わって生まれた高祖(高祖本紀)のなどは、いずれも家柄は微賤、両親の素性も明らかでないという事実を糊塗し權威付するために作り出された説話である。しかし、それは五行相生説に基づく「感生帝説」として体系的に説かれており、後に緯書が盛んに行われると、皇帝・天子はみな天帝の精を感受して生まれたと説明される(袁珂著『中国古代神話』、安居香山著『緯

書と中国の神秘思想』参照)。政君の生誕説話もこの延長線上にある。

33 史丹は元帝の父方の曾祖母の兄の孫。すなわち、史丹の祖父の妹史良娣が戻太子の夫人となって史皇孫を生み、その子(皇曾孫)が霍光によって昭帝の後継者として迎えられた宣帝である(本章第一節参照)。宣帝が即位すると、史丹の父高は楽陵侯に封ぜられ、宣帝崩御の後も元帝の政治を補佐した。そのため史丹は元帝がまだ太子の時から中庶子として仕え、元帝が即位すると駙馬都尉侍中となって元帝の信頼を得、太子(すなわち後の成帝)の擁護を託されていた(史丹傳)。

ところで、元帝が太子を厭い定陶恭王を愛した経緯は次のようである。

自元帝爲太子時、丹以父高任爲中庶子、侍從十餘年。……上以丹舊臣、皇孝外屬、親信之、詔丹護太子家。是時、傳昭儀子定陶共王有材藝、子母俱愛幸、而太子頗有酒色之失、母王皇后無寵。建昭之間、元帝被疾、不親政事、留好音樂。……後宮及左右習知音者莫能爲、而定陶王亦能之、上數稱其材。丹進曰、「凡所謂材者、敏而好學、溫故知新、皇太子是也。若乃器人於絲竹鼓鼗之間、則是陳惠・李微高於匡衡、可相國也。」於是上嘿然而咲。……竟寧元年、上寢疾、傳昭儀及定陶王常在左右、而皇后太子希得進見。上疾稍侵、意忽忽不平、數問尙書以景帝時立膠東王故事。是時、太子長舅陽平侯王鳳爲衛尉侍中、與皇后太子皆憂、不知所出。丹以親密臣得侍視疾、候上間獨寢時、丹直入臥內、頓首伏青蒲上、涕泣言曰、「皇太子以適長立、積十餘年、名號繫於百姓、天下莫不歸心臣子。見定陶王雅素愛幸、今者道路流言、爲國生憂、以爲太子有動搖之議。審若此、公卿以下必以死爭、不奉詔。臣願先賜死以示羣臣。」天子素仁、不忍見丹涕泣、言又切至、上意大感、喟然太息曰、「吾日困劣、而太子・兩王幼少、意中戀戀、亦何不念乎。然無有此議。且皇后謹慎、先帝又愛太子、吾豈可違指。駙馬都尉安所受此語。」丹卽卻、頓首曰、「愚臣妄聞、罪當死。」上因納、謂丹曰、「吾病寢加、恐不能自還。善輔導太子、毋違我意。」丹噓唏而起。太子由是遂爲嗣矣。

34 中山哀王は元帝の末の弟で、太子は幼少のころより共に学び遊んだ仲である。その時の太子の冷淡な態度を見て、元帝は「安くんぞ人にして慈仁ならずして宗廟を奉じ民の父母と爲る可き者有らんや」と怒り、「大いに恨ん」だ。しかし、ここでも史丹が太子をかばい事なきを得た。(同上)

35 「外戚傳下」に、「孝成許皇后、……一男有りて之れを失す。成帝 即位するに及び、許妃を立てて皇后と爲し、復た一女を生むも、之れを失す」とあるように、成帝には許

皇后との間に男児・女兒が生まれたが、ともに生まれてすぐ死亡し、許皇后は趙飛燕に誣告されて殺された。また、班婕妤との間に生まれた男児も生後数カ月で死亡しており、曹宮との間に生まれた皇子は趙昭儀に殺された。そして、成帝の寵愛を十数年間ほしいままにした趙氏姉妹にはついに子供ができなかった。

36 班固は史丹が「人と爲り足るを知り」、「心、甚だ謹密」で元帝から信頼されていたという公的な評価とは裏腹に、成帝の永始年間（前一六～一三）に隠居するまで、前後十六年にわたって將軍の地位におり、「盡く父の財を得、身らも又大國邑を食み、重ぬるに舊恩を以てし、數々褒賞せられ、賞賜、千金を累ね、僮奴は百を以て數え、後房の妻妾は數十人、内に奢淫し、酒を飲むを好み、滋味聲色の樂しみを極む」（史丹傳）と、史丹の私生活の一面も指摘している。史丹のお陰で天子になれた成帝は、即位直後に史丹を長樂衛尉に拔擢し、右將軍に遷し、爵關内侯と食邑三百戸を賜い、後に左將軍ついで光祿大夫に移している。その後、鴻嘉元年（前二〇）には、「夫れ有徳を褒め、元功を賞すは、古今の通義なり。左將軍丹、往時、朕を導くに忠正を以てし、義を乗ること醇壹、舊徳 茂いなり。其れ丹を封じて武陽侯と爲し、東海の郊の武彊聚、戸千一百を國せしむ」と詔している。後述するように、この鴻嘉元年は成帝が趙飛燕姉妹に夢中になってお忍びの外出を繰り返して、輕挙亂行が目に残るようになった年である。更には、病氣を理由に隠居する時に、成帝は黄金五十斤及び安車・駟馬を賜い、史丹の死後も九人の男子は侍中諸曹となって天子に親近し、「史氏、凡そ四人の侯、卿大夫二千石に至る者は十餘人」と盛んであった。このように、成帝は王氏一族だけでなく、史丹とその一族にも十分すぎるほどに下賜して報恩の証しとしている。

37 後五年、諸吏散騎安成侯崇薨、諡曰共侯。有遺腹子奉世嗣侯、太后甚哀之。明年、河平二年、上悉封舅譚爲平阿侯、商成都侯、立紅陽侯、根曲陽侯、逢時高平侯。五人同日封、故世謂之「五侯」。太后同產唯曼蚤卒、餘畢侯矣。太后母李親、荀氏妻、生一男名參、寡居。頃侯禁在時、太后令禁還李親。太后憐參、欲以田蚡爲比而封之。上曰、「封田氏、非正也。」以參爲侍中水衡都尉。王氏子弟皆卿大夫侍中諸曹、分據勢官滿朝廷。（元后傳）

38 『漢書』元后傳は「土山漸臺西白虎」とあり、「象」の字はない。同傳の下文に「上幸商第、見穿城引水、意恨、内銜之、未言。後微行出、過曲陽侯第、又見園中土山漸臺似類白虎殿」とあり、また、『太平御覽』卷四百六十五に「象西白武（原注、白虎殿の名）」、「『文選』潘安仁「西征賦」李善注に「象西白虎」とある。ここに「象」を補う

所以である。

39 顔師古注に「成都侯商自擅穿帝城引水耳、曲陽無此事」とある。

40 (建始元年) 夏四月、黄霧四塞。(成帝紀)

元帝崩、太子立。是爲孝成帝。尊皇后爲皇太后、以鳳爲大司馬大將軍領尚書事、益封五千戶。王氏之興自鳳始。又封太后同母弟崇爲安成侯、食邑萬戶。鳳庶弟譚等皆賜爵關内侯、食邑。其夏、黄霧四塞終日。……後五年、諸吏散騎安成侯崇薨、諡曰共侯。有遭腹子奉世嗣侯、太后甚哀之。明年、河平二年、上悉封舅譚爲平阿侯、商成都侯、立紅陽侯、根曲陽侯、逢時高平侯。五人同日封、故世謂之「五侯」。……王氏子弟皆卿大夫侍中諸曹、分據勢官滿朝廷。(元后傳)

成帝建始元年四月辛丑夜、西北有如火光。壬寅晨、大風從西北起、雲氣赤黄、四塞天下、終日夜下著地者黄土塵也。是歲、帝元舅大司馬大將軍王鳳始用事。又封鳳母弟崇爲安成侯、食邑萬戶。庶弟譚等五人賜爵關内侯、食邑三千戶。復益封鳳五千戶、悉封譚等爲列侯、是爲五侯。哀帝即位、封外屬丁氏・傅氏・周氏・鄭氏凡六人爲列侯。楊宣對曰、五侯封日、天氣赤黄、丁・傅復然。此殆爵土過制、傷亂土氣之祥也。京房易傳曰、經稱「觀其生」、言大臣之義、當觀賢人、知其性行、推而貢之、否則爲闇善不與、茲謂不知、厥異黄、厥咎讐、厥災不嗣。黄者、日上黄光不散如火然、有黄濁氣四塞天下。蔽賢絕道、故災異至絕世也。經曰「良馬逐」。逐、進也。言大臣得賢者謀、當顯進其人、否則爲下相攘善、茲謂盜明、厥咎亦不嗣、至於身儻家絕。(五行志下之上)

41 成帝をも凌ぐ「五侯」の權勢を許したのは成帝自身であると言わざるを得ないが、實際には王氏の慢心は元帝が太子廢立を思い止どまった時にすでに始まり、成帝の世に極まったと言ってよい。先述したように、元帝は「寛弘にして下を盡すこと、恭儉より出で、號令は温雅にして、古えの風烈有り」と高い評価も受けるが、一方で「文義に牽制せられて、優游不斷、孝宣の業、焉こに衰えたり」(元帝紀贊)とも言われる。このように、太子廢立の際の優柔不斷が結果的に「五侯」を誕生させたと言えよう。班固は王鳳に始まる外戚王氏の擅頭も「五侯」の擅權も、元帝の時の災異に予見できるとしている。例えば、劉向が石顯の暴挙を譴告するものとした宣帝黄龍元年及び元帝初元中の鶏の異変を(本章第二節)、班固は「一日、石顯何足以當此」と反論を示し、「繇是論之、黄龍・初元・永光雞變、乃國家之占、妃后象也。孝元王皇后以甘露二年生男、立爲太子。妃、王禁女也。黄龍元年、宣帝崩、太子立。是爲元帝。王妃將爲皇后。故是歲未央殿中雌雞爲雄。明其占在正宮也。不鳴不將無距、貴始萌而尊未成也。至元帝初元元年、

將立王皇后、先以爲婕妤。三月癸卯制書曰、其封婕妤父丞相少史王禁爲陽平侯、立特進。丙午、立婕妤爲皇后。明年正月、立皇后子爲太子。故應是、丞相府史家雌雞爲雄。其占卽丞相少史之女也。伏子者、明已有子也。冠距鳴將者、尊已成也。永光二年、陽平頃侯禁薨、子鳳嗣侯、爲侍中衛尉。元帝崩、皇太子立。是爲成帝。尊皇后爲皇太后、以后弟鳳爲大司馬大將軍、領尙書事、上委政、無所與」(五行志中之上)と、劉向に異なる説を載せ、「王氏の權、鳳より起る。故に鳳、始めて爵位を受けし時、雄雞に角有るは、威を作して君を顓らにして上を害し、國を危うくすること、此の人より始まるなり。其の後、羣弟、權を世々にし、以て莽に至り、遂に天下を篡う。卽位して五年、王太后、乃ち崩ず。此れ其の效なり」と結論している。

42 第一章第二節參照。

43 童謠が「皇子」ではなく「皇孫」とすることを王皇后の孫を意味すると解釈するなら、この童謠は成帝をこのような愚行に走らせた責任は母親王皇后にあると非難するものと理解してよいだろう。

44 「五行志」には「五侯」に劣らず趙飛燕姉妹の惡行の記録は多く、それは様々な現象に予見されていたと解釈され、憎惡を隱さない。年代順に以下に列記する。

成帝建始元年(前三三)正月、有星孛于營室、青白色、長六七丈、廣尺餘。劉向・谷永以爲、營室爲後宮懷妊之象、彗星加之、將有害懷妊絕繼嗣者。一日、後宮將受害也。其後許皇后坐祝詛後宮懷妊者廢。趙皇后立妹爲昭儀、害兩皇子、上遂無嗣。趙后姊妹卒皆伏辜。(下之下)

成帝建始三年(前三〇)十二月戊申朔、日有食之、其夜未央殿中地震。谷永對曰、日食姦女九度、占在皇后。地震蕭牆之内、咎在貴妾。二者俱發、明同事異人、共掩制陽、將害繼嗣也。晝日食、則妾不見。晝地震、則后不見。異日而發、則似殊事。亡故動變、則恐不知。是月后妾當有失節之郵、故天因此兩見其變。若曰、違失婦道、隔遠衆妾、妨絕繼嗣者、此二人也。(下之下)

成帝建始四年(前二九)九月、長安城南有鼠銜黃蒿、柏葉、上民冢柏及榆樹上爲巢、桐柏尤多。巢中無子、皆有乾鼠矢數十。時議臣以爲恐有水災。鼠、盜竊小蟲、夜出晝匿。今晝去穴而登木、象賤人將居顯貴之位也。桐柏、衛思后園所在也。其後、趙皇后自微賤登至尊、與衛后同類。趙后終無子而爲害。明年、有蒿焚巢、殺子之異也。天象仍見、甚可畏也。一日、皆王莽竊位之象云。京房易傳曰、臣私祿罔辟、厥妖鼠巢。(中之上)

成帝河平元年（前二八）二月庚子，泰山山桑谷有戲焚其巢。男子孫臯等聞山中羣鳥戲鵲聲，往視，見巢燬，盡墮地中，有三歲鵲燒死。樹大四圍，巢去地五丈五尺。太守平以聞。戴色黑，近黑祥，貪虐之類也。易曰：鳥焚其巢，旅人先笑後號咷。泰山、岱宗，五嶽之長，王者易姓告代之處也。天戒若曰：勿近貪虐之人、聽其賊謀，將生焚巢自害其子絕世易姓之禍。其後趙蜚燕得幸，立爲皇后，弟爲昭儀，姊妹專寵，聞後宮許美人·曹偉能生皇子也，昭儀大怒，令上奪取而殺之，皆并殺其母。成帝崩，昭儀自殺，事乃發覺，趙后坐誅。此焚巢殺子後號咷之應也。一曰：王莽貪虐而任社稷之重，卒成易姓之禍云。京房易傳曰：人君暴虐，鳥焚其舍。（中之下）

河平元年四月己亥晦，日有食之，不盡如鉤，在東井六度。劉向對曰：四月交於五月，月同孝惠，日同孝昭。東井，京師地，且既，其占恐害繼嗣。日蚤食時，從西南起。（下之下）

成帝河平二年（前二七）正月，沛郡錢官鑄鐵，鐵不下，隆隆如雷聲，又如鼓音，工十三人驚走。音止，還視地，地陷數尺，鑪分爲十，一鑪中銷鐵散如流星，皆上去，與征和二年同象。其夏，帝舅五人封列侯，號五侯。元舅王鳳爲大司馬大將軍秉政。後二年，丞相王商與鳳有隙，鳳譖之，免官，自殺。明年，京兆尹王章訟商忠直，言鳳顓權，鳳誣章以大逆辜，下獄死，妻子徙合浦。後許皇后坐巫蠱廢，而趙飛燕爲皇后，妹爲昭儀，賊害皇子，成帝遂亡嗣。皇后·昭儀皆伏辜。一曰：鐵飛屬金不從革。（上）

永始元年（前一六）正月癸丑，大官凌室災。戊午，戾后園南闕災。是時，趙飛燕大幸，許后既廢，上將立之。故天見象於凌室，與惠帝四年同應。戾后、衛太子妾，遭巫蠱之禍，宣帝既立，追加尊號，於禮不正。又戾后起於微賤，與趙氏同應。天戒若曰：微賤亡德之人不可以奉宗廟，將絕祭祀，有凶惡之眚至。其六月丙寅，趙皇后遂立，姊妹驕妒，賊害皇子，卒皆受誅。（上）

成帝永始二年（前一五）二月癸未，夜過中，星隕如雨，長一二丈，繹繹未至地滅，至雞鳴止。谷永對曰：日月星辰燭臨下土，其有食隕之異，則遐迩幽隱靡不咸睹。星辰附離于天，猶庶民附離王者也。王者失道，網紀廢頓，下將叛去。故星叛天而隕，以見其象。春秋記異，星隕最大，自魯嚴以來，至今再見。臣聞三代所以喪亡者，皆繇婦人羣小，湛湎於酒。書云：乃用其婦人之言，四方之逋逃多罪，是信是使。詩曰：赫赫宗周，褒姒威之。顛覆厥德，荒沈于酒。及秦所以二世而亡者，養生大奢，奉終大厚。方今國家兼而有之，社稷宗廟之大憂也。京房易傳曰：君不任賢，厥妖天雨星。

(下之下)

なお、趙飛燕姉妹が誅されたのはずっと後のことである。哀帝は趙皇后の力添えで成帝の太子となれたため、哀帝には趙飛燕姉妹を誅することができなかった。哀帝が崩御した後、これを断行したのは王莽である。(外戚傳)

45 (陽朔元年) 冬、京兆尹王章有罪、下獄死。……(二年) 八月甲申、定陶王康薨。：

…(三年) 秋八月丁巳、大司馬大將軍王鳳薨。(成帝紀)

46 孝成許皇后、大司馬車騎將軍平恩侯嘉女也。元帝悼傷母恭哀后居位日淺而遭霍氏之辜、故選嘉女以配皇太子。……久之、有一男、失之。及成帝即位、立許妃爲皇后、復生一女、失之。(外戚傳下)

47 中国の家族主義に関しては、拙稿「中国家族主義の一側面」(『現代思想』vol. 18 & 一九九〇年)、「人道嫁娶有る所以——結婚の条件」(『愛媛大学法文学部論集 文学科編』第二十三号 一九九〇年)「七去三不去——離婚の条件」(同上、第二十五号 一九九二年)を参照。また、加地伸行著『沈黙の宗教——儒教』(一九九四年 筑摩書房)を参照。

48 外戚が皇太子や皇后を鳩殺した例は両漢を通じて少なくないが、王莽が平帝を鳩殺したという記録は「平帝紀」、「元后傳」及び「王莽傳」にはない。後述するように、これは居攝二年九月に翟義がクーデターを起こす際に飛ばした檄に始めて創作された。顔師古は「漢注」云、帝春秋益壯、以母衛太后故怨不悅。莽自知益疎、篡殺之謀由是生、因到臘日椒酒、置藥酒中。故翟義移書云、莽鳩弑孝平皇帝」と注するが、王莽が平帝を鳩殺したとする根拠となる『漢注』がいかなるものか定かでない。「漢書敘例」を見る限り晉灼『漢書集注』かとも思われるが未詳。「翟義傳」では「義遂與東郡都尉劉宇・嚴鄉侯信・信弟武平侯劉璜結謀。及東郡王孫慶素有勇略、以明兵法、徵在京師。義乃詐移書以重罪傳覽慶」とあるように、郡國に送った檄文が「詐」であったことを示しており、王孫慶も「翟義黨王孫慶捕得」とあるように、その九年後の天鳳三年に翟義の一味として捕らえられている(王莽傳中)。また、荀悅も「義乃詐移書以重罪傳逮慶、移書郡國言、莽毒殺平帝、攝天子位、欲以絶漢。今天子已立。恭行天罰」と、王莽の平帝鳩殺は事実でないとする立場を踏襲する(『前漢紀』卷三十)。なお『資治通鑑』は『漢注』に拠ったのであろうか、「時帝春秋益壯、以衛后故、怨不悅。冬、十二月、莽因臘日椒酒、置藥酒中。帝有疾」(漢紀二十八)と、王莽が平帝を毒殺したと明言し、翟義の檄文を記す場合も王孫慶の件を省略して王莽による平帝鳩殺が事実であるかのように記録

する（漢紀三十六）。王莽は始初元年、すなわち漢の国号を廃止する前年、「莽於是鳩殺王諫」（元后傳）とあるように、遠縁にあたる王諫を鳩殺したことがある。あるいはこの事件と混同して伝わった可能性もあるが、翟義が意図的に事実を歪めて反乱に利用した可能性の方が高い。

49 王充はの鄒伯奇の言説を借りて「天道は無爲なり」を論じながら、王莽を中国史上最大の「無道」者として位置付けている。更に「恢國篇」でも、王莽が平帝を鳩殺したことを持ち出し、これほどの悪逆をなした王莽に対しても光武帝は決してその屍を辱めなかったと言い、「漢、之れを伐つことの輕き、寛狹は誰ぞや」と、桀紂や秦にまさる重罪を犯した王莽に対してかくも寛大であった光武帝を称賛する。それは漢王朝が周王朝より優れていること言うにほかならず、光武帝が王莽を誅したことを正当化するものともなっている。なお、王莽を桀紂に比すのは班固（王莽傳贊）に始まる。

50 （元始五年）時帝春秋益壯、以衛后故、怨不悅。冬、十二月、莽因臘日上椒酒、置毒酒中。帝有疾。……丙午、帝崩于未央宮。……（居攝二年）東郡太守翟義、方進之子也。……義自號大司馬・柱天大將軍、移檄郡國言、莽鳩殺孝平皇帝、攝天子位、欲絶漢室。今天子已立、共行天罰。郡國皆震。（『資治通鑑』漢紀二十八）

51 漢祚中衰、元后長壽、王莽籍其勢以輔政、援立幼穉、手握大權、詭託周公輔成王、由安漢公而宰衡、而居攝、而即眞。權勢所劫、始則頌功德者八千餘人、繼則諸王公侯議加九錫者九百二人、又吏民上書者前後四十八萬七千五百七十二人。……（国内における田制、五銖錢の禁止、及び酒・塩・鉄の専売は）此召怨于中國也。……（外交面で異民族を離反させたことは）此召怨于外夷也。……於是四海沸騰、寇盜竄起、更始・赤眉・光武因得以劉宗號召天下。人但知莽之敗由於人心思漢、而不知人心之所以思漢、實莽之激而成之也。……此其識眞三尺童子之不若。語云、今之愚也詐而已矣。若莽者、其詐也愚而已矣。（『廿二史劄記』卷第三「王莽之敗」）

52 『論語』顔淵篇に、「夫達也、質直而好義、察言而觀色、慮以下人。在邦必達、在家必達。夫聞也者、色取仁而行違、居之不疑。在邦必聞、在家必聞」とあり、道に通達した「達」と、単に有名である「聞」との違いを論じ、顔付きは仁者らしく見える「聞」は実質を伴わないと批判する。班固は王莽の華々しい活躍を「聞」として軽視した。

53 本注51を参照。なお、『論語』陽貨篇に、「子曰、古者民有三疾。今也或是之亡也。古之狂也肆、今之狂也蕩。古之矜也廉、今之矜也忿腳。古之愚也直、今之愚也詐而已矣」とある。

54 建平・元壽之間、大統幾絕、宗室幾棄。賴蒙陛下聖德、扶服振救、遮扞匡衛、國命復延、宗室明目。……所以藩漢國、輔漢宗也。建辟雍、立明堂、班天法、流聖化、朝羣后、昭文德、宗室諸侯、咸益土地。天下喁喁、引領而歎、頌聲洋洋、滿耳而入。……亂則統其理、危則致其安、禍則引其福、絕則繼其統、幼則代其任、晨夜屑屑、寒暑勤勤、無時休息、孳孳不已者、凡以爲天下厚劉氏。臣無愚智、民無男女、皆論至意。（王莽傳上）

55 顏師古注に、「鴻隙、陂名。藉其溉灌及魚鼈萑蒲之利、以多財用」とある。

56 顏師古注に、「言田無溉灌、不生秔稻、又無黍稷、但有豆及芋也。豆食者、豆爲飯也。羹芋魁者、以芋根羹爲羹也」とある。

57 『後漢書』鄧晨傳に、「（建武）十三年、更封南嶽侯。入奉朝請、復爲汝南太守。十八年、行幸章陵、徵晨行廷尉事。……晨興鴻郤陂數千頃田、汝土以殷、魚稻之饒、流衍它郡」とある。また、「許楊傳」にも翟方進の破壊した鴻郤陂を鄧晨が修復したとあり、翟方進が破壊した後、「民、其の利を失し、多く飢困を致す。時に謠歌有りて曰く」としてこの「童謠」が見える。そして、許楊は「童謠の言、將に此に徵有らんとす」と、多くの「童謠」がそうであるようにこの「童謠」も鴻郤陂の復興を予言していたと指摘している。ただし「許楊傳」では「敗我陂者翟子威、飴我大豆、享我芋魁、反乎覆、陂當復」とあって、「誰云者、兩黃鵠」の二句がない。（『後漢書』方術傳上）

58 翟方進が自殺した直接の引き金となったのは、綏和二年の春に熒惑の異常運行（「熒惑、心を守る」）が観測されたことである。実際には「熒惑、心を守る」現象だけが原因で自殺させられた訳ではないが、後述（第五章第一節）するように、熒惑が「予言」及び「謠」と一体化する過程で注目される。なお、川原秀城著『中国の科学思想』（創文社、一九九六年）は、「天文とは国家占星術(Judicial astrology)」と定義し、翟方進の自殺は「『天文』が現実の政治に深甚な影響を及ぼした顕著な事例の一つである」と言う。また、影山輝國「漢代における災異と政治——宰相の災異責任を中心に——」（『史學雜誌』第九十編第八号、一九八一年）、張嘉鳳・黃一農「中国古代天文对政治的影響——以漢相翟方進自殺為例——」（『清華學報』二〇卷二期、一九九〇年）は、熒惑の禍を恐れた成帝が身代わりに翟方進を自殺させたとしている。

59 （建平）四年春、大旱。（哀帝紀）

（元始二年、夏四月）郡國大旱、蝗、青州尤甚、民流亡。（平帝紀）

「王莽傳」に旱魃の記録がないからといって、王莽期の汝南郡の「常に枯旱」した事実はなかったと即断できるものではない。しかし、この堤防は翟方進が自殺した綏和二

年（前七年）の前に取り壊された訳で、その影響が建平四年（前三）及び元始二年（前一二）の大旱魃の際になかったとはおよそ考えられない。

60 「初、義所收宛令劉立聞義舉兵、上書願備軍吏爲國討賊、内報私怨」とあるように、劉立が翟義の謀反を上書したのは天下国家のためではない。かつて翟義は劉立に軽視されたことを恨んで劉立を罪に陥れたことがあった。劉立は縁戚の曲陽侯王根のお陰で釈放され事無きを得たが、劉立はこの時の翟義への個人的怨恨を晴らそうとしたものである（翟方進傳）。なお、劉立に関しては成帝の時の宛令であったこと、王氏「五侯」のひとり曲陽侯王根と縁戚関係があったということ以外に出自等を示す資料はない。

61 （元始二年、夏四月）郡國大旱、蝗、青州尤甚、民流亡。安漢公・四輔・三公・卿大夫・吏民爲百姓困乏獻其田宅者二百三十人、以口賦貧民。遣使者捕蝗、民捕蝗詣吏、以石斛受錢。天下民貲不滿二萬、及被災之郡不滿十萬、勿租稅。民疾疫者、舍空邸第、爲置醫藥。賜死者一家六戸以上葬錢五千、四戸以上三千、二戸以上二千。罷安定呼池苑、以爲安民縣、起官寺市里、募徙貧民、縣次給食。至徙所、賜田宅什器、假與犁・牛・種・食。又起五里於長安城中、宅二百區、以居貧民。（平帝紀）

「安漢公・四輔・三公・卿大夫・吏民」とあることから、必ずしも王莽ひとりの活躍ではないと言えるが、「平帝元始二年、秋、蝗徧天下。是時王莽秉政」（五行志中之下）とあるように、實質的に采配を奮ったのは王莽であった。

62 始、義兄宣居長安、先義未發、家數有怪、夜聞哭聲、聽之不知所在。教授諸生滿堂、有狗從外入、齧其中庭羣雁數十、比驚救之、已皆斷頭。狗走出門、求不知處。宣大惡之、謂後母曰、東郡太守文仲素傲儻、今數有惡怪、恐有妄爲而大禍至也。大夫人可歸、爲棄去宣家者以避害。母不肯去、後數月敗。（翟方進傳）

63 贊曰、……當成・哀・平間、莽・賢皆爲三公、權傾人主、所薦莫不拔擢、而雄三世不徙官。及莽篡位、談說之士用符命稱功德獲封爵者甚衆、雄復不侯、以耆老久次轉爲大夫、恬於勢利乃如是。（『漢書』揚雄傳下）

64 且吾聞之、炎炎者滅、隆隆者絕。觀雷觀火、爲盈爲實。天收其聲、地藏其熱。高明之家、鬼瞰其室、攫拏者亡、默默者存。位極者宗危、自守者身全。是故知玄知默、守道之極、愛清愛靜、游神之廷、惟寂惟寞、守德之宅。世異事變、人道不殊。彼我易時、未知何如。（同上）

65 揚雄投閣の事件を含めての揚雄像については、町田三郎「揚雄について（一）」（『秦漢思想史の研究』所収、創文社、一九八五年）を参照。

揚雄は王莽に阿って晩節を汚したと言われるが、私はこれも王莽を漢王朝篡奪の暴君であることを前提にした一方的な見方だと考えている。『漢書』『揚雄傳』によれば、「解嘲」は「哀帝の時、丁・傅・董賢、事を用い、諸々の之れに附離する者は、家を起こして二千石に至る」社会にありながら、恬淡として『太玄經』を著していた揚雄が、官位にありながら「曾て一奇を畫り一策を出し、上は人主に説き、下は公卿に談」ずることもなく、「顧だ黙して太玄五千文を作る」だけ、しかも「位は侍郎に過ぎず、擢んでられて纔かに給事黄門たり」というのは惨めではないかとの「客」の嘲りに対して答える形で自らの意を綴ったものである。「一たび跌けば將に吾が族を赤くせんとす」、「旦に權を握れば則ち卿相と爲り、夕べに勢いを失えば則ち匹夫と爲る」、「攫撃する者は亡び、默默たる者は存す。位極まる者は宗きこと危うく、自ら守る者は身全し」という權力機構の現実を見通している揚雄は、地位も權力も必ず危険と裏腹であることを知っている。この冷徹な目が「當今、縣令は士を請わず、郡守は師を迎えず、羣卿は客を揖せず、將相は眉を俛れず。言の奇なる者は疑われ、行の殊なる者は辟を得。是を以て談せんと欲する者は、舌を卷きて聲を同じくし、歩まんと欲する者は、足を擬めて跡を投ず」という政治の現実を率直に語らせる。そして、「世異なり事變ずるも、人道は殊ならず」、「爲す可きを爲す可きの時に爲せば則ち從、爲す可からざるを爲す可からざるの時に爲せば則ち凶なり」との観点から、史実の数々を挙げて「當たればなり」「時なればなり」「適なればなり」「得たればなり」「宜しければなり」と臨機応變の処置を説く。

「劇秦美新」もこのような考えに立って書かれた論であれば、王莽の政治《改革》は理解しやすい。すなわち、揚雄は王莽が採用した数々の政策——「六經を制成」し「北のかた單于を懷」け「五爵を復し、三壤を度り、井田を經め、人役を免じ、甫刑を方べ、馬法を匡す」を「劇秦美新」で論ずるが、これらは揚雄の観点からすれば臨機應變の処置として受け入れられるからである。もちろん、「劇秦美新」には王莽を神聖化する言辞も多い。それ故、李周翰が「王莽、漢の位を篡い、自立して皇帝と爲り、國を新室と號す。是の時、雄、莽の朝に仕え、莽、數々正直の臣を害するを見、己の害せらるるを恐る。故に此に文を著し、秦、酷暴の甚だしく、新室を以て美と爲すを以て、將に莽の意を悦ばしめ、禍を免れんことを求めんとす。本情に非ざるなり」(六臣注『文選』)と言うように、揚雄の保身術であって本意ではないとする見方も生まれるのだが、少な

くとも王莽が自ら指揮した政策に限定すれば、揚雄が王莽を評価することを王莽に阿諛したとするのは必ずしも当たっていない。これも王莽を悪玉とする前提に立った一方的な見方ではないだろうか。

66 (居攝二年)五月、更造貨。錯刀、一直五千。契刀、一直五百。大錢、一直五十。與五銖錢並行。民多盜鑄者。禁列侯以下不得挾黃金、輸御府受直、然卒不與直。(同、王莽傳上)

王莽居攝、變漢制、以周錢有子母相權、於是更造大錢、徑寸二分、重十二銖、文曰大錢五十。又造契刀・錯刀。契刀、其環如大錢、身形如刀、長二寸、文曰契刀五百。錯刀、以黃金錯其文、曰一刀直五千。與五銖錢凡四品、並行。(同、食貨志下)

是時百姓便安漢五銖錢、以莽錢大小兩行難知、又數變改不信、皆私以五銖錢市買。謗言大錢當罷、莫肯挾。莽患之、復下書、諸挾五銖錢、言大錢當罷者、比非井田制、投四裔。於是農商失業、食貨俱廢、民人至涕泣於市道。及坐賣買田宅奴婢、鑄錢、自諸侯卿大夫至于庶民、抵罪者不可勝數。(同、王莽傳中)

莽即眞、以爲書劉字有金刀、乃罷錯刀・契刀及五銖錢、而更作金・銀・龜・貝・錢・布之品、名曰寶貨。小錢徑六分、重一銖、文曰小錢直一。次七分、三銖、曰幺錢二十。次八分、五銖、曰幼錢二十。次九分、七銖、曰中錢三十。次一寸、九銖、曰壯錢四十。因前大錢五十、是爲錢貨六品、直各如其文。……百姓憤亂、其貨不行。民私以五銖錢市買。莽患之、下詔、敢非井田挾五銖錢者爲惑衆、投諸四裔以御魍魎。於是農商失業、食貨俱廢、民涕泣於市道。坐賣買田宅奴婢鑄錢抵罪者、自公卿大夫至庶人、不可稱數。莽知民愁、乃但行小錢直一、與大錢五十、二品並行、龜貝布屬且寢。(食貨志下)

67 是歲(地皇元年のこと)、罷大小錢、更行貨布、長二寸五分、廣一寸、直貨錢二十五。貨錢、徑一寸、重五銖、枚直一。兩品並行。敢盜鑄錢及偏行布貨、伍人知不發舉、皆沒入爲官奴婢。(同、王莽傳下)

68 更始納趙萌女爲夫人、有寵、遂委政於萌、日夜與婦人飲讌後庭。羣臣欲言事、輒醉不能見、時不得已、乃令侍中坐帷內與語。諸將識非更始聲、出皆怨曰、成敗未可知、遽自縱放若此。韓夫人尤嗜酒、每侍飲、見常侍奏事、輒怒曰、帝方對我飲、正用此時持事來乎。起、打破書案。趙萌專權、威福自己。郎吏有說萌放縱者。更始怒、拔劍擊之。自是無復敢言。(『後漢書』劉玄傳)

69 (地皇三年、二月)是月、赤眉殺太師犧仲景尙。關東人相食。四月、遣太師王匡・更始將軍廉丹東、祖都門外。天大雨、霑衣止。長老歎曰、是爲泣軍。莽曰、……枯旱霜蝗、

飢饉薦臻、百姓困乏、流離道路、于春尤甚。予甚悼之。今使東嶽太師特進褒新侯開東方諸倉、賑貸窮乏。……期於安兆黎矣。太師・更始合將銳士十餘萬人、所過放縱。東方爲之語曰、寧逢赤眉、不逢太師。太師尙可、更始殺我。(王莽傳下)

70 明德侯劉襲・率禮侯劉嘉等三十二人皆知天命、或獻天符、或貢昌言、或捕告反虜、厥功茂焉。諸劉與三十二人同宗祖者勿罷、賜姓曰王。(王莽傳中)

71 景王二十一年、將鑄大錢。單穆公曰、不可。古者天災降戾、於是乎量資幣、權輕重、以振救民。民患輕、則爲作重幣以行之、於是乎有母權子而行、民皆得焉。若不堪重、則多作輕而行之、亦不廢重、於是乎有子權母而行、小大利之。(『國語』周語下)

なお、『漢書』食貨志下はこの一文を引き、應劭は「母、重也、其大倍、故爲母也。子、輕也、其輕少半、故爲子也。民患幣之輕而物貴、爲重幣以平之。權時而行、以廢其輕。故曰母權子、猶言重權輕也。民皆得者、本末有無皆得其利也」と注する。要するに、輕重ある二種類の貨幣を通行させ、物価が高騰して貨幣価値が下落すれば重い貨幣を造り、その逆の場合は軽い貨幣を造る「時を權りて行う」方法。戦国時代に発達したが、秦・漢は一種類の貨幣によった。

72 本注66及び本注67を参照。

73 ただし元帝期に一例ある。「元帝初元四年、皇后曾祖父濟南東平陵王伯墓門梓柱卒生枝葉、上出屋。劉向以爲王氏貴盛將代漢家之象也。後王莽篡位、自說之曰、初元四年、莽生之歲也。當漢九世火德之厄、而有此祥興於高祖考之門。門爲開通、梓猶子也。言王氏當有賢子開通祖統、起於柱石大臣之位、受命而王之符也」(五行志中之下)というもので、元帝期に起きた王莽の高祖父王伯の墓の門の異変を王莽の生誕(元帝初元四年生まれ)を根拠に王莽の言説を引いて解説するものである。

74 年を追って董賢を元凶とする災異の例を「五行志」から抄録する。

・哀帝時、大司馬董賢第門自壞。(中之上)

・哀帝建平三年十月、汝南西平遂陽鄉柱仆地、生支如人形、身青黃色、面白、頭有髭髮、稍長大、凡長六寸一分。(中之下)

・哀帝建平三年、零陵有樹僵地、圍丈六尺、長十丈七尺。民斷其本、長九尺餘、皆枯。三月、樹卒自立故處。(中之下)

75 本注40を参照。
・哀帝建平三年、東萊平度出大魚、長八丈、高一丈、七枚、皆死。(中之下)

76 久之、叔父成都侯商上書、願分戶邑以封葬。及長樂少府戴崇・侍中金涉・胡騎校尉箕

閔、上谷都尉陽並・中郎陳湯、皆當世名士、咸爲莽言、上由是賢莽。（王莽傳上）

77 是月（地皇二年正月）、莽妻死、諡曰孝睦皇后。……初莽妻以莽數殺其子、涕泣失明。莽令太子臨居中養焉。……賜臨藥、臨不肯飲、自刺死。……是月、新遷王安病死。……

孫公明公壽病死。旬月四喪焉。（王莽傳下）

78 司徒掾班彪曰、三代以來、春秋所記、王公國君、與其失世、稀不以女寵。漢興、后妃之家呂・霍・上官、幾危國者數矣。及王莽之興、由孝元后歷漢四世爲天下母、饗國六十餘載、羣弟世權、更持國柄、五將十侯、卒成新都。位號已移於天下、而元后卷卷猶握一璽、不欲以授莽、婦人之仁、悲夫。（元后傳）

第四章注

- 1 後漢の政治に関しては、狩野直禎『後漢政治史の研究』（同朋社出版、一九九三年）、東晋次『後漢時代の政治と社会』（名古屋大学出版会、一九九五年）を参照。
- 2 「兩漢以外戚輔政、國家既受其禍、而外戚之受禍亦莫如兩漢者」（『廿二史劄記』卷第三「兩漢外戚之禍」）、「東漢及唐・明三代、宦官之禍最烈。然亦有不同、唐・明闕寺先害國而及於民、東漢則先害民而及於國」（同、卷第五「宦官之害民」）
- 3 北郷侯懿の年齢は未詳。因に靈帝を継いだ少帝（後に弘農王に廃された劉辯）は十七歳で即位している。少帝という諡から考えて年少であったことは間違いない。前掲『後漢政治史の研究』（第五章第一節）では「保（順帝）と同年配の少年であることが予想される」と言う。
- 4 光武帝中興、悉用奄人、不復參用士流。和帝踐阼幼弱、竇憲兄弟專權、隔限内外、羣臣無由得接、乃獨與宦者鄭衆定謀收憲、宦官有權自此始。然衆小心奉公、未嘗攬權。和帝崩、鄧后臨朝、不得不用奄寺、其權漸重。鄧后崩、安帝親政、宦官李閭・江京・樊豐・劉安・陳達與帝乳母王聖、聖女伯榮、帝舅耿寶、皇后兄閭顯等、比黨亂政。此猶宦官與朝臣相倚爲奸、未能巖朝臣而獨肆其惡也。及帝崩、閭顯等專朝爭權、乃與江京合謀、誅徙樊豐・王聖等、是顯欲去宦官、已反藉宦官之力。已而北郷侯入繼、尋薨。顯又欲援立外藩、宦官孫程等不平、迎立順帝、先殺江京・劉安・陳達、并誅顯兄弟、閭后亦被遷於離宮。是大臣欲誅宦官、必藉宦官之力、宦官欲誅大臣、則不藉朝臣力矣。（『廿二史劄記』卷第五「東漢宦官」）
- 5 陽嘉二年、有地動・山崩・火災之異、公卿舉固對策、詔又特問當世之敝、爲政所宜。固對曰、臣聞王者父天母地、寶有山川。王道得則陰陽和穆、政化乖則崩震爲災。斯皆關之天心、效於成事者也。夫化以職成、官由能理。古之進者、有德有命。今之進者、唯財與力。……夫妃后之家所以少完全者、豈天性当然。但以爵位尊顯、專總權柄、天道惡盈、不知自損、故至顛仆。……今梁氏戚爲椒房、禮所不臣、尊以高爵、尚可然也。而子弟羣從、榮顯兼加、永平・建初故事、殆不如此。宜令步兵校尉冀及諸侍中還居黃門之官、使權去外戚、政歸國家、豈不休乎。……尙書出納王命、賦政四海、權尊執重、責之所歸。若不平心、災眚必至。誠宜審擇其人、以毗聖政。……陛下宜開石室、陳圖書、招會羣儒、引問失得、指撚變象、以求天意。其言有中理、即時施行、顯拔其人、以表能者。……又宜罷退宦官、去其權重、裁置常侍二人、方直而有德者、省事左右。小黃門五人、才智閑雅者、給事殿中。……（李杜列傳）

6 時梁冀子弟五人及中常侍等以無功並封、喬上書諫曰、陛下越從藩臣、龍飛即位、天人屬心、萬邦攸賴。不急忠賢之禮、而先左右之封、傷善害德、興長佞諛。臣聞古之明君、褒罰必以功過、末世闇主、誅賞各緣其私。今梁氏一門、宦者微孽、並帶無功之紱、裂勞臣之土、其爲乖濫、胡可勝言。夫有功不賞、爲善失其望、姦回不詰、爲惡肆其凶。故陳資斧而人靡畏、班爵位而物無勸。苟遂斯道、豈伊傷政、爲亂而已、喪身亡國、可不慎哉。
(李杜列傳)

7 「五行志」は「元嘉元年十一月」とするが、「桓帝紀」に見える「五色の大鳥」の出現は建和元年の十一月の一例だけであるので、ここは「建和元年」と改めた。なお、王先謙(『後漢書集解』)も錢大昭(『後漢書辨疑』及び『續漢書辨疑』)も、これについては全く触れない。

8 『後漢書』並びに『續漢書』には、十五の「童謠」と、「之れが爲に謠いて曰く」、「郷人、之れが爲に謠いて曰く」などのように「童」を冠さない「謠」が七つ、合計二十二の「謠」が記録されている。また、「謠」ではないが、「百姓の歌」や「民の歌」などの「歌」が二十一、「之れが爲に語けて曰く」や「時人、語けて曰く」など、四十近くの「語」が記録されている。今、「謠」についてみれば、その約三分の一に相当する七つが、「童謠」に限定しても三分の一にあたる五つが桓帝期に作られ謳われたことになる。しかし、後漢になってなぜ桓帝以前に「謠」が生まれなかったのか。外戚の禍の甚だしく、宦官の跋扈した章帝や和帝の世に謳われても不思議ではない。たとえ生まれたとしても、なぜ記録に残らなかったのか。あるいは「謠」が新たな展開——灵感との融合を迎えたためかも知れないが、やはり今のところ謎というほかない。

9 後の一首については第三節(黨錮の禍の時の「謠」)で考察する。

10 延熹二年、訪(第五訪のこと)卒、以中郎將段熲代爲校尉。時熲當八種寇隴右、熲擊大破之。四年、零吾復與先零及上郡沈氏・牢姐諸種并力寇并・涼及三輔。……中郎將皇甫規擊破之。五年、沈氏諸種復寇張掖・酒泉、皇甫規招之、皆降。(西羌傳)

延熹二年、遷護羌校尉。會熲當・燒何・當煎・勒姐等八種羌寇隴西・金城塞、熲將兵及湟中義從羌萬二千騎出湟谷、擊破之。……明年春、餘羌復與燒何大豪寇張掖……。四年冬、上郡沈氏・隴西牢姐・烏吾諸種羌共寇并・涼二州、熲將湟中義從討之。……(皇甫規・張奐・段熲列傳)

11 元嘉元年春正月、京師疾疫、使光祿大夫將醫藥案行。癸酉、大赦天下、改元元嘉。二月、九江・廬江大疫。……夏四月、……京師旱。任城・梁國飢、民相食。……十一月辛

巳、京師地震。……二年春正月、西域長史王敬爲于闐國所殺。丙辰、京師地震。夏四月甲寅、孝崇皇后優氏崩。……秋七月庚辰、日有食之。八月、濟陰黃龍見句陽、金城言黃龍見允街。冬十月乙亥、京師地震。（桓帝紀）

12 桓帝元嘉中、京都婦女作愁眉·啼粧·墮馬髻·折要步·齟齬笑。所謂愁眉者、細而曲折。啼粧者、薄拭目下、若啼處。墮馬髻者、作一邊。折要步者、足不在體下。齟齬笑者、若齒痛、樂不欣欣。始自大將軍梁冀家所爲。京都歛然、諸夏皆放效。此近服妖也。梁冀二世上將、婚嬖王室、大作威福。將危社稷。天誠若曰、「兵馬將往收捕、婦女憂愁、蹙眉啼泣、吏卒掣頓、折其要脊、令髻傾邪、雖強語笑、無復氣味也。」到延熹二年、舉宗誅夷。（五行志一）

13 桓帝時、梁冀秉政、兄弟貴盛自恣、好驅馳過度、至於歸家、猶馳驅入門。百姓號之曰、「梁氏滅門驅馳。」後遂誅滅。（五行志一）

14 時太后秉政而梁冀專朝。故后獨得寵幸、自下莫得進見。后籍姊兄廢執、恣極奢靡、宮幄彫麗、服御珍華、巧飾制度、兼倍前世。及皇太后崩、恩愛稍衰。后既無子、潛懷怨忌、每宮人孕育、鮮得全者。（皇后紀下）

15 初、梁冀兩妹爲順·桓二帝皇后、冀代父商爲大將軍、再世權威、威振天下。冀自誅太尉李固·杜喬等、驕橫益甚、皇后秉執、忌恣、多所鳩毒、上下鉗口、莫有言者。帝逼畏久、恆懷不平、恐言泄、不敢謀之。（宦者列傳）

16 規出身數年、持節爲將、擁衆立功、還督鄉里、既無它私惠、而多所舉奏、又惡絕宦官、不與交通、於是中外並怨、遂共誣規貨賂羣羌、令其文降。……其年（延熹四年）冬、徵還拜議郎。論功當封。而中常侍徐璜·左悺欲從求貨、數遣賓客就問功狀、規終不荅。璜等忿怒、陷以前事、下之於吏。官屬欲賦斂請謝、規誓而不聽、遂以餘寇不絕、坐繫廷尉論輸左校。……及黨事大起、天下名賢多見染逮、規雖爲名將、素譽不高。自以西州豪桀、恥不得豫、乃先自上言、「臣前薦故大司農張奐、是附黨也。又臣昔論輸左校時、太學生張鳳等上書訟臣、是爲黨人所附也。臣宜坐之。」朝廷知而不問、時人以爲規賢。……

（永康元年）其夏日食、詔公卿舉賢良方正、下問得失。規對曰、「天之於王者、如君之於臣、父之於子也。誠以災妖。使從福祥。陛下八年之中、三斷大獄、一除內嬖、再誅外臣。而災異猶見、人情未安者、殆賢愚進退、威刑所加、有非其理也。前太尉陳蕃·劉矩·忠謀高世、廢在里巷。劉祐·馮緄·趙典·尹勳、正直多怨、流放家門。李膺·王暢·孔翊、繫身守禮、終無宰相之階。至於鉤黨之讐、事起無端、虐賢傷善、哀及無辜。今興改善政、易於覆手、而羣臣杜口、鑒畏前害、互相瞻顧、莫肯正言。伏願陛下暫留聖明、容

受審直、則前責可弭、後福必降。」對奏、不省。（皇甫規傳）

17 司馬彪は「請爲諸君鼓囀胡者、不敢公言、私咽語」と解説し、まるで「囀胡を鼓す」が「敢えて公言せず、私かに咽語するなり」の意であるかのようなのである。「私咽語」とは「喉をごろごろさせる」と言うことで、「こっそりと言う」ことになる。しかし、「鼓囀胡」がこの意味で用いられる用例は他に見当たらない。「囀胡（喉嚨に同じ）」は「のど」、喉を振り絞って「鼓す（大声を出す）」という意味であって、「こっそり言う」の意味は出て来ない。したがって、ここでは「不敢公言、私咽語」を「鼓囀胡」の原因理由と考え、このように解釈した次第である。

18 臣昭曰、志家此釋豈未盡乎。往徒一死、何用百乘。其後驗竟爲靈帝作。此言一徒、似斥桓帝、帝貴任羣閣、參委機政、左右前後莫非刑人、有同囚徒之長、故言寄一徒也。且又弟則廢黜、身無嗣、魁然單獨、非一而何。百乘車者、乃國之君。解犢後徵、正膺斯數、繼以班班、尤得以類焉。

19 （延熹）四年春正月辛酉、南宮嘉德殿火。戊子、丙署火。大疫。二月壬辰、武庫火。……（五月）丁卯、原陵長壽門火。……（五年春正月）壬午、南宮丙署火。（夏四月）乙丑、恭陵東闕火。戊辰、虎賁掖門火。……五月、康陵園寢火。……申申、中藏府承祿署火。秋七月己未、南宮承善闕火。（六年）夏四月辛亥、康陵東署火。……秋七月甲申、平陵園寢火。……（八年二月）千秋萬歲殿火。……夏四月甲寅、安陵園寢火。……閏月甲午、南宮長秋和歡殿後鉤楯・掖庭・朔平署火。……十一月壬子、德陽殿西閣・黃門北寺火、延及廣義・神虎門、燒殺人。（桓帝紀）

20 「五行志四」でも、「（延熹）五年五月乙亥、京都地震。是時桓帝與中常侍單超等謀誅除梁冀、聽之、並使用事專權。又鄧皇后本小人、性行無恆、苟有顏色、立以爲后。後卒坐執左道廢、以憂死」と、地震は宦官及び鄧皇后に結びつけられている。

21 『漢書』昭帝紀に、「三年以前逋、更賦未入者、皆勿收」とあり、如淳は「逋、未出更錢者也」と注し、辺境に当たる賦役を免除してもらったための税を納めないことであると言う。また、『後漢書』光武紀下に、「其口賦逋税、而廬宅尤破壞者、勿收責」とあり、李賢注に「逋税、謂欠田租也」とあることから、「逋」は滞納した税金を取り立てることと考えられる。

22 （九年春正月）己酉、詔曰、「比歲不登、民多飢窮、又有水旱疾疫之困。盜賊徵發、南州尤甚。災異日食、謹告累至。政亂在予、仍獲咎徵。其令大司農絕今歲調度徵求、及前年所調未畢者、勿復收責。其灾旱盜賊之郡、勿收租、餘郡悉半入。」（桓帝紀）

23 延熹九年、楷自家詣闕上疏曰、……案春秋以來及古帝王、未有河清及學門自壞者也。臣以爲河者、諸侯位也。清者屬陽、濁者屬陰。河當濁而反清者、陰欲爲陽、諸侯欲爲帝也。(襄楷傳)

24 是時連月有火災、諸宮寺或一日再三發。又夜有訛言、擊鼓相驚。陳蕃・劉矩・劉茂、上疏諫曰、「古之火、皆君弱臣強、極陰之變也。前始春而獄刑慘、故火不炎上。前人春節連寒、木冰、暴風折樹、又八九州郡並言隕霜殺菽。春秋、晉執季孫行父、木爲之冰。夫氣弘則景星見、化錯則五星開、日月蝕。災爲已然、異爲方來、恐卒有變、必於三朝。唯善政可以已之。願察臣前言、不棄愚忠、則元元幸甚。」書奏不省。(『續漢書』五行志二注引く『袁山松書』)

25 最後の一句は、延熹九年十二月、「司隸校尉李膺等二百餘人、受誣爲黨人、並坐下獄、書名王府」(桓帝紀)との、いわゆる第一次黨禁を意味しているとも考えられる。また、先に皇甫規のところで触れたように、李膺・王暢・孔翊らを弁護をして奏上したが、やはり「省みられず」(注16参照)、半年後に李膺らが許されたのは太尉陳蕃の力もあったが、実際には「膺等頗引宦官子弟、宦官多懼、請帝以天時宜赦。於是大赦天下」(黨錮列傳)と、宦官が自らの罪が暴かれるのを恐れて桓帝に願い出たためであった。このように、聞き入れられるのは宦官の言だけで、「天下士大夫皆高尚其道(李膺が免職になって郷里に帰り隠居したこと)、而汙穢朝廷」(同上)に至ったことをも告げようとしているか。

26 「党錮の禍」に言及した研究として、川勝義雄「シナ中世貴族政治の成立について」(後に「貴族政治の成立」と改題)「漢末のレジタンス運動」(共に『六朝貴族制社会の研究』所収、岩波書店、一九八二年)のほか、前掲『後漢政治史の研究』第六章「黨錮」及び『後漢時代の政治と社会』第五章「順・質・桓帝期」を参照。

27 皆競起第宅、樓觀壯麗、窮極技巧、金銀爛耗、施於犬馬、多取良人美女以爲姬妾、皆珍飾華侈、擬則宮人。其僕從皆乘牛車而從列騎。又養其疏屬、或乞嗣異姓、或買蒼頭爲子、並以傳國襲封。兄弟姻戚皆宰州臨郡、辜較百姓、與盜賊無異。(宦者列傳)

28 後漢の宦官の害は中国歴代王朝で最も激しかったもののひとつとしてつとに有名であるが、趙翼は、「東漢及び唐・明の三代、宦官の禍、最も烈し。然れども亦た同じからざる有り。唐・明の闍寺は先に國を害して民に及び、東漢は則ち先に民を害して國に及ぶ」(『廿二史劄記』卷第五「宦官之害民」と、「五侯」に代表される後漢の宦官は「先に民を害して國に及」んだ点がその特徴であると言う。

29 「宦者列傳」に、「(單)超の弟安、河東の太守と爲り、弟匡、濟陰の太守と爲り、(徐)璜の弟盛、河内の太守と爲り、(左)悝の弟敏、陳留の太守と爲り、(具)瑗の兄恭、沛の相と爲り、皆な所在の蠱害を爲す」とある。

30 自是正直廢放、邪枉熾結、海内希風之流、遂共相撓擥、指天下名士、爲之稱號。上曰「三君」、次曰「八俊」、次曰「八顧」、次曰「八及」、次曰「八廚」、猶古之「八元」・「八凱」也。寶武・劉淑・陳蕃爲「三君」。君者、言一世之所宗也。李膺・荀爽・杜密・王暢・劉祐・魏朗・趙典・朱寓爲「八俊」。俊者、言人之英也。……(黨錮列傳序)

31 司馬彪は「寶武列傳」の「於是天下雄駿、知其風旨、莫不延頸企踵、思慮其智力」の下に『續漢書』を引用し、桓帝初めのこの「童謠」を注記している。

32 「謠」に謳い込まれた希望や期待が実現した時、その「謠」は「予言」と認識され人々の記憶に鮮明に残るが、希望や期待が裏切られた時、その「謠」は意味を喪失して記憶から薄れて行く。恐らくこのようにして消滅した「謠」は少なくないであろう。黨錮の禍の頃に期待と希望を込めて謳われた「謠」が、その期待も希望もことごとく裏切られたにもかかわらず歴史記録に残っているということは、二十年にも及ぶ黨禁がいかに大きな精神的打撃を知識人に与えたかを物語っているということになろう。

33 靈帝期に頻発する災異は、「五行志」ではその殆どが黄巾の乱・何進の宦官誅滅クレーダー・董卓の乱など、後漢王朝滅亡の応徴として説明され、黨錮の禍の応徴とするものはわずか次の五例に過ぎない。

靈帝建寧元年夏、霖雨六十餘日。是時大將軍寶武謀變廢中宮。其年九月、長樂五官史朱瑀等共與中常侍曹節起兵、先誅武、交兵闕下、敗走、追斬武兄弟、死者數百人。(五行志一)

靈帝建寧中、京都長者皆以葦方笥爲粧具、下士盡然。時有識者竊言、靡方笥、郡國讞篋也。今珍用之、此天下人皆當有罪讞於理官也。到光和三年癸丑赦令詔書、吏民依黨禁錮者赦除之、有不見文、他以類比疑者讞。於是諸有黨郡皆讞廷尉、人名悉入方笥中。(五行志二)

(靈帝)光和四年六月、雨雹、大如雞子。是時常侍、黃門用權。(五行志三)
靈帝建寧四年二月癸卯、地震。是時中常侍曹節・王甫等皆專權。熹平二年六月、地震。六年十月辛丑、地震。光和元年二月辛未、地震。四月丙辰、地震。靈帝時宦者專恣。(五行志四)

靈帝熹平四年六月、弘農・三輔螟蟲爲害。是時靈帝用中常侍曹節等讒言、禁錮海

内清英之士、謂之黨人。(五行志四)

第一次黨錮の禍は、桓帝が梁冀ならびに梁氏一族を排除するために宦官に頼った結果、宦官の跋扈を許して終に宦官勢力に対抗する知識人の弾圧に至った。司馬彪が桓帝期の災異の多くをことさら梁冀ならびに梁氏一族の誅滅の応徴としているのは、そのことで黨錮の禍をもたらした根本的原因を明らかにしようとしていると考えられる。同様に、靈帝期の第二次黨錮の禍は司馬彪にとって後漢王朝の終焉を予測させるに充分であったということの意味していると考えられる。

34 吉川忠夫「范曄と後漢末期」(『六朝精神史研究』所収、同朋社、一九八四年) 神樂岡昌俊「後漢の隱逸思想——『逸民伝』の思想——」(『中国における隱逸思想の研究』所収、ペリカン社、一九九三年)を参照。

35 督郵張儉因舉奏、覽貪侈奢縱、前後請奪人宅三百八十二所、田百一十八頃。起立第宅十有六區、皆有高樓池苑、堂閣相望、飾以綺畫丹漆之屬、制度重深、僭類宮省。又豫作壽冢、石椁雙闕、高廡百尺、破人居室、發掘墳墓。虜奪良人、妻略婦子、及諸罪讞。請誅之。(宦者列傳 張儉傳)

36 「靈帝紀」によると、劉郃が司徒になったのは光和二年(一七九)のことである。

37 「後漢書」輿服志上に「皇太子・皇子、皆安車、朱班輪、青蓋、金華蚤、黑幘文、畫輻文輶、金塗五末」、「近小使車、蘭輿赤轂、白蓋赤帷」とある。

38 劉昭はここに「案ずるに、郡國志に、饒陽は本、涿に屬し、後、安平に屬す。靈帝、既に是れ河間王の曾孫。謠の言、是れより微有り、明かにすること俟つ無くして、河間の縣、驗を爲す」と注し、ほどこなく靈帝が即位し、この「童謠」の中の「河間」がその応驗を証明したと説明している。

39 「禮記」王制に、「左道を執りて以て政を亂すものは殺す」とあり、鄭玄は「左道とは、巫蠱及び俗禁の者の若し」と注する。

40 「帝 以えらく、辯は輕佻にして威儀無く、人主と爲す可からず。然れども皇后、寵有り、且つ進も又た重權に居り、故に久しく決せず。六年、帝、疾 篤し。協を蹇碩に屬す」(何進列傳)とあるように、宋皇后に王美人鳩殺を決意させたのは、靈帝の真意が王美人の子を太子にしようとしていることを知ったからである。

41 「靈帝、帝(獻帝)、己に似るを以て、故に名づけて協と曰う」(獻帝紀注引『張璠紀』)とあるように、靈帝も皇子協(獻帝)を「己に似るを以て」太子にしようとしていた。第三章の注8を参照。

42 『後漢書』城陽恭王祉傳に「及更始降於赤眉、祉乃間行亡奔洛陽。是時宗室唯祉先至、光武見之歡甚。建武二年、封爲城陽王、賜乘輿・御物・車馬・衣服。追諡敞爲康侯。十一年、社疾病、上城陽王璽綬、願以列侯奉先人祭祀。帝自臨其疾。祉薨、年四十三、諡曰恭王、竟不之國、葬於洛陽北芒」とあるのが初出かと思われる。この後、光武帝の郭皇后（皇后紀上）、桓帝鄧皇后（皇后紀下）、鄧晨（鄧晨列傳）、鄧鸞（鄧鸞列傳）など、後世この洛陽の北芒（北邙）は墓所の代名詞となった。なお、『説文』に「邙、河南雒陽の北、芒山の上の邑なり」（第六下）とある。また、その根拠を明らかにしないが、明・張自烈は「或いは曰く、貴人の冢、多く北邙山に在り」（『正字通』西集下）と言う。

43 卓以董卓之歌主爲己發、大禁絶之、死者千數。（五行志一注引『風俗通』）

44 「五行志」には董卓の死を告げる災異は、「獻帝初平元年八月、霸橋、災あり。其の後三年、董卓、殺さる」（五行志二）、「獻帝初平二年三月、長安の宣平城門の外屋、故無くして自壞す。三年夏に至り、司徒王允、中郎將呂布をして太尉董卓を殺し、三族を夷せしむ」（五行志一）の二例のみである。後漢末になればなるほど、「謠」で諷られ呪われる人物が、災異現象によって解説されることが激減して行く傾向にある。これは「謠」そのものが災異説の肩代わりをしていたことを意味していると考えられる。

45 「離合」「拆字」「測字」などと呼ばれる言葉遊びは、以後の「謠」に多くなる。司馬彪は、上から下、あるいは左右に離合するのが一般であるが、「千里草」「十日卜」はいずれも下から上に離合しているので、この点にも董卓の下克上の非道が表現されていると言う。魏晉時代にはそれに「反切」の技法も加わり、「謠」に言葉遊びの要素が一層強くなる。なお、『陔餘叢考』卷三十四「測字」に拆字に関する考察がある。また、『ことば遊びの民族誌』（江口一久編、大修館書店、一九九〇年）は、ギリシャ、ローマ、上海語、満州語、朝鮮語、日本語、インド、ビルマ、アフリカの諸言語、モンゴル語など、世界の言葉遊びを例を挙げて解説した興味深い著書である。その中で高田時雄「拆字考」は主として言語学の観点から後漢以降の拆字と識との関係に触れている。

46 冢戸開、大風暴雨、水土流入、抒出之。棺向入、輒復風雨、水溢郭戸、如此者三四。冢中水半所、稠（樊稠）等共下棺、天風雨益暴甚、遂閉戸。戸閉、大風復破其冢。（「董卓列傳」李賢注引『獻帝起居注』）

47 獻帝初董謠曰、「燕南垂、趙北際、中央不合大如砺。唯有此中可避世。」公孫瓚以爲易地當之、遂徙鎮焉、乃修城積穀、以待天下之變。建安三年、袁紹攻瓚、瓚大敗、縊其

姊妹妻子、引火自焚、紹兵趣登臺斬之。初、瓚破黃巾、殺劉虞、乘勝南下、侵據齊地。雄威大振、而不能開廓遠圖、欲以堅城觀時、坐聽圍戮、斯亦自易地而去世也。（五行志

一 李賢注

48 英雄記曰、先是有童謠曰、「燕南垂、趙北際、中央不合大如砺。唯有此中可避世」。

瓚以易當之、乃築京固守。瓚別將有爲敵所圍、義不救也。其言曰、「救一人、使後將恃救不力戰。今不救此、後將當念在自勉。」是以袁紹始北擊之時、瓚南界上別營自度守則不能自固、又知必不見救、是以或自殺其將帥、或爲紹兵所破、遂令紹軍徑至其門。臣松之以爲童謠之言、無不皆驗。至如此記、似若無徵。謠言之作、蓋令瓚終始保易、無事遠略。而瓚因破黃巾之威、意志張遠、遂置三州刺史、圖滅袁氏、所以致敗也。（『三國志』公孫瓚傳注）

49 虞初舉孝廉、稍遷幽州刺史。民夷感其德化、自鮮卑・烏桓・夫餘・穢貊之輩、皆隨時朝貢、無敢擾邊者、百姓歌悅之。……初、詔令公孫瓚討烏桓、受虞節度。瓚但務會徒衆以自強大、而縱任部曲、頗侵擾百姓、而虞爲政仁愛、念利民物。由是與瓚漸不相平。……瓚乃誣虞前與袁紹等欲稱尊號、脅訓斬虞於薊市。先坐而呪曰、若虞應爲天子者、天當風雨以相救。時旱熱炎盛、遂斬焉。傳首京師、故吏尾敦於路劫虞首歸葬之。瓚乃上訓爲幽州刺史。虞以恩厚得衆、懷被北州、百姓流舊、莫不痛惜焉。（『後漢書』劉虞傳）

50 英雄記曰、虞爲博平令、治正推平、高尚純樸、境內無盜賊、災害不生。時鄰縣接壤、蝗蟲爲害、至博平界、飛過不入。（『三國志』公孫瓚傳注）

51 「五行志」は「中興」に作る。「中興」でも意味は通るが、『後漢書集解』に「何焯本與作平」とあり、「中平」の方が意味がより通じ易いので改めた。

52 ここに言う「劉表の妻」とは恐らく劉表の後妻のことであろう。「劉表傳」には劉表の後妻蔡氏は姪を劉琮に娶らせ、「後、琮の爲に其の後妻蔡氏の姪を娶り、蔡氏、遂に琮を愛して琮を惡み、毀誉の言、日々に表に聞す。表、後妻を寵耽して、毎に焉れを信受す。又た妻の弟蔡瑁及び外甥張允、並びに表に幸せらるるを得、又た琮に睦ぶ」と、蔡氏のことを記すが、『後漢書』及び『三國志』魏書「劉表傳」、いずれにも蔡氏の死に関する記録はない。また、蔡氏の死をきっかけにして「諸將、並びに零落する」と言うが、これも何を指しているのか未詳。

53 『搜神記』卷六には、この「童謠」と併せて、この頃、荊州から数百里離れた華容に住む一婦人が、荊州の凋落と劉表の死を「予言」したというエピソードを載せている。

建安初、荊州童謠曰、八九年間始欲衰。至十三年無子遺。言自中興以來、荊州獨

全。及劉表爲牧、民又豐樂、至建安九年當始衰。始衰者、謂劉表妻死、諸將並零落也。十三年無子遺者、表當又死、因以喪敗也。是時華容有女子、忽啼呼曰、將有大喪。言語過差、縣以爲妖言、繫獄。月餘、忽於獄中哭曰、劉荊州今日死。華容去州數百里。卽遣馬里驗視、而劉表果死。縣乃出之、續又歌吟曰、不意李立爲貴人。後無幾、曹公平荊州、以涿郡李立字建賢爲荊州刺史。

54 「紹、三子有り、譚、字は顯思、熙、字は顯雍、尙、字は顯甫。譚、長じて恵あり、尙、少くして美なり。紹の後妻劉、寵有り、而して尙を偏愛し、數々紹に稱す。紹も亦た其の姿容を奇とし、嗣を傳えしめんと欲す。乃ち譚を以て兄の後を繼がしめ、出して青州刺史と爲す」(袁紹傳)とあるように、袁紹も劉表と同じく、長子袁譚を退けて後妻の偏愛する少子袁尙を後繼者とした。後繼者決定の難しさは必ずしも天子だけではないようである。第三章の注8を参照。

第五章注

1 新城新藏「東洋天文學史大綱」(『東洋天文學史研究』所収、弘文堂書房、一九二八年)、安居香山『緯書と中国の神秘思想』(平川出版社、一九八八年)、橋本敬造『中国占星術の世界』(東方書店、一九九三年)、川原秀城『中国の科学思想——兩漢大学考』(創文社、一九九六年)を参照。

2 前掲の新城論文では、『甘氏占』『石氏占』を「大體戰國時代半ば紀元前三五六十年頃」のものとし、今、多く引用する『開元占經』は宋代に一度散逸したため無条件には信用できないとは言え、『天文要錄』及び『天地瑞祥志』に引用するものと殆ど合致するので、「唐初に於ける石氏甘氏の星經を再現することが出来る」と言う。

3 橋本敬造前掲書。

4 矢野道雄・杉田瑞枝訳注『占術大集成』全二卷(平凡社、一九九五年)参照。

5 宋景公之時、熒惑在心。公懼、召子韋而問焉、曰、熒惑在心、何也。子韋曰、熒惑者天罰也。心者宋之分野也。禍當於君。雖然、可移於宰相。公曰、宰相所與治國家也、而移死焉、不祥。子韋曰、可移於民。公曰、民死、寡人將誰爲君乎。寧獨死。子韋曰、可移於歲。公曰、歲害則民饑、民饑必死。爲人君而殺其民以自活也、其誰以我爲君乎。是寡人之命固盡已。子無復言矣。子韋還走、北面載拜曰、臣敢賀君。天之處高而聽卑。君有至德之言三。天必三賞君。今夕熒惑其徙三舍。君延年二十一歲。公曰、子何以知之。對曰、有三善言、必有三賞。熒惑有三徙舍、舍行七星、星一徙當一年、三七二十一。臣故曰君延年二十一歲矣。臣請伏於陛下以伺候之。熒惑不徙、臣請死。公曰、可。是夕熒惑果徙三舍。(『呂氏春秋』季夏紀第六「制樂」)

宋景公時、熒惑在心、懼、召子韋而問曰、熒惑在心、何也。子韋曰、熒惑、天罰也。心、宋分野也。禍當君身。雖然、可移於宰相。公曰、宰相、所使治國也。而移死焉、不祥。寡人請自當也。子韋曰、可移於民。公曰、民死、將誰君乎。寧獨死耳。子韋曰、可移於歲。公曰、歲饑、民饑必死。爲人君、欲殺其民以自活、其誰以我爲君乎。是寡人之命固盡矣。子無復言矣。子韋還走、北面再拜、曰、臣敢賀君。天之處高而聽卑。君有仁人之言三。天必三賞君。今夕星必徙舍、君延壽二十一歲。公曰、子何以知之。對曰、君有三善。故三賞、星必三舍。舍行七星、星當一年。三七二十一。故曰延壽二十一年。臣請、伏於陛下以伺之。星不徙、臣請死之。公曰、可。是夕也星三徙舍、如子韋言。老子曰、能受國之不祥、是謂天下之王也。(『新序』卷第四「雜事」)

景公之時、熒惑守于虛、晷年不去。公異之、召晏子而問曰、「吾聞之、人行善者天賞

之、行不善者天殃之。熒惑天罰也。今留虛。其孰當之。」晏子曰、「齊當之。」公不說曰、「天下大國十二、皆曰諸侯。齊獨何以當。」晏子曰、「虛、齊野也。且天下殃、固于富彊。爲善不用、出政不行、賢人使遠、讒人反昌、百姓疾怨、自爲祈祥、錄錄彊食。進死何傷。是以列舍無次、變星有芒、熒惑回逆、孽星在旁、有賢不用、安得不亡。」公曰、「可去乎。」對曰、「可致者可去。不可致者不可去。」公曰、「寡人爲之若何。」對曰、「盍去冤聚之獄、使反田矣、散百官之財、施之民矣、振孤寡而敬老人矣。夫若是者、百惡可去。何獨是孽乎。」公曰、「善。」行之三月、而熒惑遷。（『晏子春秋』內篇諫上第一）

傳書曰、宋景公之時、熒惑守心。公懼、召子韋而問之曰、熒惑在心、何也。子韋曰、熒惑、天罰也、心宋分野也、禍當君。雖然、可移於宰相。公曰、宰相所使治國家也、而移死焉、不祥。子韋曰、可移於民。公曰、民死、寡人將誰爲君也。寧獨死耳。子韋曰、可移於歲。公曰、民饑必死。爲人君而欲殺其民以自活也、其誰以我爲君者乎。是寡人命固盡也。子母復言。子韋還走、北面再拜曰、臣敢賀君。天之處高而聽卑。君有君人之言三、天必三賞君。今夕星必徙三舍、君延命二十一年。公曰、奚知之。對曰、君有三善言、故有三賞。星必三徙、三徙行七星、星當一年、三七二十一。故君命延二十一歲。臣請、伏於殿下、以伺之。星必不徙、臣請、死耳。是夕也、火星果徙三舍、如子韋之言。則延年審得二十一歲矣。星徙審、則延命明、延命明、則景公爲善、天祐之也。則夫世間人能爲景公之行、則必得景公祐矣。此言虛也。何則、皇天遷怒、使熒惑本景公身有惡而守心、則雖聽子韋言、猶無益也。使其不爲景公、則雖不聽子韋之言、亦無損也。（『論衡』變虛篇第十七）

人君有善言・善行。善行動於心、善言出於意。同由其本、一氣不異。宋景公出三善言。則其出三先善言之前、必有善行也。有善行、必有善政、政善、則嘉瑞臻、福祥至。熒惑之星、無爲守心也。使景公有失誤之行、以致惡政、惡政發、則妖異見。熒惑之守心、猶桑穀之生朝。高宗消桑穀之變、以政不以言。景公卻熒惑之異、亦宜以行。景公有惡行。故熒惑守心。不改政修行、坐出三善言、安能動天。天安肯應。何以效之。使景公出三惡言、能使熒惑食心乎。夫三惡言不能使熒惑食心、三善言、安能使熒惑退徙三舍。以三善言、獲二十一年、如有百善言、得千歲之壽乎。非天祐善之意、應誠爲福之實也。（變虛篇第十七）

且言星徙三舍者、何謂也。星三徙於一舍乎。一徙歷於三舍也。案子韋之言曰、君有君人之言三、天必三賞君。今夕、星必徙三舍。若此、星竟徙三舍也。夫景公一坐有三善言、

星徙三舍、如有十善言、星徙十舍乎。熒惑守心、爲善言卻、如景公復出三惡言、熒惑食心乎。爲善言卻、爲惡言進、無善無惡、熒惑安居不行動乎。或時熒惑守心、爲旱災、不爲君薨。子韋不知、以爲死禍、信俗至誠之感熒惑去處。星必偶自當去、景公自不死、世則謂子韋之言審、景公之誠感天矣。亦或時子韋知星行度適自去、自以著己之知、明君臣推讓之所致、見星之數七、因言星徙三舍、復得二十一年。因以星舍、計年之數、是與齊太卜、無以異也。（變虛篇第十七）

6 『史記』の諸注に引用される『天官占』にも、「熒惑方伯象、司察妖孽」（索隱）、「熒惑爲執法之星、其行無常、以其舍命國。爲殘賊、爲疾、爲喪、爲饑、爲兵。環繞句己、芒角動搖、乍前乍後、其殃逾甚。熒惑主死喪、大鴻臚之象。主甲兵、大司馬之義。伺驕奢亂孽、執法官也。其精爲風伯、惑童兒歌謠嬉戲也」（正義）とあり、また『開元占經』卷二十及び卷二十一引『春秋緯文耀鉤』にも、「赤帝熒怒之神、爲熒惑焉。位在南方、禮失則罰出」、「熒惑與木鬪、夷狄肆害」、「熒惑與土鬪則子弟亂。熒惑與金鬪、陰不制、有戰兵、兵不在外、爲在內。熒惑與木鬪則以暴刑」とある。

7 五曰、五帝・三王之於樂盡之矣。亂國之主、未嘗知樂者、是常主也。夫有天賞得爲主、而未嘗得主之實、此之謂大悲。是正坐於夕室也。其所謂正、乃不正矣。……其星有熒惑、有彗星、有天棓、有天機、有天竹、有天英、有天干、有賊星、有鬪星、有賓星。其氣有上不屬天、下不屬地、有豐上殺下、有若水之波、有若山之楫、春則黃、夏則黑、秋則蒼、冬則赤。其妖孽有生如帶、有鬼投其陣、有菟生雉、雉亦生鵠、有螟集其國、其音匈匈、國有游蛇西東、馬牛乃言、犬彘乃連、有狼入於國、有人自天降、市有舞鵠、國有行飛、馬有生角、雄雞五足、有豕生而彌。鷄卵多假、有社遷處、有豕生狗。國有此物、其主不知驚惶亟革、上帝降禍、凶災必亟。其殘亡死喪、殄絕無類、流散循饑無日矣。此皆亂國之所生也、不能勝數、盡荆・越之竹、猶不能書。故子華子曰、夫亂世之民、長短頡頏、百疾、民多疾病、道多枵糲、盲禿偃佺、萬怪皆生。故亂世之主、烏聞至樂。不聞至樂、其樂不樂。（『呂氏春秋』季夏紀第六「明理」）

何謂五星。東方木也。其帝太皞、其佐句芒、執規而治春。其神爲歲星。其獸蒼龍、其音角、其日甲乙。南方火也。其帝炎帝、其佐朱明、執衡而治夏。其神爲熒惑。其獸朱鳥、其音徵、其日丙丁。中央土也。其帝黃帝、其佐后土、執繩而制四方。其神爲鎮星。其獸黃龍、其音宮、其日戊己。西方金也。其帝少昊、其佐蓐收、執矩而治秋。其神爲太白。其獸白虎、其音商、其日庚辛。北方水也。其帝顓頊、其佐玄冥、執權而治冬。其神爲辰星。其獸玄武、其音羽、其日壬癸。……太陰在四仲、則歲星行三宿、太陰在四鉤、則歲

星行二宿。二十八、三十四、故十二歲而行二十八宿。日行十二分度之一、歲行三十三度十六分度之七、十二歲而周。（『淮南子』天文訓）

熒惑常以十月入太微、受制而出、行列宿。司無道之國、爲亂爲賊、爲疾爲喪、爲饑爲兵。出入無常、辯變其色、時見時匿。（同上）

鎮星以甲寅元始建斗、歲鎮一宿。當居而弗居、其國亡土。未當居而居之、其國益地歲熟。日行二十八分度之一、歲行十三度百一十二分度之五、二十八歲而周。（同上）

太白元始、以甲寅正月、與營室晨出東方、二百四十日而入。入百二十日、而夕出西方、二百四十日而入。入三十五日、而復出東方。出以辰戌、入以丑未。當出而不出、未當入而入、天下偃兵。當入而不入、未當出而出、天下興兵。（同上）

辰星正四時。常以二月春分、效奎婁、以五月夏至、效東井・輿鬼、以八月秋分、效角・亢、以十一月冬至、效斗・牽牛。出以辰戌、入以丑未。出二旬而入。晨候之東方、夕候之西方。一時不出、其時不和、四時不出、天下大飢。（同上）

8 予言「亡秦者胡也」については第六章第二節で詳論する。

9 『漢書』楚元王傳では、「秦始皇之末至二世時、日月薄食、山陵淪亡、辰星出於四孟、太白經天而行、無雲而雷、枉矢夜光、熒惑襲月、孽火燒宮、野禽戲廷、都門內崩、長人見臨洮、石隕于東郡、星孛大角、大角以亡。觀孔子之言、孝暴秦之異、天命信可畏也」とあるように、ここでは「亡秦」の予言や種々の予兆が熒惑の異常運行と区別なく一連の「暴秦の異」として捉えられている。また、始皇七年（二回）、九年（二回）、十三年（一回）と合計五回記録される彗星に関して『史記』では特に触れていないが、『漢書』天文志では、「周卒爲秦所滅。始皇之時、十五年間彗星四見、久者八十日、長或竟天。後秦遂以兵內兼六國、外攘四夷、死人如亂麻。又熒惑守心、及天市芒角、色赤如雞血。始皇既死、適庶相殺、二世卽位、殘骨肉、戮將相、太白再經天。因以張楚並興、兵相貽籍、秦遂以亡」と、熒惑だけでなく度重なる彗星の出現にも秦の末路が測定されていたとする。なお、『孝經内記』にも「彗出北斗、兵大起。彗在三台、臣害君。彗在太微、君害臣。彗在天獄、諸侯作亂。所指其處大惡。彗在平成旁、子欲殺父」（『正義』所引）とあり、彗星は不吉の星と考えられていた。

10 因建言、往年熒惑守心、太白高而芒光、又角星弗於河鼓、其法爲有兵亂。是後訛言行詔籌、經歷郡國、天下騷動、恐必有非常之變。可遣大將軍行邊兵、敕武備、斬一郡守、以立威、震四夷、因以厭應變異。（息夫躬傳）

初、趙平客石夏善爲天官、語平曰、熒惑守御星、御星、太僕奉車都尉也、不黜則死。

平内憂山等。雲翦李竟所善張赦見雲家卒卒、謂竟曰、今丞相與平恩侯用事、可令太夫人言太后、先誅此兩人。移徙陛下、在太后耳。長安男子張章告之、事下廷尉。執金吾捕張赦・石夏等、後有詔止勿捕。山等愈恐、相謂曰、此縣官重太后、故不竟也。然惡端已見、又有弑許后事、陛下雖寬仁、恐左右不聽、久之猶發、發即族矣、不如先也。遂令諸女各歸報其夫、皆曰、安所相避。(霍光傳)

臣聞五星者、五行之精、五帝司命、應王者號令爲之節度。歲星主歲事、爲統首、號令所紀、今失度而盛、此君指意欲有所爲、未得其節也。又填星不避歲星者、后帝共政、相留於奎・婁、當以義斷之。熒惑往來亡常、周歷兩宮、作態低卬、入天門、上明堂、貫尾亂宮。太白發越犯庫、兵寇之應也。貫黃龍、入帝庭、當門而出、隨熒惑入天門、至房而分、欲與熒惑爲患、不敢當明堂之精。此陛下神靈、故禍亂不成也。熒惑厥弛、佞巧依勢、微言毀譽、進類蔽善。太白出端門、臣有不臣者。火入室、金上堂、不以時解、其憂凶。填・歲相守、又主內亂。宜察蕭牆之內、毋忽親疏之微、誅放佞人、防絕萌芽、以盪滌濁滅、消散積惡、毋使得成禍亂。辰星主正四時。當效於四仲。四時失序、則辰星作異。今出於歲首之孟、天所以謹告陛下也。政急則出蚤、政緩則出晚、政絕不行則伏不見而爲彗。四孟皆出、爲易王命。四季皆出、星家所諱。今幸獨出寅孟之月、蓋皇天所以篤右陛下也、宜深自改。(李尋傳)

方進雖受穀梁、然好左氏傳・天文星曆、其左氏則國師劉歆、星曆則長安令田終術師也。厚李尋、以爲議曹。爲相九歲、綏和二年春熒惑守心、尋奏記言、應變之權、君侯所自明。往者數白、三光垂象、變動見端、山川水泉、反理視患、民人訛謠、斥事感名。三者既效、可爲寒心。今提揚眉、矢貫中、狼奮角、弓且張、金歷庫、土逆度、輔湛沒、火守舍。萬歲之期、近愼朝暮。上無惻怛濟世之功、下無推讓避賢之效、欲當大位、爲具臣以全身、難矣。大賁日加、安得但保斥逐之勳。闔府三百餘人、唯君侯擇其中、與盡節轉凶。(翟方進傳)

11 第三章の注58を参照。

12 『漢書』及び『續漢書』の天文志に見える熒惑記録は、拙論「『童謠』と熒惑星伝説の基礎的研究——後漢以後における讖緯説の展開」(平成6・7・8年度文部省科研報告書、一九九七年)の卷末資料を参照されたい。

13 柳瀬喜代志「童謠考——搜神記『由拳陷沒爲湖』をめぐって」(『中國詩文論叢』第五集、一九八六年)の中に、「童謠」と熒惑についての考察が見える。また、吉原浩人「『熒惑の精』匡房——神田本『江談抄』冒頭話をめぐって——」(『寺子屋語学』

文学研究所論叢』創刊号、一九八二年）は「熒惑の精」と言われた大江匡房についての説話論考であるが、その中にも「熒惑の一般的イメージ」を紹介している。

- 14 宮川尚志「三国呉の政治と制度」（『六朝史研究 政治・社会篇』所収、平楽寺書店、一九七七年複製）参照。

- 15 『晋書』五行志「詩妖」は、上記科研報告書の卷末資料を参照。

- 16 安居香山「漢魏六朝時代における圖讖と佛教」（『緯書の基礎的研究』所収、国書刊行会、一九七六年）中の「圖讖禁絶の歴史」を参照。

- 17 「熒惑の精」は時代は下がると童子ではなく、「朱髮森然上衝冠、荷長戟、貌甚忿怒、口鼻出息、煙焰皆飛。然氣息超然、有天人之意」（宋・李廌撰『德隅齋畫品』熒惑像）というように、いかめしい形相を備えた怪神として絵画に描かれる。

- 18 「謠」の世界での言葉遊びは、第二章で考察した「謠」以前の「歌」にも見られるが、それは責任追及を回避するという、いわば消極的な遊びであったと言える。それに対して、後漢末の董卓を呪う「童謠」が拆字の技法（第四章の注45を参照）を用いたような、漢字の特徴を生かした暗号的な遊びを駆使するのは、魏晉以降に顕著である。「謠」の言葉遊びは単に技法の問題ではなく、せめて「謠」の世界で遊びをしなければ救われないういほど、己の倫理観では到底許されない現実社会に生きる知識人が精神的に追い詰められた状況であったと考えるべきであろう。ここに、『晋書』五行志「詩妖」の中から典型的な言葉遊びの「童謠」を列記する。

魏の明帝の太和中、京師、兜鈴曹子を歌う。其の唱に曰く、「其れ汝が曹を奈何せん」と。此れ詩妖なり。其の後、曹爽、誅せられ、曹氏、遂に廢せらる。

※「曹」字は「ともがら」の意で使われているが「曹爽」を隠している。

呉の孫亮の初め、童謠に曰く、「吁、汝恪、何ぞ若若たる、蘆葦單衣、鉤絡に篋、何くに於てか相い求めん、常子闇」と。常子闇とは、反語石子壩也。鉤絡は鉤帶なり。諸葛恪、死するに及び、果して葦席を以て身を裹み、篋、其の要を束し、之れを石子壩に投ず。後、恪の故吏に聽して收歛せしむ、之れを此の壩に求むと云う。

※反切を応用した「反語」によって、批判の対象となる人物を隠している。な

お、「反語」については、趙翼『廿二史劄記』卷十二「六朝多以反語作讖」に詳しい。

武帝の太康三年、呉を平げし後、江南の童謡に曰く、「局縮肉、數横目、中國、當に敗るべく、呉、當に復すべし」と。又た曰く、「宮門の桂、且に當に朽ちるべし。呉、當に復すべし。三十年の後に在り」と。又た曰く、「雞鳴に翼を拊かず、呉、復するに力を用いず」と。時に呉人、皆な孫氏の子孫に在りと謂う。故に竊かに發して亂を爲す者、相繼ぐ。案ずるに、「横目」とは四の字なり。呉亡びしより元帝興るに至るまで幾んど四十年。元帝は江東に興る。皆な童謡の言の如し。元帝、慝にして斷少なし。「局縮肉」は、斥す所有るなり。

※「横目」は「目」を横にすることを示唆し、「目」の字を横にした「四」の字を意味する。

王恭、京口に在りしとき、百姓の間に忽ち云う、「黄頭小兒、賊を作さんと欲す。阿公、城に在り、指を下して縛得す」と。又た云う、「黄頭小人、亂を作さんと欲す。頼に金刀を得て藩扞と作す」と。黄字の上は恭字の頭なり。小人は恭字の下なり。尋いで謠の言の者の如し。

※拆字による。「黄」の上部と「小人」とを組み合わせると「恭」という漢字になり、王恭を指す。

苻堅の初め、童謡に云う、「阿堅、連牽三十年。後、若し敗らんと欲する時、當に江湖の邊に在るべし」と。堅、位に在るに及び、凡そ三十年にして、淝水に敗る。是れ其の應なり。又た謠語に云う、「河水、清くして復た清し。苻堅、新城に死す」と。堅、姚萇の殺す所と爲し、新城に死す。復た謠歌に云う、「魚羊田升、當に秦を滅ぼす」と。識者以爲えらく、「魚羊は鮮なり。田升は卑なり。堅、自ら秦と號す。言うところは、之れを滅ぼす者は鮮卑なり」と。其の羣臣、堅を諫め、盡く鮮卑を誅せしむ。堅、從わず。淮南に敗還するに及び、初めて慕容沖の攻める所と爲り、又た姚萇の殺す所と爲る。身死して國滅ぶ。

※拆字による。「魚」と「羊」を合成して「鮮」、「田」と「升」を合成して「卑」「鮮卑」を指す。

第十八章 注

1 董仲舒の思想に関しては、前掲の重澤俊郎「董仲舒研究」、田中麻紗巳「董仲舒を中心にした漢代の自然観」（前掲『両漢思想の研究』所収）を参照。

2 『春秋公羊傳』に関しては、日原利国『春秋公羊傳の研究』（創文社、一九七六年）を参照。

3 田中麻紗巳「何休の思想」（前掲書所収）を参照。

4 鄭玄曰、「胡、胡亥、秦二世名也。秦見圖書、不知此爲人名、反備北胡。」（『集解』）。なお、胡三省は「録圖書、如後世讖緯之書」（『資治通鑑』秦紀二）と言い、顧炎武も「讖記之興、實始於秦、而盛於西京之末也」（『日知錄』卷三十「圖讖」）と言うように、漢以前の予言として認めている。一方、近代日本では中井積徳は「讖文元無所斥、所以爲胡亥者、亦後人所解謎。此不當以爲註釋」、瀧川龜太郎は「始皇欲擊胡、託言圖讖以爲口實耳」（『史記會注考證』）と解釈し、これを「予言」として認めない。これは近代的思惟によった結果であろうが、基本的に讖緯の書や「予言」が中国思想史研究上で「怪誕邪説」として軽視され、中国古代の讖緯や「予言」の社会的意味を理解しようとしなかったことによると思われる。

5 『戰國策』は子楚と出会って帰宅した呂不韋が父親と交わした問答を次のように記している。

濮陽人呂不韋賣於邯鄲、見秦質子異人。歸而謂父曰、耕田之利幾倍。曰、十倍。珠玉之贏幾倍。曰、百倍。立國家之主贏幾倍。曰、無數。曰、今力田疾作、不得煖衣餘食。今建國立君、澤可以遺世、願往事之。（秦策五）

このエピソードも呂不韋が子楚に家財をつぎ込んだのは決して義侠心からではなく、あくまで「無數」の利を得るための投機であったことを物語っている。

6 司馬光は「不韋、佯りて怒る」（『資治通鑑』周紀五）と、呂不韋がすべて計算し尽くした上で開いた酒宴のように記録しているが、これは決して穿ち過ぎではないと思われる。

7 大室幹雄は「滑稽なことに、自分を落魄の境遇から救出してくれた（だが憎むべき）呂不韋に終生感謝の念を捧げていたのである」と言い、子楚は最後までその事実を知らなかったとしている（『正名と狂言』「墳墓と言語——秦始皇帝の父親殺し」、せりか書房、一九七五年）。

8 秦王年少、太后時時秘竊私通呂不韋。不韋家僮萬人。……始皇帝益壯。太后淫不止。呂不韋恐覺禍及己、乃私求大陰人嫪毐以爲舍人、時縱倡樂、使毐以其陰關桐輪而行、令太后聞之、以昭太后。太后聞、果欲私得之。呂不韋乃進嫪毐、詐令人以腐罪告之。不韋又陰謂太后曰、可事詐腐、則得給事中。太后乃陰厚賜主腐者吏、詐論之、拔其鬚眉爲宦者、遂得侍太后。太后私與通、絶愛之。有身。太后恐人知之、詐卜、當避時、徙宮居雍。嫪毐常從、賞賜甚厚、事皆決於嫪毐。嫪毐家僮數千人、諸客求宦、爲嫪毐舍人千餘人。

(呂不韋列傳)

9 (惠文王) 七年、樂池相秦。韓・趙・魏・燕・齊帥匈奴共攻秦。秦使庶長疾與戰修魚、虜其將申差、敗趙公子渴・韓太子奭。斬首八萬二千。(秦本紀)

10 注1参照。

11 始皇二十六年、蒙恬因家世得爲秦將、攻齊、大破之、拜爲內史。秦已并天下、乃使蒙恬將三十萬衆北逐戎狄、收河南。築長城、……於是渡河、據陽山、逶蛇而北。暴師於外十餘年、居上郡。是時蒙恬威振匈奴。(蒙恬列傳)

於是乃相與謀、詐爲受始皇詔丞相、立子胡亥爲太子。更爲書、賜長子扶蘇曰、「朕巡天下、禱祠名山諸神、以延壽命。今扶蘇與將軍蒙恬、將師數十萬以屯邊、十有餘年矣。……」(李斯列傳)

後秦滅六國、而始皇帝使蒙恬將十萬之衆北擊胡、悉收河南地。……頭曼不勝秦、北徙。十餘年而蒙恬死。(匈奴列傳)

秦皇帝不聽、遂使蒙恬將兵而攻胡、卻地千里、以河爲境。地固澤鹵、不生五穀。然後發天下丁男以守北河。暴兵露師十有餘年、死者不可勝數、終不能踰河而北。(主父列傳)

なお、この点に関しては早くから問題となるところで、梁玉繩は、「案、恬自始皇三十二年將三十萬衆擊胡、至三十七年死。首尾僅六年。而云十餘年、與主父・匈奴傳同誤」(『史記志疑』卷三十一「蒙恬列傳」)、「案、六年爾。安得十餘年」(同、卷三十三「匈奴列傳」)と言い、「十餘年」は誤りで蒙恬が匈奴と戦ったのは始皇三十二年以後であるとする。

12 もちろん、この詔は趙高の手になる偽物であるが、趙高がこれを偽作した目的は扶蘇と蒙恬とを罪に陥れることであるから、蒙恬が匈奴と戦った年数を偽る必然性は全くない。

13 『史記』李斯列傳には「始皇有二十餘子」、「皇帝二十餘子」とある。裴駰は「辯士隱姓名、遺秦將章邯書曰『李斯爲秦王死、廢十七兄而立今王』也。然則二世是秦始皇第十八子」と、始皇帝の子は十八人であったとする(『史記集解』)が未詳。

14 第三章の注8を参照。

15 二世然高之言、乃更爲法律。於是羣臣諸公子有罪、輒下高、令鞠治之。殺大臣蒙毅等、公子十二人僇死咸陽市、十公主枉死於杜、財物入於縣官、相連坐者不可勝數。(李斯列傳)

16 子楚が子供のいない華陽夫人を抱き込んで秦王となるに至ったことを思えば、胡亥にとってこの殉死は諸公子を殺すと同じく重要であったと考えられる。

17 二世曰、「先帝後宮非有子者、出焉不宜。」皆令從死。死者甚衆。葬既已下、或言、工匠爲機、藏皆知之。藏重卽泄、大事畢。已藏、閉中羨、下外羨門、盡閉工匠藏者。無復出者。樹草木以象山。(秦始皇本紀)

18 四月、二世還至咸陽。曰、「先帝爲咸陽朝廷小、故營阿房宮。爲室堂未就、會上崩、

罷其作者、復土酈山。酈山事大畢。今釋阿房宮弗就、則是章先帝舉事過也。」復作阿房宮。……咸陽三百里內、不得食其穀。用法益刻深。……二年冬、……盜賊益多、而關中卒發東擊盜者毋已。右丞相去疾・左丞相斯・將軍馮劫進諫曰、「關東羣盜並起、秦發兵誅擊、所殺亡甚衆。然猶不止。盜多、皆以戍・漕・轉・作事苦、賦稅大也。請且止阿房宮作者、減省四邊戍轉。」（秦始皇本紀）

19 日原利国「災異と讖緯——漢代思想へのアプローチ——」（前掲『漢代思想史の研究』所収）参照。

20 （昭公二十四年）冬、十月、癸酉、王子朝用成周之寶珪于河。甲戌、津人得諸河上。陰不佞以溫人南侵。拘得玉者、取其玉、將賣之、則爲石。（『春秋左氏傳』）

左氏昭公二十四年十月癸酉、王子鼂以成周之寶圭湛于河、幾以獲神助。甲戌、津人得之河上。陰不佞取將賣之、則爲石。是時王子鼂篡天子位、萬民不鄉、號令不從。故有玉變、近白祥也。癸酉入而甲戌出、神不享之驗云。玉化變石、貴將爲賤也。後二年、子鼂犇楚而死。（五行志中之上）

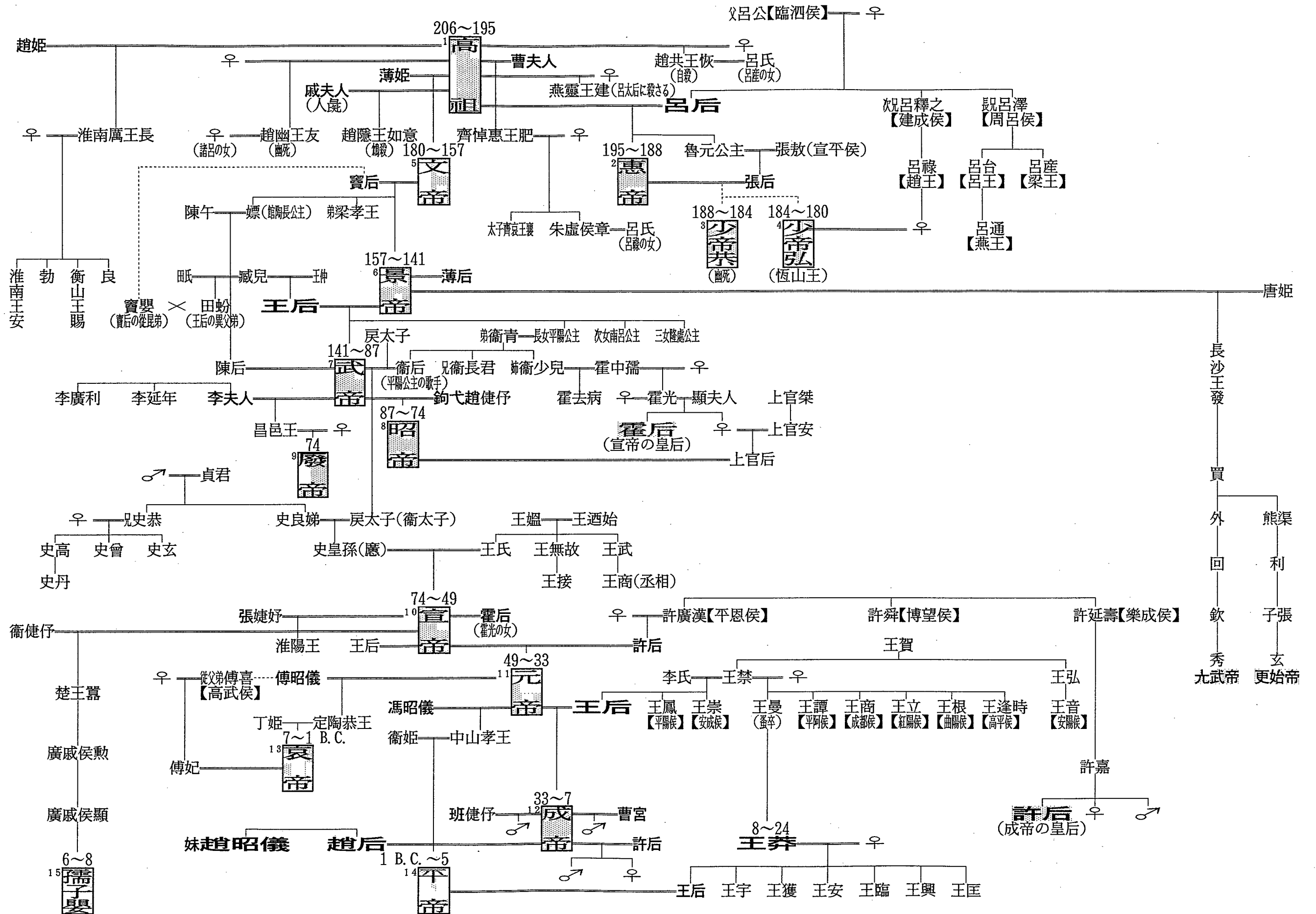
21 史記、秦始皇帝二十六年、有大人長五丈、足履六尺、皆夷狄服。凡十二人、見于臨洮。天戒若曰、勿大爲夷狄之行、將受其禍。是歲始皇初并六國、反喜以爲瑞、銷天下兵器、作金人十二以象之。遂自賢聖、燔詩書、坑儒士。奢侈暴虐、務欲廣地。南戍五嶺、北築長城以備胡越、塹山填谷、西起臨洮、東至遼東、徑數千里。故大人見於臨洮、明禍亂之起。後十四年而秦亡、亡自戍卒陳勝發。（五行志下之上）

22 史記秦孝公二十一年、有馬生人、昭王二十年、牡馬生子而死。劉向以爲皆馬禍也。孝公始用商君攻守之法、東侵諸侯、至於昭王、用兵彌烈。其象將以兵革抗極成功、而還自害也。牡馬非生類、妄生而死、猶秦恃力彊得天下、而還自滅之象也。一曰、諸畜生非其類、子孫必有非其姓者、至於始皇、果呂不韋子。京房易傳曰、「方伯分威、厥妖牡馬生子。亡天子、諸侯相伐、厥妖馬生人。」（五行志下之上）

22 加地伸行『儒教とは何か』（中公新書、一九九〇年）、及び『沈黙の儒教——儒教』（筑摩書房、一九九四年）を参照。

23 池田秀三「緯書鄭氏学研究序説」（『哲学研究』第五四八号、一九八三年）、「読易緯通卦驗鄭注札記——周礼との関連を中心に——」（中村璋八編『緯学研究論集』平河出版社、一九九三年）、及び前掲『緯書と中国の神秘思想』を参照。

前漢外戚關係網 206B.C. ~ 8A.D. (新8~24)



25A. D. ~ 220

